日本赤十字看護大学

Japanese Red Cross
College of Nursing

履修の手引き・学生便覧

看護学部

2026（令和8）年度

履修の手引き・学生便覧

看護学部

日本赤十字看護大学

目　次

Ⅰ．本学で学ぶ ・・・

［5］学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について
［6］各種証明書の発行手続きについて　［7］届出事項の変更について
4．学籍について ・・・

Ⅳ．大学 ICT 環境について ・・・

- 校歌 ・・・

Ⅰ．本学で学ぶ

日本赤十字看護大学の建学精神

学長　守田　美奈子

日本赤十字看護大学の始まりは、日本赤十字社が救護員としての看護師養成を始めた1890年（明治23年）です。専門学校、短期大学と歴史を刻み、1986年に日本赤十字看護大学となり、2005年日本赤十字武蔵野短期大学と統合しました。そして、2020年には、さいたま看護学部が新たに誕生し、今日に至っています。

我が国の看護教育の変遷とほぼ重なる歴史をもつ本学の建学の精神は、赤十字の目的であり理念である人道ヒューマニティです。「赤十字は、苦痛と死とに対して闘う。赤十字は、人間が、すべての場合において、人間らしく取り扱われることを要求する。」赤十字のこの理念は、文字通り戦争や災害などによる人々の苦しみを和らげること、命を救うことであり、人間の尊厳を守ることと理解できます。そして、これは看護の目指すところでもあります。日本赤十字社はその目的を達成するために看護師養成を重要事業の一つとして位置付け、本学はその中心的な役割を果たしてきたのです。

人道とは人の道と書きます。人間として歩むべき道の一つの理想が赤十字の活動と考えられますが、それはあくまでも大きな指針であり、赤十字人として看護者としての私たちは、一人ひとり自分で人間としての道を探り歩まなければなりません。そしてこのことはいつも容易であるとは限りません。看護の場面で考えてみましょう。看護者が守るべき人の道とは、看護を必要とするその人の命、その人の尊厳を守り大切にすることです。「その人」を強調しているのは、人間は一人ひとり異なるからです。その人の生きてきた歴史、その人が大切にしていることや周りの人々との関係。その人をわかろうとする努力なくして、その人の命や尊厳を大切にし、守ることはできません。その人のことをわかるには、知識、感性、知恵、そして想像力が大切ですし、その人に役立つ看護援助を提供するにはこれらに加えて創造性や勇気、粘り強さなどが求められるでしょう。

看護学は人間学でもあります。哲学や倫理学、社会学や心理学、そして基礎医学と臨床医学などなど、他の多くの学問の助けを得て、そして学問的素養を積んで人道を看護者として探求し歩むことができるのです。大学とは、多くの学問との出会いを可能にしてくれる場であると言えます。しかし、大学はその準備をするあるいは環境を整えることをしますが、その出会いを求め、学びを深めるのは学生一人一人の主体性に委ねられています。

赤十字と看護、共通するところは理念や目的だけではありません。行動もしくは運動と実践ということも共通しています。赤十字も看護も理論的学問的探求は行動、実践と不可分です。実践するなかでふりかえり、探求し、理論化することができます。看護学を学ぶうえで直接患者の方々にかかわる実習を重視するのは、看護が実践学であるからに他なりません。そして赤十字の大学として、平常時の人々への看護だけではなく、災害発生時にも人々の命を守り苦痛をやわらげ、人間的な処遇、人間としての尊厳を守る援助についても、教育研究を重ねていくことが本学の使命と考え、学生と教職員が共に学び探求することを目指しています。

日本赤十字看護大学の礎となる建学の精神

本学の建学の精神は赤十字の「人道」にあります。いかなる場合においても一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利を、看護を通し広く社会に、さらには国際的な分野においても実現するために、看護学に関する専門分野の教育、研究を行うことを目指します。

教育理念

本学は、人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる。

看護学部の教育目的・目標

1．教育目的・目標

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

1) 人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。
2) 人間の尊厳（Human Dignity）と権利（Human Rights）を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。
3) さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。
4) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
5) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
6) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
7) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。
8) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。

2．ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本学では、次の力を卒業までに身につけることを重視し、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。

全ての DP は相互に関連しながら、7）と8）に示した統合的な力を身につける。

1）擁護する力
倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力

2）グローバルな視点で関心をもつ力
人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力

3）関係を築く力
多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力

4）実践する力
あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力

5）探求する力
問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力

6）連携・協働する力
健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力

7）成長する力
専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力

8）変化を生み出す力
既成概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力

3．カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

看護学部のディプロマ・ポリシーの達成のために、以下の方針でカリキュラムを編成し、実施する。

1) 赤十字の理念に基づき人道の実現を目指した看護を探求できるカリキュラムとする。
2) 人道の実現にむけた幅広く豊かな思考、価値観を有する人間性と自律性を涵養するために、高等学校からの連携教育を図り、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学修を積むとともに、文理双方の分野から様々な科目で構成するリベラルアーツ科目を全学年通じて学修できるカリキュラムとする。
3) 本学で育成したい能力の獲得と効果的な学修に向けて、コンピテンシーベースおよび各専門領域が連動しあう科目設定にするとともに、講義・演習・実習を一体化した統合的なカリキュラムとする。
4) 学生一人ひとりの個別性をふまえた少人数制の教育を取り入れるとともに、学内外での学びを通じて自律性や創造性を発揮できるよう、学生の自己学修や学外活動を促進するために、セメスター制を基本としクオーター併用制に準じた時間割編成とする。
5) 様々な世代や健康状態にある人々の生活を理解する学修からスタートし、医療を必要とする人との生活とその看護に関する学修、保健医療福祉に関わる多職種の中での看護の機能と役割を学修するカリキュラムとする。
6) 自律した看護職者、また看護の立場からリーダーシップを発揮できる人材となるために、アクティブ・ラーニングを基盤とした学修を展開し、４年間かけて主体性、探求力、発信力を育むことができるカリキュラムとする。
7) 学修成果の評価は、多様な形態を用いた総合的な評価を行う。加えて、学生とのパートナーシップを活用して教育方法・内容の改善につなげる。

具体的には、＜基礎科目群＞と＜看護専門科目群＞という２つの科目群によって構成し、２つの科目群のバランスを配慮したカリキュラム構造としている。

＜基礎科目群＞は、建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性のある人材育成を目的とするための科目群である。ここでは、「赤十字」、「人間」、「社会」、「自然と科学」、「情報」、「言葉」、「健康」、「研究」に区分する。

＜看護専門科目群＞は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学修するための科目群である。ここでは、「看護論」、「基盤臨床看護論」、「精神保健看護学」、「生涯発達看護学」、「地域・在宅看護学」、「看護管理学・看護教育学」、「応用看護学」、「国際・災害看護学」、「看護学実習」、「公衆衛生看護学」に区分する。

4．アセスメント・ポリシー（学修成果の把握に関する方針）

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、大学（機関）レベル、学部（教育課程）レベル、科目レベルの各段階で学修成果を把握し評価・検証する。

1）大学（機関）レベル

アドミッション・ポリシーに基づいて入学した学生が卒業まで身につけるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）を満たし、社会に貢献する人材に成長しているか評価し、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直し及び教育の質保証に役立てる。

2）学部（教育課程）レベル

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程で編成され学修成果を上げているか、また、卒業までに身につけるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）を満たす人材にどれだけ近づいているか評価し、カリキュラム改善・学習支援に役立てる。

3）科目レベル

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく学修内容で構成され、学修成果を上げているか科目ごとに評価し、授業改善・学習支援に役立てる。

日本赤十字看護大学学生支援の基本方針

本学では、建学の精神である「人道」に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会、さいたま学生生活・就職支援委員会及び研究科学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を以下の方針で行います。

１．修学支援

- 修学に関する継続的な相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。また、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
- 休学者、退学者及び留年者については、早期に状況の把握と分析を行い、学生個々の課題に応じた具体的な対応策を講じる。
- 経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。大学院生については、研究教育活動を担いつつ経済的支援を得られる制度を整備する。
- 障がいのある学生に対して実効性のある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。

２．生活支援

- 学生の主体性や自律性の育成を学生支援の柱として位置づけ、これが十分に発揮されるよう、学生が安心して学び、成長できる包括的な支援体制を構築するとともに、人間的な成長を培う機会を保障する。
- 保健室と学生相談室を設置し、将来人々のヘルスケアに携わる専門職者となる学生が、学業に専念し、心身の健康保持増進について自己管理できるよう支援する。
- 感染症対策や災害時対策など危機管理体制を整備する。
- ハラスメント問題に対処するために、人権・倫理委員会が中心となってハラスメント防止の機能を強化すると同時に、防止に向けての啓発活動を継続的に展開する。また、ハラスメントが発生した場合には、学生の不利益を最小限にするよう適切な対応を行う。
- 学生の責任感、社会性を育む貴重な機会である課外活動について、学習や生活などを含めた広い視点から参加しやすい環境を整備し、その活動を適切に支援に支援する。
- 学生支援を充実させるため、保護者等との連携を強化する。

３．進路支援

- 学生自らがキャリアプランニングできるように教職員が協働し組織的な支援を行う。
- 看護師・保健師・助産師の資格取得のための国家試験対策を充実させ、全員が合格できるように支援する。
- キャリアガイダンスを継続的に実施し、希望する進路（就職・進学等）へ向けて学生が主体的に選択決定できるよう支援する。

日本赤十字看護大学障がい学生支援の基本方針

1．目的

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、障がいのある学生の支援を目的としてこの基本方針を定める。

2．基本理念

本学は、すべての学生が、障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学びあう大学を目指し、障がい学生支援を行う。

3．支援対象と支援範囲

（1）支援対象

支援対象の学生は、障害者基本法（第2条第1号）に定める障がい者（「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）で、本人が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者とする。

（2）支援範囲

修学に関する事項（授業、試験、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加など）を中心に、障がい学生の個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。（なお、本学の入学を希望する障がいのある受験生には、入学試験に関する事項において、個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。）

4．支援内容の合意形成障がい学生から支援を求める意思表示があった場合

障がい学生の主体性を尊重し、その所属する看護学部・研究科の学修の特徴(※)と障がい学生の個別ニーズに基づいて支援内容を検討する。

（※　学外の実習が多い、患者のケアに直接的に関わる、など）

（1）本学が行う事項

①本学に在籍する障がい学生（及び本学を受験する障がいのある受験生）に対し、修学に関する情報提供と相談を行う。

②障がい学生の個別特性に基づくニーズを検証する。

③所属する学部・研究科の学修の特徴と障がい学生の個別ニーズに基づき支援内容を検討する。

④支援内容は、障がい学生との建設的対話に基づき合意形成を図る。

⑤障がい学生の支援は、学内の組織及び構成員と協議・連携し行う。

（2）　障がい学生が行う事項

①本学の教育研究の特徴と自分の障がい特性を理解し、支援を活用し、主体的に学ぶことに努める。

②障がい特性及び個別ニーズの根拠を示す情報や資料を提供する。

③合理的配慮の内容については、本学教職員との建設的対話を重ね、情報共有と合意形成により決定するものであることを理解する。合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」（平成２６年批准）第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を意味する。）

5．支援体制

障がい学生支援委員会、さいたま障がい学生支援委員会が、障がい学生の個別ニーズと本学の教育研究の特徴に基づいた支援内容を検討し、本学における障がい学生支援の推進に取り組む。

障がい学生支援委員会、さいたま障がい学生支援委員会が中心となり、アカデミック・アドバイザー、研究指導教員、授業担当教員、学生相談室カウンセラー、保健室担当保健師、事務担当係、その他大学関係者が連携・協力する体制をとる。

6．差別的な取扱の禁止

本学は、障がい学生等に対して、理由に関わらず、障害に由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。

Ⅱ．履修について

2026(令和8)年度　看護学部　学年暦

変更箇所：赤字
2026.3.23(Ver.2.3)

前期　４月～９月　／　後期　１０月～３月

事　　項	月　・　日	備　　考
学　年　開　始	４月１日(水)	
入　学　式	４月２日(木)	
健　康　診　断	４月３日(金)	全学年
ガイダンス（前期）	４月３日(金) ～４月７日(火)	１年生
	４月３日(金) ・４月６日(月)	編入３年生
前期授業開始	４月６日(月)	２年生・３年生・４年生
	４月７日(火)	編入３年生
	４月８日(水)	１年生
履　修　登　録	４月３日(金)～４月８日(水)	全学年
	＜履修登録変更受付期間＞	
	４月14日(火)～４月17日(金)	前期（全学年）-前期は取消のみ-
	９月28日(月)～10月５日(月)	後期（１年生・２年生・編入３年生・４年生）
	９月24日(木)～９月25日(金)	後期（３年生）
病　院　説　明　会	４月23日(木)	全学年休講
臨　時　休　業	４月30日(木)	全学年
日本赤十字社創立記念日	５月１日(金)	全学年
大　学　祭	６月27日(土)	準備：前日金曜日[3限まで授業]
理事長特別講義	●月●日（●）●限	２年生
定期試験期間（前期） ※一部の科目は定期試験期間外に実施します。	７月27日(月)～7月31日(金)	１年生・編入３年生
	７月21日(火)～７月24日(金)	２年生
	６月８日(月)～６月12日(金)	３年生
	５月25日(月)～５月28日(木)	４年生（「公衆衛生看護学」履修者除く）
夏　季　休　暇 ※追再試期間（前期）を含みます。	８月３日(月)～９月25日(金)	１年生・２年生・編入３年生
	８月３日(月)～９月17日(木)	３年生（グループ１・３）
	６月15日(月)～８月７日(金) ９月14日(月)～９月17日(木)	３年生（グループ２）
	７月27日(月)～８月27日(木)	４年生
追再試験期間（前期）	８月31日(月)～９月３日(木)	１年生・２年生・編入３年生 ※入構禁止日以外で設定
	９月14日(月)～９月16日(水)	３年生
	８月24日(月)～８月27日(木)	４年生
『研究Ⅰ』提出期間	８月19日(水)～９月18日(金)	４年生
ガイダンス（後期）	９月28日（月）1限	１年生
	９月28日（月）4限	２年生
	９月18日（金）1限	３年生
	９月28日（月）1限	編入３年生
	９月30日（水）3限	４年生
後期授業開始	９月28日(月)	１年生・２年生・４年生
	９月21日(月)	３年生
	９月24日(木)	編入３年生
『研究Ⅱ』提出期間	11月24日(火)～12月15日(火)	４年生（「研究Ⅱ」選択者のみ）
防　災　訓　練	12月２日（水）3限	全学年
冬　季　休　暇	12月28日(月)～１月１日(金)	
定期試験期間（後期）	１月25日(月)～１月29日(金)	１年生・２年生・編入３年生
	１月12日(火)～１月15日(金)	３年生
	１月４日(月)～１月８日(金)	４年生
追再試験期間（後期）	２月22日(月)～２月26日(金)	１年生・２年生・編入３年生
	２月15日(月)～２月19日(金)	３年生
	１月25日(月)～１月27日(水)	４年生
卒　業　式	３月16日(火)	
春　季　休　暇 ※追再試期間（後期）を含みます。	２月１日(月)～３月29日(月)	１年生・２年生・編入３年生
	２月15日(月)～３月29日(月)	３年生
次年度ガイダンス	３月30日(火) ・３月31日(水)	新２年生・新３年生・新４年生 ※進級する学年に参加
学　年　終　了	３月31日(水)	

※赤十字の看護大学生として、次の行事に参加します。
　全国赤十字大会　５月12日(火)４年生　　／　東京都赤十字大会　●月●日(●)１年生
※病院説明会及び防災訓練は大学行事です。全員が参加してください。

＊上記の他、入学試験に係る学内立入禁止日と大学閉館期間があります。日程は決定次第、掲示にてお知らせします。

＜編入学生への注意事項＞
試験関係日程のうち編入学年の記載は編入生単独クラス科目のみ該当し、他の授業科目については合同学年の期間が該当します。

＊日程については、今後変更される場合があります。

2026(令和8)年度　看護学部　実習等関係日程表

事　　項	1年生	2年生	3年生	4年生
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－２ （全体オリエンテーション）				4月6日(月)
看護学導入実習Ⅰ（Aクラス）	5月11日(月)～ 5月22日(金)			
看護学導入実習Ⅰ（Bクラス）	5月25日(月)～ 6月5日(金)			
公衆衛生看護学実習				5月14日(木)～ 6月19日(金)
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－２				5月29日(金)～ 7月24日(金)
健康レベル別看護学実習(レベルⅢ)				6月15日(月)～ 7月24日(金)
成育期看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成熟期看護学実習Ⅱ 精神保健看護学実習			6月22日(月)～ 7月24日(金)	
基盤臨床看護論実習Ⅰ		7月27日(月)～ 7月31日(金)		
赤十字国際活動論演習			8月中旬	
成熟期看護学実習Ⅰ			8月18日(火)～ 9月7日(月)	
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－２				8月28日(金)～ 9月25日(金)
成育期看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成熟期看護学実習Ⅱ 精神保健看護学実習			9月28日(月)～ 10月9日(金)	
成熟期看護学実習Ⅰ			9月28日(月)～ 10月16日(金)	
看護学総合実習				10月19日(月)～ 11月6日(金)
基盤臨床看護論実習Ⅱ（Aクラス）		10月19日(月)～ 11月6日(金)		
基盤臨床看護論実習Ⅱ（Bクラス）		11月9日(月)～ 11月27日(金)		
成熟期看護学実習Ⅰ			11月2日(月)～ 11月20日(金)	
成育期看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成熟期看護学実習Ⅱ 精神保健看護学実習			11月9日(月)～ 11月20日(金)	
成育期看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成熟期看護学実習Ⅱ 精神保健看護学実習			12月7日(月)～ 12月18日(金)	
成熟期看護学実習Ⅰ			12月7日(月)～ 12月25日(金)	
看護学導入実習Ⅱ（Bクラス）	12月7日(月)～ 12月11日(金)			
看護学導入実習Ⅱ（Aクラス）	12月14日(月)～ 12月18日(金)			
地域・在宅看護学実習 （全体オリエンテーション）			1月6日(水)	
成育期看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成熟期看護学実習Ⅰ・Ⅱ 精神保健看護学実習			1月18日(月)～ 1月29日(金)	
成熟期看護学実習Ⅰ			1月18日(月)～ 2月5日(金)	
国際看護協働演習※			3月14日(日)～ 3月19日(金)	

※詳細については別途お知らせします。
＊上記の他、各実習にてオリエンテーションが実施されます。日程は、実習別に別途掲示にてお知らせします。実習オリエンテーションを受けておらず、実習の準備状況が整っていない場合は実習を受けることができないので注意してください。

2026年（令和8年）度　前期　実習等スケジュール

4月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1年	全体日程		入学式	健康診断			ガイダンス																	病院説明会						祝日（昭和の日）	臨時休業
2年	全体日程																														
3年	全体日程																														
編3年	全体日程		入学式				ガイダンス																								
4・編4年	看護師																														
	保健師																														

入学式：2日
前期ガイダンス（1年）：3日・6日・7日
前期ガイダンス（編3年）：3日・6日
前期ガイダンス（2年・3年・4年・編4年）：3日
健康診断：3日
履修登録期間：3日～8日
履修登録変更受付期間：14日～17日
病院説明会：23日

5月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1年	実習G1	日赤創立記念日		祝日（憲法記念日）	祝日（みどりの日）	祝日（こどもの日）	振替休日					導入実習Ⅰ 1st 赤十字							導入実習Ⅰ 2nd 地域														
	実習G2											導入実習Ⅰ 1st 地域							導入実習Ⅰ 2nd 赤十字														
	実習G3																									導入実習Ⅰ 1st 赤十字						
	実習G4																									導入実習Ⅰ 1st 地域						
	授業日程																															
2年	全体日程																															
3年	全体日程																															
編3年	全体日程																															
4・編4年	看護師																									定期試験				地・在		
	保健師														公衆衛生実習				公衆衛生実習							公衆衛生実習						

導入実習Ⅰ（1年）：11日～22日
公衆衛生実習（4年・編4年）：14日～6月19日
導入実習Ⅰ（1年）：25日～6月5日
定期試験（4年・編4年）：25日～28日
地域・在宅実習Ⅳ-2（4年）：29日～7月3日

6月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
1年	実習G1																														
	実習G2																														
	実習G3	導入実習Ⅰ 2nd 地域																													
	実習G4	導入実習Ⅰ 2nd 赤十字																													
	授業日程																														
2年	全体日程																														
3年	G1															P1：講義・演習							P1：実習「母性・小児」							P1：実「母・小」	
	G2								定期試験																						
	G3															P1：講義・演習							P1：実習「精神・老年」							P1：実「精・老」	
編3年	全体日程																														
4・編4年	看護師	地域・在宅実習②（Ⅳ）							地域・在宅実習②（Ⅳ）							健康レ実習	健康レ実習						健康レ実習							健レ実	
	保健師	公衆衛生実習							公衆衛生実習								地域・在宅実習②（Ⅳ）						地域・在宅実習②（Ⅳ）							地実②（Ⅳ）	
																	公衆衛生実習														

導入実習Ⅰ（1年）：～5日
地域・在宅実習Ⅳ-2（4年）：～7月3日
公衆衛生実習（4年・編4年）：～19日
健康レベル別実習（4年）：15日～7月3日
定期試験（3年）：8日～12日
P1（母性・小児・老年・精神）（3年）：22日～7月3日

7月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1年	全体日程																				祝日							定期試験				
2年	全体日程																					定期試験						基盤実習Ⅰ				
3年	G1	P1：実「母・小」					P1：講義・演習							P1：実習「小児・母性」							P1：実習「小児・母性」							P1：まとめ				
	G2																															
	G3	P1：実「精・老」					P1：講義・演習							P1：実習「老年・精神」							P1：実習「老年・精神」							P1：まとめ				
編3年	全体日程																											定期試験				
4・編4年	看護師	健康レ実習					地域・在宅実習②（Ⅳ）							地域・在宅実習②（Ⅳ）							地域・在宅実習②（Ⅳ）												
	保健師	地域・在宅実習②（Ⅳ）					健康レ実習							健康レ実習							健康レ実習												

P1（母性・小児・老年・精神）（3年）：～3日、13日～24日
健康レベル別実習（4年）：～3日 、6日～24日
地域・在宅実習Ⅳ-2（4年）：～3日 、6日～24日
定期試験（2年）：21日～24日
基盤実習Ⅰ（2年）：27日～31日
定期試験（1年・編3年）：27日～31日

8月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
1年	全体日程											祝日（山の日）																				追・再試
2年	全体日程																															追・再試
3年	G1																															
	G2																	P1：実習「成人」							P1：実習「成人」						実「成」
	G3																															
編3年	全体日程																															追・再試
4・編4年	看護師																									追・再試			地・在			地・在
	保健師																															

P1（成人）（3年）：18日～9月7日
「研究Ⅰ」提出期間（4年・編4年）：19日～9月18日
追・再試験期間（1年・2年・編3年）：31日～9月3日
追・再試験期間（4年・編4年）：24日～27日
※追・再試験は入構禁止日以外で実施
地域・在宅実習Ⅳ-2（4年）：28日～9月25日

9月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
1年	全体日程	追・再試																													
2年	全体日程	追・再試																													
3年	G1																					P2：講義・演習							P2：実「精・老」		
	G2	P1：実習「成人」						P1：まとめ							追・再試							P2：講義・演習							P2：実「母・小」		
	G3																					P2：講義・演習							P2：実「成人」		
編3年	全体日程	追・再試																													
4・編4年	看護師	地域・在宅実習②（Ⅳ）						地域・在宅実習②（Ⅳ）							地域・在宅実習②（Ⅳ）							地域・在宅実習②（Ⅳ）											
	保健師																														

地域・在宅実習Ⅳ-2（4年）：～25日
追・再試験期間（3年）：14日～16日
「研究Ⅰ」提出期間（4年・編4年）：～18日
P1（成人）（3年）：～7日
履修登録変更受付期間（1年・2年・編3年・4年・編4年）：28日～10月5日
履修登録変更受付期間（3年）：24日～25日
追・再試験期間（1年・2年・編3年）：～3日
P2（母性・小児・老年・精神）（3年）：28日～10月9日
P2（成人）（3年）：28日～10月16日

2026年（令和8年）度　後期　実習等スケジュール

10月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1年	全体日程												祝日																			
2年	G1																			基盤Ⅱ 1G							基盤Ⅱ 1G					
	G2																															
3年	G1	P2:実「精・老」				P2:実習「精神・老年」							P2:講義・演習							P2:講義・演習							P2:講義・演習					
	G2	P2:実「母・小」				P2:実習「母性・小児」							P2:講義・演習							P2:講義・演習							P2:講義・演習					
	G3	P2:実「成人」				P2:実習「成人」							P2:実習「成人」							P2:講義・演習							P2:講義・演習					
編3年	全体日程												（スポーツの日）																			
4・編4年	看護師																			総合実習							総合実習					
	保健師																															

履修登録変更受付期間（1年・2年・編3年・4年・編4年）：～5日
P2（母性・小児・老年・精神）（3年）：～9日
P2（成人）（3年）：～16日
基盤実習Ⅱ（2年）：19日～11月6日
総合実習（4年）：19日～11月6日

11月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
1年	全体日程			祝日																				（勤労感謝の日）								
2年	G1		基盤Ⅱ 1G							基盤Ⅱ 2G							基盤Ⅱ 2G							基盤Ⅱ 2G								
	G2			（文化の日）																												
3年	G1		P2:講義・演習							P2:実習「老年・精神」							P2:実習「老年・精神」							P2:まとめ						P3:講・演	
	G2		P2:講義・演習							P2:実習「小児・母性」							P2:実習「小児・母性」							P2:まとめ						P3:講・演	
	G3		P2:実習「成人」							P2:実習「成人」							P2:実習「成人」							P2:まとめ						P3:講・演	
編3年	全体日程			（スポーツの日）																												
4・編4年	看護師		総合実習																					（感謝の日）								
	保健師																															

基盤実習Ⅱ（2年）：～6日
基盤実習Ⅱ（2年）：9日～27日
P2（成人）（3年）：2日～20日
P2（母性・小児・老年・精神）（3年）：9日～20日
総合実習（4年）：～6日
「研究Ⅱ」提出期間（4年・編4年）：24日～12月15日

12月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1年	実習G1														導入実習Ⅱ 1G																	
	実習G2							導入実習Ⅱ 2G																								
	授業日程																															
2年	全体日程																															
3年	G1	P3:講義・演習						P3:実習「成人」							P3:実習「成人」							P3:実習「成人」										
	G2	P3:講義・演習						P3:実習「精神・老年」							P3:実習「精神・老年」							P3:講義・演習										
	G3	P3:講義・演習						P3:実習「母性・小児」							P3:実習「母性・小児」							P3:講義・演習										
編3年	全体日程																															
4・編4年	看護師																															
	保健師																															

基盤実習Ⅰ（1年）：7日～11日
基盤実習Ⅰ（1年）：14日～18日
P3（母性・小児・老年・精神）（3年）：7日～18日
P3（成人）（3年）：7日～25日
「研究Ⅱ」提出期間（4年・編4年）：～15日

1月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1年	全体日程											祝日（成人の日）														定期試験					
2年	全体日程																									定期試験						
3年	G1																			P3:実習「成人」						P3:実習「成人」						
	G2												定期試験							P3:実習「老年・精神」						P3:実習「老年・精神」						
	G3																			P3:実習「小児・母性」						P3:実習「小児・母性」						
編3年	全体日程																									定期試験						
4・編4年	看護師				定期試験																					追・再試						
	保健師																															

定期試験（4年・編4年）：4日～8日
定期試験（3年）：12日～15日
P3（母性・小児・老年・精神）（3年）：18日～1月29日
P3（成人）（3年）：18日～2月5日
定期試験（1・2・編3年）：25日～29日
追・再試験期間（4年・編4年）：25日～27日

2月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
1年	全体日程											祝日											追・再試							
2年	全体日程																						追・再試							
3年	G1	★	P3:実習「成人」						★	P3:まとめ																				
	G2		P3:まとめ							P3:まとめ						追・再試														
	G3		P3:まとめ							P3:まとめ																				
編3年	全体日程											（建国記念の日）											追・再試							
4・編4年	看護師																							（天皇誕生日）						
	保健師																													

P3（成人）（3年）：～5日
追・再試験期間（1年・2年・3年・編3年）：22日～26日
※追・再試験は入構禁止日以外で実施

3月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
1年	全体日程																					祝日（春分の日）	振替休日								次年度ガイダンス	
2年	全体日程																															
3年	全体日程																															
編3年	全体日程																															
4・編4年	看護師																															
	保健師																															

卒業式：16日
次年度ガイダンス：30日・31日

1．卒業要件に関すること

【2024（令和6）年度以降入学生】

1）卒業要件

本学を卒業するための要件、修業年限、在学年限は以下のとおりです。

卒業要件	・卒業に必要な所定の分野から、必要な単位を修得すること ・看護師教育課程のみの者　　124単位以上 ・保健師教育課程を選択履修した者　　124単位以上＋「公衆衛生看護学分野」の11単位 ※看護師国家試験受験資格を得るには、卒業要件の124単位以上を修得しなければならない ※保健師国家試験受験資格を得るには、定められた科目の必要な単位を修得しなければならない （「資格の取得に関すること」を参照）
修業年限	4年
在学年限	8年を超えて在学することはできない （休学期間（最大2年間）は含まない）

卒業要件となる単位数は124単位です。これは、学部を卒業し、学士の学位を得るために必要な最低限の単位数です。

区　　分	修得すべき単位および科目数(卒業要件)		
	必修科目 単位数	選択科目	
		履修科目数	単位数
赤十字	1	—	—
人間	1	2科目以上	10＊
社会	2	2科目以上	
自然と科学	—	2科目以上	
情報	3		
言葉	4	—	4
健康	17	—	※指定した 選択科目から ・看護師教育課程：6 ・保健師教育課程：7
研究	5	—	
看護論	5	—	
基盤臨床看護論	8	—	
精神保健看護学	5	—	
生涯発達看護学	20	—	
地域・在宅看護学	7	—	
看護管理学・看護教育学	2	—	
応用看護学	—	—	
国際・災害看護学	2	—	
看護学実習	22	—	
公衆衛生看護学	—	—	—
合　　計	124単位以上（必修104単位、選択20単位）		

＊人間・社会・自然と科学・情報からの単位修得について

卒業までにこの4区分の選択科目から合計10単位以上を修得する必要があります。この10単位は「人間」から2科目以上、「社会」から2科目以上、「自然と科学」および「情報」から2科目以上を選択し、その単位を修得しなければなりません。例えば単位数は10単位を修得していても「社会」区分から1科目も単位修得ができていない場合、卒業要件を満たしません。

また、「人間」に1科目1単位、「社会」2科目2単位、「情報」に2科目3単位の必修科目がありますが、この単位は選択科目として履修すべき10単位に含まれませんので注意してください。

2）進級要件（学年制）

看護学部では、基本的な学力を養う体系的な教育を行うため学年制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級要件を設けています。

それぞれの学年への進級要件を満たさなければ、原級学年に「留年」となり、卒業時期が遅れることになります。詳細は「Ⅵ. 学則・学位規程等」を確認してください。

なお、進級要件は次のとおりです。

（1）1年次から2年次への進級

1年次に配当された必修科目の中から、24単位以上修得していること（1年次配当必修授業科目30単位のうち8割以上修得）。1年次の必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、2年次への進級ができない。

（2）2年次から3年次への進級

1年次及び2年次に配当された必修科目の中から、63単位以上修得していること（1年次及び2年次配当必修授業科目70単位のうち9割以上修得）。1年次及び2年次の必修科目における単位未修得が8単位以上の場合は、3年次への進級ができない。

上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度 GPA 値1.50未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。

1・2年次配当必修科目一覧			
1年次		2年次	
科目名	単位	科目名	単位
赤十字概論	1	保健統計学	2
地域健康社会学	1	英語R2－1	1
情報リテラシー	1	英語R2－2	1
英語R1－1	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2
英語R1－2	1	研究基礎Ⅱ	1
人体の構造と機能Ⅰ	2	研究方法論Ⅰ	1
人体の構造と機能Ⅱ	2	こころの看護	1
人体の構造と機能Ⅲ	2	基盤臨床看護論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	1
研究基礎Ⅰ	1	精神保健看護学・理論	2
看護学概論Ⅰ	1	精神病態学	1
基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1	成育期看護学概論	1
基盤臨床看護論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	1
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	2
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1
地域看護学	2	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2
国際看護学	1	成熟期看護学概論	1
災害看護学Ⅰ	1	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1
看護学導入実習Ⅰ	2	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2
看護学導入実習Ⅱ	1	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2
		プライマリーヘルスケア	1
		在宅看護学概論Ⅰ	1
		在宅看護学概論Ⅱ	1
		在宅看護学演習Ⅰ	1
		基盤臨床看護論実習Ⅰ	1
		基盤臨床看護論実習Ⅱ	3
1年次配当必修科目単位数	30	2年次配当必修科目単位数	40
		1・2年次配当必修科目単位数合計	70

【2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生】

1）卒業要件

本学を卒業するための要件、修業年限、在学年限は以下のとおりです。

卒業要件	・卒業に必要な所定の分野から、必要な単位を修得すること ・看護師教育課程のみの者　　125単位以上 ・保健師教育課程を選択履修した者　　125単位以上＋「公衆衛生看護学分野」の11単位 ※看護師国家試験受験資格を得るには、卒業要件の125単位以上を修得しなければならない ※保健師国家試験受験資格を得るには、定められた科目の必要な単位を修得しなければならない （「資格の取得に関すること」を参照）
修業年限	4年
在学年限	8年を超えて在学することはできない （休学期間（最大2年間）は含まない）

卒業要件となる単位数は125単位です。これは、学部を卒業し、学士の学位を得るために必要な最低限の単位数です。

区　　分	修得すべき単位および科目数(卒業要件)		
	必修科目 単位数	選択科目	
		履修科目数	単位数
赤十字	1	—	—
人間	1	2科目以上	10＊
社会	2	2科目以上	
自然と科学	—	2科目以上	
情報	3		
言葉	4	—	4
健康	16	—	※指定した選択科目から6
研究	5	—	
看護論	3	—	
看護技術論	6	—	
看護援助論	8	—	
精神保健看護学	4	—	
発達看護学	11	—	
健康レベル別看護学	7	—	
地域・在宅看護学	7	—	
看護管理学・看護教育学	2	—	
応用看護学	—	—	
国際・災害看護学	2	—	
看護学実習	23	—	—
公衆衛生看護学	—	—	—
合　　計	125単位以上（必修105単位、選択20単位）		

＊人間・社会・自然と科学・情報からの単位修得について

卒業までにこの4区分の選択科目から合計10単位以上を修得する必要があります。この10単位は「人間」から2科目以上、「社会」から2科目以上、「自然と科学」および「情報」から2科目以上を選択し、その単位を修得しなければなりません。例えば単位数は10単位を修得していても「社会」区分から1科目も単位修得ができていない場合、卒業要件を満たしません。

また、「人間」に1科目1単位、「社会」2科目2単位、「情報」に2科目3単位の必修科目がありますが、この単位は選択科目として履修すべき10単位に含まれませんので注意してください。

2）進級要件（学年制）

看護学部では、基本的な学力を養う体系的な教育を行うため学年制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級要件を設けています。

それぞれの学年への進級要件を満たさなければ、原級学年に「留年」となり、卒業時期が遅れることになります。詳細は「Ⅵ. 学則・学位規程等」を確認してください。

なお、進級要件は次のとおりです。

（1）1年次から2年次への進級

1年次に配当された必修科目の中から、24単位以上修得していること（1年次配当必修授業科目29単位のうち8割以上修得）。1年次の必修科目における単位未修得が6単位以上の場合は、2年次への進級ができない。

（2）2年次から3年次への進級

1年次及び2年次に配当された必修科目の中から、62単位以上修得していること（1年次及び2年次配当必修授業科目68単位のうち9割以上修得）。1年次及び2年次の必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、3年次への進級ができない。

上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度 GPA 値1.50未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。（GPA 値を進級要件に課する対象は、令和5年度入学生から適用する。）

1・2年次配当必修科目一覧			
1年次		2年次	
科目名	単位	科目名	単位
赤十字概論	1	保健統計学	2
地域健康社会学	1	英語R2－1	1
情報リテラシー	1	英語R2－2	1
英語R1－1	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2
英語R1－2	1	研究基礎Ⅱ	1
人体の構造と機能Ⅰ	2	看護技術論Ⅱ②	1
人体の構造と機能Ⅱ	2	看護技術論Ⅲ③	1
人体の構造と機能Ⅲ	2	看護援助論Ⅰ	2
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	看護援助論Ⅱ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	看護援助論Ⅳ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	看護援助論Ⅴ	1
研究基礎Ⅰ	1	看護援助論Ⅶ	1
看護学概論Ⅰ	1	精神保健看護学・理論	2
看護技術論Ⅰ	1	発達看護学概論	1
看護技術論Ⅱ①	1	発達看護学（成人期の看護）	1
看護技術論Ⅲ①	1	発達看護学Ⅰ①	2
看護技術論Ⅲ②	1	発達看護学Ⅱ①	2
看護援助論Ⅲ	1	発達看護学Ⅲ①	2
地域看護学	2	プライマリーヘルスケア	1
災害看護学Ⅰ	1	慢性期ケア	2
看護援助論実習［レベルⅠ］	2	急性期ケア	2
		健康レベル別看護学演習Ⅰ	1
		コミュニティヘルスアセスメント論	1
		在宅看護概論Ⅰ	1
		在宅看護概論Ⅱ	1
		看護援助論実習［レベルⅡ］	5
1年次配当必修科目単位数	29	2年次配当必修科目単位数	39
		1・2年次配当必修科目単位数合計	68

【2021（令和3）年度以前入学生】

1）卒業要件

本学を卒業するための要件、修業年限、在学年限は以下のとおりです。

卒業要件	・卒業に必要な所定の分野から、必要な単位を修得すること ・看護師教育課程のみの者　　124単位以上 ・保健師教育課程を選択履修した者　　124単位以上＋「公衆衛生看護学分野」の10単位 ※看護師国家試験受験資格を得るには、卒業要件の124単位以上を修得しなければならない ※保健師国家試験受験資格を得るには、定められた科目の必要な単位を修得しなければならない （「資格の取得に関すること」を参照）
修業年限	4年
在学年限	8年を超えて在学することはできない （休学期間（最大2年間）は含まない）

卒業要件となる単位数は124単位です。これは、学部を卒業し、学士の学位を得るために必要な最低限の単位数です。

区　　分	修得すべき単位および科目数(卒業要件)		
	必修科目 単位数	選択科目	
		履修科目数	単位数
赤十字	1	―	―
人間	2	2科目以上	12＊
社会	1	2科目以上	
自然と科学	―	2科目以上	
情報	2	1科目以上	
言葉	4	―	6
基礎ゼミ	2	―	―
健康	16	―	※指定した選択科目から6
看護論	3	―	
看護技術論	6	―	
看護援助論	8	―	
精神保健看護学	3	―	
発達看護学	11	―	
健康レベル別看護学	7	―	
地域・在宅看護学	4	―	
看護管理学・看護教育学	2	―	
応用看護学	―	―	
国際・災害看護学	2	―	
看護学実習	23	―	―
研究	3	―	―
公衆衛生看護学	―	―	―
合　　計	124単位以上（必修100単位、選択24単位）		

＊人間・社会・自然と科学・情報からの単位修得について

卒業までにこの4区分の選択科目から合計12単位以上を修得する必要があります。この12単位は「人間」から2科目以上、「社会」から2科目以上、「自然と科学」から2科目以上、「情報」から1科目以上を選択し、その単位を修得しなければなりません。例えば単位数は12単位を修得していても「情報」区分から1科目も単位修得ができていない場合、卒業要件を満たしません。

また、「人間」に2科目2単位、「社会」1科目1単位、「情報」に1科目2単位の必修科目がありますが、この単位は選択科目として履修すべき12単位に含まれませんので注意してください。

2）進級要件（学年制）

看護学部では、基本的な学力を養う体系的な教育を行うため学年制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級要件を設けています。

それぞれの学年への進級要件を満たさなければ、原級学年に「留年」となり、卒業時期が遅れることになります。詳細は、「Ⅵ. 学則・学位規程等」を確認してください。

なお、進級要件は次のとおりです。

（1）1年次から2年次への進級

1年次に配当された必修科目の中から、23単位以上修得していること（1年次配当必修授業科目28単位のうち8割以上修得）。1年次の必修科目における単位未修得が6単位以上の場合は、2年次への進級ができない。

（2）2年次から3年次への進級

1年次及び2年次に配当された必修科目の中から、58単位以上修得していること（1年次及び2年次配当必修授業科目64単位のうち9割以上修得）。1年次及び2年次の必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、3年次への進級ができない。

1・2年次配当必修科目一覧			
1年次		2年次	
科目名	単位	科目名	単位
赤十字概論	1	生活環境論	1
英語R1－1	1	保健統計学	2
英語R1－2	1	英語R2－1	1
基礎ゼミⅠ	1	英語R2－2	1
基礎ゼミⅡ	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2
人体の構造と機能Ⅰ	2	看護技術論Ⅱ②	1
人体の構造と機能Ⅱ	2	看護技術論Ⅲ③	1
人体の構造と機能Ⅲ	2	看護援助論Ⅰ	2
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	看護援助論Ⅱ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	看護援助論Ⅳ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	看護援助論Ⅴ	1
看護学概論Ⅰ	1	看護援助論Ⅶ	1
看護技術論Ⅰ	1	精神保健看護学Ⅰ	2
看護技術論Ⅱ①	1	発達看護学概論	1
看護技術論Ⅲ①	1	発達看護学（成人期の看護）	1
看護技術論Ⅲ②	1	発達看護学Ⅰ①	2
看護援助論Ⅲ	1	発達看護学Ⅱ①	2
地域看護学	2	発達看護学Ⅲ①	2
災害看護論Ⅰ	1	プライマリーヘルスケア	1
看護援助論実習［レベルⅠ］	2	慢性期ケア	2
		急性期ケア	2
		健康レベル別看護学演習Ⅰ	1
		看護援助論実習［レベルⅡ］	5
1年次配当必修科目単位数	**28**	2年次配当必修科目単位数	36
		1・2年次配当必修科目単位数合計	**64**

2. 科目に関すること

1）授業科目とは

授業科目には、講義科目、演習科目、実習（実験・実技を含む）科目があります。

これらは、卒業のために必要な履修要件によって「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」と、卒業に必要な単位に含まない「自由科目」があります。

必修科目	卒業のために必ず履修しなければならない科目
選択必修科目	定められた選択科目のうち、履修が指定された科目
選択科目	自由に選択履修できる科目 ただし、卒業のために一定の単位数を修得しなければならない
自由科目	卒業に必要な単位とは別に履修する科目 成績はGPAに含まれない

１年間に授業を行う期間は、原則として35週ですが、本学では次のように前期および後期の二学期に分けて実施しています。ただし、一部の学年で後期授業が9月中に開始されることがあります。

前期	4月１日～9月30日
後期	10月１日～3月31日

授業科目には、年間を通じて実施されるものの他、前期だけで完結するもの、後期だけで完結するものがあります。

前期、後期の授業開始は、学年暦および時間割で示します。

2）単位とは

すべての授業科目は、単位制度により所定の単位数が定められています。

大学設置基準および本学学則第30条に示すとおり、各授業科目の単位数は１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとします。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位と設定しております。従って、１単位を修得するには、授業と授業時間外（事前学修および事後学修）を合わせて45時間の学修が必要です。本学では、科目の形態によって１単位45時間を次のように設定しています。ただし、授業時間外学修（事前学修および事後学修）の配分は、科目の内容と形式により異なりますので、シラバスを参照してください。

講義・演習	１単位（45時間）＝　授業15回（15～30時間相当）　＋　15～30時間の授業時間外学修
実習・実験・実技	１単位（45時間）＝　30～45時間の授業　＋　0～15時間の授業時間外学修

単位の取得は授業を受けるだけでなく各自が必要な事前学修および事後学修を自主的に行うことを前提としています。それぞれの授業の予習復習の内容はシラバスに記されています。授業内で教員から指示される場合も有りますので、各自が事前学修および事後学修にしっかりと取り組み、授業に臨んでください。

各授業科目の単位数は、本章内の 4）授業科目一覧やシラバスに示すとおりです。

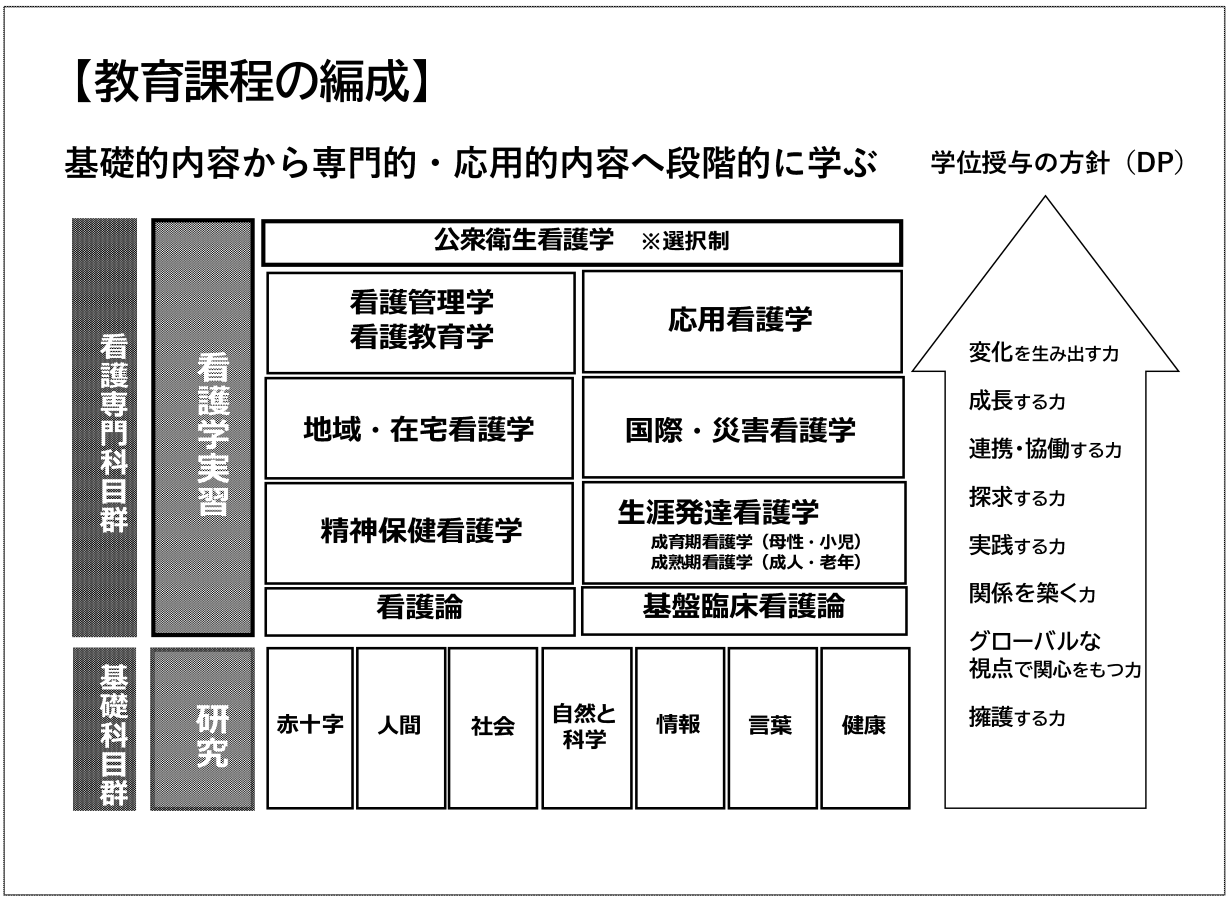
3）学科目の構成

本学の学科目は、＜基礎科目群＞と＜看護専門科目群＞という2つの科目群によって構成されています。

＜基礎科目群＞として、2022（令和4）年度以降入学生は「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「健康」「研究」に区分されており、2021（令和3）年度以前入学生が、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分されています。

＜看護専門科目群＞として、2024（令和6）年度以降入学生は「看護論」「基盤臨床看護論」「精神保健看護学」「生涯発達看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「公衆衛生看護学」に区分されており、2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生は「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「公衆衛生看護学」に区分され、2021（令和3）年度以前入学生が、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」「公衆衛生看護学」に区分されています。

これらを4年間かけて学ぶことで、卒業までに身に付ける8つの力（ディプロマポリシー）が養われます。



4）授業科目一覧

各学年の授業科目一覧は次のとおりです。自身の入学年度に該当するものを参照してください。なお、「4. 履修に関すること」で学年別配当科目に細分化した科目配置表を示していますので、あわせて参照してください。編入学生は編入学時の既修得単位認定を踏まえて編入学生用として抜粋したものを、5）編入学生について（卒業要件、修業年限／在学年限、教育課程）示していますので、そちらも参照してください。

【2026（令和8）年度以降入学生】

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	単位 自由	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
基礎科目群	赤十字	赤十字概論	1			15		1								1
		赤十字国際活動論		2		30						2				2
		赤十字国際活動論演習		1		30	（隔年開講科目）					1				1
	人間	哲学と医療		1		15	人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から合計10単位以上選択。 ただし、選択の内訳は、 人間2科目以上、 社会2科目以上、 自然と科学及び情報から2科目以上 とする。							1		1
		医療人文学		2		30				2						2
		生命倫理	1			15							1			1
		心理学概論		2		30		2								2
		臨床心理学		2		30					2					2
		教育学概論		2		30		2								2
		現代教育論		2		30			2							2
		身体運動論Ⅰ（理論）		1		15			1							1
		身体運動論Ⅱ（実技）		1		30		1								1
		人間工学		1		15					1					1
	社会	社会学概論		2		30		2								2
		現代社会論		2		30					2					2
		社会保障論	1			15						1				1
		家族社会学		2		30					2					2
		異文化論		2		30					2					2
		国際関係論		2		30			2							2
		日本国憲法		2		30		2								2
		地域健康社会学	1			15		1								1
		医療と文化		2		30					2					2
	自然と科学	基礎数学		1		15		1								1
		基礎統計学		1		15			1							1
		生物学		2		30					2					2
		地球科学		1		15								1		1
		化学		2		30		2								2
	情報	情報リテラシー	1			15		1								1
		情報科学		2		30					2					2
		保健統計学	2			30				2						2
	言葉	日本語の表現		1		30	選択科目から4単位以上選択	1								1
		英語R1-1	1			30		1								1
		英語R1-2	1			30			1							1
		英語W1-1		1		30		1								1
		英語W1-2		1		30			1							1
		英語LS1-1		1		30		1								1
		英語LS1-2		1		30			1							1
		英語R2-1	1			30				1						1
		英語R2-2	1			30					1					1
		英語W2-1		1		30				1						1
		英語W2-2		1		30					1					1
		英語LS2		1		30				1						1
		語学研修		1		30		1								1
		英語文献を読むⅠ		1		30						1				1
		英語文献を読むⅡ		1		30							1			1
		中国語		1		30		1								1
		フランス語		1		30			1							1
	健康	人体の構造と機能Ⅰ	2			30	看護師教育課程のみ履修者は、 「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」 「遺伝と遺伝カウンセリング」 計2単位選択必修 （＊）	2								2
		人体の構造と機能Ⅱ	2			30		2								2
		人体の構造と機能Ⅲ	2			30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2			30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2			30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2			30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2			30					2					2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ		＊1		15									1	1
		薬理学	1			15							1			1
		リハビリテーション医学	1			15						1				1
		遺伝と遺伝カウンセリング		＊1		15								1		1
		栄養学	1			15							1			1
		ラボラトリー・プラクティス		1		30					1					1
	研究	研究基礎Ⅰ	1			30		1								1
		研究基礎Ⅱ	1			30				1						1
		研究方法論Ⅰ	1			30					1					1
		研究方法論Ⅱ	1			30						1				1
		卒業研究	1			30									1	1
看護師教育課程のみ履修者			必修：33単位　選択：16単位以上　小計49単位以上													
保健師教育課程選択履修者			必修：33単位　選択：14単位以上　小計47単位以上													

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	単位 自由	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
看護専門科目群	看護論	看護学概論Ⅰ	1			15		1								1
		看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1			15									1	1
		セクシャリティと看護	1			15						1				1
		こころの看護	1			15				1						1
		看護関係法規	1			15								1		1
		看護の歴史		1		15							1			1
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1			30		1								1
		基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1			30			1							1
		基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1			30				1						1
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1			30		1								1
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1			30			1							1
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1			30				1						1
		基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1			30				1						1
		基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	1			15					1					1
	精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2			30					2					2
		精神保健看護学・方法論	1			15						1				1
		精神病態学	1			15					1					1
		精神保健看護学演習	1			30							1			1
	生涯発達看護学	成育期看護学概論	1			15				1						1
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	1			15				1						1
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	2			30					2					2
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護③）	1			30							1			1
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1			15				1						1
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2			30					2					2
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	1			30							1			1
		成熟期看護学概論	1			15				1						1
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1			15				1						1
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2			30				2						2
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2			30				2						2
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	1			30							1			1
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1			15				1						1
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2			30					2					2
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	1			30							1			1
	地域・在宅看護学	地域看護学	2			30	保健師教育課程選択履修者は、「公衆衛生看護活動論」「保健医療福祉行政論」「疫学」計6単位選択必修（◎）		2							2
		公衆衛生看護活動論		◎2		30					2					2
		保健医療福祉行政論		◎2		30							2			2
		疫学		◎2		30					2					2
		プライマリーヘルスケア	1			15				1						1
		在宅看護学概論Ⅰ	1			15				1						1
		在宅看護学概論Ⅱ	1			15					1					1
		在宅看護学演習Ⅰ	1			30					1					1
		在宅看護学演習Ⅱ	1			30						1				1
	看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1			15							1			1
		看護管理学Ⅱ		1		15								1		1
		看護教育学Ⅰ	1			15							1			1
		看護教育学Ⅱ		1		15								1		1
	応用看護学	応用看護学特論Ⅰ		＊1		15	看護師教育課程のみ履修者は、「応用看護学特論Ⅰ」1単位を選択必修（＊）＋「応用看護学特論Ⅱ又はⅢのうちいずれか1科目」							1		1
		応用看護学特論Ⅱ		1		15								1		1
		応用看護学特論Ⅲ		1		15								1		1
		交換留学看護研修			3	90							3			3
	国際・災害看護学	国際看護学	1			15	看護師教育課程のみ履修者は、「災害看護学Ⅱ」1単位を選択必修（＊）		1							1
		国際看護協働論		1		15					1					1
		国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）		1		30							1			1
		災害看護学Ⅰ	1			15			1							1
		災害看護学Ⅱ ※		＊1		15								1		1
		災害看護活動論Ⅰ（災害急性期）		1		30				1						1
		災害看護活動論Ⅱ（災害中長期）		1		30					1					1
		災害看護活動論Ⅲ（こころのケア）		1		30						1				1
	看護学実習	看護学導入実習Ⅰ	2			90	看護師教育課程のみ履修者は、「看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）」1単位を選択必修（＊）保健師教育課程選択履修者は、「看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）」1単位を選択必修（◎）	2								2
		看護学導入実習Ⅱ	1			45			1							1
		基盤臨床看護論実習Ⅰ	1			45				1						1
		基盤臨床看護論実習Ⅱ	3			135					3					3
		成育期看護学実習Ⅰ	2			90						2				2
		成育期看護学実習Ⅱ	2			90						2				2
		成熟期看護学実習Ⅰ	3			135						3				3
		成熟期看護学実習Ⅱ	2			90						2				2
		精神保健看護学実習	2			90						2				2
		地域・在宅看護学実習	2			90								2		2
		看護学総合実習Ⅰ（チーム医療）	2			90								2		2
		看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）＜※看護師選択必修＞		＊1		45									1	1
		看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）＜◎保健師選択必修＞		◎1		45									1	1
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1		15	保健師教育課程選択者のみ履修可（保健師国家試験受験資格取得のため必須）						1			1
		公衆衛生看護管理論		1		15								1		1
		公衆衛生看護方法論		2		30							2			2
		公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		2		60								2		2
		公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1		30								1		1
		公衆衛生看護学実習		4		180									4	4

看護師教育課程のみ履修者	必修：71単位　選択：4単位以上　小計75単位以上
保健師教育課程選択履修者	必修：71単位　選択：7単位以上　小計78単位以上

必修：104単位　選択：20単位以上　合計124単位以上

ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、124単位に加え「公衆衛生看護学分野」計11単位の修得を要する。

【2024（令和6）・2025（令和7）年度入学生】

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
基礎科目群	赤十字	赤十字概論	1		15		1								1
		赤十字国際活動論		2	30						2				2
		赤十字国際活動論演習		1	30	（隔年開講科目）					1				1
	人間	哲学と医療		1	15	人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から合計10単位以上選択。 ただし、選択の内訳は、 人間2科目以上、 社会2科目以上、 自然と科学及び情報から2科目以上 とする。							1		1
		医療人文学		2	30				2						2
		生命倫理	1		15							1			1
		心理学概論		2	30		2								2
		臨床心理学		2	30					2					2
		教育学概論		2	30		2								2
		現代教育論		2	30			2							2
		身体運動論Ⅰ（理論）		1	15			1							1
		身体運動論Ⅱ（実技）		1	30		1								1
		人間工学		1	15					1					1
	社会	社会学概論		2	30		2								2
		現代社会論		2	30					2					2
		社会保障論	1		15						1				1
		家族社会学		2	30					2					2
		異文化論		2	30					2					2
		国際関係論		2	30			2							2
		日本国憲法		2	30		2								2
		地域健康社会学	1		15		1								1
		医療と文化		2	30					2					2
	自然と科学	基礎数学		1	15		1								1
		基礎統計学		1	15			1							1
		生物学		2	30					2					2
		地球科学		1	15								1		1
		化学		2	30		2								2
	情報	情報リテラシー	1		15		1								1
		情報科学		2	30					2					2
		保健統計学	2		30				2						2
	言葉	日本語の表現		1	30	選択科目から 4単位以上選択	1								1
		英語R1-1	1		30		1								1
		英語R1-2	1		30			1							1
		英語W1-1		1	30		1								1
		英語W1-2		1	30			1							1
		英語LS1-1		1	30		1								1
		英語LS1-2		1	30			1							1
		英語R2-1	1		30				1						1
		英語R2-2	1		30					1					1
		英語W2-1		1	30				1						1
		英語W2-2		1	30					1					1
		英語LS2		1	30				1						1
		語学研修		1	30		1								1
		英語文献を読むⅠ		1	30						1				1
		英語文献を読むⅡ		1	30							1			1
		中国語		1	30		1								1
		フランス語		1	30			1							1
	健康	人体の構造と機能Ⅰ	2		30	看護師教育課程のみ履修者は、 「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」 「遺伝と遺伝カウンセリング」 計2単位選択必修 （＊）	2								2
		人体の構造と機能Ⅱ	2		30		2								2
		人体の構造と機能Ⅲ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2		30					2					2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ		＊1	15									1	1
		薬理学	1		15							1			1
		リハビリテーション医学	1		15						1				1
		遺伝と遺伝カウンセリング		＊1	15								1		1
		栄養学	1		15							1			1
		ラボラトリー・プラクティス		1	30					1					1
	研究	研究基礎Ⅰ	1		30		1								1
		研究基礎Ⅱ	1		30				1						1
		研究方法論Ⅰ	1		30					1					1
		研究方法論Ⅱ	1		30							1			1
		卒業研究	1		30									1	1
看護師教育課程のみ履修者			必修：33単位　選択：16単位以上　小計49単位以上												
保健師教育課程選択履修者			必修：33単位　選択：14単位以上　小計47単位以上												

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
看護専門科目群	看護論	看護学概論Ⅰ	1		15		1								1
		看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1		15									1	1
		セクシャリティと看護	1		15						1				1
		こころの看護	1		15				1						1
		看護関係法規	1		15								1		1
		看護の歴史		1	15							1			1
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1		30		1								1
		基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1		30			1							1
		基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1		30				1						1
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1		30		1								1
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1		30			1							1
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1		30				1						1
		基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1		30				1						1
		基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	1		15					1					1
	精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2		30					2					2
		精神保健看護学・方法論	1		15						1				1
		精神病態学	1		15					1					1
		精神保健看護学演習	1		30							1			1
	生涯発達看護学	成育期看護学概論	1		15				1						1
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	1		15				1						1
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	2		30					2					2
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護③）	1		30							1			1
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1		15				1						1
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2		30					2					2
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	1		30							1			1
		成熟期看護学概論	1		15				1						1
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1		15				1						1
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2		30				2						2
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2		30				2						2
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	1		30							1			1
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1		15				1						1
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2		30					2					2
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	1		30							1			1
	地域・在宅看護学	地域看護学	2		30	保健師教育課程選択履修者は、「公衆衛生看護活動論」「保健医療福祉行政論」「疫学」計6単位選択必修（◎）		2								2
		公衆衛生看護活動論		◎2	30					2					2
		保健医療福祉行政論		◎2	30							2			2
		疫学		◎2	30					2					2
		プライマリーヘルスケア	1		15				1						1
		在宅看護学概論Ⅰ	1		15				1						1
		在宅看護学概論Ⅱ	1		15					1					1
		在宅看護学演習Ⅰ	1		30					1					1
		在宅看護学演習Ⅱ	1		30						1				1
	看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1		15							1			1
		看護管理学Ⅱ		1	15								1		1
		看護教育学Ⅰ	1		15							1			1
		看護教育学Ⅱ		1	15								1		1
	応用看護学	応用看護学特論Ⅰ		＊1	15	看護師教育課程のみ履修者は、「応用看護学特論Ⅰ」1単位を選択必修（＊）＋「応用看護学特論Ⅱ又はⅢのうちいずれか1科目」							1		1
		応用看護学特論Ⅱ		1	15								1		1
		応用看護学特論Ⅲ		1	15								1		1
	国際・災害看護学	国際看護学	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、「災害看護学Ⅱ」1単位を選択必修（＊）		1							1
		国際看護協働論		1	15					1					1
		国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）		1	30							1			1
		災害看護学Ⅰ	1		15			1							1
		災害看護学Ⅱ　※		＊1	15								1		1
		災害看護活動論Ⅰ（災害急性期）		1	30				1						1
		災害看護活動論Ⅱ（災害中長期）		1	30					1					1
		災害看護活動論Ⅲ（こころのケア）		1	30						1				1
	看護学実習	看護学導入実習Ⅰ	2		90	看護師教育課程のみ履修者は、「看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）」1単位を選択必修（＊）保健師教育課程選択履修者は、「看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）」1単位を選択必修（◎）	2								2
		看護学導入実習Ⅱ	1		45			1							1
		基盤臨床看護論実習Ⅰ	1		45				1						1
		基盤臨床看護論実習Ⅱ	3		135					3					3
		成育期看護学実習Ⅰ	2		90							2			2
		成育期看護学実習Ⅱ	2		90							2			2
		成熟期看護学実習Ⅰ	3		135							3			3
		成熟期看護学実習Ⅱ	2		90							2			2
		精神保健看護学実習	2		90							2			2
		地域・在宅看護学実習	2		90								2		2
		看護学総合実習Ⅰ（チーム医療）	2		90								2		2
		看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）＜※看護師選択必修＞		＊1	45									1	1
		看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）＜◎保健師選択必修＞		◎1	45									1	1
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1	15	保健師教育課程選択者のみ履修可（保健師国家試験受験資格取得のため必須）						1			1
		公衆衛生看護管理論		1	15								1		1
		公衆衛生看護方法論		2	30							2			2
		公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		2	60								2		2
		公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1	30								1		1
		公衆衛生看護学実習		4	180									4	4
看護師教育課程のみ履修者			必修：71単位　選択：4単位以上　小計75単位以上												
保健師教育課程選択履修者			必修：71単位　選択：7単位以上　小計78単位以上												

必修：104単位　選択：20単位以上　合計124単位以上

ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、124単位に加え「公衆衛生看護学分野」計11単位の修得を要する。

【2022（令和4）年度・2023（令和5）年度入学生】

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
基礎科目群	赤十字	赤十字概論	1		15		1								1
		赤十字国際活動論		2	30						2				2
		赤十字国際活動論演習		1	30	（隔年開講科目）					1				1
	人間	哲学と倫理		1	15	人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から合計10単位以上選択。 ただし、選択の内訳は、 人間2科目以上、 社会2科目以上、 自然と科学及び情報から2科目以上 とする。							1		1
		医療人文学		2	30				2						2
		生命倫理	1		15							1			1
		心理学概論		2	30		2								2
		臨床心理学		2	30					2					2
		教育学概論		2	30		2								2
		現代教育論		2	30			2							2
		身体運動論Ⅰ（理論）		1	15			1							1
		身体運動論Ⅱ（実技）		1	30		1								1
		人間工学		1	15					1					1
	社会	社会学概論		2	30		2								2
		現代社会論		2	30					2					2
		社会保障論	1		15						1				1
		家族社会学		2	30					2					2
		異文化論		2	30				2						2
		国際関係論		2	30			2							2
		日本国憲法		2	30		2								2
		地域健康社会学	1		15		1								1
		医療と文化		2	30					2					2
	自然と科学	基礎数学		1	15		1								1
		基礎統計学		1	15			1							1
		生物学		2	30					2					2
		地球科学		1	15								1		1
		化学		2	30		2								2
	情報	情報リテラシー	1		15		1								1
		情報科学		2	30					2					2
		保健統計学	2		30				2						2
	言葉	日本語の表現		1	30	選択科目から 4単位以上選択	1								1
		英語R1-1	1		30		1								1
		英語R1-2	1		30			1							1
		英語W1-1		1	30		1								1
		英語W1-2		1	30			1							1
		英語LS1-1		1	30		1								1
		英語LS1-2		1	30			1							1
		英語R2-1	1		30				1						1
		英語R2-2	1		30					1					1
		英語W2-1		1	30				1						1
		英語W2-2		1	30					1					1
		英語LS2		1	30				1						1
		語学研修		1	30			1							1
		英語文献を読むⅠ		1	30						1				1
		英語文献を読むⅡ		1	30							1			1
		中国語		1	30		1								1
		フランス語		1	30			1							1
	健康	人体の構造と機能Ⅰ	2		30	看護師教育課程のみ履修者は、 「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」 「リハビリテーション医学」 「遺伝と遺伝カウンセリング」 計3単位選択必修（＊）	2								2
		人体の構造と機能Ⅱ	2		30		2								2
		人体の構造と機能Ⅲ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2		30			2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2		30					2					2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ		＊1	15									1	1
		薬理学	1		15							1			1
		リハビリテーション医学		＊1	15						1				1
		遺伝と遺伝カウンセリング		＊1	15								1		1
		栄養学	1		15							1			1
		ラボラトリー・プラクティス		1	30					1					1
	研究	研究基礎Ⅰ	1		30		1								1
		研究基礎Ⅱ	1		30				1						1
		研究方法論Ⅰ	1		30						1				1
		研究方法論Ⅱ	1		30							1			1
		研究方法論Ⅲ（量的研究方法論）		1	15								1		1
		研究Ⅰ	1		30								1		1
		研究Ⅱ		1	30									1	1
看護師教育課程のみ履修者			必修：32単位　選択：17単位以上　小計49単位以上												
保健師教育課程選択履修者			必修：32単位　選択：14単位以上　小計46単位以上												

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
看護専門科目群	看護論	看護学概論Ⅰ	1		15		1								1
		看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1		15									1	1
		看護関係法規	1		15								1		1
		看護の歴史		1	15							1			1
	看護技術論	看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1		30		1								1
		看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1		30			1							1
		看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1		30				1						1
		看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1		30		1								1
		看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1		30			1							1
		看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1		30				1						1
	看護援助論	看護援助論Ⅰ（看護過程）	2		45				2						2
		看護援助論Ⅱ（生命の維持）	1		15				1						1
		看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	1		15		1								1
		看護援助論Ⅳ（栄養と代謝/排泄）	1		15				1						1
		看護援助論Ⅴ（活動と休息）	1		15				1						1
		看護援助論Ⅵ（セクシュアリティ）	1		15						1				1
		看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）	1		15				1						1
	精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2		30					2					2
		精神保健看護学・方法論	1		30						1				1
		精神病態学	1		15						1				1
	発達看護学	発達看護学概論	1		15				1						1
		発達看護学（成人期の看護）	1		15				1						1
		発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	2		30					2					2
		発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	1		30						1				1
		発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2		30					2					2
		発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1		30						1				1
		発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2		30					2					2
		発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1		30						1				1
	健康レベル別看護学	プライマリーヘルスケア	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、「緩和・終末期ケア」1単位を選択必修（＊）				1					1
		慢性期ケア	2		30				2						2
		急性期ケア	2		30				2						2
		緩和・終末期ケア		＊1	15						1				1
		健康レベル別看護学演習Ⅰ	1		30					1					1
		健康レベル別看護学演習Ⅱ	1		30						1				1
	地域・在宅看護学	地域看護学	2		30	保健師教育課程選択履修者は、「公衆衛生看護活動論」「保健福祉行政論」「疫学」計6単位選択必修（◎）		2							2
		公衆衛生看護活動論		◎2	30					2					2
		保健福祉行政論		◎2	30							2			2
		疫学		◎2	30					2					2
		コミュニティヘルスアセスメント論	1		15					1					1
		在宅看護概論Ⅰ	1		15					1					1
		在宅看護概論Ⅱ	1		15					1					1
		在宅看護学	2		30						2				2
	看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1		15							1			1
		看護管理学Ⅱ		2	30								2		2
		看護教育学Ⅰ	1		15							1			1
		看護教育学Ⅱ		2	30									2	2
	応用看護学	応用看護学特論Ⅰ		＊1	15	看護師教育課程のみ履修者は、「応用看護学特論Ⅰ」1単位を選択必修（＊）							1		1
		応用看護学特論Ⅱ		1	15								1		1
		応用看護学特論Ⅲ		1	15								1		1
		応用看護学特論Ⅳ		1	15								1		1
		応用看護学特論Ⅴ		1	15								1		1
	国際・災害看護学	国際看護学Ⅰ（異文化とケア含）	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、「災害看護学Ⅱ」1単位を選択必修（＊）					1				1
		国際看護学Ⅱ		1	15							1			1
		国際看護学演習		1	30							1			1
		災害看護学Ⅰ	1		15			1							1
		災害看護学Ⅱ		＊1	15								1		1
		災害看護活動論Ⅰ		1	30				1						1
		災害看護活動論Ⅱ		1	30					1					1
		災害看護活動論Ⅲ		1	30						1				1
	看護学実習	看護援助論実習〔レベルⅠ〕	2		90			2							2
		看護援助論実習〔レベルⅡ〕	5		225				5						5
		精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護）実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕	3		135								3		3
		地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕－1	1		45						1				1
		地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕－2	1		45									1	1
		看護学総合実習	3		135									3	3
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1	15	保健師教育課程選択者のみ履修可（保健師国家試験受験資格取得のため必須）						1			1
		公衆衛生看護管理論		1	15								1		1
		公衆衛生看護方法論		2	30							2			2
		公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		1	30								1		1
		公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1	30								1		1
		公衆衛生看護学実習		5	225								5		5

看護師教育課程のみ履修者	必修：73単位　選択：3単位以上　小計76単位以上
保健師教育課程選択履修者	必修：73単位　選択：6単位以上　小計79単位以上

必修：105単位　選択：20単位以上　合計125単位以上

ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、125単位に加え「公衆衛生看護学分野」計11単位の修得を要する。

【2021（令和3）年度以前入学生】

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	授業時間	履修方法及び卒業要件		1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
基礎科目群	赤十字	赤十字概論	1		15			1								1
		赤十字国際活動論		2	30							2				2
		赤十字国際活動論演習		1	30	（隔年開講科目）						1				1
	人間	哲学と倫理		2	30	選択から2科目以上	人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から合計12単位(以上)を修得すること。 ただし、選択の内訳は、左記のとおりとする。 詳細は「1．卒業の要件に関すること」を参照。							2		2
		生命倫理	1		15								1			1
		心理学Ⅰ		2	30			2								2
		心理学Ⅱ		2	30						2					2
		教育学概論		2	30			2								2
		現代教育論		2	30				2							2
		身体運動論Ⅰ（理論）		1	15				1							1
		身体運動論Ⅱ（実技）		1	30			1								1
		生活環境論	1		15						1					1
		障がい論		1	15								1			1
	社会	社会学Ⅰ		2	30	選択から2科目以上		2								2
		社会学Ⅱ		2	30						2					2
		社会保障論	1		15							1				1
		家族社会学		2	30						2					2
		世界の文化と宗教		2	30					2						2
		国際関係論		2	30				2							2
		日本国憲法		2	30			2								2
		医療と文化		2	30						2					2
	自然と科学	数学Ⅰ		1	15	選択から2科目以上		1								1
		数学Ⅱ		2	30				2							2
		生物学Ⅰ		1	15			1								1
		生物学Ⅱ		2	30				2							2
		化学Ⅰ		1	15			1								1
		化学Ⅱ		2	30				2							2
	情報	情報学概論		1	15	選択から1科目以上			1							1
		情報科学		2	30						2					2
		保健統計学	2		30					2						2
	言葉	日本語の表現		1	30	選択科目から6単位以上選択		1								1
		英語R1-1	1		30			1								1
		英語R1-2	1		30				1							1
		英語W1-1		1	30			1								1
		英語W1-2		1	30				1							1
		英語LS1-1		1	30			1								1
		英語LS1-2		1	30				1							1
		英語R2-1	1		30					1						1
		英語R2-2	1		30						1					1
		英語W2-1		1	30					1						1
		英語W2-2		1	30						1					1
		英語LS2-1		1	30					1						1
		英語LS2-2		1	30						1					1
		英語文献を読むⅠ		1	30							1				1
		英語文献を読むⅡ		1	30								1			1
		中国語Ⅰ		1	30			1								1
		中国語Ⅱ		1	30				1							1
		フランス語Ⅰ		1	30			1								1
		フランス語Ⅱ		1	30				1							1
	基礎ゼミ	基礎ゼミⅠ	1		30			1								1
		基礎ゼミⅡ	1		30				1							1
	健康	人体の構造と機能Ⅰ（解剖と生理①）	2		30	看護師教育課程のみ履修者は、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」「薬理学」「リハビリテーション医学」「遺伝と遺伝カウンセリング」計4単位選択必修（＊）		2								2
		人体の構造と機能Ⅱ（解剖と生理②）	2		30			2								2
		人体の構造と機能Ⅲ（生体防御と代謝/生化学、感染）	2		30				2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ（病理学総論、内分泌・代謝、消化器）	2		30				2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ（疾病論：呼吸、循環、腎・泌尿器）	2		30				2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ（疾病論：運動器、脳・神経、感覚器）	2		30				2							2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ（内科学、外科学、検査学）	2		30						2					2
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ（内科学、外科学）		＊1	15										1	1
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ（精神医学）	1		15							1				1
		薬理学		＊1	15								1			1
		リハビリテーション医学		＊1	15							1				1
		遺伝と遺伝カウンセリング		＊1	15									1		1
		栄養学	1		15								1			1
		ラボラトリー・プラクティス		1	30					1						1
看護師教育課程のみ履修者			必修：28単位　選択：22単位以上　小計50単位以上													
保健師教育課程選択履修者			必修：28単位　選択：18単位以上　小計46単位以上													

科目群	区分	授業科目	単位 必修	単位 選択	授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	計
看護専門科目群	看護論	看護学概論Ⅰ	1		15		1								1
		看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1		15									1	1
		看護関係法規	1		15								1		1
		看護の歴史		1	15							1			1
	看護技術論	看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1		30		1								1
		看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1		30			1							1
		看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1		30				1						1
		看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1		30		1								1
		看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1		30			1							1
		看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1		30				1						1
	看護援助論	看護援助論Ⅰ（看護過程）	2		45				2						2
		看護援助論Ⅱ（生命の維持）	1		15				1						1
		看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	1		15		1								1
		看護援助論Ⅳ（栄養と代謝/排泄）	1		15				1						1
		看護援助論Ⅴ（活動と休息）	1		15				1						1
		看護援助論Ⅵ（セクシュアリティ）	1		15						1				1
		看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）	1		15				1						1
	精神保健看護学	精神保健看護学Ⅰ（理論）	2		30					2					2
		精神保健看護学Ⅱ（技法）	1		30						1				1
	発達看護学	発達看護学概論	1		15				1						1
		発達看護学（成人期の看護）	1		15				1						1
		発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	2		30					2					2
		発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	1		30						1				1
		発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2		30					2					2
		発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1		30						1				1
		発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2		30					2					2
		発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1		30						1				1
	健康レベル別看護学	プライマリーヘルスケア	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、「緩和・終末期ケア」１単位を選択必修（＊）				1					1
		慢性期ケア	2		30				2						2
		急性期ケア	2		30				2						2
		緩和・終末期ケア		＊1	15						1				1
		健康レベル別看護学演習Ⅰ	1		30					1					1
		健康レベル別看護学演習Ⅱ	1		30						1				1
	地域・在宅看護学	地域看護学	2		30	保健師教育課程選択履修者は、選択科目から６単位を選択必修（◎）		2							2
		公衆衛生看護活動論		◎2	30					2					2
		保健福祉行政論		◎2	30								2		2
		疫学		◎2	30					2					2
		在宅看護学	2		30						2				2
	看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1		15							1			1
		看護管理学Ⅱ		2	30								2		2
		看護教育学Ⅰ	1		15							1			1
		看護教育学Ⅱ		2	30									2	2
		看護教育方法		2	30								2		2
	応用看護学	応用看護学特論Ⅰ		1	15								1		1
		応用看護学特論Ⅱ		1	15								1		1
	国際・災害看護学	国際看護学Ⅰ（異文化とケア含）	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、「災害看護論Ⅱ」１単位を選択必修（＊）					1				1
		国際看護学Ⅱ		1	15							1			1
		国際看護学演習		1	30							1			1
		災害看護論Ⅰ	1		15			1							1
		災害看護論Ⅱ		＊1	15								1		1
		災害看護活動論Ⅰ		1	30				1						1
		災害看護活動論Ⅱ		1	30					1					1
		災害看護活動論Ⅲ		1	30						1				1
	看護学実習	看護援助論実習〔レベルⅠ〕	2		90			2							2
		看護援助論実習〔レベルⅡ〕	5		225				5						5
		精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護）実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2
		健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕	3		135								3		3
		地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕－１	1		45						1				1
		地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕－２	1		45									1	1
		看護学総合実習	3		135									3	3
	研究	研究方法論Ⅰ	1		30						1				1
		研究方法論Ⅱ	1		30							1			1
		研究方法論Ⅲ（量的研究方法論）		1	15								1		1
		研究Ⅰ	1		30								1		1
		研究Ⅱ		1	30									1	1
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1	15	保健師教育課程選択者のみ履修可（保健師国家試験受験資格取得のため必須）						1			1
		公衆衛生看護管理論		1	15								1		1
		公衆衛生看護方法論		1	15							1			1
		公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		1	30								1		1
		公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1	30								1		1
		公衆衛生看護学実習		5	225								5		5

看護師教育課程のみ履修者	必修：72単位　選択：2単位以上　小計74単位以上
保健師教育課程選択履修者	必修：72単位　選択：6単位以上　小計78単位以上

必修：100単位　　選択：24単位以上　　合計124単位以上

ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、124単位に加え「公衆衛生看護学分野」計10単位の修得を要する。

※開講学年・学期は、調整変更する場合があります。

【2026（令和8）年度以降編入学生】

5）編入学生について（卒業要件、修業年限／在学年限、教育課程）

編入学生の修業年限は２年間とし、４年を超えて在学することはできません。卒業に必要な単位は、他の学部生同様に124単位以上となりますが、88単位を上限に既修得単位認定を行っています。既修得単位認定は、次のとおり定めています。

〈３年次編入学生の卒業要件単位〉

区　　分	認定単位数（上限）		修得すべき単位数		合計（卒業要件）	
	必修	選択	必修	選択	看護師教育課程のみ履修者	保健師教育課程選択者
赤　十　字	—	—	1	—	1単位	
人間/社会/自然と科学/情報	1	3	5	7	16単位	
言　　葉	2	2	2	2	8単位	
健　　康	16	1＊a	1	1＊b	19単位（＊a＊b含む）	17単位
研　　究	3	—	2	—	5単位	
看　護　論	4	—	1	—	5単位	
基盤臨床看護論	8	—	—	—	8単位	
精神保健看護学	5	—	—	—	5単位	
生涯発達看護学	20	—	—	—	20単位	
地域・在宅看護学	—	—	7	6◎a	7単位	13単位（◎a含む）
看護管理学・看護教育学	—	—	2	—	2単位	
応用看護学	—	—	—	2＊c	2単位（＊c含む）	—
国際・災害看護学	—	—	2	1＊d	3単位（＊d含む）	2単位
看護学実習	22	1＊e	—	1◎b	23単位（＊e含む）	23単位（◎b含む）
公衆衛生看護学	—	—	—	—	—	（11単位）

合計	看護師教育課程のみ履修者	81	7	23	13（＊含む）（◎含まず）	124単位以上
		88単位		36単位以上		
	保健師教育課程選択履修者	81	6（＊e含まず）	23	19（◎含む）（＊含まず）	126単位以上 ただし、保健師国家試験受験資格取得のためには、126単位に加え、公衆衛生看護学分野11単位の修得を要する。
		87単位		39単位以上		

＊a：疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ

＊b：遺伝と遺伝カウンセリング

＊c：応用看護学特論Ⅰ＋応用看護学特論Ⅱ又はⅢのうちいずれか１科目

＊d：災害看護学Ⅱ

＊e：看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）

◎a：公衆衛生看護活動論、保健医療福祉行政論、疫学

◎b：看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）

既修得として認定した単位と本学で修得すべき授業科目の単位を合計して卒業要件単位数を修得してください。

【編入学生用】教育課程（修得すべき単位数に係る科目について記載）

科目		単位		履修学年	学期	備考	認定単位数（上限）	修得すべき単位数	卒業要件単位数
赤十字	赤十字概論	必修	1	3	前期		認定しない	1	1
人間	哲学と医療	選択	1	4	前期	選択科目から7単位以上選択。選択の内訳は、人間1科目以上、社会1科目以上、自然と科学及び情報から1科目以上とすること。	4	12	16
	生命倫理	必修	1	3	後期				
	心理学概論	選択	2	3	前期				
	身体運動論Ⅰ（理論）	選択	1	3	後期				
	身体運動論Ⅱ（実技）	選択	1	3	前期				
	人間工学	選択	1	4	後期				
社会	社会保障論	必修	1	3	前期				
	家族社会学	選択	2	3	後期				
	異文化論	選択	2	3	後期				
	日本国憲法	選択	2	3	前期				
	地域健康社会学	必修	1	3	前期				
自然と科学	基礎数学	選択	1	3	前期				
	生物学	選択	2	4	後期				
	地球科学	選択	1	4	前期				
	化学	選択	2	3	前期				
情報	情報科学	選択	2	3	後期				
	保健統計学	必修	2	3	前期				
言葉	英語R2－1	必修	1	3	前期		4	4	8
	英語R2－2	必修	1	3	後期				
	英語W1－1	選択	1	3	前期	選択必修			
	英語W1－2	選択	1	3	後期	選択必修			
健康	リハビリテーション医学	必修	1	3	前期		17	2* 1◎	19* 17◎
	遺伝と遺伝カウンセリング	選択	1	4	前期	選択必修*			
研究	研究方法論Ⅱ	必修	1	3	通年		3	2	5
	卒業研究	必修	1	4	通年				
看護論	看護学概論Ⅱ	必修	1	4	後期		4	1	5
基盤臨床看護論	—						8	—	8
精神保健看護学	—						5	—	5
生涯発達看護学	—						20	—	20
地域・在宅看護学	地域看護学	必修	2	3	後期		認定しない	7* 13◎	7* 13◎
	公衆衛生看護活動論	選択	2	3	後期	選択必修◎			
	保健医療福祉行政論	選択	2	3	後期	選択必修◎			
	疫学	選択	2	3	後期	選択必修◎			
	プライマリーヘルスケア	必修	1	3	前期				
	在宅看護学概論Ⅰ	必修	1	3	前期				
	在宅看護学概論Ⅱ	必修	1	3	後期				
	在宅看護学演習Ⅰ	必修	1	3	後期				
	在宅看護学演習Ⅱ	必修	1	4	前期				
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	必修	1	3	後期		認定しない	2	2
	看護教育学Ⅰ	必修	1	3	後期				
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ	選択	1	4	前期	選択必修*	認定しない	2* —◎	2* —◎
	応用看護学特論Ⅱ	選択	1	4	前期	選択必修*			
	応用看護学特論Ⅲ	選択	1	4	前期	選択必修*			
国際・災害看護学	国際看護学	必修	1	3	後期		認定しない	3* 2◎	3* 2◎
	災害看護学Ⅰ	必修	1	3	後期				
	災害看護学Ⅱ	選択	1	4	前期	選択必修*			
看護学実習	看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）	選択	1	4	後期	選択必修◎	23* 22◎	1◎	23
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論	選択	1	3	後期	保健師教育課程選択者のみ履修可とする。	認定しない	保健師国家試験受験資格取得に際して、全科目の単位修得を要する	—
	公衆衛生看護管理論	選択	1	4	前期				
	公衆衛生看護方法論	選択	2	3	後期				
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	選択	2	4	前期				
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	選択	1	4	前期				
	公衆衛生看護学実習	選択	4	4	後期				
計	看護師教育課程のみ履修者						88	36	124
	保健師教育課程履修者						87	39	126

1．＊印：看護師教育課程のみ履修者に該当する。　　◎印：保健師教育課程選択履修者に該当する。

2．言葉の区分で修得すべき4単位は、英語R2、英語W1で修得すること。

3．本学が既修得単位として認定した単位数が認定単位数上限に満たない場合は、本学が指定する授業科目および単位数を修得すること。

4．全体の教育課程は、「2．科目に関すること-4）授業科目一覧【2024（令和6）年度以降入学生】」を参照すること。

【2024（令和6）年度・2025（令和7）年度編入学生】

5）編入学生について（卒業要件、修業年限／在学年限、教育課程）

編入学生の修業年限は２年間とし、４年を超えて在学することはできません。卒業に必要な単位は、他の学部生同様に125単位以上となりますが、86単位を上限に既修得単位認定を行っています。既修得単位認定は、次のとおり定めています。

〈３年次編入学生の卒業要件単位〉

区　　分	認定単位数（上限）		修得すべき単位数		合計（卒業要件）	
	必修	選択	必修	選択	看護師教育課程のみ履修者	保健師教育課程選択者
赤　十　字	—	—	1	—	1単位	
人間/社会/自然と科学/情報	1	6	5	4	16単位	
言　　葉	2	2	2	2	8単位	
健　　康	16	1＊a	—	2＊b	19単位（＊a＊b含む）	16単位
研　　究	—	—	5	—	5単位	
看　護　論	2	—	1	—	3単位	
看護技術論	6	—	—	—	6単位	
看護援助論	8	—	—	—	8単位	
精神保健看護学	2	—	2	—	4単位	
発達看護学	11	—	—	—	11単位	
健康レベル別看護学	6	—	1	1＊c	8単位（＊c含む）	7単位
地域・在宅看護学	—	—	7	6◎	7単位	13単位（◎含む）
看護管理学・看護教育学	—	—	2	—	2単位	
応用看護学	—	—	—	1＊d	1単位（＊d含む）	—
国際・災害看護学	—	—	2	1＊e	3単位（＊e含む）	2単位
看護学実習	23	—	—	—	23単位	
公衆衛生看護学	—	—	—	—	—	（11単位）

合計	看護師教育課程のみ履修者	77	9	28	11（＊含む）（◎含まず）	125単位以上
		86単位		39単位以上		
	保健師教育課程選択履修者	77	9	28	12（◎含む）（＊含まず）	126単位以上 ただし、保健師国家試験受験資格取得のためには、126単位に加え、公衆衛生看護学分野11単位の修得を要する。
		86単位		40単位以上		

＊a：疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ

＊b：リハビリテーション医学、遺伝と遺伝カウンセリング

＊c：緩和・終末期ケア

＊d：応用看護学特論Ⅰ

＊e：災害看護学Ⅱ

◎：公衆衛生看護活動論、保健福祉行政論、疫学

既修得として認定した単位と本学で修得すべき授業科目の単位を合計して卒業要件単位数を修得してください。なお、編入学生の多様な背景を考慮して、編入学生のみを対象としたクラスの授業科目があります。

【編入学生用】教育課程（修得すべき単位数に係る科目について記載）

科目		単位		履修学年	学期	編入クラス	備考	認定単位数（上限）	修得すべき単位数	卒業要件単位数
赤十字	赤十字概論	必修	1	3	前期			認定しない	1	1
人間	哲学と倫理	選択	1	4	前期		選択科目から4単位以上選択。人間1科目以上、社会1科目以上とする。	7	9	16
	生命倫理	必修	1	3	後期					
	臨床心理学	選択	2	3	後期	☆				
社会	現代社会論	選択	2	3	後期					
	社会保障論	必修	1	3	前期					
	家族社会学	選択	2	3	後期					
	地域健康社会学	必修	1	3	前期					
自然と科学	生物学	選択	2	3	後期					
情報	保健統計学	必修	2	3	前期					
言葉	英語R2－1	必修	1	3	前期			4	4	8
	英語R2－2	必修	1	3	後期					
	英語W2－1	選択	1	3	前期	☆	選択必修			
	英語W2－2	選択	1	3	後期	☆	選択必修			
健康	リハビリテーション医学	選択	1	3	前期		選択必修*	17	2* —◎	19* 16◎
	遺伝と遺伝カウンセリング	選択	1	4	前期		選択必修*			
研究	研究基礎Ⅰ	必修	1	3	前期	☆		認定しない	5	5
	研究基礎Ⅱ	必修	1	3	前期	☆				
	研究方法論Ⅰ	必修	1	3	前期					
	研究方法論Ⅱ	必修	1	3	後期					
	研究Ⅰ	必修	1	4	前期					
看護論	看護学概論Ⅱ	必修	1	4	後期			2	1	3
看護技術論	—							6	—	6
看護援助論	—							8	—	8
精神保健看護学	精神保健看護学・理論	必修	2	3	後期			2	2	4
発達看護学	—							11	—	11
健康レベル別看護学	プライマリーヘルスケア	必修	1	3	前期			6	2* 1◎	8* 7◎
	緩和・終末期ケア	選択	1	3	前期		選択必修*			
地域・在宅看護学	地域看護学	必修	2	3	後期			認定しない	7* 13◎	7* 13◎
	公衆衛生看護活動論	選択	2	3	後期		選択必修◎			
	保健福祉行政論	選択	2	3	後期		選択必修◎			
	疫学	選択	2	3	後期		選択必修◎			
	コミュニティヘルスアセスメント論	必修	1	3	後期					
	在宅看護概論Ⅰ	必修	1	3	前期					
	在宅看護概論Ⅱ	必修	1	3	後期					
	在宅看護学	必修	2	3	前期					
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	必修	1	3	後期			認定しない	2	2
	看護教育学Ⅰ	必修	1	3	後期					
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ	選択	1	4	前期		選択必修*	認定しない	1* —◎	1* —◎
国際・災害看護学	国際看護学Ⅰ	必修	1	3	前期			認定しない	3* 2◎	3* 2◎
	災害看護学Ⅰ	必修	1	3	後期					
	災害看護学Ⅱ	選択	1	4	前期		選択必修*			
看護学実習	—							23	—	23
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論	選択	1	3	後期		保健師教育課程選択者のみ履修可とする。	認定しない	保健師国家試験受験資格取得に際して、全科目の単位修得を要する	—
	公衆衛生看護管理論	選択	1	4	前期					
	公衆衛生看護方法論	選択	2	3	後期					
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	選択	1	4	前期					
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	選択	1	4	前期					
	公衆衛生看護学実習	選択	5	4	前期					
計	看護師教育課程のみ履修者							86	39*	125単位以上
	保健師教育課程選択履修者							86	40◎	

1．☆印：編入学生のみを対象としたクラス
　＊印：看護師教育課程のみ履修者に該当する。　　◎印：保健師教育課程選択履修者に該当する。
2．言葉の区分で修得すべき4単位は、英語R2，英語W2で修得すること。
3．本学が既修得単位として認定した単位数が認定単位数上限に満たない場合は、本学が指定する授業科目および単位数を修得すること。
4．全体の教育課程は、「2．科目に関すること-4）授業科目一覧【2022（令和4）年度・2023（令和5）年度入学生】」を参照すること。

6）科目ナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目の教育課程と学修段階（難易度）を体系的に示すために各授業科目に番号を付して分類したものです。本学では、以下の4つの文字と3桁の数字を用いて、7桁のコードで構成しています。

【例】科目名：「赤十字概論」の科目ナンバー【HBRC100】

① H　②B　③DN　④201

① キャンパスコード　② 学位コード　③ 学科区分コード　④ レベルコード

日本赤十字看護大学のナンバリングルール

H　B　DN　201

ｷｬﾝﾊﾟｽｺｰﾄﾞ	学位コード	学科目区分コード		レベルコード
H 看護学部（広尾キャンパス）	B 学部	RC 赤十字 HU 人間	IN 看護論 FN 基盤臨床看護論	100台／150台 主に1年次を対象としたレベル
	M 修士課程	SS 社会 NS 自然と科学	MN 精神保健看護学 **LN 生涯発達看護学**	200台／250台 主に2年次を対象としたレベル
S さいたま看護学部（大宮キャンパス）	D 博士課程	IS 情報 LS 言葉	CH 地域・在宅看護学 ME 看護管理学・看護教育学	300台／350台 主に3年次を対象としたレベル
		HS 健康 RE 研究	AN 応用看護学 ID 国際・災害看護学	400台／450台 主に4年次を対象としたレベル
		DN 発達看護学 HN 健康レベル別看護学	NP 看護学実習 PN 公衆衛生看護学	
		FS 基礎ゼミ CN 看護援助論 FN 看護技術論		

学科目区分コードについて

「赤十字」... Study on the **R**ed **C**ross
「人間」... **HU**man Science
「社会」... **S**ocial **S**cience
「自然と科学」... **N**atural **S**cience
「情報」... **I**nformation **S**cience
「言葉」... **L**anguage **S**tudy
「基礎ゼミ」... **F**reshers **S**eminar
「健康」... **H**ealth **S**cience
「看護論」... **I**ntroduction to **N**usring Science
「看護技術論」... **F**undamental Skills of **N**ursing
「**基盤臨床看護論**」… **F**undamentals of Clinical **N**ursing
「看護援助論」... **C**ompetence of **N**ursing　Practice
「精神保健看護学」... Psychiatric and Mental Health Nursing
「発達看護学」... **D**evelopmental **N**ursing
「**生涯**発達看護学」… Lifelong developmental **N**ursing
「健康レベル別看護学」... Health Status **N**ursing
「地域・在宅看護学」... **C**ommunity **H**ealth Nursing
「看護管理学・看護教育学」... Nursing **M**anagement and **E**ducation
「研究」... **RE**search
「看護学実習」... Clinical **N**ursings **P**racticum
「応用看護学」... **A**pplied **N**ursing
「国際・災害看護学」... International and **D**isaster Nursing
「公衆衛生看護学」... **P**ublic Health **N**ursing

7）ＤＰルーブリックについて

看護学部の掲げるDPの到達度について、学生が自己評価できるように定めた学修到達度表です。1～4の各レベルは、1年～4年の各学年で到達すべき目標として設定しています。

日本赤十字看護大学　看護学部DPルーブリック

DP		DPの内容	レベル1　（導入）	レベル2　（基礎）	レベル3　（応用）	レベル4　（発展）
DP1	擁護する力	倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力	・自己と他者の価値観の違いを理解することができる。 ・赤十字の基本原則、人道・倫理についての基礎的な知識を持ち身近なことから考えることができる。	・対象者の多様な価値観や信念を尊重する意味について考えることができる。 ・対象者の多様な価値観や信念を理解し、尊重して関わることができる。	・様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある人の権利の擁護について理解することができる。 ・対象者を取り巻く倫理的な課題を理解することができる。 ・人々が価値観・信念に基づいた生き方を選択し、その人らしい生活を維持するための看護を考えることができる。	・倫理的視点に基づき、あらゆる人々の尊厳と権利を擁護するために建設的意見を述べ具体的な実践につなげることがができる。
DP2	グローバルな視点で関心をもつ力	人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力	・日本および諸外国の文化、暮らし、取り巻く環境を知ることができる。 ・ことばや文化を学ぶことを通して多様な文化について関心をもつことができる。 ・赤十字の国際的な活動について理解を深めることができる。	・個人や集団の特性にあわせて、その人たちの健康や社会生活における課題について世界規模の視点から関心を持つことができる。	・世界に目を向けながら、国内外の文献や時事を関心を持って調べて比較することができる。	・国内外の文化・医療・社会情勢を踏まえ看護実践を創造的に考えることができる。
DP3	関係を築く力	多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力	・多様な価値観や文化的背景を持つ対象者の身になって考えることができる。 ・自己の傾向や特徴を振り返りながら、他者と関係性を築くことができる。	・他者理解や自己理解を深め、援助的な関係性を築くことができる。	・様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある対象者を、自分とは異なる価値観や生活背景を持つ人として理解し、尊重して、関係性を築くことができる。	・多様な価値観や文化をもつ人々を深く理解し、自己を省みながら関係性を築くことができる。 ・多様な価値観や文化をもつ人々と関係性を築く中で、自己を顧みて課題を見つけることができる。
DP4	実践する力	あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力	・健康課題を科学的、論理的に理解するための基礎的知識を持つことができる。 ・対象者とその暮らしを理解するために基盤となる基礎的知識や技術を身につけることができる。	・対象者の健康課題を理解することができる。 ・健康課題を支援するための基礎的知識や技術を身につけることができる。 ・対象者の健康の保持・増進、疾病の予防の必要性について理解できる。	・様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある人々の健康課題や生活への影響を、対象者の身体的・心理的・社会的な側面を統合して、アセスメントすることができる。 ・アセスメントに基づき、健康課題に対して支援する方法を計画、実施することができる。	・あらゆる対象者を全体論的に捉え、根拠に基づいた看護を計画的に実践することができる。
DP5	探求する力	問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力	・身近な現象において自己の関心や疑問を言語化し、意見を述べ合うことができる。	・自己の関心や疑問を探求する方法について基礎的な知識や技術を身につけることができる。	・自己の探求したい課題とその探求方法について論理的、系統的に言語化することができる。	・自己の探求したい課題について論理的、系統的に探求することができる。
DP6	連携・協働する力	健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力	・対象者を取り巻く人々とその役割について理解できる。	・対象者を取り巻く人々との連携・協働がどのようになされているのかを理解できる。 ・看護職が連携・協働する多職種や他機関を理解することができる。	・対象者を取り巻く人々それぞれの役割を理解・尊重し、看護職として連携・協働するための役割について考えることができる。 ・多職種連携の一員としての視点から看護実践について考察することができる。	・健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて看護職として主体的に関与するための方策を検討することができる。 ・様々なケアシステムにおいて展開される多職種連携の中での看護職の役割を考察することができる。
DP7	成長する力	専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力	・人々の健康を取り巻く社会状況の変化に関心を持つことができる。	・看護学生として自らが学ぶべきことや課題について理解し、自己の課題を明確化することができる。	・社会に対する看護職の責務について、考察することができる。	・看護の専門職者として社会状況の変化に関心を持ち、自己の課題を明確化し、成長し続けようと努力することができる。
DP8	変化を生み出す力	既成概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力	・自己の意見や感じ考えたことを臆することなく、表現することができる。 ・他者との意見交換を通し、さらに自己の考えを深めることができる。	・他者の意見に耳を傾け、自己の意見との相違について、アサーティブに意見交換し、自己の考えを深めることができる。 ・既存の知について吟味することができる。	・他者との相互作用を通して、より創造的に議論を深めることができる。 ・議論を通して、新たな問いや課題を見出すことができる。	・既成概念にとらわれず、自己の意見や考え、知見を他者に発信することができる。 ・既存の知を超えて、よりよい実践や変化をもたらす提案ができる。

8）カリキュラム・マップとディプロマ・ポリシー（DP)との対応について

カリキュラム・マップとディプロマ・ポリシー（DP)との対応一覧

DP ／ DPの内容		レベル1（導入）/1年次
DP1 擁護する力	「倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力」	・自己と他者の価値観の違いを理解することができる。 ・赤十字の基本原則、人道・倫理についての基礎的な知識を持ち身近なことから考えることができる。
DP2 グローバルな視点で関心をもつ力	「人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力」	・日本および諸外国の文化、暮らし、取り巻く環境を知ることができる。 ・ことばや文化を学ぶことを通して多様な文化について関心をもつことができる。 ・赤十字の国際的な活動について理解を深めることができる。
DP3 関係を築く力	「多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力」	・多様な価値観や文化的背景を持つ対象者の身になって考えることができる。 ・自己の傾向や特徴を振り返りながら、他者と関係性を築くことができる。
DP4 実践する力	「あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力」	・健康課題を科学的、論理的に理解するための基礎的知識を持つことができる。 ・対象者とその暮らしを理解するために基盤となる基礎的知識や技術を身につけることができる。
DP5 探求する力	「問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力」	・身近な現象において自己の関心や疑問を言語化し、意見を述べ合うことができる。
DP6 連携・協働する力	「健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力」	・対象者を取り巻く人々とその役割について理解できる。
DP7 成長する力	「専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力」	・人々の健康を取り巻く社会状況の変化に関心を持つことができる。
DP8 変化を生み出す力	「既成概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力」	・自己の意見や感じ考えたことを臆することなく、表現することができる。 ・他者との意見交換を通し、さらに自己の考えを深めることができる。

配当学年	科目区分	授業科目	学年配当	必修選択の別	単位	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
						◎＝密接に対応している,○＝対応している							
1年次科目	赤十字	赤十字概論	1	必修	1		○	○			◎		
	人間	心理学概論	1	選択	2	◎				○		○	
	人間	教育学概論	1	選択	2			◎		○		○	
	人間	現代教育論	1	選択	2		○	◎		○			
	人間	身体運動論Ⅰ（理論）	1	選択	1				◎	○	○		
	人間	身体運動論Ⅱ（実技）	1	選択	1			○	◎	○			
	社会	社会学概論	1	選択	2			○		○	◎		
	社会	国際関係論	1	選択	2		○	○			◎		
	社会	日本国憲法	1	選択	2	◎				○		○	
	社会	地域健康社会学	1	必修	1	◎		○			○		
	自然と科学	基礎数学	1	選択	1					◎		○	○
	自然と科学	基礎統計学	1	選択	1				○	◎		○	
	自然と科学	化学	1	選択	2					◎		○	○
	情報	情報リテラシー	1	必修	1			◎	○		○		
	言葉	日本語の表現	1	選択	1			◎		○		○	
	言葉	英語R1-1	1	必修	1		◎		○	○			
	言葉	英語R1-2	1	必修	1		◎		○	○			
	言葉	英語W1-1	1	選択	1		◎			○		○	
	言葉	英語W1-2	1	選択	1		◎			○		○	
	言葉	英語LS1-1	1	選択	1		◎		○	○			
	言葉	英語LS1-2	1	選択	1		◎		○	○			
	言葉	語学研修	1	選択	1		○		○			◎	
	言葉	中国語	1	選択	1		◎	○				○	
	言葉	フランス語	1	選択	1		○		◎			○	
	健康	人体の構造と機能Ⅰ	1	必修	2				○	◎		○	
	健康	人体の構造と機能Ⅱ	1	必修	2				○	◎		○	
	健康	人体の構造と機能Ⅲ	1	必修	2				○	◎		○	
	健康	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	1	必修	2				○	○		◎	
	健康	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	1	必修	2				○	○		◎	
	健康	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	1	必修	2				○	○		◎	
	研究	研究基礎Ⅰ	1	必修	1			○				○	◎
	看護論	看護学概論Ⅰ	1	必修	1	◎		○				○	
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1	必修	1			◎	○	○			
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1	必修	1			○	◎	○			
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	必修	1			○	◎	○			
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	必修	1			○	◎	○			
	地域・在宅看護学	地域看護学	1	必修	2	○			○		◎		
	国際・災害看護学	国際看護学	1	必修	1		◎				○		○
	国際・災害看護学	災害看護学Ⅰ	1	必修	1					○	○		◎
	看護学実習	看護学導入実習Ⅰ	1	必修	2	○	◎	○					
	看護学実習	看護学導入実習Ⅱ	1	必修	1	○		○				◎	

カリキュラム・マップとディプロマ・ポリシー（DP)との対応一覧

DP ／ DPの内容		レベル2（基礎）/2年次
DP1 擁護する力	「倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力」	・対象者の多様な価値観や信念を尊重する意味について考えることができる。 ・対象者の多様な価値観や信念を理解し、尊重して関わることができる。
DP2 グローバルな視点で関心をもつ力	「人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力」	・個人や集団の特性にあわせて、その人たちの健康や社会生活における課題について世界規模の視点から関心を持つことができる。
DP3 関係を築く力	「多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力」	・他者理解や自己理解を深め、援助的な関係性を築くことができる。
DP4 実践する力	「あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力」	・対象者の健康課題を理解することができる。 ・健康課題を支援するための基礎的知識や技術を身につけることができる。 ・対象者の健康の保持・増進、疾病の予防の必要性について理解できる。
DP5 探求する力	「問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力」	・自己の関心や疑問を探求する方法について基礎的な知識や技術を身につけることができる。
DP6 連携・協働する力	「健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力」	・対象者を取り巻く人々との連携・協働がどのようになされているのかを理解できる。 ・看護職が連携・協働する多職種や他機関を理解することができる。
DP7 成長する力	「専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力」	・看護学生として自らが学ぶべきことや課題について理解し、自己の課題を明確化することができる。
DP8 変化を生み出す力	「既成概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力」	・他者の意見に耳を傾け、自己の意見との相違について、アサーティブに意見交換し、自己の考えを深めることができる。 ・既存の知について吟味することができる。

配当学年	科目区分	授業科目	学年配当	必修選択の別	単位	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
						◎＝密接に対応している,○＝対応している							
2年次科目	人間	医療人文学	2	選択	2			◎		○		○	
	人間	臨床心理学	2	選択	2			◎		○		○	
	人間	人間工学	2	選択	1			○		◎		○	
	社会	現代社会論	2	選択	2			○		◎		○	
	社会	家族社会学	2	選択	2			○		◎			○
	社会	異文化論	2	選択	2		◎			○		○	
	社会	医療と文化	2	選択	2		○	○					◎
	自然と科学	生物学	2	選択	2					◎		○	○
	情報	情報科学	2	選択	2				○	◎		○	
	情報	保健統計学	2	必修	2				○	◎		○	
	言葉	英語R2-1	2	必修	1		◎		○	○			
	言葉	英語R2-2	2	必修	1		◎		○	○			
	言葉	英語W2-1	2	選択	1		◎			○		○	
	言葉	英語W2-2	2	選択	1		◎			○		○	
	言葉	英語LS2	2	選択	1		○		◎	○			
	健康	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	必修	2				○	○		◎	
	健康	ラボラトリー・プラクティス	2	選択	1				○	○		◎	
	研究	研究基礎Ⅱ	2	必修	1			○				○	◎
	研究	研究方法論Ⅰ	2	必修	1	○						○	◎
	看護論	こころの看護	2	必修	1			◎	○			○	
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	2	必修	1			○	◎	○			
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	2	必修	1			○	◎	○			
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	2	必修	1				○	○	◎		
	基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	2	必修	1				○	○	◎		
	精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2	必修	2	○		◎	○				
	精神保健看護学	精神病態学	2	必修	1				○		○	◎	
	生涯発達看護学	成育期看護学概論	2	必修	1	◎	○	○					
	生涯発達看護学	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	2	必修	1	○		○		◎			
	生涯発達看護学	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	2	必修	2	○		○		◎			
	生涯発達看護学	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2	必修	1	◎		○			○		
	生涯発達看護学	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2	必修	2	◎		○			○		
	生涯発達看護学	成熟期看護学概論	2	必修	1			○	○			◎	
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	2	必修	1			○	◎		○		
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2	必修	2			○	◎		○		
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2	必修	2			○	◎		○		
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	2	必修	1	○				◎	○		
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2	必修	2	○				◎	○		
	地域・在宅看護学	公衆衛生看護活動論	2	選択	2			○	○		◎		
	地域・在宅看護学	疫学	2	選択	2		○			◎			○
	地域・在宅看護学	プライマリーヘルスケア	2	必修	1		○		○				◎
	地域・在宅看護学	在宅看護学概論Ⅰ	2	必修	1		○				◎		○
	地域・在宅看護学	在宅看護学概論Ⅱ	2	必修	1	○		◎			○		
	地域・在宅看護学	在宅看護学演習Ⅰ	2	必修	1		◎		○	○			
	国際・災害看護学	国際看護協働論	2	選択	1		◎		○				○
	国際・災害看護学	災害看護活動論Ⅰ（災害急性期）	2	選択	1				◎	○	○		
	国際・災害看護学	災害看護活動論Ⅱ（災害中長期）	2	選択	1				◎	○	○		
	看護学実習	基盤臨床看護論実習Ⅰ	2	必修	1			◎			○		○
	看護学実習	基盤臨床看護論実習Ⅱ	2	必修	3	○		◎	○				

カリキュラム・マップとディプロマ・ポリシー（DP)との対応一覧

DP ／ DPの内容		レベル3（応用）/3年次
DP1 擁護する力	「倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力」	・様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある人の権利の擁護について理解することができる。 ・対象者を取り巻く倫理的な課題を理解することができる。 ・人々が価値観・信念に基づいた生き方を選択し、その人らしい生活を維持するための看護を考えることができる。
DP2 グローバルな視点で関心をもつ力	「人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力」	・世界に目を向けながら、国内外の文献や時事を関心を持って調べて比較することができる。
DP3 関係を築く力	「多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力」	・様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある対象者を、自分とは異なる価値観や生活背景を持つ人として理解し、尊重して、関係性を築くことができる。
DP4 実践する力	「あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力」	・様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある人々の健康課題や生活への影響を、対象者の身体的・心理的・社会的な側面を統合して、アセスメントすることができる。 ・アセスメントに基づき、健康課題に対して支援する方法を計画、実施することができる。
DP5 探求する力	「問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力」	・自己の探求したい課題とその探求方法について論理的、系統的に言語化することができる。
DP6 連携・協働する力	「健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力」	・対象者を取り巻く人々それぞれの役割を理解・尊重し、看護職として連携・協働するための役割について考えることができる。 ・多職種連携の一員としての視点から看護実践について考察することができる。
DP7 成長する力	「専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力」	・社会に対する看護職の責務について、考察することができる。
DP8 変化を生み出す力	「既成概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力」	・他者との相互作用を通して、より創造的に議論を深めることができる。 ・議論を通して、新たな問いや課題を見出すことができる。

配当学年	科目区分	授業科目	学年配当	必修選択の別	単位	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
						◎＝密接に対応している,○＝対応している							
3年次科目	赤十字	赤十字国際活動論	3	選択	2		○			○	◎		
	赤十字	赤十字国際活動論演習	3・4	選択	1		○	◎		○			
	人間	生命倫理	3	必修	1	◎			○	○			
	社会	社会保障論	3	必修	1	○		◎		○			
	言葉	英語文献を読むⅠ	3	選択	1		○			○		◎	
	言葉	英語文献を読むⅡ	3	選択	1		○			○		◎	
	健康	薬理学	3	必修	1					◎		○	○
	健康	リハビリテーション医学	3	必修	1	○			○				◎
	健康	栄養学	3	必修	1				○	◎			○
	研究	研究方法論Ⅱ	3	必修	1	○						○	◎
	看護論	セクシャリティと看護	3	必修	1	◎				○		○	
	看護論	看護の歴史	3	選択	1						○	○	◎
	精神保健看護学	精神保健看護学・方法論	3	必修	1		◎		○				○
	精神保健看護学	精神保健看護学演習	3	必修	1	○				○	◎		
	生涯発達看護学	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護③）	3	必修	1	○			○			◎	
	生涯発達看護学	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	3	必修	1	○			○			◎	
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	3	必修	1			○	○		◎		
	生涯発達看護学	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	3	必修	1	○		◎	○				
	地域・在宅看護学	保健医療福祉行政論	3	選択	2				○		◎		○
	地域・在宅看護学	在宅看護学演習Ⅱ	3	必修	1				○		○	◎	
	看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	3	必修	1						◎	○	○
	看護管理学・看護教育学	看護教育学Ⅰ	3	必修	1					○		◎	○
	国際・災害看護学	国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）	3	選択	1		○		○				◎
	国際・災害看護学	災害看護活動論Ⅲ（こころのケア）	3	選択	1				◎	○	○		
	看護学実習	成育期看護学実習Ⅰ（リプロダクティブヘルスと看護）	3	必修	2	○		○	◎				
	看護学実習	成育期看護学実習Ⅱ（子どもと家族の看護）	3	必修	2	○		○	◎				
	看護学実習	成熟期看護学実習Ⅰ（急性期医療における成人・高齢者の看護）	3	必修	3				◎		○	○	
	看護学実習	成熟期看護学実習Ⅱ（高齢者と家族の看護）	3	必修	2	○		○	◎				
	看護学実習	精神保健看護学実習	3	必修	2	○		○	◎				
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論	3	選択	1			○	○		◎		
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護方法論	3	選択	2			○	◎		○		

カリキュラム・マップとディプロマ・ポリシー（DP)との対応一覧

DP ／ DPの内容		レベル4（発展）/4年次
DP1 擁護する力	「倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力」	・倫理的視点に基づき、あらゆる人々の尊厳と権利を擁護するために建設的意見を述べ具体的な実践につなげることができる。
DP2 グローバルな視点で関心をもつ力	「人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力」	・国内外の文化・医療・社会情勢を踏まえ看護実践を創造的に考えることができる。
DP3 関係を築く力	「多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力」	・多様な価値観や文化をもつ人々を深く理解し、自己を省みながら関係性を築くことができる。 ・多様な価値観や文化をもつ人々と関係性を築く中で、自己を顧みて課題を見つけることができる。
DP4 実践する力	「あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力」	・あらゆる対象者を全体論的に捉え、根拠に基づいた看護を計画的に実践することができる。
DP5 探求する力	「問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力」	・自己の探求したい課題について論理的、系統的に探求することができる。
DP6 連携・協働する力	「健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力」	・健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて看護職として主体的に関与するための方策を検討することができる。 ・様々なケアシステムにおいて展開される多職種連携の中での看護職の役割を考察することができる。
DP7 成長する力	「専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力」	・看護の専門職者として社会状況の変化に関心を持ち、自己の課題を明確化し、成長し続けようと努力することができる。
DP8 変化を生み出す力	「既成概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力」	・既成概念にとらわれず、自己の意見や考え、知見を他者に発信することができる。 ・既存の知を超えて、よりよい実践や変化をもたらす提案ができる。

配当学年	科目区分	授業科目	学年配当	必修選択の別	単位	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
						◎＝密接に対応している,○＝対応している							
4年次科目	赤十字	赤十字国際活動論演習	3・4	選択	1		○	◎		○			
	人間	哲学と医療	4	選択	1	○			○	◎			
	自然と科学	地球科学	4	選択	1		○			○		◎	
	健康	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	4	選択	1				○	○		◎	
	健康	遺伝と遺伝カウンセリング	4	選択	1	◎			○				○
	研究	卒業研究	4	必修	1	○						○	◎
	看護論	看護学概論Ⅱ	4	必修	1	○						○	◎
	看護論	看護関係法規	4	必修	1						◎	○	○
	看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅱ	4	選択	1						○	○	◎
	看護管理学・看護教育学	看護教育学Ⅱ	4	選択	1		○			○		◎	
	応用看護学	応用看護学特論Ⅰ（チーム医療）	4	選択	1					○	◎		○
	応用看護学	応用看護学特論Ⅱ（緩和・老年・精神）	4	選択	1		◎			○			○
	応用看護学	応用看護学特論Ⅲ（母性・小児）	4	選択	1		◎			○			○
	国際・災害看護学	災害看護学Ⅱ	4	選択	1					○	◎	○	
	看護学実習	地域・在宅看護学実習	4	必修	2						○	◎	○
	看護学実習	看護学総合実習Ⅰ（チーム医療）	4	必修	2				◎		○		○
	看護学実習	看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）	4	選択	1				○	○		◎	
	看護学実習	看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）	4	選択	1					○	◎	○	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護管理論	4	選択	1	○				○			◎
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	4	選択	2		○			◎			○
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	4	選択	1	○			◎			○	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学実習	4	選択	4		○					◎	○

3．資格取得に関すること

1）卒業時に取得できる国家試験受験資格（看護師・保健師）

［看護師］　卒業要件単位数を修得した者（卒業生全員）

［保健師］　卒業要件単位数を修得し、保健師資格取得のために必要な科目の単位を修得した者

※保健師教育課程の定員は、１学年20名（編入学生若干名を含む）。
履修希望者多数の場合は選抜となります。「４．履修に関すること - ８）保健師国家試験受験資格を得るための履修選択」の該当入学年度の内容を確認するとともに、年度始めのガイダンス時の履修説明に出席してください。

2）国家試験受験に関する流れ

８月1日（予定）　★国家試験日程等発表･･･厚生労働省 HP、官報に掲載される

１０月初旬　国家試験実施・手続きに関する通知･･･厚生労働省から大学に実務作業用としての通知

１１月初旬　★説明会、出願書類等提出･･･学生：出願書類を記入し、大学から一括出願
（大学：一括出願用必要書類を追加し、出願期間内に提出）

１月下旬　★受験票交付（説明会実施）･･･大学宛に受験票や留意事項（受験会場確定）が届いた後、説明会にて大学から受験票・留意事項、免許申請書類等を配付。

２月中旬　★試　験･･･国家試験受験

３月下旬　★合格発表･･･厚生労働省 HP に14：00に受験番号が掲載される

★印が学生に直接関わる日程です。なお、日程はこれまでの実績に基づくもので厚生労働省の通知等の時期により変更の可能性があります。４年生にはガイダンス等で都度説明するので、よく確認してください。

3）保健師免許の交付を受けた後に申請により取得できる資格

・第一種衛生管理者免許　　・養護教諭二種免許

ただし、養護教諭二種免許の申請のためには、必要科目（教育職員免許法施行規則第66条の6で指定された科目）の単位を全て修得していなければなりません。本学での対応科目は下の表の通りです。資格取得を目指す学生は１年次から履修計画を立ててください。

教育職員免許法施行規則 第66条6で指定された科目	必要 単位数	本学での対応授業科目（単位数）（＊：選択科目）
日本国憲法	2	日本国憲法（2）＊
体育	2	身体運動論Ⅰ（1）＊，身体運動論Ⅱ（1）＊
外国語コミュニケーション	2	英語R1-1（1），英語R1-2（1），英語R2-1（1），英語R2-2（1）
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報科学（2）＊

なお、編入生に関しては、時間割配置の都合上、選択科目を在学中に履修できない場合があります。この場合、卒業後に科目等履修制度などを活用して必要な単位を取得してください。

4）その他

看護師免許取得後、実務経験や研修あるいは進学等を経ることにより、専門性の高い知識と実務経験を身につけた専門職として、助産師、介護支援専門員（ケアマネージャー）、認定看護師、専門看護師などの道が開かれています。

4．履修に関すること

1）履修計画と履修登録

単位を修得するためには、年度始めにまず授業科目の履修登録を行う必要があります。そして、試験等による評価が合格とならなければなりません。まず、それぞれの年度でどのような授業科目を履修するのか、卒業要件を理解したうえで、各自「履修計画」を立ててください。

＜履修計画作成上の注意事項＞

① 履修計画とは卒業までの期間でどのような科目を選び、どのように単位を修得していくかを決めることです。本学は看護学という特性上必修科目が多くなっていますが、自分の興味・関心や適性を考慮し、将来どのような強みを持った看護師や保健師になりたいかを想像しながら、皆さん自身で履修計画を立ててください。
② 履修計画作成時には各科目のシラバスを確認し、科目の内容を確認してください。
③ 履修計画は入学時（１年生）に卒業までのものを作成してください。以降、進級の都度、自身の単位修得状況を確認しながら、見直しをしてください。
④ 各学年に配当された必修科目を確認してください。必修科目は卒業までに必ず単位の修得が必要となります。
⑤ 単位の修得にはシラバスで明示された自己学修が必要です。自己学修の時間も考慮した履修計画を作成してください。
⑥ 履修計画に不安がある場合は、自分で案を作成後、アカデミック・アドバイザーの指導を受けてください。特に必修科目を不合格となり再履修科目のある学生は、講義や実習と時間割が重複して不合格科目の再履修が難しい場合があります。**再履修科目のある学生は履修登録前に必ずアカデミック・アドバイザーに面談を申し込み、指導を受けてください。**
⑦ 具体的な注意事項は以下のとおりです。

◆2022（令和4）年度以降入学生は「人間」・「社会」・「自然と科学」・「情報」から修得する選択科目10単位及び「言葉」から修得する選択科目4単位は1・2年次に修得できるようにしてください。
◆必修科目は配当された学年で修得できるように充分な学修が可能な計画を立ててください。
◆2年次に配当された「公衆衛生看護活動論」及び「疫学」は保健師教育課程の選択必修科目ですが、看護師においても重要な科目となっています。保健師を希望しない学生も履修を強く推奨します。
◆４年次に配当された「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」は看護師教育課程の選択必修科目ですが、保健師においても重要な科目となっています。保健師教育課程の学生も履修を強く推奨します。

〈履修登録上の注意事項〉

① **履修登録は WEB で行います。**履修および履修登録については、年度始めにガイダンスを行います。
② 履修登録期間に、病気その他やむを得ない理由で本人が提出できない場合は、必ず学務課へ事前連絡をしてください。事前の連絡が無く、所定の期間に履修登録を行わなかった場合は、その履修を放棄したものとみなします。
③ 履修する授業科目は、原則としてそれぞれの年次に配当されている授業科目の中から選択します。上級年次配当の授業科目は履修することができません。原則として所属する学年の必修科目については予め履修登録（取消不可）をしてあります。ただし、特別の事情がある学生については、アカデミック・アドバイザーを通じて履修科目を決定します。
④ 不合格で再履修となった必修科目については、学生本人が必要な手続き（下級年次配当科目として）を行う必要があります。手続きは別途周知するので、手続き漏れのない様に注意してください。
⑤ 年間履修単位には上限（49単位）があります。下記 2)履修上限単位数（CAP 制）を参照してください。
⑥ 履修するためには、特定する授業科目の合格等を履修要件とする授業科目があります。シラバスや本履修要項でよく確認してください。
⑦ 履修登録をしていない授業に出席しても無効となります。
⑧ 一度登録した授業科目の変更は原則として認められません。

⑨ やむを得ず授業科目を変更する場合は、本学の指定する申請書を提出することにより変更手続きをすることができます。履修登録変更期間は、「学年暦」で確認してください。前期の履修登録変更期間においては履修の取消のみ申請することができます。後期の履修登録変更期間においては、後期開講の履修の追加または取消をすることができます。ただし、前期・後期ともに、実習科目については実習中止となった場合を含み、原則として取消はできません。また、海外研修や集中講義開講科目については、別途変更期間を定めます。
なお、長期入院等により不可抗力のために授業出席ができなくなったときは、必ずアカデミック・アドバイザーに相談してください。申請に当たっては、医師の診断書などの「理由を証明するもの」を学務課に提出することになります。

⑩ 一度単位を修得した授業科目は、重ねて履修することができません。ただし、進級要件を満たさず留年となった場合は、当該年度のC評価以下の授業科目（実習科目及び海外研修を伴う科目を除く）は履修が取り消しされます（単位修得が認められない）ので、再度履修することになります。

⑪ 履修登録後、履修者が３名以下のとき、非常勤講師科目については開講しない場合があります。この場合のみ、追加の履修登録を認める場合があります。

⑫ 登録した授業科目は履修して試験を受け、合格すれば単位修得が認定されます。しかし、途中で放棄、試験を受けなかった場合は不合格となります。成績通知書に累積 GPA を表示しています。途中放棄するとその科目は GP が「0点」となり、GPA が低くなりますので注意してください。

⑬ 履修した科目が不合格になった場合、再履修して試験に合格しなければその科目の単位は修得できません。なお、必修科目の単位が修得できなかった場合は、必ず再履修をしなければなりません。再履修の仕方は下記のとおりです。再履修の履修計画は、時間割でスケジュールを確認し、望ましい学修方法をよく検討したうえで、履修登録してください。
（下記の方法は選択科目の再履修には適用されません。選択科目を再履修する場合は、時間割の重複がないことを確認の上通常履修してください。）

＜再履修方法について＞

必修科目が不合格になった場合、翌年度以降に再履修して合格しなければなりません。

必修科目の再履修では、他の講義や実習と時間割が重複して再履修することが難しいことがあります。この場合、時間割の重なる2科目を同時に履修することはできません（ただし、実習と重複する場合には個別に検討します）。再履修科目のある学生は、必ずアカデミック・アドバイザーへ連絡のうえ、履修方法について相談してください。

下記をよく読んで、再履修方法を決め、履修登録時に履修方法を申請してください。

１．授業に2/3以上出席できなかったために、定期試験の受験資格がなく、不合格となった科目の再履修

通常通り、再履修科目を履修する。時間割が重なる科目の履修登録はできません。
実習と再履修科目が重複する場合には、個別に検討します。
通常履修した再履修科目の成績評価は、通常通り、S～D で判定されます。

２．授業に2/3以上出席し、定期試験を受験する資格があり、定期試験（追・再試験含む）を受けたが不合格となった科目の再履修 （定期試験（追・再試験含む）を欠席し、不合格となった場合も含む）

・履修登録を行い、授業に2/3以上出席、定期試験を受ける。ただし、２～３年次は時間割が重なる科目の重複履修は原則として認められません。
・通常履修した再履修科目の成績評価は、「S～D」評価となる。

３．再履修科目と実習が重複する場合

・再履修科目を通常履修する場合、実習時期と再履修科目が重なると、再履修科目への出席と実習へ出席をどのように調整し学修するか、慎重な検討が必要です。アカデミック・アドバイザー、再履修科目の担当教員、実習科目担当責任者と相談の上、履修方法を検討します。
・4年生の学生は、再履修科目と看護学総合実習の期間が重複をしていないか確認してください。再履修科目のある学生の総合実習配置の領域は希望どおりにはならないことを了承してください。

⑭ 履修について不明な点があれば、ただちに問い合わせて不明なままにしておかないでください。
⑮ 履修登録については、別途詳細の案内や注意事項を連絡しておりますので、必ず確認のうえ手続きを行ってください。

2）履修上限単位数（CAP 制）

『CAP 制』とは1年間で履修できる授業科目に単位数で上限を設定する制度です。本学では単位数の上限を50単位未満（年間）としています。

なお、令和5年度以降入学生から履修登録単位数の制度厳格化措置として、前年度の単年度 GPA 値が2.0未満の者は、単位数の上限を2単位減の48単位未満（年間）としています。

1単位の授業項目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとされており、通常の講義科目は15時間の授業時間が時間割に組まれます。残る30時間はシラバスなどで明示する自己学修が必要となります。本学は前後期制により授業を行っており、通常の場合前後期とも各15週で構成されます。

つまり、45時間の学修時間を授業週である15週で割ることから、1週間に3時間の学修が必要となります。仮に年間49単位を履修すると必要な学修時間は年間時間2,205時間となり、年間授業週30週で割ると1週間に約74時間、毎日約11時間の学修が必要となります。

CAP 制によらずとも、学修時間の確保を念頭に置きながら履修計画を作成してください。ただし、次に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除きます。

⑴ 1・2年次の看護学実習科目　　⑵ 集中講義として開講する科目
⑶ 既修得単位認定を受けた科目　　⑷ 2年次以降の再履修科目

3）科目配置表

各授業科目は科目配置表のとおりの学年に配置されています。履修計画作成に活用してください。

【2024(令和6)年度以降入学生】

科目配置表　1・2年次

科目群		1年次 前期	単位	1年次 後期	単位	2年次 前期	単位	2年次 後期	単位
必修科目群	基礎科目群	赤十字概論	1	英語R1-2	1	保健統計学	2	英語R2-2	1
		地域健康社会学	1	人体の構造と機能Ⅲ	2	英語R2-1	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2
		情報リテラシー	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	研究基礎Ⅱ	1	研究方法論Ⅰ	1
		英語R1-1	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2				
		人体の構造と機能Ⅰ	2	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2				
		人体の機能と構造Ⅱ	2						
		研究基礎Ⅰ	1						
	看護専門科目群	看護学概論Ⅰ	1	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1	こころの看護	1	基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	1
		基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1	精神保健看護学・理論	2
		基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	地域看護学	2	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	精神病態学	1
		看護学導入実習Ⅰ	2	国際看護学	1	基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	2
				災害看護学Ⅰ	1	成育期看護学概論	1	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2
				看護学導入実習Ⅱ	1	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	1	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2
						成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1	在宅看護学概論Ⅱ	1
						成熟期看護学概論	1	在宅看護学演習Ⅰ	1
						成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1	基盤臨床看護論実習Ⅱ	3
						成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2		
						成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2		
						成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1		
						プライマリーヘルスケア	1		
						在宅看護学概論Ⅰ	1		
						基盤臨床看護論実習Ⅰ	1		
必修単位数		1年次前期配当単位数	14	1年次後期配当単位数	16	2年次前期配当単位数	21	2年次後期配当単位数	19
		1年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）	0			2年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）	0		
		1年次配当必修科目単位数	30			*2年次配当必修科目単位数*	40		
進級要件		**1→2年次　進級要件** **必修科目30単位から24単位以上修得 。** **単位未修得が7単位以上の場合は、2年次へ進級できない。**							
		2→3年次　進級要件 **必修科目70単位から63単位以上修得。** **1年次及び2年次必修科目における単位未修得が8単位以上の場合は、3年次へ進級できない。**							

科目群			前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
選択科目群	基礎科目群								ラボラトリー・プラクティス	1
			3・4年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
		（区分：人間） 2科目以上	心理学概論	2	現代教育論	2	医療人文学	2	臨床心理学	2
			教育学概論	2	身体運動論Ⅰ（理論）	1			人間工学	1
			身体運動論Ⅱ（実技）	1						
		（区分：社会） 2科目以上	社会学概論	2	国際関係論	2			現代社会論	2
			日本国憲法	2					家族社会学	2
									異文化論	2
									医療と文化	2
		（区分：自然と科学及び情報） 2科目以上	基礎数学	1	基礎統計学	1			生物学	2
			化学	2					情報科学	2
		（区分：言葉） 右記から4単位以上	日本語の表現	1	英語W1-2	1	英語W2-1	1	英語W2-2	1
			英語W1-1	1	英語LS1-2	1	英語LS2	1		
			英語LS1-1	1	フランス語	1				
			語学研修	1						
			中国語	1						
	看護専門科目群						災害看護活動論Ⅰ（災害急性期）	1	◎公衆衛生看護活動論	2
									◎疫学	2
									国際看護協働論	1
									災害看護活動論Ⅱ（災害中長期）	1
	（区分：公衆衛生看護学） ※保健師教育課程履修者のみ履修可能									
選択単位数			1年次前期配当単位数	17	1年次後期配当単位数	9	2年次前期配当単位数	5	2年次後期配当単位数	23
			1年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）	–			2年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）	–		
			1年次配当選択科目単位数	26			*2年次配当選択科目単位数*	28		

【2024(令和6)年度以降入学生】

科目配置表　3・4年次

科目群		3年次 前期	単位	3年次 後期	単位	4年次 前期	単位	4年次 後期	単位
必修科目群	基礎科目群	社会保障論	1	生命倫理	1	卒業研究【通年】	(1)	卒業研究【通年】	(1)
		リハビリテーション医学	1	薬理学	1				
				栄養学	1				
		研究方法論Ⅱ【通年】	(1)	研究方法論Ⅱ【通年】	(1)				
	看護専門科目群	セクシャリティと看護	1			看護関係法規	1	看護学概論Ⅱ	1
		精神保健看護学・方法論	1			地域・在宅看護学実習	2	＊看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）	1
		精神保健看護学演習【前期・後期】	(1)	精神保健看護学演習【前期・後期】	(1)	看護学総合実習Ⅰ（チーム医療）	2	*総合実習Ⅱは看護師教育課程履修者のみ履修できる。保健師教育課程履修者は履修できない。*	
		成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛｸﾞﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護③）【前期・後期】	(1)	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾞﾛｸﾞﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護③）【前期・後期】	(1)				
		成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）【前期・後期】	(1)	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）【前期・後期】	(1)			◎看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）	1
		成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）【前期・後期】	(1)	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）【前期・後期】	(1)			*総合実習Ⅲは保健師教育課程履修者のみ履修できる。看護師教育課程履修者は履修できない。*	
		成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）【前期・後期】	(1)	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）【前期・後期】	(1)				
		在宅看護学演習Ⅱ	1	看護管理学Ⅰ	1				
				看護教育学Ⅰ	1				
		成育期看護学実習Ⅰ【前期・後期】	(2)	成育期看護学実習Ⅰ【前期・後期】	(2)				
		成育期看護学実習Ⅱ【前期・後期】	(2)	成育期看護学実習Ⅱ【前期・後期】	(2)				
		成熟期看護学実習Ⅰ【前期・後期】	(3)	成熟期看護学実習Ⅰ【前期・後期】	(3)				
		成熟期看護学実習Ⅱ【前期・後期】	(2)	成熟期看護学実習Ⅱ【前期・後期】	(2)				
		精神保健看護学実習【前期・後期】	(2)	精神保健看護学実習【前期・後期】	(2)				
必修単位数		3年次前期	5	3年次後期	5	4年次前期	5	4年次後期	3
		3年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）			17	4年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）			1
		3年次配当必修科目単位数			27	*4年次配当必修科目単位数*			9
進級要件									

科目群			前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
選択科目群	基礎科目群		赤十字国際活動論	2			＊遺伝と遺伝カウンセリング	1	＊疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	1
			★赤十字国際活動論演習	1			★赤十字国際活動論演習	(1)		
			1・2年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
		（区分：人間）2科目以上					哲学と医療	1		
		（区分：社会）2科目以上								
		（区分：自然と科学及び情報）2科目以上					地球科学	1		
		（区分：言葉）右記から4単位以上	英語文献を読むⅠ	1	英語文献を読むⅡ	1				
	看護専門科目群		災害看護活動論Ⅲ（こころのケア）	1	看護の歴史	1	看護管理学Ⅱ	1		
					◎保健医療福祉行政論	2	看護教育学Ⅱ	1		
					国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）	1	＊応用看護学特論Ⅰ	1		
							＊＊応用看護学特論Ⅱ	1		
							＊＊応用看護学特論Ⅲ	1		
							＊災害看護学Ⅱ	1		
	（区分：公衆衛生看護学）※保健師教育課程履修者のみ履修可能				（保）公衆衛生看護活動展開論	1	（保）公衆衛生看護管理論	1	（保）公衆衛生看護学実習	4
					（保）公衆衛生看護方法論	2	（保）公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	2		
							（保）公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	1		
選択単位数			3年次前期配当単位数	5	3年次後期配当単位数	8	4年次前期配当単位数	13	4年次後期配当単位数	5
			3年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）			－	4年次通年及び年内配当（【前期・後期】と表した科目）			－
			3年次配当選択科目単位数			13	*4年次配当選択科目単位数*			18

※看護師教育課程のみ履修者は選択科目群に「＊」印で示す下記5科目計5単位、「＊＊」印で示したうちの1科目1単位以上を修得しなければならない。
　＊科目：「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」「遺伝と遺伝カウンセリング」「応用看護学特論Ⅰ」「災害看護学Ⅱ」「看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）」
＊＊科目：「応用看護学特論Ⅱ」「応用看護学特論Ⅲ」

※保健師教育課程履修者は選択科目群に「◎」印で示す下記4科目計7単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動論」「保健医療福祉行政論」「疫学」「看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）」

なお、保健師教育課程履修者が同国家試験受験資格を得るためには、公衆衛生看護学区分から下記6科目11単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動展開論」「公衆衛生看護方法論」「公衆衛生看護管理論」
「公衆衛生看護活動論演習Ⅰ」「公衆衛生看護活動論演習Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」

【2022（令和4）年度・2023（令和5）年度入学生】

科目配置表　1・2年次

科目群		1年次 前期	単位	1年次 後期	単位	2年次 前期	単位	2年次 後期	単位
必修科目群	基礎科目群	赤十字概論 地域健康社会学 情報リテラシー 英語R1-1 人体の構造と機能Ⅰ 人体の機能と構造Ⅱ 研究基礎Ⅰ	1 1 1 1 2 2 1	英語R1-2 人体の構造と機能Ⅲ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	1 2 2 2 2	保健統計学 英語R2-1 研究基礎Ⅱ	2 1 1	英語R2-2 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	1 2
	看護専門科目群	看護学概論Ⅰ 看護技術論Ⅰ 看護技術論Ⅲ① 看護援助論Ⅲ	1 1 1 1	看護技術論Ⅱ① 看護技術論Ⅲ② 地域看護学 災害看護学Ⅰ 看護援助論実習〔レベルⅠ〕	1 1 2 1 2	看護技術論Ⅱ② 看護技術論Ⅲ③ 看護援助論Ⅰ 看護援助論Ⅱ 看護援助論Ⅳ 看護援助論Ⅴ 看護援助論Ⅶ 発達看護学概論 発達看護学（成人期の看護） 慢性期ケア 急性期ケア 看護援助論実習〔レベルⅡ〕	1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 2 5	精神保健看護学・理論 発達看護学Ⅰ① 発達看護学Ⅱ① 発達看護学Ⅲ① プライマリーヘルスケア 健康レベル別看護学演習Ⅰ コミュニティヘルスアセスメント論 在宅看護概論Ⅰ 在宅看護概論Ⅱ	2 2 2 2 1 1 1 1 1
必修単位数		1年次前期	13	1年次後期	16	2年次前期	23	2年次後期	16
				1年次配当必修科目単位数	29			*2年次配当必修科目単位数*	39
進級要件		**1→2年次　進級要件** **必修科目29単位から24単位以上修得 。** **単位未修得が6単位以上の場合は、2年次へ進級できない。**							
		2→3年次　進級要件 **必修科目68単位から62単位以上修得。** **1年次及び2年次必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、3年次へ進級できない。**							

科目群			前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
選択科目群	基礎科目群								ラボラトリー・プラクティス	1
			3・4年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
		（区分：人間） 2科目以上	心理学概論 教育学概論 身体運動論Ⅱ（実技）	2 2 1	現代教育論 身体運動論Ⅰ（理論）	2 1	医療人文学	2	臨床心理学 人間工学	2 1
		（区分：社会） 2科目以上	社会学概論 日本国憲法	2 2	国際関係論	2	異文化論	2	現代社会論 家族社会学 医療と文化	2 2 2
		（区分：自然と科学及び情報） 2科目以上	基礎数学 化学	1 2	基礎統計学	1			生物学	2
									情報科学	2
		（区分：言葉） 右記から4単位以上	日本語の表現 英語W1-1 英語LS1-1 中国語	1 1 1 1	英語W1-2 英語LS1-2 語学研修 フランス語	1 1 1 1	英語W2-1 英語LS2	1 1	英語W2-2	1
	看護専門科目群						災害看護活動論Ⅰ	1	◎公衆衛生看護活動論 ◎疫学 災害看護活動論Ⅱ	2 2 1
	（区分：公衆衛生看護学） ※保健師教育課程履修者のみ履修可能									
選択単位数			1年次前期	16	1年次後期	10	2年次前期	7	2年次後期	20
					1年次配当選択科目単位数	26			*2年次配当選択科目単位数*	27

科目配置表 3・4年次

科目群		3年次 前期	単位	3年次 後期	単位	4年次 前期	単位	4年次 後期	単位
必修科目群	基礎科目群	社会保障論 研究方法論Ⅰ	1 1	生命倫理 薬理学 栄養学 研究方法論Ⅱ	1 1 1 1	研究Ⅰ	1		
	看護専門科目群	看護援助論Ⅵ 精神保健看護学・方法論 精神病態学 発達看護学Ⅰ② 発達看護学Ⅱ② 発達看護学Ⅲ② 健康レベル別看護学演習Ⅱ 在宅看護学 国際看護学Ⅰ 精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕【通年】 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1【通年】	1 1 1 1 1 1 2 1 2 2 2 2 1	看護管理学Ⅰ 看護教育学Ⅰ 精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕【通年】 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1【通年】	1 1 (2) (2) (2) (2) (1)	看護関係法規 健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2	1 3 1	看護学概論Ⅱ 看護学総合実習	1 3
必修単位数		3年次前期	21	3年次後期	6	4年次前期	6	4年次後期	4
				3年次配当必修科目単位数	27			*4年次配当必修科目単位数*	10
進級要件									

科目群			前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
選択科目群	基礎科目群		赤十字国際活動論 ★赤十字国際活動論演習 ＊リハビリテーション医学	2 1 1			★赤十字国際活動論演習 ＊遺伝と遺伝カウンセリング 研究方法論Ⅲ	(1) 1 1	＊疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ 研究Ⅱ	1 1
			1・2年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
		（区分：人間） 2科目以上					哲学と倫理	1		
		（区分：社会） 2科目以上								
		（区分：自然と科学及び情報） 2科目以上					地球科学	1		
		（区分：言葉） 右記から4単位以上	英語文献を読むⅠ	1	英語文献を読むⅡ	1				
	看護専門科目群		＊緩和・終末期ケア 災害看護活動論Ⅲ	1 1	看護の歴史 ◎保健福祉行政論 国際看護学Ⅱ 国際看護学演習	1 2 1 1	看護管理学Ⅱ ＊応用看護学特論Ⅰ 応用看護学特論Ⅱ 応用看護学特論Ⅲ 応用看護学特論Ⅳ 応用看護学特論Ⅴ ＊災害看護学Ⅱ	2 1 1 1 1 1 1	看護教育学Ⅱ	2
		（区分：公衆衛生看護学） ※保健師教育課程履修者のみ履修可能			（保）公衆衛生看護活動展開論 （保）公衆衛生看護方法論	1 2	（保）公衆衛生看護管理論 （保）公衆衛生看護活動論演習Ⅰ （保）公衆衛生看護活動論演習Ⅱ （保）公衆衛生看護学実習	1 1 1 5		
選択単位数			3年次前期	7	3年次後期	9	4年次前期	20	4年次後期	4
					3年次配当選択科目単位数	16			*4年次配当選択科目単位数*	24

※看護師教育課程のみ履修者は選択科目群に「＊」印で示す下記6科目計6単位を修得しなければならない。
「リハビリテーション医学」「緩和・終末期ケア」「遺伝と遺伝カウンセリング」「応用看護学特論Ⅰ」「災害看護学Ⅱ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」

※保健師教育課程履修者は選択科目群に「◎」印で示す下記3科目計6単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動論」「疫学」「保健福祉行政論」

なお、保健師国家試験受験資格を得るためには、選択科目群－看護専門科目群に（保）と示す下記公衆衛生看護学関連6科目11単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動展開論」「公衆衛生看護方法論」「公衆衛生看護管理論」
「公衆衛生看護活動論演習Ⅰ」「公衆衛生看護活動論演習Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」

【2021(令和3)年度以前入学生】

科目配置表 1･2年次

科目群		1年次				2年次			
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
必修科目群	基礎科目群	赤十字概論 英語R1-1 基礎ゼミⅠ 人体の構造と機能Ⅰ 人体の機能と構造Ⅱ	1 1 1 2 2	英語R1-2 基礎ゼミⅡ 人体の構造と機能Ⅲ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	1 1 2 2 2 2	保健統計学 英語R2-1	2 1	生活環境論 英語R2-2 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	1 1 2
	看護専門科目群	看護学概論Ⅰ 看護技術論Ⅰ 看護技術論Ⅲ① 看護援助論Ⅲ	1 1 1 1	看護技術論Ⅱ① 看護技術論Ⅲ② 地域看護学 災害看護論Ⅰ 看護援助論実習〔レベルⅠ〕	1 1 2 1 2	看護技術論Ⅱ② 看護技術論Ⅲ③ 看護援助論Ⅰ 看護援助論Ⅱ 看護援助論Ⅳ 看護援助論Ⅴ 看護援助論Ⅶ 発達看護学概論 発達看護学(成人期の看護) 慢性期ケア 急性期ケア 看護援助論実習〔レベルⅡ〕	1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 2 5	精神保健看護学Ⅰ 発達看護学Ⅰ① 発達看護学Ⅱ① 発達看護学Ⅲ① プライマリーヘルスケア 健康レベル別看護学演習Ⅰ	2 2 2 2 1 1
必修単位数		1年次前期	11	1年次後期	17	2年次前期	22	2年次後期	14
				1年次配当必修科目単位数	28			*2年次配当必修科目単位数*	36
進級要件		**1→2年次 進級要件** **必修科目28単位から23単位以上修得 。** **単位未修得が6単位以上の場合は、2年次へ進級できない。**							
		2→3年次 進級要件 **必修科目64単位から58単位以上修得。** **1年次及び2年次必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、3年次へ進級できない。**							

科目群			前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
選択科目群	基礎科目群						ラボラトリー・プラクティス	1		
			3･4年次配当科目も含めて、この4区分から合計12単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
		(区分:人間) 2科目以上	心理学Ⅰ 教育学概論 身体運動論Ⅱ(実技)	2 2 1	現代教育論 身体運動論Ⅰ(理論)	2 1			心理学Ⅱ	2
		(区分:社会) 2科目以上	社会学Ⅰ 日本国憲法	2 2	国際関係論	2	世界の文化と宗教	2	社会学Ⅱ 家族社会学 医療と文化	2 2 2
		(区分:自然と科学) 2科目以上	数学Ⅰ 生物学Ⅰ 化学Ⅰ	1 1 1	数学Ⅱ 生物学Ⅱ 化学Ⅱ	2 2 2				
		(区分:情報) 1科目以上			情報学概論	1			情報科学	2
		(区分:言葉) 右記から6単位以上	日本語の表現 英語W1-1 英語LS1-1 中国語Ⅰ フランス語Ⅰ	1 1 1 1 1	英語W1-2 英語LS1-2 中国語Ⅱ フランス語Ⅱ	1 1 1 1	英語W2-1 英語LS2-1	1 1	英語W2-2 英語LS2-2	1 1
	看護専門科目群						災害看護活動論Ⅰ	1	◎公衆衛生看護活動論 ◎疫学 災害看護活動論Ⅱ	2 2 1
	(区分:公衆衛生看護学) ※保健師教育課程履修者のみ履修可能									
選択単位数			1年次前期	17	1年次後期	16	2年次前期	6	2年次後期	17
					1年次配当選択科目単位数	33			*2年次配当選択科目単位数*	23

科目配置表 3・4年次

科目群		3年次 前期	単位	3年次 後期	単位	4年次 前期	単位	4年次 後期	単位
必修科目群	基礎科目群	社会保障論 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ	1 1	生命倫理 栄養学	1 1				
	看護専門科目群	看護援助論Ⅵ 精神保健看護学Ⅱ 発達看護学Ⅰ② 発達看護学Ⅱ② 発達看護学Ⅲ② 健康レベル別看護学演習Ⅱ 在宅看護学 国際看護学Ⅰ 精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕【通年】 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1【通年】 研究方法論Ⅰ	1 1 1 1 1 1 2 1 2 2 2 2 1 1	看護管理学Ⅰ 看護教育学Ⅰ 研究方法論Ⅱ 精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕【通年】 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕【通年】 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1【通年】	1 1 1 (2) (2) (2) (2) (1)	看護関係法規 健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2 研究Ⅰ	1 3 1 1	看護学概論Ⅱ 看護学総合実習	1 3
必修単位数		3年次前期	21	3年次後期	5	4年次前期	6	4年次後期	4
				3年次配当必修科目単位数	26			*4年次配当必修科目単位数*	10
進級要件									

科目群			前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
選択科目群	基礎科目群		赤十字国際活動論 ★赤十字国際活動論演習 ＊リハビリテーション医学	2 1 1	＊薬理学	1	★赤十字国際活動論演習 ＊遺伝と遺伝カウンセリング	(1) 1	＊疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	1
			1・2年次配当科目も含めて、この4区分から合計12単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
		（区分：人間） 2科目以上			障がい論	1	哲学と倫理	2		
		（区分：社会） 2科目以上								
		（区分：自然と科学） 2科目以上								
		（区分：情報） 1科目以上								
		（区分：言葉） 右記から6単位以上	英語文献を読むⅠ	1	英語文献を読むⅡ	1				
	看護専門科目群		＊緩和・終末期ケア 災害看護活動論Ⅲ	1 1	看護の歴史 国際看護学Ⅱ 国際看護学演習	1 1 1	◎保健福祉行政論 看護管理学Ⅱ 看護教育方法 応用看護学特論Ⅰ 応用看護学特論Ⅱ ＊災害看護論Ⅱ 研究方法論Ⅲ	2 2 2 1 1 1 1	看護教育学Ⅱ 研究Ⅱ	2 1
		（区分：公衆衛生看護学） ※保健師教育課程履修者のみ履修可能			（保）公衆衛生看護活動展開論 （保）公衆衛生看護方法論	1 1	（保）公衆衛生看護管理論 （保）公衆衛生看護活動論演習Ⅰ （保）公衆衛生看護活動論演習Ⅱ （保）公衆衛生看護学実習	1 1 1 5		
選択単位数			3年次前期	7	3年次後期	8	4年次前期	21	4年次後期	4
					3年次配当選択科目単位数	15			*4年次配当選択科目単位数*	25

※看護師教育課程のみ履修者は選択科目群に「＊」印で示す下記6科目計6単位を修得しなければならない。
「リハビリテーション医学」「緩和・終末期ケア」「薬理学」「遺伝と遺伝カウンセリング」「災害看護論Ⅱ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」

※保健師教育課程履修者は選択科目群に「◎」印で示す下記3科目計6単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動論」「疫学」「保健福祉行政論」

なお、保健師国家試験受験資格を得るためには、選択科目群－看護専門科目群に（保）と示す下記公衆衛生看護学関連6科目10単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動展開論」「公衆衛生看護方法論」「公衆衛生看護管理論」
「公衆衛生看護活動論演習Ⅰ」「公衆衛生看護活動論演習Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」

4）標準修得単位数

本学では、学年ごとに「標準修得単位数」を定めております。卒業要件単位数を計画的な単位修得を心がけてください。

2024（令和6）年度以降入学生

学年	修得単位数
1年次	37単位
2年次	42単位
3年次	30単位
4年次	15単位
計	124単位

2023（令和5）年度入学生
2022（令和4）年度入学生

学年	修得単位数
1年次	44単位
2年次	39単位
3年次	28単位
4年次	14単位
計	125単位

2021（令和3）年度以前入学生

学年	修得単位数
1年次	44単位
2年次	38単位
3年次	28単位
4年次	14単位
計	124単位

5）履修登録の流れ（履修科目変更・取消も含む）　**＊WEBで履修登録を行います**

履修説明・ガイダンス
……履修の手引き・学生便覧、時間割の配付（配信）、履修相談。
シラバスは本学ホームページに設置してある「日本赤十字看護大学 WEBシラバスシステム」を検索し参照すること。
授業内容、時間割により履修科目を充分検討すること。

↓

履修登録
……学年暦に示された期間内に行うこと。
＜全学年：4/3（金）～4/8（水）＞
受講科目届は、必ず各自で控えておくこと。

↓

授業
……履修登録が完了し履修者数が確定する。

履修科目確認
……WEB履修システムで「履修状況表示（一覧）」にアクセスし、自身の登録に誤りがないか必ず確認すること。期間外の登録は認めない。（なお、原則として登録誤りによる修正以外の変更は認めない。特に、選択科目や下級年次配当科目、『研究Ⅱ』等の履修登録や修正忘れが多いので注意すること）
誤りがある場合は指定された期間内に申し出ること。

↓

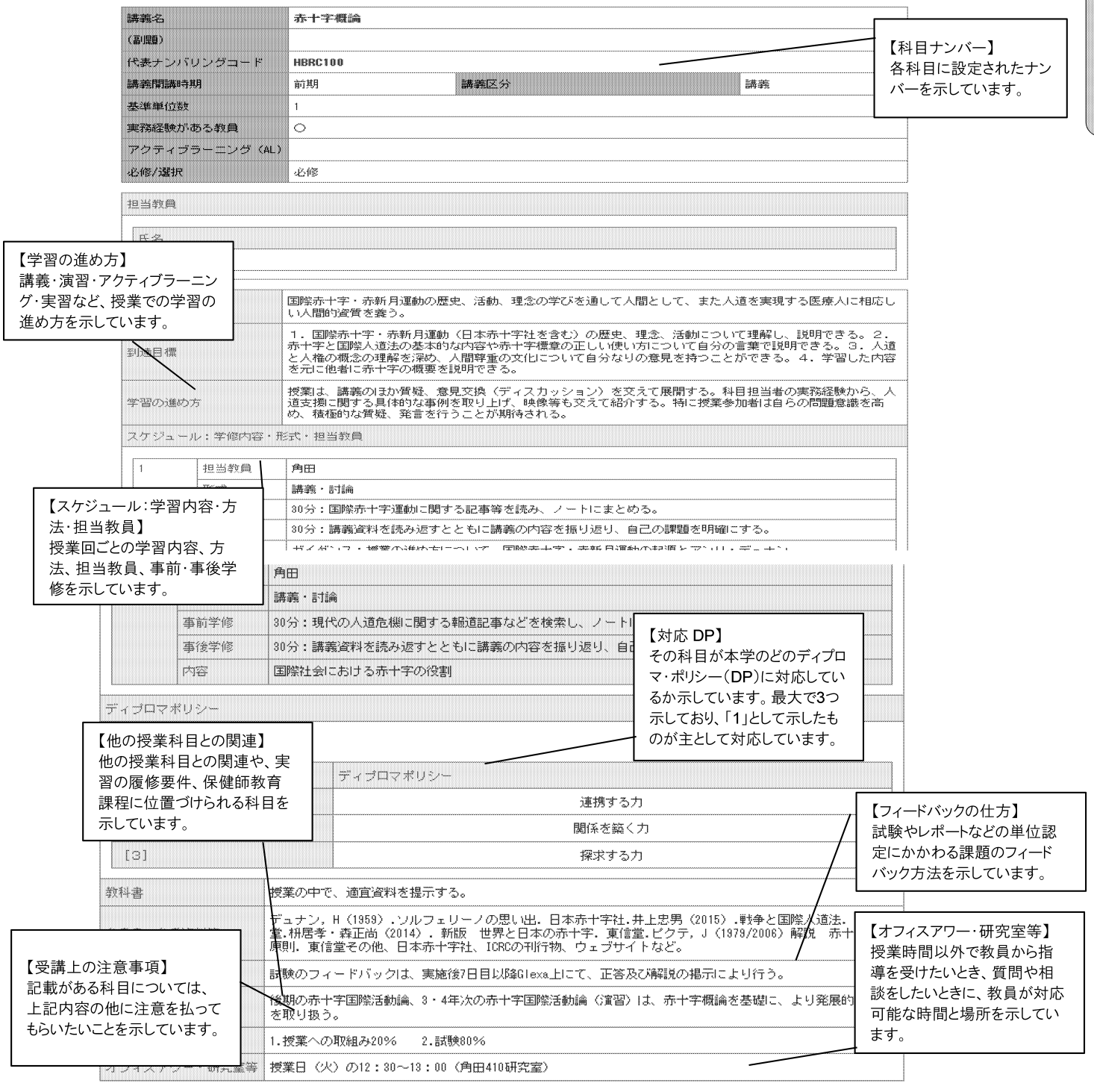
履修科目変更・取消
……履修登録変更受付期間は、履修の変更申請を行うことができる。ただし、前期は履修取消のみである。期間外の修正は認めない。特に、後期の選択科目や研究Ⅱの履修登録や修正忘れが多いので注意すること。
WEB 履修システムで変更が正しく反映されているか確認し、誤りがある場合は指定された期間内に申し出ること。履修登録変更期間は、各自で「学年暦」を確認すること。

履修登録変更受付期間―前期は取消のみ―
前期：　全学年―4/14（火）～4/17（金）
後期：　1年生・編入3年生 ― 9/28（月）～10/5（月）
2年生 ― 9/28（月）～10/5（月）
3年生 ― 9/24（木）～9/25（金）
4年生 ― 9/28（月）～10/5（月）

6）シラバスついて

シラバスとはその年度に開講される科目について学生が何をどのように学べばよいかを示したものです。

＜シラバスの見方＞



7）学修管理システム（Learning Management System: LMS）について

LMS（名称：Glexa-グレクサ）に関しては、年度始めにその他の機能も含め、ガイダンスを行います。オンデマンド型授業や課題の提示、提出などについて、科目ごとに詳しい案内が Glexa 内で提示されますので、内容の確認が必要です。

８）保健師国家試験受験資格を得るための履修選択　（公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修について）

【学部生】

＜2024（令和6）年度以降入学生＞

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修者に指定する選択必修7単位を含んだ卒業要件124単位に、公衆衛生看護学区分11単位をあわせた計135単位を修得しなければなりません。実習は4年次に実施します。

＜2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生＞

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修者に指定する選択必修6単位を含んだ卒業要件125単位に、公衆衛生看護学区分11単位をあわせた計136単位を修得しなければなりません。実習は4年次に実施します。

（1）公衆衛生看護学（保健師教育課程）の履修学生

履修可能人数は学部・編入とあわせて実施年度ごとに20人（編入学生若干名を含む）です。
保健師国家試験受験資格が得られる公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修学生として、以下の基準で選考します。

（2）公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修学生の選考手順

①　応募条件

A.学務課に公衆衛生看護学（保健師教育課程）の履修志願申請を行った者（２年次1月下旬から２月に履修志願申請）

B.応募時に、以下の条件を満たしていること

＜2024（令和6）年度以降入学生＞

- １年次配当科目の看護学導入実習Ⅰならびに看護学導入実習Ⅱ及び地域看護学の成績がB以上であること。
- ２年次までの配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護活動論、疫学の単位を修得見込であること。
- ２年次配当科目の基盤臨床看護論実習Ⅰならびに基盤臨床看護論実習Ⅱ及びプライマリーヘルスケアの単位を成績B以上で修得見込であること。
- ３年次の配当科目の全ての必修科目の単位を修得予定であること。

＜2023（令和5）年度以前入学生＞

- １年次配当科目の看護援助論実習［レベルⅠ］及び地域看護学の成績がB以上であること。
- ２年次までの配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護活動論、疫学の単位を修得見込であること。
- ２年次配当科目の看護援助論実習［レベルⅡ］及びプライマリーヘルスケアの単位を成績B以上で修得見込であること。
- ３年次の配当科目の全ての必修科目の単位を修得予定であること。

②　選考方法

別に定めた所定の学科目全て（④参照）の得点上位より選考する。

③　選考スケジュール予定

1年次：4月に履修ガイダンス
2年次：4月に履修ガイダンス
　　7月に選考スケジュール発表
　　1月下旬～2月に履修志願申請
３年次：5月に履修者を決定

※注意事項

２年次に単位修得見込みとして指定した科目の中に単位を修得できない科目が生じた場合、あるいは成績 B 以上として指定した科目の中に基準に達しない科目が生じた場合は、履修志願申請後であっても選考対象外となります。２年次に単位修得見込みとして指定した科目とは、２年次の配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護活動論、疫学です。

なお、履修が決定した後でも、3年次後期授業開始までに必修科目に単位が修得できない科目が生じた場合や、選考決定後に休学する場合は、4年次の公衆衛生看護学科目の履修許可は取り消されます。（3年次後期授業開始までに欠員が生じた場合は、次点の者に対して繰り上げ履修許可を行います。）

また、３年次３月までに３年次配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護学科目（公衆衛生看護活動展開論、公衆衛生看護方法論）ならびに保健医療福祉行政論（保健福祉行政論）において単位の修得ができない科目が生じた場合は４年次の公衆衛生看護学科目の履修はできず、保健師国家試験受験資格は得られません。ただし、公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修者の選択必修科目6単位を修得すれば卒業することができます。

④　成績の評価にかかわる所定の学科目

＜2024（令和６）年度以降入学生＞

1年次	2年次
赤十字概論	保健統計学
地域健康社会学	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ
情報リテラシー	こころの看護
人体の構造と機能Ⅰ	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）
人体の構造と機能Ⅱ	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）
人体の構造と機能Ⅲ	基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	精神保健看護学・理論
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	精神病態学
看護学概論Ⅰ	成育期看護学概論
基盤臨床看護論Ⅰ（看護ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論）	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）
基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）
地域看護学＊B以上	成熟期看護学概論
国際看護学	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）
災害看護学Ⅰ	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）
看護学導入実習Ⅰ＊B以上	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）
看護学導入実習Ⅱ＊B以上	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）
	プライマリーヘルスケア＊B以上
	在宅看護学概論Ⅰ
	在宅看護学概論Ⅱ
	在宅看護学演習Ⅰ
	公衆衛生看護活動論＊選択科目
	疫学＊選択科目
	基盤臨床看護論実習Ⅰ＊B以上
	基盤臨床看護論実習Ⅱ＊B以上

＜2022（令和４）年度・2023（令和５）年度入学生＞

1年次	2年次
赤十字概論	保健統計学
地域健康社会学	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ
情報リテラシー	看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）
人体の構造と機能Ⅰ	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）
人体の構造と機能Ⅱ	看護援助論Ⅰ（看護過程）
人体の構造と機能Ⅲ	看護援助論Ⅱ（生命の維持）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	看護援助論Ⅴ（活動と休息）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）
看護学概論Ⅰ	精神保健看護学・理論
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	発達看護学概論
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	発達看護学（成人期の看護）
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）
地域看護学＊B以上	プライマリーヘルスケア＊B以上
災害看護学Ⅰ	慢性期ケア
看護援助論実習（レベルⅠ）＊B以上	急性期ケア
	健康レベル別看護学演習Ⅰ
	コミュニティヘルスアセスメント論
	在宅看護概論Ⅰ
	在宅看護概論Ⅱ
	公衆衛生看護活動論＊選択科目
	疫学＊選択科目
	看護援助論実習（レベルⅡ）＊B以上

（３）履修料について

公衆衛生看護学（保健師教育課程）に関する科目の履修に際しては、履修料の納入が必要です。履修を許可された者は、４年次前期の授業料等納入時に「公衆衛生看護学に関する履修料」をあわせて納入してください。なお、４年次で公衆衛生看護学に関する科目履修を辞退した場合や不合格となった場合、履修料の返還はしません。

（４）保健師の免許について

保健師の免許を受けるためには、保健師国家試験だけでなく看護師国家試験に合格しなければなりません。

【編入学生】

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修者に指定する選択必修6単位を含んだ卒業要件125単位に、公衆衛生看護学区分11単位をあわせた計136単位を修得しなければなりません。実習の実施年度は4年次になります。

（１）公衆衛生看護学（保健師教育課程）の履修選択

履修可能人数は学部・編入とあわせて実施年度ごとに20人（編入学生若干名を含む）です。

保健師国家試験受験資格が得られる公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修学生として、以下の基準で選考します。

（2）公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修学生の選考手順

① 応募条件

A.学務課に保健師教育課程の履修志願申請を行った者

B.応募時に、編入3年次の前期配当科目の全ての必修科目の単位を修得見込であること。

C.在宅看護学概論Ⅰの単位を成績Ｂ以上で修得見込みであること。

D.看護師国家試験に合格していること。

② 選考方法

在宅看護学概論Ⅰとプライマリーヘルスケアの成績がＢ以上の者のうち、別に定めた所定学科目の全て（④参照）の得点に、面接得点を合計した得点上位より若干名を選考する。

③ 選考スケジュール予定

3年次：4月に履修ガイダンス

5月下旬に選考スケジュール発表

7月中旬に履修志願申請

8月に面接

9月末に履修者を決定

※注意事項

履修志願申請を行った者については、所定学科目が追再試験該当となった場合、8月上旬までに追再試験を実施します。

履修が決定した後でも、3年次3月までに編入3年次の配当科目の全ての必修科目、公衆衛生看護活動論、保健福祉行政論、疫学、及び公衆衛生看護学科目（公衆衛生看護活動展開論、公衆衛生看護方法論）において、単位を修得できない科目が生じた場合は、4年次の公衆衛生看護学科目の履修はできません。ただし、公衆衛生看護学（保健師教育課程）履修者の選択必修科目6単位を修得すれば卒業することができます。

また、欠員が生じた場合でも繰り上げ履修許可は行いません。

④ 成績の評価にかかわる所定の学科目

編入3年次（前期）
赤十字概論　社会保障論　地域健康社会学　保健統計学　英語Ｗ1-1 プライマリーヘルスケア＊Ｂ以上　　在宅看護学概論Ⅰ＊Ｂ以上

（3）履修料について

公衆衛生看護学（保健師教育課程）に関する科目の履修に際しては、履修料の納入が必要です。履修を許可された者は、４年次前期の授業料等納入時に「公衆衛生看護学に関する履修料」をあわせて納入してください。なお、４年次で公衆衛生看護学に関する科目履修を辞退した場合や不合格となった場合、履修料の返還はしません。

9）入学前の既修得単位の認定

この制度は入学年次のみ適用されます。

他の大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学に入学した場合、その履修単位について教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定する場合があります。希望する１年生はポータル・掲示等で示す指定期日までに学務課へ願い出てください。（看護系以外の大学または短期大学を卒業した編入学生も対象となります。）

＊注1）入学前の既修得単位が認定された場合は、認定された科目の配当学年の翌年度は「特待生（授業料免除）制度」選考の対象外となります。（例：2年次配当科目を単位認定された場合は3年次において特待生選抜の対象外となります。）「特待生（授業料免除）制度」については「Ⅲ.学生生活について　6.特待生（授業料免除）制度について」を参照してください。

＊注2）公衆衛生看護学（保健師教育課程）の履修志願申請を予定している場合は、成績の評価にかかわる所定の学科目の既修得単位の認定申請は行わないでください。評価にかかわる所定の学科目が1科目でも既修得単位として認定された学生は、保健師教育課程の選考対象外となります。

10）海外研修及び海外提携大学との交換学生

【「国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）（旧国際看護学演習）」、「赤十字国際活動論演習」】

学内での講義・演習での説明に加えて、現地での研修、見学を通して現地で実際に体験することを目的に実施される選択科目です。海外研修は、長期休暇中に行われます。

「国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）（旧国際看護学演習）」は、３年生、編入３年生を対象として開講されます。

「赤十字国際活動論演習」は、スイスを訪問国として6泊8日程度の日程で３・４年生を対象として開講されます。

旅行代金は、訪問国・渡航日程・参加人数等により異なります。詳細については、関連する授業にて説明があります。

研修の開講時期、内容は、シラバスや担当教員からの授業時の説明により確認してください。ただし、「国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）（旧国際看護学演習）」の履修には、「国際看護学（旧国際看護学Ⅰ）」の単位を修得し、かつ「国際看護協働論（旧国際看護学Ⅱ）」の単位を修得（見込みを含む）していること、「赤十字国際活動論演習」の履修には、「赤十字国際活動論」の単位を修得（見込みを含む）していることが必要です。

研修を効果的に実施するため、履修者数を調整する場合があります。また、感染症の流行、現地の治安等の諸事情により海外研修を中止する場合があります。

履修を希望する場合は、他の科目と同様に年度始めに履修登録をしてください。ただし、履修の変更手続きは、別途授業等で連絡する期日により行うことができます。

（参考）

「国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）（旧国際看護学演習）の年度別訪問国」

実施年度	訪問国	日程
2025年度	インドネシア共和国	5泊6日
2024年度	インドネシア共和国	5泊6日
2023年度	インドネシア共和国	5泊6日
2021・2022年度	感染症拡大によりオンラインにて実施 （ルワンダ赤十字社・レバノン赤十字社）	
2018～2020年度	国際情勢や感染症拡大により実施せず	
2017年度	ベトナム	8泊9日
2016年度	オーストラリア	10泊11日

【スウェーデン赤十字大学及びラ・ソース大学との交換学生】

本学では2008年に締結したスウェーデン赤十字大学、2014年に締結したラ・ソース大学との覚書に基づき、毎年看護学部より2名ずつ、さいたま看護学部より１名ずつ学生交換を実施しています。本学からの交換学生は、スウェーデンは３年次の2月から３月（予定）にスウェーデン赤十字大学（ストックホルム）で臨床教育（看護研修）を５週間、スイスは、３年次の２月から３月（予定）にラ・ソース大学（ローザンヌ）で臨床教育（看護研修）を３週間行います。なお、感染症の流行や現地の治安状況の悪化等により中止する場合があります。

2026年度入学生より、スイス・スウェーデンでの看護研修は、その成果により「交換留学看護研修」（自由科目3単位）の単位として認定されます。2025年度から2027年度の交換留学派遣には、「交換留学プログラム履修証明書」が発行されます。スウェーデンあるいはスイスからの受入交換学生が実習を行う際は、交換学生をピアサポートします。

交換学生に応募した看護学部の学生の中から、英語試験、2年次までの全必修科目の平均点、書類審査（志望理由書・学生調書による）、面接試験（人物及び健康、過去の国際活動実績、志望の動機、成果の還元方法、英会話力）により、スウェーデン2名、スイス2名の学生を選出します。

2023年度入学生より、交換学生制度を希望する学生は応募前年度の単年度 GPA 値3.0以上を目指し、大学での学修にしっかりと取り組んでください（GPA 値3.0未満の場合に志望を妨げるものではありません）。

応募および選考の詳細については、３年次前期に発表される募集要項で確認してください。ただし、応募に際しては、次の科目を履修していることが要件になります。３年次に開講される科目については、３年次の４月に履修登録を必ず行ってください。

履修要件科目
•「英語 W2-1」または「英語 LS2」 •「英語 W2-2」 •「英語文献を読むⅠ」

＊交換学生に選出された場合は、３年次後期「英語文献を読むⅡ」の受講を奨励しています。派遣前オリエンテーションには必ず参加してください。

⑴　応募資格：以下の要件を満たし、事務局において所定の手続きを完了した者
① 交換留学制度について理解し、スウェーデンまたはスイスで看護研修を行うことを承諾する者
② 学業（実習を含む）に意欲的に取り組んでいる者
＊1・2年次までに履修すべき科目（全必修科目）の単位取得をしていること。
＊1・2年次までに履修した実習科目の成績が原則として、B 以上であること。
③ 英語によるコミュニケーション能力を有する者
④ 心身の健康が良好である者
⑤ 自主性を持ち自己判断力のある者
⑥ 学生部会・交換留学生の支援等、交換留学の成果を積極的に学内外に還元する意志がある者
⑦ ア）２年次までに履修を要する科目を単位取得した者
「英語Ｗ２-１」または「英語ＬＳ２」
「英語Ｗ２-２」
３年次に履修を要する科目を履修する者
「英語文献を読むⅠ」
イ）希望者が定員に満たない場合に、臨時措置として、外部英語能力試験で必要スコアを取得している者
必要スコア：TOEFL-iBT 32点以上、TOFEL-ITP 400点以上、IELTS 4.5以上
⑧ 「英語Ｗ２-２」の授業時に行うアンケートで、交換留学のエントリーを行った者

⑵　渡航費およびその他の費用負担
渡航費、その他の費用についてはガイダンスで説明します。
また、宿舎・受講にかかる諸経費は受け入れ側の大学が負担しますが、現地の食費・生活費は本人負担となります。

【アメリカのワシントン大学における「語学研修」】

看護学部生・編入生対象
（＊実習等により、参加不可能な学年があります。充分に注意してください。）

アメリカのワシントン大学への3週間程度の短期語学研修です。夏季休業期間を利用して研修を行います。所定の手続きを行うことにより、学習の成果に基づき、単位が認定されます。2022年度入学生からは「語学研修」において単位認定となりますので、履修を希望する場合は、他の科目と同様に年度始めに履修登録をしてください。ただし、履修の変更手続きは、別途授業等で連絡する期日により行うことができます。

研修については、説明会に参加し、５月に申込みを決定する必要があります。また、履修希望者が定員を超える場合は、抽選を行う可能性があります。

研修費用は、日程・為替レート等により異なります。詳細については、説明会にてお知らせします。
なお、感染症の流行や現地の治安状況の悪化等により研修を中止する場合があります。

11）科目等履修生について

本学には、正規の学生の他に、科目等履修生が在籍しています。

科目等履修生は、履修を許可された授業科目について、本学学生と同じ履修形態で授業を受け、単位を修得することができます。

５．他大学との単位互換制度

本学では聖心女子大学と単位互換に関する協定（交流学生制度と呼称します）を締結しており、一定の条件を満たした学生は所属大学に籍を置きながら相互の大学が開講する科目を履修することができます。本件は相手校のあることですので、例外的な配慮はできませんので注意してください。

本制度を利用して聖心女子大学の開講科目を履修したい学生は、以下のことに留意してください。

（１） 学生の身分及び学籍

本制度を利用する学生を「交流学生」と称します。学籍は所属大学におかれます。

（２） 対象とする学年

実習期間、対象学生決定時の成績による選考等の理由から、本学では学部２年生（前期・後期）、学部３年生（前期）、編入４年生（前期）を対象とします。

（３） 出願要件・受け入れ基準

出願時の累積 GPA が所属学部の平均値以上で、必修科目の不合格を有していないこと、かつ、出願前年度の累積 GPA が 2.70 以上の学生を対象とします。なお、大学全体で受入単位年間上限 50 単位、かつ１科目受入上限数３名のため、希望者が多い場合は累積 GPA により選考を行います。履修希望が１科目に集中した場合、累積 GPA の高い学生から優先しますが、多くの学生に学修の機会を提供できるように調整するため、GPA 上位ではなく下位の学生が選考されることもあります。

（４） 履修できる単位数

本制度で履修できる単位数は年間４単位までで、各年次の年間登録単位数上限に含みます。

（５） 修得した単位の取り扱い

修得した単位は、本学の卒業要件のうち「人間」「社会」「言葉」のいずれかの区分に算入します。仮に「社会２単位」として認められた場合、卒業要件である「社会」から選択する２科目のうちの１科目にカウントされ、「人間・社会・自然と科学・情報」から修得する選択科目のうちの２単位としてカウントします。

また、聖心女子大学の成績表は５段階評価のため、評価のみ成績に受け入れ（同校の AA 評価は本学では S 評価にて受け入れ）ます。素点への変換ができませんので、素点での受け入れは致しません。

なお、本制度で修得した成績は特待生 B の選考要件には含めません。

（６） 履修できる科目、履修決定後の受講ルール

聖心女子大学の規定に従います。例えば、出席必須と案内されていた授業回を真にやむを得ない事情で休まなくてはいけない場合（感染症の罹患・忌引きも含む）、聖心女子大学が定める規則に則って手続きをしてください。本学事務局で手続き、もしくは手続きを仲介することはできませんので、直接聖心女子大学事務局や科目担当教員に相談してください。

（７） 交流学生制度への出願、履修方法及び履修の取り消しについて

本制度を利用して聖心女子大学での履修を希望する場合は前年度２月に実施するガイダンスに出席してください。詳細な方法はガイダンスでお伝えします。ガイダンス日程はポータルで周知します。出願要件を満たしているかを確認する方法も同ガイダンスまたはポータルで周知します。

交流学生の発表をもって科目履修が確定します。履修確定後はいかなる理由であっても履修取り消しはできません。履修登録変更受付期間においても取り消しを受け付けませんので注意してください。

（８） 授業への出欠席、重複履修について

履修登録時の時間割の重複チェックは大学では行いません。移動時間も含めて自己責任で検討してください。これに伴い出欠席も特別な配慮は行いません。時間帯が重複しているからといって遅刻・早退の免除や公欠扱いには致しません。なお、本学の実習科目には優先して出席してください。本学の実習期間と聖心女子大学の定期試験が重複した場合、もしくは定期試験同士が重複した場合は、適当と認められる方法により配慮が行われます。詳細は、別途お知らせします。

６．授業に関すること

１）時間割・授業方法・教室について

⑴ 時間割は、年度始めにポータルで配信するとともにホームページにもアップロードします。

⑵ 時間割・授業方法・教室に変更があった場合は、ポータルもしくはGlexaで配信するとともに掲示板に掲示します。

⑶ 授業はオンデマンド型授業で実施される場合もありますが、学生の自己都合によるオンデマンド型授業は実施しません。

⑷ 各時限の時間割は以下のとおりです。

時　　限	開始時刻～終了時刻
１時限	９：00 ～ 10：30
２時限	10：40 ～ 12：10
昼休み	12：10 ～ 13：00
３時限	13：00 ～ 14：30
４時限	14：40 ～ 16：10
５時限	16：20 ～ 17：50

⑸ 授業で使用する教室については以下のとおりです。教室の配置については「Ⅶ．その他　キャンパス・マップ」で確認してください。

建物	階数	教　室　番　号
１号棟	２階	208，209，210，211，ゼミ室６，多目的演習室
	３階	デモンストレーション室，第２・第３・第４実習室
	５・６階	503，601，602，603
２号棟	１階	広尾ホール
	２階	201，202，203，204，205，206，207，ゼミ室1，2，3，4，5
	３階	301，第１実習室，第１情報処理室，第２情報処理室，視聴覚教室

なお、授業以外で教室などを利用する場合は「Ⅲ．学生生活について　５．学内施設の利用について」を参照してください。

看護実習室（第1～第4実習室）は授業以外に学生の自己学習として自由に利用することができます。多くの人が利用しますので、使用後はきちんと整備して終えるようにしてください。利用にあたっては次の点に十分注意してください。

① 利用可能な時間

月曜日～金曜日　　9:00～20:30

※　看護実習室を利用できるのは、授業などで使用していないときに限られます。

② 利用の手続き

看護実習室を利用する場合は、学務課で実習室の使用状況を確認してください。授業等で使用していない場合は、学務課で教室使用予約をしたうえでいつでも利用できます。あらかじめ、使用希望日がわかっている場合には、関連する科目担当の教員へ、学年、氏名を申し出て教室を予約することができます。また、実習室の物品等の使用については関連する科目の教員と相談して使用してください。

２）授業の休講について

授業担当教員がやむを得ない事情で授業を休講する場合は、ポータルもしくは Glexa による配信および掲示により伝達します。原則としてこれ以外の伝達は行いません。電話・メール等で問い合わせはしな

いでください。休講掲示がなく、開始時刻より30分以上経過しても担当教員から連絡のない場合は、教務一係に申し出て、その指示に従ってください。授業担当教員のやむを得ない事情で授業が休講となった場合、原則として補講を行います。なお、交通機関の不通等による休講措置は次のとおりとします。

大規模災害および交通機関運行停止等による休校について

⑴　災害（自然災害、人為災害など）、事故等により、身に危険が及ぶことが予測される時には、事前に予測される場合も含め、学長が、必要と判断した場合は休講とします。この場合、ポータルサイト、メール等で連絡しますので、必ず確認してください。

⑵「大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言」（内閣総理大臣）等が発令、“一斉帰宅抑制（東京都）”の呼びかけがあった場合は、原則として休校になるため、以下のように対応します。

① 在宅の場合は、そのまま待機する。

② 通学途中で、地下鉄または鉄道乗車中は、交通機関の責任者の指示に従う。帰宅が難しい時は、大学に近い場合は大学に向かい、無理な場合は最寄りの一時滞在施設に向かう。

③ 学内の場合は、学内に留まり、教職員の指示に従う。

＊これに限らない場合もあるため、大学ホームページ、ポータルサイト、メール等で連絡するため、必ず確認してください。

3）授業への出席等について

授業には毎回出席することが前提です。教員が順序だてて組み立てた内容に従って全て受講することで、一貫性のある理解となります。自主的な学問への探求心と真摯な受講態度がなくして、その成果を期待することはできません。

授業の出席状況は LMS（Glexa）の機能を利用して、教員と学生が相互に確認できるようになっています。なお、授業内での出欠確認の方法は、LMS 機能を用いた実施・口頭での点呼による実施・小テスト等の提出による実施など、科目担当教員が適切と判断した方法で実施します。LMS 機能を用いない方法で出欠確認を行った場合、出席状況を LMS に反映させるまでに若干時間がかかります。

なお、30分以上の遅刻・早退及び途中退室等があった場合や、1回あたりは少ない時間であっても頻回に離席や途中退室等の行為を担当教員が認めた場合、その授業時間については欠席とみなすことがあります。体調不良等の理由によりやむを得ず遅刻・早退・途中退室等をする場合には、教員に一声かけてください。また、こうした行為が複数回認められた場合、一部欠席として取り扱う場合があります（例：遅刻3回で欠席1回とみなす等）。遅刻・早退等の取り扱いは各シラバスに記載しておりますので、各自で必ず確認してください。

出席回数が実質授業時間数の3分の2に満たない場合は、定期試験の受験資格を失う（定期試験を行わない場合は成績評価の要件を満たさない）こととなり、その場合は単位を修得できません。

例）定期試験を受験するためには、授業回数が全15回の科目の場合、10回以上の出席が必要。
定期試験を受験するためには、授業回数が全8回の科目の場合、6回以上の出席が必要。

⑴ 出席の取り方は科目担当教員の指示に従ってください。

⑵ 授業の出席状況は Glexa を活用して学生自身で管理してください。学務課窓口では出席状況に関する問い合わせには応じられません。

⑶ 交通機関の遅延・不通等により、各自の努力範囲を超えて授業に遅刻・欠席した場合は、当該交通機関から遅延証明書を発行してもらい、授業担当教員に申し出てください。申し出はその日のうちに行うことが原則です。教員が、学生の不利益にならないように配慮します。なお、朝のラッシュによる混雑や交通機関の遅れを考慮し時間に余裕を持って行動する努力をしてください。

4）授業を欠席した場合

次回の授業で担当教員に報告し、授業内容・資料等について指示を受けてください。

⑴欠席扱いとなるもの

① 就職試験・進学試験等により欠席した場合は欠席扱いとします。各自の責任において授業担当教員に連絡し指示を受けてください。

② 病気・ケガ等による長期欠席の場合は欠席扱いとします。下記の通り申し出てください。

病気・ケガ等による２週間以上の欠席

所定の欠席届に診断書を添付して学務課に提出してください。登校が難しい場合は電話で相談してください。週に2コマ以上実施する授業がある場合、出席日数に大きい影響があるため、注意してください。

⑵「公欠」と認められるもの

① 次に該当する場合、「公欠」と認められ、欠席扱いとはなりません。
スポーツの遠征、試合、ボランティア活動などは、「公欠」とは認められません。

公欠に該当するもの

① 学校保健安全法で規定されている感染症に罹患し、出校停止の処置を受けた場合。
・医師の診断により、出校停止が必要とされた期間に限ります。
② 忌引きの場合。
③ 事故や災害による交通機関の運休等により、通学が不可能であると認められる場合。
④ 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合。
⑤ 骨髄移植のために、骨髄液提供等を行う場合。
⑥ その他、学部長が特別の事情があると判断した場合。

出席できるようになったら、出席できなかった授業内容の自己学修（課題など）について科目責任者と相談してください。

② 手続き

「公欠」に当たる理由で授業を欠席する場合は、事前に公欠理由を裏付ける書類を添えて届を学務課へ提出してください。事前に届を提出できない場合は、事後に同様の手続きをおこなってください。感染症および忌引きについての手続きと留意点は、下記を参照してください。

学校保健安全法で規定されている感染症に罹患した場合

学校保健安全法で指定されている感染症は、「Ⅲ．学生生活について　17．健康管理について　[4]感染症について」を参照してください。

① 医師から許可が出るまで登校できません。
② 学校保健安全法で規定されている感染症による欠席は、「公欠」となります。
③ 通学できるようになったら、速やかに「欠席届」に「出校停止期間証明書」（本学所定用紙、医療機関で記入してもらう）を添えて、学務課に提出してください。インフルエンザ、COVID-19についてはGlexa／その他／保健室をお読みください。
④ 欠席の期間が長期間に渡るためその授業科目の履修が不可能と判断したときは、試験の受験資格を失う場合があります。

ご家族等がなくなった場合（忌引）

ご家族等が亡くなったことによる欠席は、配偶者・１親等・2親等・3親等に限定し、「忌引」として扱われます。適用は以下のとおりです。

配偶者 １親等　（父、母、子）	死亡した日以降の連続した５日以内
２親等　（祖父母、兄弟姉妹）	死亡した日以降の連続した３日以内
３親等　（伯父伯母、叔父叔母）	死亡した日もしくは死亡した翌日以降の1日

① 忌引として扱う日数には、土・日・祝日も含まれます。
② 忌引による欠席は、「公欠」となります。
③ 実習を欠席する場合は担当教員に連絡してください。
④ 定期試験を欠席する場合は学務課にそれぞれ事前に連絡してください。
⑤ 届出については、事後、通学できるようになったら速やかに忌引届（所定用紙）を学務課に提出してください。
⑥ 忌引届には、欠席日を確認できる「会葬礼状」や葬儀日程のわかる文書または「死亡を確認できる証明書」（コピー可）等の証明になるものの添付を必要とします。

③　公欠の制限

「公欠」として扱われるのは、一つの授業科目について、その授業回数の3分の1（例：15回の授業は5回まで）を越えることはできません。また、実習の場合は、所定の実習時間の5分の1を越えることはできません。

5）授業・実習用資料のコピーとシュレッダー

授業・実習などで発表する資料作成に対し、配付資料作成の助成を目的として、年度始めのガイダンスでコピーカードを配付します。コピーカードへの度数の追加はありません。なお、20名以上への資料準備に際しては、学務課に届を提出し許可を得た後、1階の印刷機利用が可能です。

資料印刷をする場合、特に実習関連資料の印刷機への置き忘れに注意してください。不必要となった印刷物（特に実習記録など個人情報が含まれる可能性のあるもの）は、情報処理室または2階印刷室のシュレッダーで確実に処分してください。

6）授業への取り組みについて

以下の倫理的違反行為、不正行為に対しては、厳正に対処します。

①　著作権の侵害行為（授業の録画、写真撮影、科目担当者の許可なく資料を配布したり SNS で共有したり、グループワークで作成した資料を関係者の許可なく配布・公開するなど）
②　肖像権の侵害行為（無断で教員・学生・建物の写真を撮影する、無断で SNS 等に公開するなど）
③　捏造（架空のデータや資料等を用いる、架空の研究結果等を作成する、生成 AI によるハルシネーション等も含まれます）
④　改ざん（データや研究結果を故意につくりかえる）
⑤　盗用（友人のレポートやリフレクションコメントをコピーして自分が書いたものとして提出する）
⑥　生成 AI による出力をレポートや論文、学習課題にそのまま使用するなどの不適切な利用があった場合（生成 AI の取り扱いに関する大学の方針も確認してください）
⑦　代理で出席登録をする（他の学生の ID で Glexa にログインする、出席コードを写真に撮って他の学生へ公開する、代理で返事やサインをする）
⑧　代理で他の学生のリフレクションコメント、課題等を記入・提出する
⑨　Glexa に掲載されている事前課題・事後課題、小テストの問題や解答などを撮影、流出する
※　科目責任者の判断により、レポート類の剽窃チェックを行う場合があります。

7．実習に関すること

実習を履修するにあたっては、各実習に必要な授業科目を履修していること、そして、心身の状態が整っていることが必要です。健康状態などに関して心配なことがある場合には、事前に実習担当教員に必ず相談するようにしてください。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）や季節性インフルエンザ等の感染症が流行しているときは、学生として遵守すべき行動を理解して、実習に臨む必要があります。大学および実習施設で求められる書類を提出し、自身の健康状態に留意し、実習を行うようにしてください。

実習は、全ての時間を出席することが大前提ですが、やむを得ず遅刻・欠席が必要な場合、実習担当教員に速やかに連絡してください。

本学の情報管理に関する指針は「Ⅲ.学生生活について　[23.その他]」、実習要項「はじめに」にある「個人情報の取扱いについて」、「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン」より見ることができます。実習中はこれらに則って行動してください。

1）履修要件科目

【2024（令和6）年度以降入学生】

1年次配当科目

看護学導入実習Ⅰ（履修時期：おおよそ5月第2週～6月第1週にかけて）

・履修要件なし

看護学導入実習Ⅱ（履修時期：おおよそ12月第2週～12月第3週にかけて）

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅰ	2	1	前期
人体の構造と機能Ⅱ	2	1	前期
看護学概論Ⅰ	1	1	前期
基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1	1	前期
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	1	前期

2年次配当科目

基盤臨床看護論実習Ⅰ（履修時期：おおよそ7月第4週）

※2026（令和8）年度在学生より適用する

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅲ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	1	後期
基盤臨床看護論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	1	後期
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	1	後期

基盤臨床看護論実習Ⅱ（履修時期：おおよそ10月第2週～11月第3週にかけて）

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
こころの看護	1	2	前期
基盤臨床看護論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1	2	前期
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	2	前期
基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1	2	前期

3年次配当科目　**（履修時期：おおよそ6月第3週から6グループにわかれて実施）**

成育期看護学実習Ⅰ　※母性看護学領域

・2年次までのすべての実習に合格していること

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（＊科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成育期看護学概論	1	2	前期
成育期看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）	1	2	前期
成育期看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護②）	2	2	後期
セクシャリティと看護	1	3	前期
＊成育期看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護③）	1	3	前期・後期

＊科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

成育期看護学実習Ⅱ　※小児看護学領域

・2年次までのすべての実習に合格していること

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（＊科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成育期看護学概論	1	2	前期
成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1	2	前期
成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2	2	後期
＊成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	1	3	前期・後期

＊科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

成熟期看護学実習Ⅰ　※成人看護学領域

・2年次までのすべての実習に合格していること

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（＊科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成熟期看護学概論	1	2	前期
成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1	2	前期
成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2	2	前期
成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2	2	前期
＊成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	1	3	前期・後期

＊科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

成熟期看護学実習Ⅱ　※老年看護学領域

・2年次までのすべての実習に合格していること

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（＊科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成熟期看護学概論	1	2	前期
成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1	2	前期
成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2	2	後期
＊成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	1	3	前期・後期

＊科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

精神保健看護学実習

・2年次までのすべての実習に合格していること

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
精神保健看護学・理論	2	2	後期
精神病態学	1	2	後期
精神保健看護学・方法論	1	3	前期

4年次配当科目

地域・在宅看護学実習（履修時期：おおよそ5月第2週から）　※地域看護学領域

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期
在宅看護学概論Ⅰ	1	2	前期
在宅看護学概論Ⅱ	1	2	後期
在宅看護学演習Ⅰ	1	2	後期
在宅看護学演習Ⅱ	1	3	前期

看護学総合実習Ⅰ（履修時期：おおよそ6月第2週から）

看護学総合実習Ⅱ及びⅢ（履修時期：おおよそ9月第4週から）

・看護学総合実習Ⅲを履修する者は、「地域・在宅看護学実習」を終えていること

公衆衛生看護学実習（履修時期：おおよそ10月第1週から）　※保健師教育課程履修者

・3年次までの全ての実習に合格していること

・地域・在宅実習を履修していること

・下記全科目の単位を修得していること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
公衆衛生看護活動論	2	2	後期
保健医療福祉行政論	2	3	後期
公衆衛生看護活動展開論	1	3	後期
公衆衛生看護方法論	2	3	後期
公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	2	4	前期
公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	1	4	前期

【2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生】

⑴ 看護援助論実習［レベルⅠ］

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅰ	2	1	前期
人体の構造と機能Ⅱ	2	1	前期
看護学概論Ⅰ	1	1	前期
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1	1	前期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	1	前期
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	1	1	前期

⑵ 看護援助論実習［レベルⅡ］

・レベルⅠ実習に合格していること

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅲ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	1	後期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1	2	前期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	2	前期
看護援助論Ⅰ（看護過程）	2	2	前期
看護援助論Ⅱ（生命の維持）	1	2	前期
看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）	1	2	前期
看護援助論Ⅴ（活動と休息）	1	2	前期
看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）	1	2	前期

⑶ ［レベルⅢ］

・レベルⅡ実習に合格していること

・各レベルⅢ実習領域に関連する下記全科目の修了試験受験資格を有すること

精神保健看護学実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
精神保健看護学・理論	2	2	後期
精神病態学	1	3	前期
精神保健看護学・方法論	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅰ実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護②）	1	3	前期
看護援助論Ⅵ（セクシュアリティ）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅱ実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅲ実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

健康レベル別看護学実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学（成人期の看護）	1	2	前期
慢性期ケア	2	2	前期
急性期ケア	2	2	前期
健康レベル別看護学演習Ⅰ	1	2	後期

(4)　地域・在宅看護学実習[レベルⅣ]

*地域・在宅看護学実習[レベルⅣ]-1

・レベルⅡ実習に合格していること

・下記科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期

*地域・在宅看護学実習[レベルⅣ]-2

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期
コミュニティヘルスアセスメント論	1	2	後期
在宅看護概論Ⅰ	1	2	後期
在宅看護概論Ⅱ	1	2	後期
在宅看護学	2	3	前期

⑸　看護学総合実習

・レベルⅢ実習とレベルⅣ実習に合格していること

【2021（令和3）年度以前入学生】

⑴　看護援助論実習［レベルⅠ］

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅰ	2	1	前期
人体の構造と機能Ⅱ	2	1	前期
看護学概論Ⅰ	1	1	前期
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1	1	前期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	1	前期
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	1	1	前期

⑵　看護援助論実習［レベルⅡ］

・レベルⅠ実習に合格していること

・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅲ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	1	後期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1	2	前期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	2	前期
看護援助論Ⅰ（看護過程）	2	2	前期
看護援助論Ⅱ（生命の維持）	1	2	前期
看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）	1	2	前期
看護援助論Ⅴ（活動と休息）	1	2	前期
看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）	1	2	前期

⑶　［レベルⅢ］

・レベルⅡ実習に合格していること

・各レベルⅢ実習領域に関連する下記全科目の修了試験受験資格を有すること

精神保健看護学実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
精神保健看護学Ⅰ	2	2	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ	1	3	前期
精神保健看護学Ⅱ	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅰ実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護②）	1	3	前期
看護援助論Ⅵ（セクシュアリティ）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅱ実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅲ実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

健康レベル別看護学実習［レベルⅢ］

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学（成人期の看護）	1	2	前期
慢性期ケア	2	2	前期
急性期ケア	2	2	前期
健康レベル別看護学演習Ⅰ	1	2	後期

⑷　地域・在宅看護学実習[レベルⅣ]

*地域・在宅看護学実習[レベルⅣ]-1

・レベルⅡ実習に合格していること

・下記科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期

*地域・在宅看護学実習[レベルⅣ]-2

・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期
在宅看護学	2	3	前期

⑸　看護学総合実習

・レベルⅢ実習とレベルⅣ実習に合格していること

2）実習中止の要件

実習では、受け持たせていただく対象者および実習施設の不利益とならないことが最低条件です。以下のような場合は、担当教員および実習責任者の判断で、実習を中止することがあります。

① 実習の準備状況が整っていない場合
② 実習中に、連絡なしに遅刻・欠席した場合
③ 感染症に対する免疫価が低く、かつ予防接種も受けていない場合
④ 実習に耐えられる心身状態ではないと医師が判断した場合（診断書の提出が必要）
⑤ すでに何らかの疾患があり、実習により病状が悪化する危険性がある場合
⑥ 発熱、下痢、嘔吐、腹痛など身体症状がある場合
⑦ 感染症などの発症が疑われる場合
⑧ 情緒不安定あるいは体力不足のために、受け持ち患者へのケアが安全に行えない場合
⑨ 実習指導者やスタッフなどの実習受け入れ側から、安全なケアの提供について不安が示された場合
⑩ 産前6週間以内、産後8週間以内である場合
⑪ 守秘義務違反や名誉毀損などの違反があった場合（SNS 等に投稿・つぶやく・アップすること、生成 AI への情報の個人情報の入力などを含む）
⑫ 不正行為が発覚した時（電子カルテへの不正アクセス、他の学生の実習記録等の書き写し、写し撮り等）

⑪⑫に関しては、学則第44条により処罰の対象となることがあります。

詳細は、学年開始のガイダンスまたは各レベルの実習開始オリエンテーションで説明します。「実習中止の要件」については実習要項にも書かれています。

3）実習の成績

⑴ 単位認定の方法については、原則として各実習科目担当教員に一任されています。各実習科目担当教員がその成績を判定します。
⑵ 所定の実習時間の４／５に満たない者は、単位認定を受けることができません。
⑶ 実習の成績評価は100点満点とし、それをS，A，B，C，Dに評価し、Dは不合格となります。
（S…100～90点、A…89～80点、B…79～70点、C…69～60点、D…59点以下）

4）実習の再履修

実習単位の認定を受けることができなかった者あるいは不合格となった者は、再履修することになります。

5）補習実習

⑴ 補習実習とは、学生が最初に配置された実習期間において、実習時間数を補う必要がでた場合、その年度内に他の期間で時間数を補う実習を指します。
⑵ 補習実習は、病気、その他やむを得ない理由により所定の実習時間に満たない者に対し、担当教員および実習責任者が認めた場合に限り、行うことができます。
⑶ 補習実習を希望する者はその都度「欠席理由を証明するもの」を添えて、「補習実習願」を提示し、許可を得てください。補習実習の期間・場所は担当教員より指示されます。

欠席理由を証明するもの
① 本人の病気・ケガの場合、治療を要する旨とその期間が明記された医師の「診断書」 ② 忌引（３親等以内の親族）の場合、欠席日を確認できる「会葬礼状」または「死亡を確認できる証明書」等確認できる証明書等 ③ ①、②の理由のほか、災害・事故等、本人の責任ではない真に止むを得ない事情がある場合、欠席しなければならなかったことを証明する文書または理由書

⑷ 補習実習の実習料は１科目につき3,000円です。

8．単位修得・成績評価・定期試験に関すること

1）単位の修得

単位を修得するためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

① その科目の成績評価を受けて、合格（100～60点）の評価を得ること。
② 当該期の授業料等を納入していること。

合格点に達した科目は、最終的に学長の承認をもって単位の修得が認定されます。合格点に達しない場合は不合格となり、その科目の単位を修得する為には次年度以降に再履修することになります。

2）成績評価

⑴ 成績評価の仕方

成績評価の仕方は以下の方法があり、シラバスに記載されています。科目ごとに評価の仕方は異なりますので、よく確認してください。

① 授業への取り組み
② 定期試験（筆記・口述・実技・レポート・小論文等試験形態は科目により異なる）
③ その他（授業期間内に行うレポート課題、授業中または授業後に行う小テスト・発表・実技等）

なお、授業への取り組みとは単に出席回数を評価するものではありません。受講態度や積極的な授業への参加など、主体的な学修への取り組みを評価するものです。

⑵ 成績評価を受けるための要件

成績評価を受けるためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

① 履修登録をしていること
② 出席時間数が実質授業総時間数の２／３以上であること
③ 当該期の授業料等を納入していること、ただし、延納許可を得ている者を除く

3）定期試験

成績評価の仕方の一つとして定期試験があります。定期試験はそれぞれの授業科目に応じて筆記・口述・実技・レポート・小論文・遠隔学習ツール（Glexa 等）を用いた試験等様々な形態があります。通常は大学が定める定期試験期間に実施しますが、授業終了から定期試験期間まで日数がある場合などは期間外でも定期試験を行います。ポータルや掲示板での発表をよく確認し、見落としのないようにしてください。

また、科目によっては授業中に随時試験を実施する場合があります。これらについては授業中の教員の指示をよく確認してください。

⑴ 定期試験の受験資格

定期試験を受験するためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

① 履修登録をしていること
② 出席時間数が実質授業総時間数の２／３以上であること
③ 当該期の授業料等を納入していること、ただし、延納許可を得ている者を除く

⑵ 定期試験の時間割

定期試験の時間割は原則として試験期間の1ヶ月前にポータル配信および掲示板への掲示にて発表します。定期試験の時間帯は平常の授業時間帯とは異なるので、よく注意し確認してください。

⑶ 追試験

追試験は、病気や忌引、その他やむを得ない理由で定期試験を欠席した者に対して行う試験です。後日、所定の手続きを行うことにより受験することができます。

⒜ 病気や忌引、その他やむを得ない理由により定期試験を欠席する場合は、当該試験科目の開始前までに学務課（03-3409-0905）までにその旨を必ず連絡してください。ただし、試験時間割の見間違いや寝坊等で定期試験が受けられなかった場合は、正当な理由として認められず、追試験の受験資格がありません。この場合、その科目の定期試験の評価は0点になります。

⒝ 追試験を受けようとする者は、試験終了後３日以内（３日目が大学休業日の場合は、その翌日の17時まで）に「欠席理由を証明するもの」を添え、「受験願」を提出して許可を得てください。なお提出書類に不備がある場合は、受理されないことがあります。なお、体調が回復せず、この間に大学に来て手続きができない場合は、必ずその理由を学務課（03-3409-0905）まで連絡を入れてください。連絡がない場合は、追試験受験の意思がないものとみなします。

欠席理由を証明するもの
① 本人の病気・ケガの場合 医師の「診断書」または氏名、通院日明記の「領収書」。 ※ 体調不良の場合はこれらの病院を受診した証明が必要になります。ただし欠席が数日に及んだ場合は、欠席した期間の症状がわかるものを提出してください。
② 忌引（３親等以内の親族）の場合 欠席日を確認できる「会葬礼状」や葬儀日程のわかる文書または「死亡を確認できる証明書」（コピー可）など
③ 公共交通機関の不通の場合 関係する交通機関の「不通証明書」など
④ 就職試験の場合 就職試験日を確認できる「採用試験要項」または「受験票」など （なお、奨学金の採用面接については、追試験を認める場合があるので、事前に教務係に確認すること）
⑤ 天災その他の非常災害の場合 「被災証明書」 ※ 被災状況を連絡し、被災証明書は発行されたのち提出（コピー可）
⑥ ①～⑤の理由のほか、本人の責任ではない真に止むを得ない事情がある場合、欠席しなければならなかったことを証明する文書または理由書　（根拠となる証明書等）

⒞ 追試験の期日は、担当教員の意向により学務課が指定します。

⒟ 追試験の評価は得点の８割を評価点とする。

⒠ 追試験の受験料は1科目につき2,000円です。

⒡ ただし、欠席の理由が次のいずれかの場合は、追試験の評価は得点の10割を評価点とし、受験料を無料とします。

① 学校保健安全法で指定されている感染症に罹患した場合（感染症の疑いがあるとして医師から自宅待機を命ぜられ、最終的に罹患していないことが判明した場合を含む）

注1）この場合の医師の診断書は、出校停止期間あるいは自宅待機を命ぜられた期間を証明する医師の「診断書」あるいは「出校停止期間証明書」（所定様式）とする。

注2）回復後、速やかに提出し、⒝と同様の手続きを行なってください。提出が遅れた場合、手続きを許可できないことがあるので、注意してください。

② 忌引（3親等以内）の場合

③ 天災その他の非常災害の場合

④ その他、教務委員会で特別な事情があると認めた場合（必ず事前に学務課に相談してください。）

⒢ 追試験受験者が成績評価において、不合格になった場合、再試験は実施されません（これは、追試験自体が定期試験未受験に対する救済措置であるためです）。

４）再試験

全ての授業および定期試験（実施する場合）が終了した後、科目責任教員が成績評価を行います。この成績評価の結果、合格点に達しない場合、その科目は不合格となり、単位を修得する為には次年度以降に再履修する必要があります。

ただし、科目責任教員が認めた場合に限り再試験を受けることができます。なお、定期試験を追試験が認められない理由で欠席した結果、不合格となった場合、当該科目の再試験は受けることができません。

⑷ 再試験を受けようとする者は、再試験日の前日まで（前日が大学休業日である場合、その休業日前日の17時まで）に「受験願」を提出して許可を得てください。再試験が筆記試験以外の場合でも同様の手続きをとらなければなりません。所定の日までに手続きを終えていない場合は受験できません。

⑹ 再試験の期日は、担当教員の意向により学務課が指定します。

⑹ 再試験の評価は、C（60点）またはD（59点以下）となります。

⑹ 再試験の受験料は1科目につき5,000円です。

定期試験と追試験、再試験の違い

定期試験	所定の授業科目の課程修了に応じて、前期末または後期末に期間を定めて行う試験 休学・停学中の者は試験を受けることはできない
追試験	病気や忌引、その他やむを得ない理由で定期試験を欠席した者に対して行う試験
	手続き：試験終了後３日以内 （３日目が大学休業日の場合は、その翌日の17時まで）

再 試 験	科目の不合格者に対して、科目責任者（教員）が必要と認めた場合に限り行う試験 定期試験を実施する科目において、追試験が認められない理由で定期試験を欠席した場合、再試験は実施されない
	手続き：再試験日の前日まで （前日が大学休業日である場合、その休業日前日の17時まで）

この他、授業中に随時試験を行うことがある。

５）筆記試験の受験心得

⑷対面での試験

① 試験の際は、監督者の指示に従い、他の受験者の迷惑にならないように注意すること。

② 試験中は学生証を必ず机上に置くこと。学生証不携帯の者は試験を受けることができない。当日忘れた場合は、申し出て「仮学生証」の発行を受けること。

③ 座席が指定されたときは、その席で試験を受けること。

④ 試験で使用を許可されたもの以外は鞄等に入れて椅子の下に置くこと。

⑤ 携帯電話、スマートフォン、ならびにウェアラブル端末（スマートウォッチ）等の電子機器類は電源を切り、鞄に入れること。メールやアプリ等の機能が使用可能な腕時計型端末の使用は認められない。

⑥ 特別な事情で事前に申請があり本学が認めた場合を除き、帽子等を着用しての受験はできません。試験時間中は帽子等を脱いで受験すること。

⑦ 遅刻入場は、試験開始後20分までは認められる。

⑧ 退場は、試験監督が認めたときのみ、かつ試験開始後30分を経過しなければ許可されない。また、いったん退場した場合、再入室は許可されない。

⑨ 試験室から解答用紙を持ち出すことはできない。

⑩ マークシートには HB の黒鉛筆（シャープペンシルも可）を使用して、正しく濃く記入すること。試験終了後、回収した解答用紙は、いかなる事情があっても差し戻しや追記修正は行わない。

マークシートの記入忘れ、記入間違い、塗り方が薄い、塗り方が不十分などにより機械で読みとれない場合には採点対象にはならない。

⑪ 不正行為をした者は受験の停止が命じられ、当該科目並びに当該学期中の全ての履修科目を不合格とする。加えて、学則による懲戒を受けることになる。これは不正行為者とそれに便宜を与えた者の双方に適用される。

※なお、実技試験やレポート等についてもこの心得に準じます。いかなる試験形態においても監督者（教員）の指示に従ってください。筆記試験以外でも不正行為が認められた場合には⑪が適用されます。

⑹学修管理システム（Glexa）を用いた試験

① 科目責任教員から示された受験のルールを順守すること。
② 科目責任教員が示す期間内に受験すること
③ 不正行為をしたものは、当該科目並びに当該学期中の全ての履修科目を不合格とする。加えて、学則による懲戒を受けることになる。これは不正行為者とそれに便宜を与えたものの双方に適用される。

6）筆記試験の不正行為

① 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ）等の電子機器類を操作すること。
② 使用を許可されていない文献を使用すること。
③ カンニング･ペーパーおよびそれに類するメモ等を使用すること。
④ 使用を許可された所持品または机等の物品に、解答およびそれに類するものを書き込むこと。
⑤ 試験時間中に文献等を貸借すること。
⑥ 他の学生の答案を盗み見ること。
⑦ 他の学生に答案を見せること、また他の学生の答案を写しとること。
⑧ 試験内容に関する私語を行うこと。
⑨ 原則としていったん退場した試験会場に、試験時間中に再入室すること。
⑩ その他、上記各号に類すること。

※なお、学修管理システム（Glexa）を用いた試験、実技試験やレポート等についても上記に準じます。

7）レポートの提出方法

試験に代わるレポートの提出についても筆記試験と同様に規律を守ってください。他者のレポートを書き写すことはもちろん、書き写させることも不正行為になります。生成 AI による出力をレポートや論文、学習課題にそのまま使用するなどの不適切な利用があった場合には、不正行為となる可能性があります。

レポートの提出方法は次のとおりです。（提出先が研究室の場合は担当教員の指示に従うこと）

⑴ 形態

① 大きさは原則としてＡ4判の用紙を使用する。
② 枚数は授業担当教員の指示による。
③ 綴じ方は散逸を防ぐために、ホチキス等で綴じる。
④ 表紙には授業科目名・授業担当教員名・題目・学籍番号・氏名を記入する。

⑵ 提出期日

授業担当教員が指定した期間内（期間内最終日は、原則として午後5時）とします。締め切り後は一切受け付けません。

⑶ 提出先

原則として、授業担当教員が指定した場所とします。一度提出したレポートの加筆・訂正等はいかなる理由があっても一切認めない（差し替えも含む）ので、内容をよく確認した上で提出してください。

① 本人が提出をすること。やむを得ない場合は、必ず申し添えること。

② 担当教員が許可した以外、郵送による提出は認めない。郵送の場合には、封筒表面に朱書きで「○○○○(試験科目名)レポート在中」と記すこと。また、2件以上のレポートを郵送する場合、同封による提出は一切認められない。必ず1封筒に1レポートまでとすること。

⑷ 遅延レポート

病気その他やむを得ない理由でレポートの提出が遅れた場合は、提出期限から一週間以内（翌週の同時限、大学休業日に当たる場合はその翌日）に限り理由書（病気等で医師の診断を受けた場合は診断書）を添えて、授業担当教員の許可を得て、提出することができます。その場合は原則として減点されます。一週間以上経過した場合は放棄したものとみなされ、不合格になります。遅延レポートに対する追試験は行いません。

⑸ その他

① 万一のことを考えて、レポートはコピーをとっておくか、データを保存しておくこと。
② プリンター故障（学内・学外含）など、機械トラブルによる提出の遅れは一切認めない。提出期限直前は情報処理室が混み合うので余裕をもって準備すること。
③ 科目責任者の判断により、レポート類の剽窃チェックを行う場合がある。

8）成績評価基準・ＧＰＡ

⑴ 成績評価基準

①成績評価は100点満点とし、S，A，B，C，Ｄの５段階で評価し、Ｄは不合格となります。
②5段階で示された評価は、成績通知書および成績証明書に記載されます。ただし、「D」評価は成績証明書には記載されません。

評点（点数）	評価	ＧＰ（Grade Point）の設定	合否	成績通知書の記載	成績証明書の記載
100～90	S	4.0	合格	S	S
89～80	A	3.0		A	A
79～70	B	2.0		B	B
69～60	C	1.0		C	C
59～0 未受験、出席不足含	D	0.0	不合格	D	記載されない
既修得単位認定	認定	－（除外）	認定	認定	認定

註）追試験の評価は、３）定期試験（３）追試験（ｄ）を参照のこと
再試験の評価は、４）再試験（ｃ）を参照のこと

⑵ GPA

成績評価指標としてGPA（Grade Point Average）を導入しています。

GPA の導入は、学修の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としています。GPA を示すことにより、学生が自分自身の学習への努力の成果を把握しやすくなります。

具体的には、合格科目だけではなく不合格科目や受講を途中で止めた科目も成績評価の対象とする GPA を取り入れることにより、学生に対して今まで以上に真剣な履修登録、授業への取り組みを期待します。

留意事項
① GPA は、学修状況の目安となり履修計画に役立てることができます。 ② 履修取消の手続きをせず履修を途中で放棄した場合、「D」評価となり、GPA は低くなります。

GPA の計算方法
科目の成績に応じて4.0～0.0に数値化した GP（Grade Point）を付与します。 GP に該当科目の単位数を乗じて合計したものを、履修登録した科目の総単位数で割り、小数点以下第3位を四捨五入したものが GPA（Grade Point Average）となります。 GPA ＝ $\frac{\text{Sの単位数}\times\text{GP4.0} + \text{Aの単位数}\times\text{GP3.0} + \text{Bの単位数}\times\text{GP2.0} + \text{Cの単位数}\times\text{GP1.0}}{\text{成績評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$ ・全科目が「S」の場合、GPA は「4.00」になります。 GPA の最大値は「4.00」、最小値は「0.00」です。 ・GPA 算出から除外される科目：既修得単位が認められた科目 「認定」評価された科目

GPA の計算例

科目名	単位数（a）	評価	GP（b）	a×b
○○概論	2	S	4.0	8.0
○○学	2	B	2.0	4.0
◇◇演習	2	D	0.0	0.0
◇◇実習	3	A	3.0	9.0
計	9			21.0

以下のように計算します。
GPA ＝ 21.0 ÷ 9 ＝ 2.33　　（小数点以下第３位を四捨五入）

GPA の種類	
累積　GPA	・入学年度から現在までに履修した全ての科目を対象に、入学時からの履修総単位数で割って算出したものです。 ・大学生活全般を示しています
半期　GPA	・当該学期に履修した全ての科目を対象に、当該学期の履修総単位数で割って算出したものです。 ・現在の学修状況を示しています。

⑶ GPA の確認方法
GPA は次の時期に確認することができます。

時期	確認方法
3月～4月	・前期ガイダンス期間中に、昨年度の成績通知書を受け取る。 ・成績通知書に記されている GPA を確認する。
9月～10月	・後期開始後、前期の成績通知書を受け取る。 ・前期の追再試験の結果が反映されていません。（2023 年度以前入学生のみ） 記載されている GPA は目安です。（2023 年度以前入学生のみ）

⑷ GPA が示す学修状況

GPA の値をもとに自身で学修状況を把握し、学修と生活の改善につなげてください。

GPA 値	GPA が示す学修状況	学修や生活の改善の目安
4.0～3.0	S～A 評価を平均的に修得	・大変優秀な成績を収めています。 ・学修と生活は現状を維持していきましょう。
2.9～2.0	A～B 評価を平均的に修得	・概ね良い成績を収めています。 ・ただし、半期ごとに GPA が下がってきている場合は、学修状況や生活面に変化がある兆候を示していますので、注意が必要です。
1.9～1.0	B～C 評価を平均的に修得	・学修と生活の状況によって、急激に不合格が増える可能性があり注意が必要です。
0.9以下	不合格の割合が多い	・学修と生活の見直しが必要です。 ・改善の見込みがないと判断される場合には、退学を勧告する場合があります。

① 成績評価のC（成績：69～60点）は「当該科目の到達目標を最低限度達成している」ことを示すものです。
そのため、履修科目全体の成績評価の平均である GPA が1点台の場合は、卒業時の到達目標に達するためにこれまで以上の努力が求められることを意味しています。

② 学年ごとの到達度の評価としては GPA 2.00 以上を目指してください。

⑸ GPA に基づいた学修支援

① 学期ごとの半期 GPA あるいは GPA の推移をもとに、早期に学修支援を受けることができます。
② 学生本人からアカデミック・アドバイザーへ面談を申し込みましょう。
③ アカデミック・アドバイザーから学生にアプローチがある場合もあります。
④ 学修支援を受ける目安と方法は以下のとおりです。

学修支援を受ける目安	学修支援方法
半期 GPA：2.0未満 半期 GPA：2.3未満が2期以上連続 半期 GPA：急激な下降（1.0以上）	アカデミック・アドバイザーとの面談
累積 GPA：1.0未満	保護者を交えた面談
半期 GPA：2.3未満が2期以上連続 要注意　累積 GPA：2.0未満 注意　　累積 GPA：2.5未満	国家試験受験支援

9）科目の合否

⑴ 合格・不合格の発表について

試験（定期試験・追試験・再試験）終了後、別に定める日程により掲示板への掲示等において発表します。

⑵ 科目の合否についての問合わせ

科目の合否に対して疑義がある場合に限り、試験結果発表日翌日から3日間（大学の休業日は含まない）の期間内に、「科目の合否についての問合わせ」用紙（所定様式）により、学務課教務一係へ申し出ることができます（ただし、再試験の勉強方法などの問合わせには応じられません）。「科目の合否についての問合わせ」用紙は学務課から受け取ってください。

ただし、この再確認を求める問合わせは履修登録が成立している科目において、再試験や追試験該当、あるいは不合格になっている場合のみとします。なお、年度内に発表する内容は合否結果のみです。

10）成績通知

⑴ 成績通知書の配付

成績通知は年2回、成績通知書の配付により行います。前期の成績については後期開始後、後期の成績については翌年度始めのガイダンス期間中に配付します。

⑵ 成績評価の問い合わせ

成績通知書を確認したうえで、履修科目の成績評価に疑義のある場合は、前年度および当該年度の成績について評価の確認を求めることができます。「成績評価質問票」（所定様式）により学務課教務一係へ申し出ることができます。「成績評価質問票」は、学務課から受け取って下さい。原則として、前期は4月20日（4月20日が土日の場合は前日の金曜日）まで、後期は成績通知書配付日から一週間（土日の場合は前日の金曜日）まで、「成績評価質問票」（所定様式）を提出できます。

ただし、成績評価質問票の提出は、①成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われる場合、②シラバス等により学生に周知している学修到達目標や成績評価の仕方から明らかに成績評価について疑義がある場合とします。救済措置を依頼するもの、個人的事情の考慮を依頼するものなど正当でない内容が入った「成績評価質問票」は受け付けません。

⑶ 保護者への成績通知

学生の学修成果を保護者にもご理解いただくために、前年度までの成績を翌年度6月に保護者（保証人）あてに郵送します。

11）成績優秀賞

成績優秀賞（Excellent Grade Award）は、本学看護学部独自の表彰として卒業予定者のうち次の条件に該当する優秀な成績を修めた者に与えられます。尚、成績優秀者に対する他の表彰に該当する者は対象外となります。

成績優秀賞の条件
・看護学部４年生（編入4年生を含む）の卒業予定者である。 ・卒業時の累積 GPA が上位5%に該当する者

12）卒業研究優秀賞

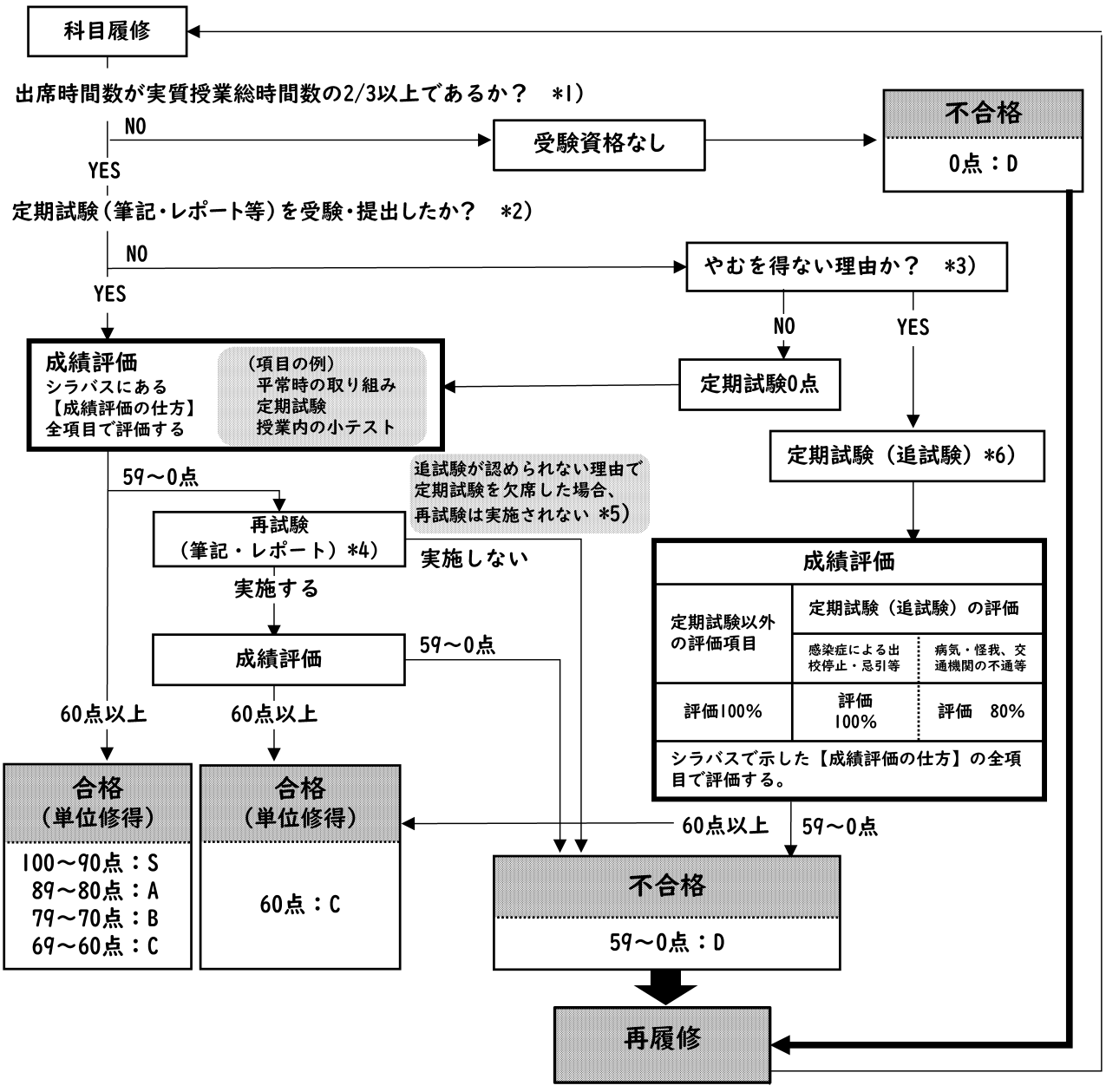
卒業研究優秀賞（Excellent Research Award）は、2022年度より設けており、ユニークで、新規性の高い優れた研究を表彰するものです。

対象者は、看護学部４年生（編入4年生を含む）のうち『研究Ⅱ』を履修した者のうち、選考を経て選出された若干名となります。　＜令和８(2026)年度現在＞

＜参考資料＞単位修得までの流れ

＜単位修得の認定要件＞単位修得を認定される為には、以下の全てを満たしていることが必要です。
（1）その科目の成績評価を受けて、合格（100～60点）の評価を得ること
（2）当該期の授業料等を納付していること

＜成績評価を受ける要件＞成績評価を受ける為には、以下の全てを満たしていることが必要です。
（1）履修登録をしていること
（2）出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上であること
（3）当該期の授業料等を納付していること、ただし、延納許可を得ている者を除く



*1）授業には全て出席することが前提です。全授業の2/3出席は最低限のラインであり、これを満たさない場合は「単位修得の意思無し」とみなし、不合格（0点）となります。定期試験を行う科目では定期試験を受験することもできません。
*2）定期試験には筆記・レポート・実技・口述・論文等の様々な形態があります。成績評価の方法は各科目で異なるので、何をもって定期試験とするか不明な場合は必ず科目担当教員に確認してください。
*3）やむを得ない理由とは「本人の病気・怪我」、「忌引」等です。詳細は本冊子の定期試験に関する頁を確認してください。
*4）再試験実施の有無及び再試験受験対象者の決定は科目担当教員の判断によります。このため、再試験は必ず行われるものではありません。
*5）追試験を認められない理由とは寝坊や試験時間の見間違い等です。
*6）追試験により定期試験を受けた場合、定期試験の評価は80%になります。ただし、定期試験以外（授業への取り組み等）の評価は80%に減じられることはありません。なお、感染症による出校停止や忌引を理由とした追試験の場合は、定期試験の評価は80%に減じることなく、100%で評価されます。

９．進級・課程修了に関すること

１）進級許可者の発表

１年次から２年次への進級、2年次から3年次への進級については進級要件を設けていますので、3月下旬に発表します。この発表に学籍番号のない者は、原級に留まる（留年）ことになります。留年の取り扱いについては「Ⅲ．看護学部 履修に関する規程等」の「看護学部進級及び留年に関する取扱要領」を確認してください。

3年次から4年次への進級については進級要件を設けていませんので、進級許可者の発表は行いません。

２）課程修了者の発表

卒業決定者については、3月初旬に学籍番号を発表します。この発表に学籍番号のない者は、次のいずれかであるので、必ず学務課で確認してください。

① 卒業保留者…指定期間に所定の手続きをすることにより、特別に再試験等の措置が講じられることがあります。その結果によっては、3月に卒業できる可能性があります。

② 卒業不可者…留年となります。翌年度4月ガイダンス期間中の4年生クラスに出席し、必要書類等を受領してください。なお、9月卒業が可能な場合もあるので、学務課およびアカデミック・アドバイザーに相談してください。

３）卒業証書・学位記

卒業を認定された者に対して、卒業式において「卒業証書・学位記」を授与します。これにより、「学士（看護学）」の学位が与えられます。

なお、卒業式の日から、「卒業証明書」並びに卒業日付を記載した「成績証明書」を発行します。

４）卒業式

2026年度卒業式は2027年3月16日（火）に挙行する予定です。開始時間や学生集合時間は例年11月上旬に掲示板や国家試験説明会で通知しますので、確認してください。

５）卒業後の各種証明書の請求

証明書が必要な場合、申込みは窓口及び郵送のみ受付けています。電話・ファックス・メール等での申込みはできません。申込みの詳細は、本学ホームページに案内しています。

Ⅲ．学生生活について

1．窓口の案内

本学における事務取扱窓口は以下の通りです。

担当窓口		取扱内容	取扱時間
学務課	教務一係 TEL 03(3409)0905	・教育課程（カリキュラム）に関すること ・履修に関すること（Web 履修システムを含む） ・単位修得に関すること ・授業・時間割・休講に関すること ・定期試験・レポートに関すること ・実習に関すること・資格取得に関すること ・各種証明に関すること ・科目等履修生・研究生に関すること ・ポータルに関すること・LMS に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	学生係 TEL 03(3409)0687	・休学・復学・退学等に関すること ・国家試験（看護師・保健師・助産師）に関すること ・奨学金に関すること ・就職・進学に関すること ・届出事項および届出の変更に関すること ・学生証（身分証明書）に関すること ・学割（通学証明書）に関すること ・各種証明に関すること ・大学祭・課外活動・自治会活動に関すること ・学生相談・援助に関すること ・学生の保険に関すること ・アパート情報・アルバイト情報に関すること ・遺失物・拾得物に関すること ・その他（ロッカー等）	
入学課	入試係 TEL 03(3409)0950	・入学者選抜試験に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	募集広報係 TEL 03(3409)0950	・学生募集に関すること ・オープンキャンパス・大学院説明会・大学見学に関すること ・広報誌（大学・大学院案内等）に関すること	
総務課	総務係 TEL 03(3409)0875	・研究倫理審査、不正防止に関すること ・学生用コピー機に関すること ・実習着の貸出に関すること ・施設利用に関すること ・その他、大学全般の事務に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	経営管理係 TEL 03(3409)0680	・危機管理及び防災対策に関すること ・寄付金に関すること	
	人事係 TEL 03(3409)0830	・アルバイト契約、TA 契約に関すること ・マイナンバー、個人情報に関すること ・授業改善アンケート、目安箱に関すること	

担　当　窓　口		取　扱　内　容	取扱時間
経理課	経理係 TEL 03(3409)0861	・学費等納付金に関すること	月～金曜日 9:00～17:00
	管財・契約係 TEL 03(3409)0861	・教材、器材、備品、消耗品等の購入に関すること	
企画課	企画振興係 TEL 03(3409)0924	・地域連携に関すること ・国際交流に関すること ・公開講座、ホームカミングデー、各種セミナー等に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	研究推進係 TEL03(3409)5718	・研究助成に関すること ・その他、研究推進に関すること	
図書館課	図書係 TEL 03(3409)0633	・図書館の利用に関すること ・史料室に関すること ・リポジトリ、アーカイブズに関すること	月～金曜日 8:50～20:00 土曜日 10:00～ 17:30
システム管理室	情報・システム管理・IR 担当 TEL 03(3409)0804	・コンピュータ及び学内ネットワークに関すること ・ホームページ等に関すること ・IR に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
保健室	保健師 TEL 03(3409)0985	・健康診断、予防接種に関すること ・健康相談に関すること ・応急処置に関すること	月～金曜日 9:00～17:20

※　現金の支払いが伴う証明書等の申込は、証紙販売機を利用できる16：50までとなります。

2．各種伝達について

● 学生への伝達（連絡・通知・呼出し等）は、原則としてポータル及び学内掲示により行います。ただし、授業関係の連絡は LMS メール機能（Glexa メール）や学籍番号メールも含めて、各ツールの特徴を活かした適切な方法で行います。

以下のことに注意して、見落としのないようにしてください。

⑴ポータルでの配信

インターネット掲示板システムであるポータルで情報を配信してから原則3日を経過した事項は全て学生に周知されたものとして取り扱います。ポータル配信にあわせて学内掲示板に掲示した場合もポータルで情報を配信してから３日を経過した時点で周知されたものとします。伝達事項の見落としによる不利益を受けないためにも、定期的にポータルにアクセスして確認するとともに、メール転送設定をして下さい。

ポータルの配信は昼休み（12：30）と5限終了時（17：50）を中心とした授業時間外に行います。（当日の休講等、緊急を要する要件の場合はこの限りではありません。）

なお、ポータルには学生の返信機能は無く、インターネット掲示板の扱いですので通知を削除することもできません。（通知の表示期間は配信側で設定しています。）

また、休学中はポータルの使用はできません。

⑵学内掲示板への掲示

広尾キャンパス１階事務局前に学内掲示板があります。学内掲示板には『恒久的または年単位で掲示が必要な事項』『ポータル等の配信に加えて掲示板でも再掲すべき重要事項』『電子データによる配信が不適当な事項』『学内外の不特定多数の方に掲示が必要な事項』を中心に掲示します。大学院生・看護学部の各学年別及び全学生向けの掲示板を準備しています。登下校の際には掲示板を確認してください。

実習ローテーション表など個人情報を含むため『電子データによる配信が不適当な事項』は、スマホ等で撮影することを禁じています。

掲示板に掲示してから、原則１週間を経過した事項は全て学生に周知されたものとして取り扱います。なお、ポータルによる配信とあわせて掲示した場合はポータル配信を基準とした3日で学生に周知したものと取り扱います。未確認による見落としは学生の不利益につながることがありますので、確認する習慣をつけてください。

⑶学籍番号メールでの送信

在学中は学籍番号メール（〇〇〇@redcross.ac.jp）を使用することができます。重要な伝達事項などはポータルとあわせて学籍番号メールにも同時に配信することがあります。

また、ポータルと違い、学生が返信することが可能です。このため、授業に関する連絡等の教員と学生で相互にやり取りが必要な事項や、ポータルを使用できない休学中の連絡等で使用します。その他、通常のメール機能（本学は Outlook メール環境）ですので、受信したメールのフォルダ整理や削除などは受信（学生）側で作業が可能です。重要なメールはフォルダに保存するなど、適宜対応してください。

⑷LMS メール機能（通称 Glexa メール）

本学では学修管理システム（Learning Management System）として Glexa（グレクサ）を使用しています。Glexa は主に授業を中心に使用しています。Glexa の中にメール機能がありますので、主に授業に関する内容で連絡することがあります。Glexa にログインすることが必要ですが、連絡に対して学生が返信することも可能です。

● 各ツールの特徴が違うため、本学では学生への連絡を複数の方法から適切な方法を選択して行います。一つの方法に集約することは難しいことについて、ご理解ください。なお、ポータル、学籍番号メール、Glexa メールは**転送設定**をすることが可能です。学籍番号メール又は自身のスマホ等、一つのメールアドレスに全ての連絡が転送されるように設定することを強く推奨します。転送設定については、各システムのマニュアルを確認してください。
また、学籍番号メールや自身が契約するフリーメール等に関しては、容量の管理を常に行ってください。容量不足により情報を確認できず、不利益を被ることの無いように適切な管理をしてください。

● 学生への連絡は、緊急を要する案件を除いて**原則として平日の8：00～20：00**の間に行います。これは学生の連絡に対する本学からの返信についても同様です。

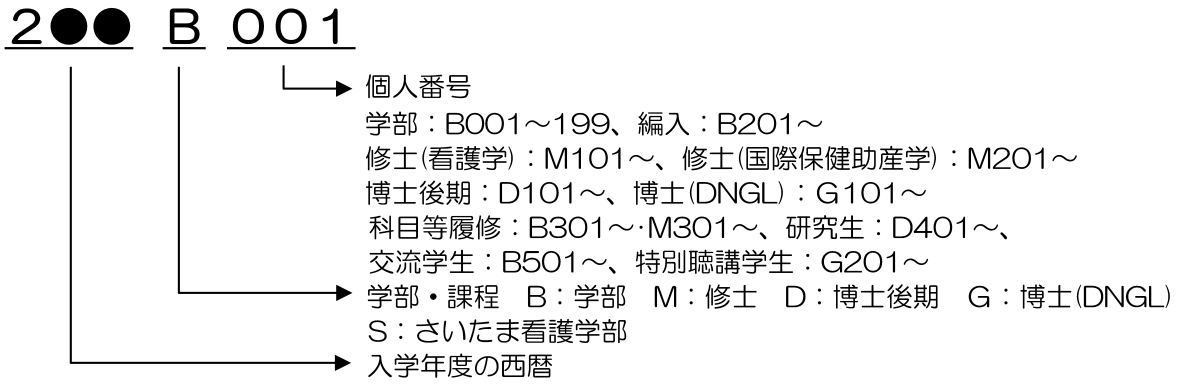
● 学外からの呼出しや問い合わせについて、本学では、休講や試験に関すること、各種証明書の申込み等、学生からの電話による問い合わせには原則として応じていません。
また、学生への取り次ぎ・伝言および学生の身上に関する問い合わせにも一切応じないことになっていますので、あらかじめ家族、友人等にも十分周知しておいてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

3．学生証等の発行について

［1］学籍番号について

学生証に印字してある学籍番号は、入学と同時にあなたが本学に籍があることを証明する個人番号で、入学から卒業まで使用します。学内における試験・履修登録・授業料納入および各種願書・届書・証明書などの事務取扱は、学籍番号によって処理されるので正確に記憶してください。各種提出物や試験答案・レポート等には、必ずこの学籍番号を記入することになります。学籍番号で学生呼出を行うことがあります。

学籍番号の構成（全学生共通）



［2］学生証（身分証明書）について

学生証は、本学の学生であることを証明するものですから、紛失、汚損したりしないように大切に取り扱ってください。学生証の提示を求められたときは、いつでも提示できるよう常に携帯してください。試験を受ける際には学生証は必ず携帯しなければなりません。卒業、修了、退学、除籍等により、離籍する時は、学生証は学生係に返却してください。

また、有効期限記載のシールを配付しますので、学籍番号、氏名、住所等を記入し、学生証の裏面に必ず貼付してください。定期券の購入や学割等の利用の際には、学生証の提示を求められます。裏面にシール貼付のない学生証は、無効として扱われ、学割等を利用できませんので注意してください。

なお、学生証はICカードとなっており、図書館、情報処理室、更衣室は学生証がないと入室できません。紛失したときは、直ちに再発行の手続きをしてください。

⑴ 学生証は発行日から卒業年度まで使用します。
⑵ 学生証は他人に貸与、譲渡してはいけません。
⑶ 学生証の記載事項に変更があったときは、速やかに学生係に届け出てください。また、学生証再発行の手続きをしてください。
⑷ 卒業延期（留年）になる場合はＩＣカードのデータ更新が必要です。学生証持参のうえ学生係窓口で、更新手続きをしてください。

＜学生証再発行＞

学生証を紛失または汚損したときは、速やかに学生係に届け出て、「学生証紛失届・再発行願」に記入し、学生係で手続きをしてください。手続き時に引換券を受け取ってください。引換券は学生証を受け取る際に必要ですので紛失しないように保管してください。翌日の発行となります。(手数料：1,500円)

［3］通学証明書について

通学のために電車、バスの定期券を購入する場合は、学生証が通学証明になります。各駅に備え付けの購入用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して購入してください。

ただし、会社によっては各社指定の用紙があり、別途大学の証明を必要とする場合があります。その場合は指定用紙に必要事項を記入して学生係に申込みをしてください。

［4］実習期間中における実習通学用定期券について

実習期間中、自宅から実習先まで電車等の交通機関を利用する場合、自宅から実習先最寄り駅までの最短区間について、通学定期券を購入することができます。

実習のための通学定期券を希望する場合は、実習開始日５週間前までに、「実習用通学定期申請書および通学証明書交付願」を学生係に提出してください。

「実習用通学証明書」の発行には、鉄道会社の承認が必要なため、申請から交付までに１ヶ月ほどかかります。実習開始日５週間前までに申請した場合は、実習開始日１週間前から学生係にて通学証明書を交付します。

なお、実習の期間によっては回数券を購入した方が安い場合もありますので、「経路の確認」「費用の比較」をしたうえで申込みをしてください。

［5］学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

旅客鉄道株式会社（JR 各社）の片道の営業キロが100km を超える区間を乗車船する際に、学割証を利用することで普通乗車運賃が2割引になります。

学生の旅客運賃割引制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としています。

＜使用目的の範囲＞

（1）休暇、所用による帰省
（2）実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
（3）学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
（4）就職又は進学のための受験等
（5）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
（6）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
（7）保護者の旅行への随行

＜交付＞

「学割証交付願」に必要事項を記入して申込み、受領する際は学生証（裏面シール貼付のもの）を持参してください（代理不可）。申込日の翌日に交付します。

（1）学割証使用については下記の点に注意してください。
①有効期限は発行日から３ヶ月間、発行日の訂正はできません。
②学割証の貸し借りはできません。違反者には学割証の発行を停止します。
③使用しなかった学割証は学生係に返却してください。
（2）１回の交付は４枚を限度とします。
（3）目的地まで同じ区間を往復する場合は１枚の学割で往復の乗車券が購入できます。

＜JR 乗車券通用期間＞

JR 関係の普通乗車券の有効日数は100km を超え200km までが２日間、200km 以上は200km を増す毎に１日追加されます。往復乗車券の有効日数は、片道乗車券の２倍です。

＜学生団体旅客運賃割引証明＞

本学教職員1名以上が引率する本学学生8人以上の団体が同一行程で旅行する場合は、JR の普通乗車運賃が5割引になります。（教職員は3割引）詳細は JR の窓口または各旅行会社に問い合わせ、必要書類を持参のうえ、申込みをしてください。

［6］各種証明書の発行手続きについて

各種証明書の発行は、「証明書発行願」に必要事項記入、証紙販売機で手数料分の証紙を購入し、貼付のうえ、学生係に申込みをしてください。交付までに日数がかかる場合もありますので、余裕をもって申込手続きをしてください。

証紙販売機利用時間　平日９：00～16：50（注：土日祝日及び閉館期間は利用できません。）

なお、証明書を受領する際は、学生係職員に学生証を提示してください。申込者本人であることを確認したうえで、証明書をお渡しします。

＜証明書の種類・手数料・交付日数＞

証明書の種類	手数料	交付日	交付場所
在　学　証　明　書	500円	翌日	学生係
成　績　証　明　書　（和文） （英文）	1,000円 2,000円	翌日 １週間後	
卒業・修了証明書　（和文） （英文）	500円 1,000円	翌日 １週間後	
卒業・修了見込証明書	500円	翌日	
入　金　証　明　書	500円	翌々日	
調　　査　　書	1,000円	１～２週間	
推　　薦　　書			

※１　成績確定作業のため、成績証明書の申請・発行を停止する期間があります。詳しくは、掲示板を確認して下さい。

※２　卒業・修了見込証明書については履修登録を確認してからの発行となります。（概ね5月ゴールデンウィーク明け）

［7］届出事項の変更について

現住所、電話番号などに変更が生じた場合は、速やかに「住所変更届」を学生係に提出してください。

その他、結婚などによる改姓、保証人の変更や住所変更など、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の用紙で届出をしてください。

4．学籍について

学籍とは、学生としての身分を有することを意味し、入学と同時に本学学生としての学籍が与えられます。学籍は、所定の納入期日までに授業料等を納入することによって各年度に継続していくことになります。

［1］学籍異動

学籍異動（休学・退学・復学）をする場合は、願い書を提出してください。（所定用紙）

学籍の異動は、学則により、教授会の議を経て学長が願い出を許可しなければ認められません。このため、原則として学籍異動（休学・退学・復学）は、前期からの場合は２月下旬までに、後期からの場合は８月下旬までに、所定の手続きを行ってください。一身上の都合や進路の悩み等で休学・退学を考えている場合は、早めに、アカデミック・アドバイザーや学生係に相談してください。

なお、新学期に入ってから手続きをすると学期分の授業料等納入が必要となるので注意してください。

(1) 休学・復学

① 病気その他やむを得ない理由によって２ヶ月以上修学できない場合は、本学所定用紙の「休学願」（本人・保証人連署、捺印が必要）を、学生係に提出してください（病気の場合は診断書を添付）。願い出により、教授会の議を経た後、休学許可書を送付します。

② 休学期間は１年以内とする。ただし、学長が特別な理由があると認める場合は、所定の手続きにより引き続きさらに１年の範囲内で休学することができる。
③ 休学の期間は卒業するまで通算して２年を超えることはできません。
④ 休学の期間は学則に定められている修業年限および在学年数に算入されません。
⑤ 休学が前期または後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料に替えて、在籍料として当該学期ごとに５万円を納付しなければなりません。
⑥ 休学の期間中は、授業科目の受講及び定期試験受験など学習活動をすることはできません。
⑦ 休学期間満了の場合、または休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、本学所定用紙の「復学願」（本人・保証人連署、捺印が必要）を学生係に提出してください。願い出により、教援会の議を経た後、復学許可書を送付します。

⑵ 退学・再入学

① 病気その他やむを得ない理由によって退学を希望する場合は、本学所定用紙の「退学願」（本人・保証人連署、捺印が必要）を学生係に提出してください。願い出により、教援会の議を経た後、退学許可書を送付します。
② 退学に際して、退学しようとする日の属する学期の授業料等を、全額（前期中の退学の場合は前期納入分、後期中の退学であれば後期納入分まで）を納入していなければなりません。授業料等未納のまま退学はできません。
③ 退学期日については前期末退学の場合は９月30日付、後期末退学の場合は３月31日付とします。
④ 退学してから２年以内の者が復学を願い出た時は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがあります。

⑶ 除籍

次に該当する場合は、教授会の議を経て除籍されます。

① 学則に定める期限までに授業料を納入していない者
② 学則に定める在学年限を超えた者
③ 学則に定める休学期間を超えた者
④ その他学則に定める者

［２］学納金等について

⑴ 学納金等の金額および納付期限について

本学に在籍する学生は、学納金等の納付金を下表の期限までに納入しなければなりません。

なお、納入に際し半期（前期・後期）ごとの分割納入、または年額一括納入のいずれかを選択することができます。（注：一括納入の納入期限は前期納入期限と同様です）

学納金等一覧

＜看護学部＞2020年度～2023年度入学生

学費・その他	金　　額	納付期限等
入　学　金	300,000円	入学手続時
授　業　料	年額　1,200,000円	前期分60万円：　4月末まで 後期分60万円：10月末まで
実験実習料	１年次　100,000円 ２年次　200,000円 年額　３，４年次　220,000円 編　入　生　100,000円	前・後期分（年次納入総額の半額） 納付期限は授業料と同様
維持運営費	年額　240,000円	前・後期分（年次納入総額の半額） 納付期限は授業料と同様

※　保健師教育課程選択履修学生（公衆衛生看護学履修者）は4年次に別途100,000円が必要となります。

＜看護学部＞2024年度以降入学生

学費・その他	金　　額	納付期限等
入　学　金	300,000円	入学手続時
授　業　料	年額　1,200,000円	前期分60万円：　4月末まで 後期分60万円：10月末まで
実験実習料	１年次　100,000円 ２年次　200,000円 年額　３，４年次　220,000円	前・後期分（年次納入総額の半額） 納付期限は授業料と同様
維持運営費	年額　240,000円	前・後期分（年次納入総額の半額） 納付期限は授業料と同様

※　保健師教育課程選択履修学生（公衆衛生看護学履修者）は4年次に別途200,000円が必要となります。
※　編入生は実験実習料の納付対象外です。

⑵ 学納金の納入について

LC 学費サイトへご登録いただいたメールアドレス宛に「学納金等納入についてのお知らせ」を配信いたします。金融機関窓口・ATM・インターネットバンキングから振り込んでください。金融機関窓口から振り込む場合は、金融機関所定の振込依頼書を使用してください。また、振込受領書は大切に保管してください。

「学納金等納入についてのお知らせ」が配信されない場合は、経理課経理係(03-3409-0861)までご連絡ください。

⑶ 学納金の延納について

① 納入期限までに授業料等の学納金の納入が経済的に困難な場合、学生係に「学納金延納願」（所定の様式）を提出することにより、納入期限を延長することが認められます。申請用紙は、学生係窓口または本学ホームページから取得できます。

② 「学納金延納願」は、学生本人及び正保証人の署名捺印の他、延納理由、学納金納入計画を記入し、前期分は４月末、後期分は１０月末までに学生係に提出してください。

③ 「学納金延納願」の納入計画は、原則　前期分は６月２５日、後期分は１２月２５日を最終納入期限として記入してください。

④ 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者は、学則により除籍となります。

5．学内施設の利用について

本学の学生および学生団体(大学で活動を認められているサークル等)がクラス会、サークル集会、演奏会等の行事を開催するために大学の施設および設備・備品(器具)等を利用するときは、下記により所定の手続きを経て使用することができます。

［1］学内施設を利用する場合の手続きについて

授業時間内に学内の施設を使用する場合は、事前に学務課に空き講義室等の確認をしてください。希望する講義室を授業で使用している場合は、授業を優先します。学務係で管理している設備・備品・物品等、借用する場合は学生係に申し出て借用してください。

授業時間外および土曜日にクラブ活動（自治会等含む）を行う場合、所定の用紙（施設貸出申込書）により事前に総務課にて申込手続きをすれば利用することができます。開館日の図書館を除き、自習等の目的で学内施設に立入ることはできません。

但し、日曜・祝日、大学の休講日、設備点検日等については、貸し出しをしていません。

<table>
<tr><th colspan="2">学内施設</th><th colspan="2">設備・備品</th></tr>
<tr><th>使用場所</th><th>届出先</th><th>使用物品</th><th>届出先</th></tr>
<tr><td>講義室・ゼミ室・実習室</td><td>学務課</td><td rowspan="2">教材・教具・教育備品
(ビデオ・プロジェクター等)</td><td>学務課</td></tr>
<tr><td>広尾ホール</td><td rowspan="2">総務課</td><td rowspan="2">総務課</td></tr>
<tr><td>多目的グランド</td><td>テニス、フットサルおよびバレーボール等のネット類他</td></tr>
</table>

＊使用する際は、騒音など、学内や病院及び周辺住民の迷惑にならないように気をつけてください。
＊破損等のないように取り扱いに注意し、使用後は元のとおりに戻してください。万一設備、備品を破損した場合は必ず各届出先に申し出てください。
＊照明は利用者自身で点灯、消灯してください。（多目的グランドは点灯できません。）
＊万が一、トラブルがあった場合には、至急、事務局または警備員に連絡してください。
＊原則、学内施設の鍵は貸し出しを行った当日中に返却してください。
＊施設の使用をキャンセルする場合、事務局まで必ずご連絡ください。

大学の指示に従い、施設・設備を正しく利用しましょう。
学生一人ひとりができる範囲で、自分たちの身の回りや、構内を整理・整頓し、だれもが良い環境で大学生活を送れるよう清潔・美化を心がけましょう。

［2］正面玄関の開閉時間について

正面玄関の扉（出入口）の開閉時間は、下記のとおりです。（土日・祝日は原則閉館）

	開　扉	閉　扉
平日（月曜日～金曜日）	７：００	２１：００

［3］学内施設の利用可能時間について

下記のとおりですが、館内施設は上記閉扉時刻に間に合うように退出してください。

利用可能時間を過ぎたら消灯しますので、余裕を持って退出の準備をしてください。

学内施設	利用可能時間	備考
講義室・ゼミ室・実習室	９：００～２０：４５	安全面から、夜間の自習は可能な限り人のいる1Ｆ学生ラウンジを使用してください。
学生ラウンジ	７：００～２１：００	
広尾ホール	原則、利用不可	利用を希望する場合は、総務課にご相談ください。
食堂	１３：００～１９：００	
多目的グランド	９：００～１７：００	夏季（6～8月）のみ１８：００まで

＊冷暖房については、原則予約管理としており、使用日前週の木曜日までに申込手続きをされた場合のみ作動します。
急な申請は予約できませんので、早めの手続きを行ってください。
また、冷暖房は基本19時３０分で動力源が停止する設定になっています。

［4］更衣室について

学生の学習と生活の便宜を図るために、更衣室に学生用の個人ロッカーを常設し貸与しています。更衣室に入室する際は学生証が必要です。

ロッカーは、学部生は入学時から卒業時まで４年間貸与します。卒業時にはロッカー内を清掃したうえ、必ず所定の期日（掲示）までにロッカー内の私物を片付けて下さい。

① ロッカーは大学が学生に貸与するものです。常に清潔にし、損傷したりすることのないよう大切に使用してください。貸与期間中のロッカーの管理は、個人で責任をもって行ってください。
② 盗難事故が発生しても、大学では責任を負いかねます。盗難防止のため、ロッカーには必ず鍵（ダイヤル式ロッカーで暗証番号４桁、各自で設定）をかけてください。現金や貴重品は置かないなど、各自で責任をもって管理、使用してください。
③ 土日、祝日は安全管理のため更衣室には立ち入りできません。
※ 女子更衣室２および男子更衣室に院生用共通ロッカーがあります。

［5］交流学生の利用について

令和2年度から他大学との単位互換制度を開始しました。更衣室等の一部の施設を除き、図書館や情報処理室、食堂等の利用を可能としています。

6．特待生（授業料免除）制度について

学業成績、人物ともに優れた看護学部の在学生（編入生除く）に対して、授業料を免除することにより、勉学を奨励するとともに学習意欲の高揚を図ることを目的に特待生制度を設けています。

特待生の種類には、一般選抜の成績優秀者への「特待生Ａ」と入学後の学業成績優秀者への「特待生Ｂ」があります。

特待生Ａとは、一般選抜の成績上位３名以内の者に対し、年間授業料の全額を１年間免除するものです。

特待生Ｂとして対象となる学生は、入学後（編入生除く）、各年度の成績優秀者を年度ごとに選考します。成績優秀者とは、学業成績のうち履修した科目がすべて「Ｂ」以上、かつ再履修科目がないこと、必修科目評点(点数)の平均点が上位５名の者に、授業料（１年間）の半額が免除されます。

なお、特待生Ａ・Ｂともに、資格喪失事項があります。

7．奨学金について

以下に示す奨学金の募集、手続き等については、毎年４月のガイダンス時に冊子『日本赤十字看護大学奨学金案内』を配付し説明を行っています。奨学金に関する連絡は、学内ポータルおよび掲示板で行いますので、学内ポータルのメール転送設定をしてください。また、大学に届いた各種奨学金の書類は1F 奨学金支援室に掲示しています。奨学金について迷ったときには、アカデミック・アドバイザーや学生係に相談ください。

［1］日本赤十字看護大学伊藤・有馬記念基金奨学金

本学独自の奨学金および奨励金制度で、年度毎に申請でき、経済的事情等により修学継続が困難であること等を考慮して選考されます。学生奨学金は年額20万円以内、学生外国留学奨励金は年額10万円以内で、修学費、海外研修費の一部として多くの学生に利用されています。ほかにスウェーデン赤十字大学やラ・ソース大学への交換学生の渡航費用の一部が助成されます。

本奨学金は返済する必要はありませんが、学生奨学金は「学生生活報告書」、学生外国留学奨励金は「留学報告書」を提出することが義務づけられています。募集人数、募集時期等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［2］日本赤十字看護大学大嶽康子記念奨学金

本学独自の奨学金で、経済的理由のため修学継続が困難な学生に、奨学金年額20万円以内が給付されます。募集人数、募集時期等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［3］日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金

本学独自の奨学金および奨励金制度です。募集人数、募集時期等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

＜松下清子記念奨学金（海外研修・国際交流支援）＞

海外研修・国際交流支援の費用に対する支援を目的とし、年額20万円を上限として給付されます。

［4］日本赤十字看護大学同窓会奨学金

同窓会奨学金は、本学創立百周年を記念し、同窓生と母校の発展を願って平成３年に設立され、同窓生の会費および寄付等により運営されています。経済的に不安を抱くことなく、勉学・研究に集中したい学生は、申請に必要な書類、募集人数、募集時期等の詳細について、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。奨学金は在学中に1回限り年額50万円が貸与されます。

［5］日本赤十字看護大学保護者会奨学金

本学保護者会奨学金は、学部全員の保護者の方々の保護者会費により運営されています。本学学部生で、経済的理由のため修学が困難な学生に奨学金年額30万円を上限として給付され、海外留学・研修奨学金については年額10万円を上限として給付されます。保護者会奨学金は、毎年度募集を行います。募集人数、募集時期、申請に必要な書類等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

この他に学業成績優秀者奨学金（3万円）があります。入学後、各年度の成績優秀者5名以内を年度ごとに選考します。[対象学年：２・３・4年生(当該年度の特待生及び編入生除く)]

［6］日本赤十字看護大学サポーター募金修学支援奨学金

本学独自の給付型奨学金制度です。本学の寄付金制度であるサポーター募金を原資としており、経済的に修学困難な学生に対し、一人当たり年額30万円以内が給付されます。募集人数、募集時期等の詳細については、配布資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［7］日本赤十字社の奨学金制度

日本赤十字社の各都道府県支部および病院には、将来、赤十字病院や医療センター等で勤務することを希望する学生のための奨学金制度があります。日本赤十字社奨学金を希望する場合は、４月に配付する奨学金案内を参照してください。また、４月に各施設の病院説明会を開催しますので、参加して自ら情報を収集しましょう。

奨学金額、奨学期間、募集人数などは、各支部・病院等により異なります。申請に必要な書類等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［8］日本学生支援機構奨学金制度

国が教育事業として実施している奨学金制度です。主として、貸与型の奨学金は、政府からの借入金と卒業生からの返還金によって運用され、教育機会均等の理念のもと、経済的理由により修学困難な学生を支援することを目的としています。奨学金には、無利子貸与の「第一種奨学金」と有利子貸与の「第二種奨学金」、令和2年4月より、高等教育の修学支援新制度のひとつとして、給付奨学金(学部対象)が拡充されました。

【緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）】

現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等などで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、時期を問わず緊急採用・応急採用を受けることができます。学生係に相談してください。

【予約採用】

高校在学中に日本学生支援機構奨学金の予約採用者（貸与・給付）に決定している方が、入学後に学生係にて手続き行ってください。

【JASSO 災害支援金】

元奨学生や篤志家の方々から寄せられた寄附金を基に平成26年度に「JASSO 災害支援金」事業が創設されました。「JASSO 災害支援金」とは、在学中、自然災害等により居住する住宅に半壊以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生が学業を継続できるよう支援を行う制度で、支給額は10万円です。自然災害等により被害を被った場合には学生係に相談してください。

［9］地方公共団体奨学金制度・その他の奨学金制度

都道府県および市区町村では、地元出身者のために各種の奨学金制度を設けています。募集は、大学を通して行うものと、各教育委員会が独自に行うものがあります。他奨学金との併用不可の場合がありますので、詳細は希望する居住地の教育委員会に問い合わせてください。

また、その他の奨学金の募集案内は、随時１F 就職支援室・奨学金支援室に提示しますので活用してください。

【貸与型の奨学金を受けるにあたっての注意】

近年、多額の奨学金の貸与を受け、就職した後に返還が困難となっているケースを見受けます。貸与奨学金を複数受けるにあたっては、返還計画を十分吟味し、必要であれば教職員に相談してください。

また、貸与を受けるにあたり出資先との契約を結ばなくてはなりません。契約を成立させる前には、条件をよく読み要件が実施可能であるかどうかを注意深く考えてください。

8．大規模災害などによる授業料減免等について

［1］学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学費

災害救助法適用地域において被災したため経済的に支援を必要とする入学生及び在学生に対する奨学費で、半期授業料が減免されます。この奨学費は同一事由につき在学中に1回限りとなります。詳細につきましては、配布資料を確認のうえお申し込みください。

［2］災害見舞金制度

学費負担者の住宅が災害に被災した場合に見舞金（一律1万円）を支給する制度があります。詳細は学生係にお問い合わせください。

9．高等教育の修学支援新制度（授業料減免、給付型奨学金）について

2020年度から、国が実施する「高等教育の修学支援新制度」が開始されました。本学はこの制度の対象大学です。この制度の対象者には、日本学生支援機構から給付奨学金が支給されるほか、入学金及び授業料等減免を受けることができます。

希望者は、以下の文部科学省ウェブサイトを必ず確認し制度を理解したうえで申請をしてください。

【制度の案内】

文部科学省特別サイト　https://www.mext.go.jp/kyufu/

文部科学省高等教育の修学支援新制度に係る設問と回答（Q&A）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

※支援対象となるかどうかは、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」より、「奨学金選択シミュレーション」＞「給付奨学金シミュレーション」を参考に確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html

不明な点は、学生係にお問い合わせください。また、入学後のガイダンスで実施する奨学金説明会でも説明しますので、希望者は必ず参加してください。

注）本制度を利用したことがある学生が希望する場合は、申請前に必ず学生係で申請について確認をしてください。

１０．赤十字マイスター制度について（令和８年度スタート）

本制度は、赤十字の基本原則や「人道」の理念について、授業やさまざまな活動を通して学び、実践してきた学生の取り組みを、卒業時に大学が評価・認定するものです。所定の要件を満たした学生は「赤十字マイスター」として認定され、在学中の学びや挑戦が目に見える実績として認められます。さらに、特に優れた取り組みを行った学生は、社長賞・理事長賞の表彰対象となります。

制度の詳細、対象となる科目・活動、申込方法については、Glexa ＞ ディレクトリ「その他」＞ 赤十字マイスター制度をご確認ください。なお、認定を希望する学部4年生は、11月末日までに所定の「赤十字マイスター申請書」を提出してください。

申請書は、下記のURLまたは二次元コードから申請できます。

▶ 「赤十字マイスター申請書フォーム」：https://ws.formzu.net/dist/S25070253/

１１．就職・進学について

卒業後、具体的にどのような進路を選択するかはたいへん重要です。本学での学習の成果を基礎にして、就職・進学と多様な選択肢が考えられます。就職支援室には、求人案内、就職・進学情報、インターンシップの案内等を提示してあり、いつでも閲覧することができ、検索用としてパソコンも設置しています。また、進路について迷ったときには、友人、先輩、教員や家族など、身近な人に相談することをお勧めします。

学年に応じた就職、進学サポートのためのガイダンスを実施しますので、ぜひ活用してください。また、入学時からのポートフォリオ（学修の振り返りや記録）の記載もキャリアプランを考えていく上で役立ちます。

［1］就職

看護師等の資格を取得して、資格を生かした進路に進むことは当然の選択でしょう。数年前までは看護師不足が叫ばれ看護学生は「受験すれば必ず合格」という状態でしたが、看護大学の増設などにより看護師等も充足する傾向にあるようです。また、看護大学や看護学生の増加に伴う需要と供給のバランスが逆転していること、看護師等の待遇改善により働きやすい環境が確保されたことなどにより、国公立・大学病院などの人気病院は就職することが、むずかしい時代になってきています。病院奨学金を受給している学生も就職が確定しているわけではありません。奨学生として勉学に励み、就職試験の際にはしっかりと準備をして臨みましょう。

最近はインターネットでも求人情報を得ることができ、ホームページでは病院の特徴、施設なども詳しく知ることができます。就職試験も早い時期に実施されることが多くなってきています。計画的に準備を進めましょう。各病院で見学会・説明会・インターンシップなどを実施していますので、就職を希望する病院の説明会やインターンシップに参加することをお勧めします。

また、就職支援室は、求人案内の他、卒業年度に学生が受験した病院名、就職試験の試験・面接内容等、就職活動の情報を掲載した「就職試験情報」を設置し、自由に閲覧できるようになっています。

この他、本学では就職・進路に関するガイダンス、就職支援セミナー、病院説明会などを実施していますので、積極的に参加することをお勧めします。

［2］進学

看護学部の教育課程を修めて、さらに専門性を深め研究したいと思う学生のために、本学をはじめ多くの大学院修士課程があります。助産師資格取得のためには、本学の大学院国際保健助産学専攻等に進学する道もあります。修士課程への進学において、本学卒業生を対象とした「卒業生大学院特別選考」という入試制度を活用することができます。また、大学院修士課程を修めた学生には大学院博士課程もあります。その他の大学院案内、募集要項等は就職支援室に設置しています。詳細については学生係にお問い合わせください。

１２．課外活動について

課外活動は、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられており、学生の自由な選択意志と主体的な行動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長を期待される集団活動です。本学では次のクラブ団体が活動しています。
クラブ・サークル等の活動状況は大学ホームページに掲載しています。

［クラブ・サークル］

本学では、団体結成の手続きや課外活動における相談や助言を目的として、クラブ・同好会に顧問教員を置くことを義務づけています。また、毎年５月末までに、活動内容や顧問教員等を記載した「クラブ・同好会等活動継続届」を学生係に提出することになっています。

サークル活動等課外活動において web サイトの作成や SNS を利用する場合は、顧問にもアドレスを共有し、本学のソーシャルメディアガイドラインに則った運用をしてください。

［ソーシャルメディアガイドライン］

その他、課外活動に関する届け出の一覧は、次のとおりです。

課外活動における届け出

提出書類	該当時	提出期日	提出先
クラブ・同好会等結成届	クラブ等を結成した時	随時	学生係
クラブ・同好会等活動継続届	クラブ等の活動を新年度も継続する時	５月末	
学外活動届(団体)	クラブ等で合宿等をする時	１ヶ月前	
	クラブ等で学外団体主催行事等に参加する時	７日前	
	クラブ等で登山等の危険を伴う活動を行う時	７日前	
海外活動届(団体)	クラブ等で海外旅行・研修等に参加する時	１ヶ月前	
SNS公式アカウント利用届出書	クラブ等で web サイトや SNS を用いた活動をする時	アカウント作成時	
施設貸出申込書	クラブ等で教室等を使用する時	10日前	総務課

※海外活動届を提出する際は保護者連名の同意書・受入承諾書も一緒に提出してください。

１３．学外・海外活動の届け出について

クラブ等の課外活動(団体活動)だけでなく、個人で学外の団体等の活動に参加する場合や、登山等の危険を伴う活動への参加、海外旅行・研修等への参加に際して、所定の書類で届け出ることになっています。これは学生の皆さんが万一災害等に巻き込まれた場合、大学として速やかな対応ができるようにするためです。

なお、海外に行く場合は、最近の渡航安全情報を確認し、外務省の「海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)」から「たびレジ」に渡航予定を必ず登録しましょう。クラブ等で課外活動を行う場合は、顧問教員と日程等について十分相談をし、海外滞在中の連絡方法等についても確認を行っておくことが必要です。

個人での学外・海外活動に関する届け出

提出書類	該当時	提出期日	提出先
学外団体加入届(個人)	個人で他大学等のクラブ等に加入し活動を行う時	随時	学生係
学外活動届（個人）	個人で学外活動に参加する時	１ヶ月前	
海外活動届(個人)	個人で海外旅行・研修等に参加する時	1ヶ月前	
被災地ボランティア活動届	被災地において活動を行う時	５日前	

１４．自治会活動について

学生自治会は、本学に在学する学部生全員（会員）によって構成され、会員の権利を擁護し、学生生活の充実、向上を図ることを目的としています。自治会組織は会長、副会長、会計、書記、渉内、会計監査等により構成されており、毎年５月に定期総会を開催しています。本組織において総会は最高議決機関です。

自治会の主な活動としては、学生生活のアンケートの実施、円滑な活動のためのクラブ間の調整、そして新入生歓迎会の開催などがあります。

また、大学祭（クロア・ルージュ祭）やキャロリングが開催予定です。実行委員会を中心に多くの学生が参加しています。

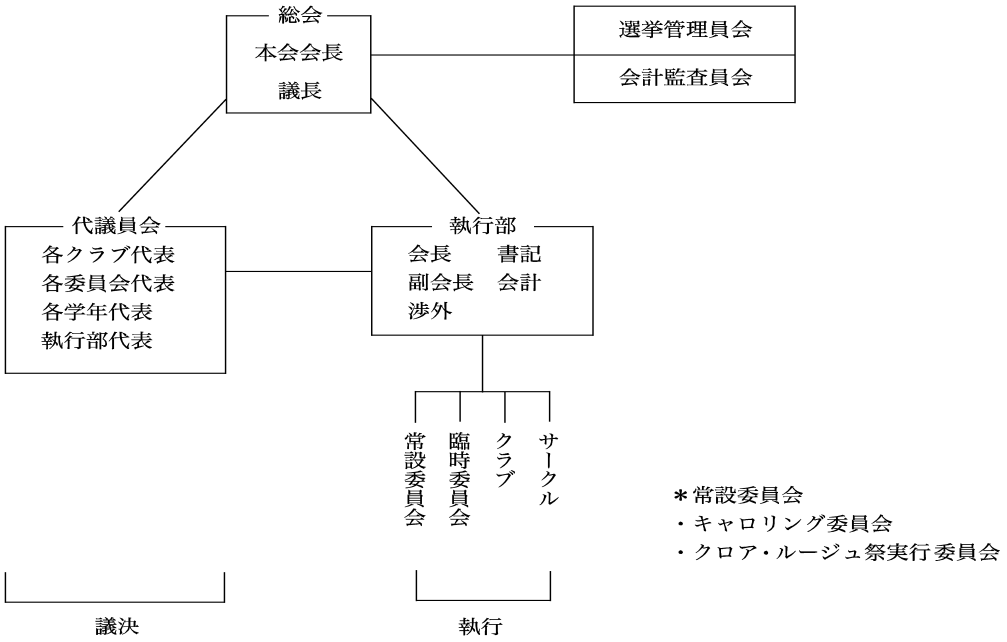


図　自治会組織

１５．アカデミック・アドバイザーについて

本学の学生が、心身ともに健康でより充実した学生生活を送り、また有能な社会人として巣立つことを支援するため、教職員が連携しながら体系的な学修・履修支援を行うため、１学年を２つのクラスに分け、８～９名のアカデミック・アドバイザーおよび１名の学年主任を配置しています。アカデミック・アドバイザーは、原則として同一の学生を継続して担当します。

４年間の学生生活において多くの仲間と関わる機会を設けるため、２年次進級時にクラス替えを行っています（３・４年次は実習グループでの交流も深まります）。

アカデミック・アドバイザーは、奨学金・就職・進学等の相談をはじめ、学修、履修、進路および学生生活全般について支援を行います。迷ったときや困ったとき、またクラス全体に関わる課題が生じた場合には、アカデミック・アドバイザーまたは学年主任教員に相談してください。プライバシーの保護に十分配慮し、学生の立場に立って対応します。

１６．教員一覧について

本学に所属する教員は大学 HP に掲載されています。

［教員一覧］

１７．健康管理について

充実した学生生活を送っていくためには、心身ともに健康であることが基本となります。毎日の生活のリズムを整えるなど、健康の自己管理を心がけましょう。尚、本学では健康管理について、次のような対応を行っています。

［1］保健室について

⑴ １号棟１階に保健室があります。
⑵ 保健師が在室しており、急な発熱や腹痛など具合が悪くなったとき、または負傷したときなどの対応をしています。
⑶ 具合が悪い時は保健室で休むこともできます。
⑷ 健康上や受診の相談がある時は、お気軽に保健師に相談してください。
⑸ 保健師不在の場合には、学生係職員に声をかけて使用してください。
⑹ 保健室を利用した際は、「健康相談票」に氏名、症状などの必要事項を記入してください。
⑺ 17：00以降は保健室での休養はできません。帰宅が困難な場合や不安がある場合は、保護者に来校していただくか、タクシーでの帰宅が必要となります。
⑻ 日赤医療センターでの受診が必要な学生には、保健室で紹介状の交付をする場合があります（紹介状発行受付時間　平日9：00～17：00　保健師在室時）。受診の際は健康保険証、診察カード（持っている場合）、紹介状を持参し、診療時間内（初診平日午前8：30～11：00、診療科によっては要予約）に受診してください。※診療受付時間外での受診には紹介状は発行できませんので、初診選定療養費を支払うか、かかりつけ医からの紹介状持参での受診となります。

［2］健康診断について

本学では、学校保健安全法に基づき、全学生を対象に毎年春季に定期健康診断を実施しています。身体測定、胸部レントゲン検査、内科診察等を行います。後日、受診した学生に健康診断結果を渡しますので、紛失しないよう各自で保管してください。※インターンシップなどの就職活動、実習でも健診結果票を使用します。在学中の結果は全て破棄せず保管してください。

なお、健康診断当日、病気その他の理由により受診できない場合は、速やかに各自医療機関で健康診断を受け、結果を保健室に必ず提出してください。ただし、この場合にかかる健康診断費用は学生負担となります。

［3］予防接種について

本学では、実習における院内感染予防や自身の健康管理のため、十分な免疫を獲得できるよう、入学年度の健康診断時に麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎、Ｂ型肝炎の抗体検査を実施しています。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体検査の結果、抗体価が十分でなく、かつ接種回数が不足している場合は、実習参加にあたり予防接種が必要です。また、インフルエンザの予防接種も実習を受けるために原則必要となります。

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・Ｂ型肝炎の予防接種については、保健室から入学時のガイダンスや健診結果の返却の時に説明があります。インフルエンザの予防接種は、毎年10～11月に学内で実施しております。Ｂ型肝炎の予防接種は、入学年度に学内で実施しております。

［4］感染症について

⑴ 下記の感染症にかかっている（疑いを含む）と診断された学生は、学校保健安全法の規定に従い、「感染症の恐れがないと医師から認められるまでの期間」は登校できません。感染症にかかっている（疑いを含む）学生は、大学に登校せず、速やかに保健室に状況を連絡し、医師の指示に従い療養してください。また、「出校停止期間証明書」に診断名と必要とする自宅療養期間を医師に明記してもらってください。

感染症により授業、実習、試験を欠席した場合は、「※出校停止期間証明書」に、「※欠席届」を添付して、療養期間終了後速やかに学務課に提出してください。提出が遅くなってしまうと出校停止の対応ができなくなる場合もありますのでご注意ください。

※出校停止期間証明書は、グレクサ／その他／保健室、または大学ホームページの在学生用ページからダウンロードできます。

※欠席届は事務室窓口に設置されています。

＜学校保健安全法で規定されている主な感染症＞

第一種	ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）・Ｈ５Ｎ１型インフルエンザなどの他、指定感染症及び新感染症、エボラ出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ
第二種	インフルエンザ・新型コロナウイルス・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎など
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（ウイルス性肝炎・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症・ノロウイルス・ロタウイルス）など

※感染症に罹患した場合は、112頁の別表を参照に大学へ連絡してください。

※第三種その他感染症は、実習期間中、または周囲に感染を広げる恐れがあるため登校を控えるように、医師から指示された場合に届け出てください。上記以外は通常の欠席扱いとなります。

⑵ その他、激しい下痢症状、37.5度以上の発熱、随伴症状を伴う発熱、嘔気・嘔吐などの症状がある場合、また、海外渡航先で発症した下痢や発熱が持続している場合などは、必ず受診をして、「登校に差し支えないことを確認」したうえで、登校してください。判断が難しい場合は、保健室に連絡してください。

実習中に下痢、発熱などの症状がある場合の連絡先については実習オリエンテーション時に説明があります。

⑶ 感染症・事故等の連絡先

感染症に罹患、事故に遭遇した場合は、医療機関で受診するとともに112～116頁の別表を参照に適切に大学へ連絡してください。

１８．学生相談について

どこも具合が悪くないのにどうも体調がすぐれない、なんとなく不安だ、気分が晴れない、眠れない、イライラする、勉強に身が入らないといった悩みのある方はいませんか。あるいは家族や友人関係に悩んでいたり、課題や論文で悩んでいたり、だれかに自分の気持ちを聞いてもらいたいと思っている方はいませんか。学生生活を送る上で、さまざまな悩みや困難に出会うことは自然なことですし、それは一つの成長のチャンスでもあります。悩み事や心配事がある時には、ひとりで抱え込まずに、思い切って専門家に相談してみることが大切です。

［1］学生相談室について

本学には学生相談室があり、カウンセラーが在室しています。また、特別な悩みはなくても、現在の自分を見つめ直すためにカウンセラーと語らったり、相談室にある心理学関連の書物を眺めたり、さまざまな形の利用が可能ですので、気軽に活用して下さい。

学生相談室は、1号棟1階（保健室の隣）にあり、開室曜日や開室時間は学内ホームページの在学生専用ページ、掲示等で確認をしてください。相談時間内であれば直接相談室を訪ねるか、または、事前にメール等で予約をすることも可能です。

相談内容や来談の有無について無断で他に漏らすことはありません。また、相談したことが成績や評価につながることは一切ありません。

＜相談室の活動＞

・個別相談　個別カウンセリング
・心理学（自己理解など）関連の書物の閲覧・貸出
・ニュースレター『学生相談室だより』発行

＜連絡先＞　電話（直通 03-3409-0845）
メールアドレス（soudan@redcross.ac.jp）（soudan02@redcross.ac.jp）

本学ではカウンセラーの他、教員も修学から日常生活にわたる指導や助言を行っています。カウンセラー不在時に困ったことや心配なことがあったら、いつでも相談してください。教員の都合の良い時間帯、連絡方法などはシラバスのオフィスアワーの項目に掲載されています。

１９．学生の保険について

教育活動中の事故の予防については、日頃から十分に対策をたてておく必要がありますが、それでも不慮の事故は思わぬときに起こるものです。正課（講義や実習）、学校行事、通学中、また大学に届け出ている課外活動中の事故により身体に傷害を被った場合など、被害を受けた学生に対する救済措置を十分にはからなければなりません。

本学では、次の保険に入学時に全員が加入することとなっています。

・日本看護学校協議会共済会「Will」（傷害・総合保険）

詳細な補償内容は、「パンフレット（電子版）」をご確認下さい。

この保険の対象となる事故が生じたときは、速やかに学生係に報告・相談して下さい。

2026年学生用 Will パンフレット（電子版）
URL：https://www.medic-office.co.jp/will/2026/

２０．アパート等の情報紹介・アルバイト

［1］アパート等について

住環境は、有意義な学生生活をおくるうえでは、非常に大切な要件です。先輩や親戚、知人などから情報を得るなど、安心できる住居を確保するよう心がけ、生活スタイルなどを考慮し、選択の際には事前に見学するなどして十分検討してください。問い合わせ先は下記のとおりです。

・指定学生会館㈱共立メンテナンス（所在地：千代田区神田2-18-8）／TEL：0120-88-1030
・日本赤十字看護大学生活協同組合／TEL：03-5468-5857
・UniLife 渋谷店（所在地／渋谷区道玄坂 1-3-3 楠本ビル 5F）／TEL：0120-300-920

［2］アルバイトについて

アルバイトをする時は学業と両立できるよう、また健康を第一に考え、無理のない時間に学生としてふさわしい仕事を選ぶようにしましょう。また、実習期間中のアルバイトについては、感染症対策を考えた行動をし、実習に集中できる環境を整えられるようにしましょう。アルバイト中の求人先とのトラブルについて大学は責任を負いませんので、就労条件（就労時間・賃金等）を十分確認したうえ、以下のことに注意しながら各自の責任において選択してください。

また、学生が学業に支障をきたすほどの労働を強いるアルバイトのことをブラックバイトといいます。正社員並みに働かせられることによって学業に支障をきたしてしまったり、シフトを一方的に決められることによって授業や課外活動に参加できなくなってしまったりするケースが社会的問題になっています。

労働契約を締結する際は、学生らしく働けるアルバイト先であるかどうかをしっかり確かめておく必要が重要です。もし問題を抱えている、雇用者と直接話合っても解決しないときは、一人で悩まず、下記窓口に相談しましょう。

①自分でアルバイトを探す場合においても、危険を伴う仕事、法令に違反する仕事、教育上好ましくない仕事は選ばない。

②健康面、学業に支障をきたさないよう無理のない範囲で就労する。

③大学生として最低限のモラル・マナーを守り、責任を持って就労する。

④履歴書には個人情報が記載されているので、求人先に提出する時は十分注意する。

⑤相談窓口

総合労働相談コーナー　フリーダイヤル：0120-601-556

労働条件相談ほっとライン　フリーダイヤル：0120-811-610

２１．危機管理

［1］地震・火災・事故等災害発生時の対応について

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。「いざ」という時のため「防災ハンドブック」を本学ホームページに掲載しています。このハンドブックは自然災害および火災発生時における基本的な対応と本学の対応等が掲載されていますので、必ず目を通してください。

１）学内において緊急事態が発生したとき、大学事務局に直ちに報告をし、教職員の指示等に従って行動してください。

⑴ 地震が発生した場合の対応

① あわてて飛び出さず、机の下などに身を伏せ、しばらく様子を見る。

② 非常放送や教職員の指示に従い、落ち着いて避難する。

③ 一時避難場所は、大学内又は病院敷地とする。避難場所については掲示にて案内をする。

⑵ 火災が発生した場合の対応

① 火災報知器により周囲に知らせるとともに、教職員に状況を連絡する。

② 非常放送や教職員・消防士などの指示に従い、落ち着いて避難する。

③ 避難を優先とし、初期消火は安全が確認できる範囲で行う。

２）登下校・課外活動中、学外で事故や災害にあった場合、106頁を参照に適切に大学に連絡して下さい。

［2］緊急安否システム「安否コール」について

安否コールは、大学が災害時等に学生及び教職員の安否を確認するためのシステムです。登録及び入力方法等の詳細についてはガイダンス期間に説明しますので、全員必ず登録してください。

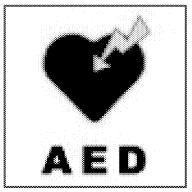
災害時には、スマートフォンのアプリに通知、または、携帯電話にメールが届きます。身の安全が確保されたら、スマートフォンや携帯電話から安否状況を返信してください。

なお、在学期間中に、スマートフォン、携帯電話の機種変更等により電話番号・メールアドレスを変更したら必ず変更手続きを行ってください。

［3］ＡＥＤ（自動体外式除細動器）について

ＡＥＤとは、何らかの原因によりけいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して電気ショックを与え、正常な心拍に戻すための医療機器です。

操作方法を音声でガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。また、心臓の動きを自動解析し、必要な場合のみ電気ショックを与える仕組みになっているので安全性が確保されています。



心肺停止の可能性がある人を発見したら、直ちに大声で人を呼び、119番通報・心肺蘇生・ＡＥＤの手配をしてください。できるだけ早い処置が大切な命を救うことにつながります。

本学では構内6か所にＡＥＤを設置しています。

【ＡＥＤ設置場所】（キャンパスマップ参照）

① 1号棟1階　守衛室前
② 2号棟1階　広尾ホールホワイエ
③ 2号棟2階　学生ラウンジ
④ 2号棟3階　学生ラウンジ
⑤ 2号棟4階　院生室１
⑥ 屋外　　多目的グランド

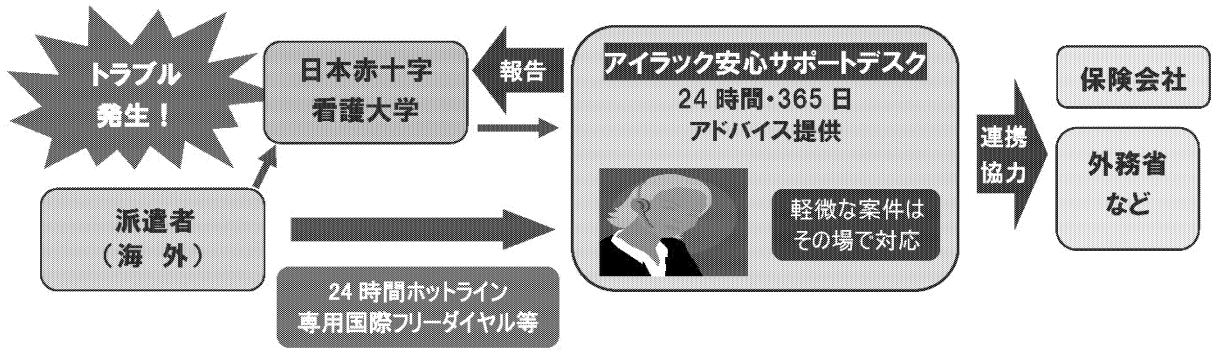
［4］アイラック安心サポートデスク

正課教育および課外教育活動における海外渡航の際、本学では日本アイラック株式会社の危機管理支援サービス「アイラック安心サポートデスク」と提携しており、24時間年中無休のホットラインによる緊急相談窓口を設けています。

緊急時は学生本人だけではなくご家族も利用できます。万一の際は、本学並びに保険会社・在外公館等関係機関と連携し被災学生の支援にあたります。

「アイラック安心サポートデスク」の利用については、渡航前オリエンテーションで案内します。

大学が承認する海外渡航中の緊急時や深刻なトラブルに巻き込まれた場合に、
皆さんが２４時間３６５日ご利用いただける緊急相談窓口をご提供しております。



＜24時間年中無休のホットラインによる緊急受付＞

２２．学生の懲戒について

学生が犯罪や不正行為などの非違行為を行った場合、学校教育法第11条および学校教育法指定規則第26条および日本赤十字看護大学学則第44条に基づき、その様態、結果、影響などを総合的に検討し、教育的配慮を基に以下の懲戒処分を行います。

・戒告：非違行為を戒め事後の反省を求め、繰り返すことのないよう口頭および文書により注意すること。
・停学：非違行為を戒め事後の反省を求めたうえで、無期あるいは有期の期間、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止すること。
・退学：非違行為を戒め事後の反省を求めたうえで、本学における学籍関係を一方的に終了させること。再入学は認めない。

【日本赤十字看護大学学生懲戒規程（本学ホームページ）】▶

２３．その他

［1］通学について

本学では、自動車・バイクによる通学は認めていません。

自転車通学をする学生は、学生係で手続きを行い、登録シールを自転車の見える位置に貼付してください。また、自転車は決められた場所に駐輪してください。登下校の際は時間に余裕をもち、交通事故等には十分注意してください。

［2］人権に関する相談について

本学では、「本学における性的人権侵害、男女の固定的役割意識からくる差別的人権侵害、権力構造からくる修学の上での人権侵害等を防止し、排除することによって学生の人権を擁護する」こととしています。

被害にあったと感じたときまた見聞きしたときは、まずは信頼できる人に相談してください。もし身近に相談できる人がいなければ、本学人権・倫理問題相談員、保健室保健師、学生相談室カウンセラー、アカデミック・アドバイザー等に相談をしてください。

人権・倫理問題相談員、連絡先等については掲示にてお知らせします。

［3］障がい学生支援について

本学では、「すべての学生が、障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学び合う大学を目指し、障がい学生支援を行う」こととしています。

障がいによる修学の支援を希望される学生は、教職員に相談してください。本学では障がい学生支援委員、保健室保健師、学生相談室カウンセラー、アカデミック・アドバイザー等も相談に応じます。

障がい学生支援委員の連絡先については掲示にてお知らせします。

［4］ソーシャルメディアガイドラインについて

本学では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）の運用にあたり、ガイドラインを設けて適切に管理しています。Facebook、Instagram、Twitter、LINE などは、誰でも容易に利用できるようになった反面、社会に及ぼす影響も大きくなっています。個人情報の管理はもとより、インターネットで何気なく書いた一言が大きな誤解を生むこともあります。また、トラブルに巻きこまれるということもあります。不適切な情報を発信することがないよう日頃から心がけてください。

本学ホームページにソーシャルメディアガイドラインについて掲載されていますが、利用にあたってのルール・マナーを紹介しますので参考にしてください。

① 法律を守りましょう
- 国内の法令で定められた基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権、商標権などを侵害しない。
- 海外旅行や留学などに際して、外国の法令や慣習を守り、他国や他民族の人々を尊重した情報発信を心がける。
- 自分だけでなく友人や知人が写っている写真やその個人情報を発信する時は、相手の同意を得てから発信する。

② 本学の一員としての自覚と責任を持ちましょう
- ソーシャルメディアでの活動は、個人としてだけでなく、本学の一員としての自覚と責任を持って行う。特に、本学の学生であることを公開して情報発信する場合には、本学の伝統と名誉を傷つけないように注意する。
- 本学や日本赤十字社、赤十字に関する見解を発信する時は、個人的見解であることを明確にする。
- 本学の校章や赤十字マーク、特定のロゴなどを無断で使用しない。

③ 守秘義務を守り、機密情報の取り扱いに注意しましょう
- 授業や実習、アルバイトなどで知り得た個人情報や企業情報などを、ネット上に発信しない。

④ 正確な情報を適切な表現で発信しましょう
- 間違った情報や不確かな情報、独善的主張などは発信しない。もし間違ったことを発信した場合は、すぐに訂正と謝罪を行う。また、他人の悪口を書いたり傷つけたりする表現はしない。
- 不特定多数の人があなたの発信した情報をみているという意識を常に持ち、他人に不快な思いをさせないような表現を心がける。

⑤ 自分の個人情報の公開・管理に注意しましょう
- 自分のアカウントを登録する際、公開する個人情報などの安全性や必要性をよく考えてから登録する。
- アカウントやパスワードを他人に知られて悪用されないように、定期的にパスワードを変更するなどして管理する。

［5］郵便物について

学生の個人宛郵便物については取り扱いません。

自治会やクラブ、同好会宛に届いた郵便物は所定のレターボックス（就職支援室設置）におきますので、代表の学生は定期的に取りにきてください。

［6］遺失物・拾得物について

遺失物・拾得物については、学生係で取り扱います。所持品には必ず氏名を記入するとともに、紛失しないように十分注意してください。

また、学内で所持品を紛失したときは、ただちに学生係に連絡をしてください。連絡後、発見された場合はその旨、学生係に届け出てください。

［7］防犯対策について

学生が様々な犯罪被害に巻き込まれるケースが増えています。大学生になって初めて一人暮らしをする学生は、安全について自分で管理することが必要になります。被害にあわないためには「自分は大丈夫」という意識を捨て、正しい防犯意識を持ちましょう。

本学ホームページにも掲載されていますが、防犯対策のポイントを紹介しますので参考にしてください。

① 夜道
- 少し遠回りでも、人通りが多く明るい道を選び、できるだけ一人歩きは避け友人と一緒に帰る。
- 歩きながらのメールをしない、音楽を聴いたりしながら歩かない。
- 防犯ブザーなどを目立つように携帯する。

② エレベーター・公衆トイレなど
・周囲を確認してから入る。（不審者と２人きりにはならない。）
・非常ベルがあれば、その場所を確認し、いざというときに備える。
③ 一人暮らし
・表札や郵便受けの名前は姓だけの表示にし、家の中に入るときは周囲を確認する。
・玄関の鍵は二重にし、ドアチェーンも必ずかける。窓の鍵もかけ忘れない。（高層階であっても）
・洗濯物を外に干す場合は、女性の一人暮らしだとわからないような工夫をする。
④ 個人情報の管理
・フェイスブックやブログなどのソーシャルメディアを利用する際、安易に個人情報（プライバシー）を公開しない。
・郵便物を捨てる時は、宛名や住所などが他人にわからないように、シュレッダーなどで裁断する。
⑤ 盗難・置き引きについて
教室・学生食堂・更衣室・図書館等、学内でバッグ等を放置していて、盗難や置き引きにあうケースがある。盗難防止のため、以下のことに注意すること。
・貴重品類は、身辺から離さない。
・更衣室のロッカーには必ず鍵をかけ、暗証番号は他人に教えない・簡単な番号にしない・定期的に変更する、多額の現金や貴重品は置かないなど、各自で責任をもって管理、使用する。
・被害にあったときは、すみやかに学生係に届け出る。
・キャッシュカード、クレジットカード、携帯電話、学生証、運転免許証等が盗難・紛失にあった場合、第三者による不正使用を避けるために以下の行動を迅速に行うこと。

盗難・紛失物	連絡・届出先
キャッシュカード	1.金融機関（銀行閉店後は緊急連絡先）に連絡して他人に使用されないようにする 2.最寄りの警察へ届け出る
クレジットカード	1.カード会社に連絡して他人に使用されないようにする 2.最寄りの警察へ届け出る
運転免許証	1.最寄りの警察 2.免許センター
学生証	1.最寄りの警察 2.学生係
携帯電話	1.携帯電話会社（使用停止の届け） 2.最寄りの警察

⑥その他
・安全で楽しい仲間が待っているかのように「サークル」を隠れみのに、不審な団体が大学生を勧誘している例もある。他大学や他団体のサークルに所属して活動する場合は、各大学、各団体のＨＰ等により事前に活動内容を確認する等、慎重に行動する。
・安易に個人情報（携帯番号やメールアドレス）は教えない。

［8］喫煙について
学校敷地内・校舎内は、全面禁煙です。
学校敷地内・校舎内はもとより、病院敷地内・周辺地域一帯は、渋谷区喫煙ルールに基づき全面禁煙です。渋谷区内の公共の場所は禁煙で、違反した場合は過料に処せられます。20歳未満の喫煙は、法律により禁止されています。ルールを厳守してください。

［9］飲酒について

大学構内は、校舎内、敷地内ともに全て飲酒禁止です。

飲酒は満20歳を過ぎてから、他人に迷惑をかけない健康的で楽しい飲酒にしましょう。集団での飲酒は楽しい反面、飲酒事故にあう危険性も出てきます。「イッキ飲み」などの危険な飲酒や飲酒運転は絶対にしないでください。また、飲み会などでは、他人にお酒を強要しない、先輩のすすめだからといって無理に飲まないようにしてください。

［１０］大麻等の薬物乱用について

近年、大学生等による大麻等の薬物使用事件が多発しています。大麻等の薬物乱用は本人の健康だけでなく、友人や家族関係の崩壊にもつながります。使用はもちろんのこと、種子の所持、提供、栽培等も大麻取締法等の法律で禁止されています。大麻・麻薬・覚せい剤・MDMA・MDA・シンナー等には絶対に手を出さないでください。薬物乱用については警視庁または文部科学省のホームページに詳しく掲載されています。

〇薬物乱用のない社会を（警察庁）

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/nodrug.pdf

〇薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033160_2.pdf

［１１］闇バイトについて

闇バイトとは、SNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集しています。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され犯罪者となってしまいます。

闇バイトに手を出さないために、アルバイトを探すときは「高額」「即日現金」「高額即金」「副業」「ハンドキャリー」「書類を受け取るだけ」「行動確認・現地調査」等の言葉に注意してください。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。申込時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、闇バイトの可能性があります。怪しいと思ったら、すぐに警察に相談してください。

一度でも闇バイトをしてしまうと、やめたいと思っても、応募のときに送った身分証明書から「家に行く」「家族に危害を加える」と犯罪組織から脅されて逮捕されるまでやめられません。

逮捕されたあとに待ち受けるのは懲役や被害者への損害賠償です。もちろん犯罪グループは助けてくれません。闇バイトに申し込んでしまったら、いますぐ最寄りの警察署、警視庁総合相談センター又はヤング・テレホン・コーナーに相談してください。

警視庁総合相談センター
相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。
電話：#9110 又は 電話：03-3501-0110（代表）

ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談係）
電話：03-3580-4970

［１２］宗教団体等の宣伝・勧誘について

学内はもとより学外における実習や課外活動の際も含めて、特定の政治団体、宗教団体等の宣伝や勧誘を行わないでください。

本学において学習する際には、学生同士、実習等で接する人々を尊重し、国籍、人種、宗教、社会的地位や政治上の意見による差別をしないように務める義務があります。日本赤十字看護大学で学んでいることの意味を十分に考え、公平、中立を旨とする赤十字によせる人々の信頼を損ねることのないように、自覚を持った行動を取りましょう。

［１３］クレジットカード・路上アンケート・悪徳商法等について

⑴ クレジットカード・学生ローン

借用手続が簡単で、頭金もいらないなど、いろいろなクレジットカードを簡単に利用する学生が増えてきています。また、学生証だけで簡単にお金が借りられる学生ローンやいわゆる「サラ金」もあります。わずかな借金でも利息が利息を生み、元金の何倍もの借金に追われ、学生生活はもとより家族全員の生活にも深刻な影響を及ぼしかねません。借りる際はまず保護者に相談をしてください。

また、最近ではカードの盗難やカードデータがスキミング(盗み取られること)されるなどの被害も多発しています。カードを利用するときは目を離さない、人には貸さない等、カード利用の基本的なルールを守ることが肝心です。利用した覚えのない請求があったときやクレジットカードトラブル(盗難・偽造など)にあったときには、速やかに契約しているカード会社に連絡してください。

⑵ 路上アンケート

路上アンケートは、路上で呼び止められて商品を勧められたり、署名と称して電話番号を書かせて後で突然電話がかかってきたりと、アンケートの一部に記入したり、答えたりしてしまったために、思わぬ事態につながることもあります。不要なときはきっぱりと断る、欲しいと思っても本当に必要なものか、支払えるかを良く考え、安易に誘いにのらないよう十分注意してください。

⑶ 悪徳商法

悪質な物品販売や入会勧誘の被害が多発しています。法の網の目をくぐる巧妙な手口で言葉巧みに勧誘してきます。若年層をねらったキャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、かたり商法、当選商法等の悪徳商法には十分注意してください。

① 注意を要する場合

- 路上で呼び止められて　・・・・・・・・・・　化粧品、会員券、着物など
- 突然電話がかかってきて　・・・・・・・・・　英会話教材など
- 友達に誘われて　・・・・・・・・・・・・・　アクセサリー、健康食品、布団など

② トラブルをさけるために

- 不要なときはきっぱり断る
- 欲しいと思っても、本当に必要なものか、支払えるかを良く考える
- 契約をするときは契約書をよく確認し、うかつにサインや捺印をしない
- 契約にあたって、少しでも疑問が残っている場合には代金を支払わない。またクーリング･オフ（返却・解約）の権利を確保するために、商品には手をつけない

③ うっかり契約してしまった場合には

商品の購入契約をした後解約したい場合に、契約日を含め８日間以内に書面で通知することにより、契約を無条件で解約できるクーリング･オフ制度があります。必ず書面で行い、発信した証拠を残すために内容証明郵便を配達証明で出すのが一番確実です。

但し、消耗品の一部を使用、または消費してしまった場合、また、3,000円未満の商品を受け取り、代金を全額支払った場合にはクーリング・オフはできません。通信販売（インターネットショッピング）の場合もクーリング・オフはできません。

④ トラブルに巻き込まれてしまった場合には、下記に問い合わせ、相談をしてください。

経済産業省消費者相談室	０３－３５０１－４６５７
（財）日本消費者協会消費者相談	０３－５２８２－５３１９
東京都消費生活総合センター消費生活相談	０３－３２３５－１１５５

※表の見方：対応する事例・時間帯に照らし合わせて、指定された連絡先全てに連絡してください。

連絡先　　実習担当教員：実習オリエンテーションで連絡先を指示します

保健室：03-3409-0985、学生係：03-3409-0687、教務一係：03-3409-0905

教務二係：03-3409-0992、大学緊急連絡先：070-3525-8562

No.	事例	時間帯	連絡先					備考
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	
1	実習期間中（実習開始直前・終了後の期間含む）の感染症への罹患 **＜第一種感染症＞**	平日昼間	**実習担当**	**保健室 ※保健室につながらない場合は学生係へ**		---	---	実習期間中に感染症に罹患したことが疑われる（あるいは発祥）した場合は、**「看護学実習における感染予防対策（学生用）」**を参照してください。 実習担当教員の連絡先は各実習オリエンテーションで指示されます。また、実習担当教員が連絡方法を別に指定した場合はそれに従ってください。 **※実習終了後に感染症への罹患が判明した場合も実習担当教員に連絡してください。**報告を要する期間については、実習オリエンテーション等での教員の指示に従ってください。
		平日夜間及び休日全時間帯	**実習担当**	---	---	**大学緊急連絡先**	---	
2	実習期間中（実習開始直前・終了後の期間含む）の感染症への罹患 **＜第二種・三種感染症＞**	平日昼間	**実習担当**	**保健室 ※保健室につながらない場合は学生係へ**		---	---	
		平日夜間及び休日全時間帯	**実習担当**	**phn-soudan@redcross.ac.jp へ報告**		---	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
3	実習期間外（授業期間内のみ）での感染症への罹患 **＜第一種感染症＞**	平日昼間	---	**保健室 ※保健室につながらない場合は学生係へ**		---	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**大学緊急連絡先**	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
4	実習期間外（授業期間内のみ）での感染症への罹患 **＜第二種・三種感染症＞**	平日昼間	---	**phn-soudan@redcross.ac.jp へ報告**		---	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
		平日夜間及び休日全時間帯	---			---	---	次の平日昼間に連絡してください。医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。

No.	事例	時間帯	連絡先					備考
			教員	保健室	事務局	大学緊急 連絡先	その他	
5	授業期間中に感染症罹患以外の理由で体調不良になった場合や忌引き等でやむを得ず授業を欠席する場合	平日昼間	---	---	---	---	---	次回授業時に教員に報告してください。 教員から個別の指定がある場合はそちらに従ってください。
		平日夜間及び 休日全時間帯	---	---	---	---	---	-
6	実習期間中（直前の期間を含む）に感染症罹患以外の理由で体調不良になった場合や忌引き等でやむを得ず実習を欠席する場合	平日昼間	**実習担当**	---	---	---	---	実習を欠席する場合は必ず実習担当教員に連絡してください。 （ただし、実習担当教員から連絡先を別途指定された場合はこの限りではない。）
		平日夜間及び 休日全時間帯	**実習担当**	---	---	---	---	
7	試験期間中に感染症罹患以外の理由で体調不良になった場合や忌引き等でやむを得ず授業を欠席する場合	平日昼間	---	---	**教務一係**	---	---	試験開始前までに連絡してください。
		平日夜間及び 休日全時間帯	---	---	---	---	---	次の平日昼間に連絡してください。
8	実習期間中（実習開始直前期間含む）のケガ（交通事故等）	平日昼間	**実習担当**	---	**（学生係）**	---	---	全時間帯において、実習担当教員に連絡してください。 事務局に対しては軽傷や軽微な事故の場合（2週間以上の欠席をしない）場合は、特に連絡は不要です。ただし、重傷をおった場合は保証人（保護者）を通じ学生係（夜間・休日の場合は大学緊急連絡先）にも連絡してください。
		平日夜間及び 休日全時間帯	**実習担当**	---	---	**（ 大学緊急 連絡先 ）**	---	

No.	事例	時間帯	連絡先					備考
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	
9	実習期間外（授業期間内）でのケガ（交通事故等）	平日昼間	---	---	（学生係）	---	---	軽傷や軽微な事故の場合（2週間以上の欠席をしない）は、特に連絡は不要です。欠席した授業について、次回授業時に科目担当教員に報告し、指示に従ってください。 ただし、重傷をおった場合は保証人（保護者）を通じ学生係（夜間・休日の場合は大学緊急連絡先）にも連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	（ 大学緊急連絡先 ）	---	
10	No.1～9の場合において、大学を2週間以上欠席するとき **＜欠席届の提出が必要な場合＞**	平日昼間	それぞれの事例で指定された連絡方法を参照すること					2週間以上欠席する場合は欠席届の提出が必要です。 病気やケガを理由とする場合は診断書の添付が必要となるため注意してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	それぞれの事例で指定された連絡方法を参照すること					
11	キャンパス内での事故	平日昼間	---	（保健室）	事務局窓口	---	---	ケガをした場合は、直ちに保健室で手当を受けてください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	---	警備員	平日夜間などで事務局職員が在室している場合は事務局への報告でも良いです。
12	正課中の事故 **＜国内／引率教員がいる場合＞**	平日昼間	引率教員	---	---	---	---	－
		平日夜間及び休日全時間帯	引率教員	---	---	---	---	－
13	正課中の事故 **＜国内／引率教員がいない場合＞**	平日昼間	科目担当もしくは指導教員	---	（教務一・二係）	---	活動先担当者	最初に活動先担当者に事故発生の報告を必ず行ってください。 その後、平日昼間は科目担当または指導教員（つながらない場合は教務係）に連絡してください。 平日夜間及び休日は科目担当または指導教員（つながらない場合は大学緊急連絡先）に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	科目担当もしくは指導教員	---	---	（ 大学緊急連絡先 ）	活動先担当者	

No.	事例	時間帯	連絡先					
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	備考
14	正課中の事故 **＜海外／引率教員がいる場合＞** 学部「国際看護学演習」「赤十字国際活動論演習」等	平日昼間	**引率教員**	---	---	---	---	－
		平日夜間及び休日全時間帯	**引率教員**	---	---	---	---	－
15	正課中の事故 **＜海外／引率教員がいない場合＞** 交換留学、論文の為の調査活動等	平日昼間	**科目担当もしくは指導教員**	---	**（教務一・二係）**	---	**24時間対応ホットライン**	最初に24時間対応ホットラインへ連絡（連絡先は個別指示）してください。 その後、平日昼間は科目担当または指導教員（つながらない場合は教務係）に連絡してください。 平日夜間及び休日は科目担当または指導教員（つながらない場合は大学緊急連絡先）に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	**科目担当もしくは指導教員**	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	**24時間対応ホットライン**	
16	課外活動中の事故 **＜国内＞**	平日昼間	---	---	**（学生係）**	---	**顧問・代表者**	顧問・代表者に連絡してつながらない場合は学生係に連絡してください。 平日夜間及び休日の場合、顧問（代表者）につながらない場合は次の平日昼間に再度連絡すれば良い。ただし、重傷を負う等緊急に報告を要すると判断されるものについては、大学緊急連絡先に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	**顧問・代表者**	
17	課外活動中の事故 **＜海外＞** ワシントン大学語学研修等大学主催の海外研修含む	平日昼間	---	---	**学生係**	---	**24時間対応ホットライン↓顧問・代表者**	最初に24時間対応ホットラインへ連絡（連絡先は個別指示）してください。 その後、顧問・代表者、または学生係（ただし平日夜間及び休日は大学緊急連絡先）に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**大学緊急連絡先**	**24時間対応ホットライン↓顧問・代表者**	
18	個人活動中の事故 **＜国内＞**	平日昼間	---	---	**学生係**	---	---	－
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	---	次の平日昼間に連絡すれば良いが、重傷を負う等緊急に報告を要すると判断される場合は大学緊急連絡先に連絡してください。

No.	事例	時間帯	連絡先					
			教員	保健室	事務局	大学緊急 連絡先	その他	備考
19	個人活動中の事故 **＜海外＞**	平日昼間	---	---	**学生係**	---	---	事故対応の相談は、各自が海外保険による相談窓口や旅行会社・大使館等適切なところにまず連絡し、直ちに適切な指示を受けてください。 （個人活動には24時間対応ホットラインへの相談はできません。）
		平日夜間及び 休日全時間帯	---	---	---	**大学緊急 連絡先**	---	

Ⅳ．大学 ICT 環境について

1．案内

◆本項記載内容の詳細については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。
ガイドブックは本学ホームページの「在学生専用ページ」で閲覧ができます。

2．学内ネットワークについて

本学の学内ネットワークを JRCCNnet（Japanese Red Cross College of Nursing Network）と称します。学内のパソコンは JRCCNnet に接続されており、利用する際にはガイダンスで配付した「JRCCNnet 利用通知書」に記載されている ID とパスワードが必要となります。「JRCCNnet 利用通知書」には、これから後述する大学メールや学内パソコンを利用する際に必要となる重要な情報が記載されていますので、第3者と共有せずに各自で大切に保管・管理するようにしてください。紛失・忘れた場合、「JRCCNnet利用通知書」は、当日に発行できない場合がありますので、余裕をもって情報システムまで申請してください。授業等で即日発行が必要となる場合は担当教員へ相談してください。

3．学内共有パソコンについて

学内での指定場所に共有パソコン（全てインターネットに接続）とプリンターが設置されています。各教室の利用時間及び機器台数は、下記のとおりです（土日・祝日は原則閉館）。ただし、授業等で使用されているときは、利用できません。また、メンテナンスで使用できない時期があります。

教室	開館時間（平日）	パソコン	プリンター（モノクロ）	プリンター（カラー）
第１情報処理室	大学に準ずる	―	2台	1台
第２情報処理室		30台	１台	―
視聴覚教室（CALL システム）		44台	1台	―
図書館	図書館に準ずる	2台	１台	―
就職支援室	就職支援室に準ずる	１台	―	―

※第２情報処理室、視聴覚教室のパソコンには SPSS がインストールされています。パソコンの仕様については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。
※授業等で必要になった場合、当日に限り、大学所有のノートパソコン（教室に設置されているパソコンと同じ仕様）を事務局から貸し出すことができます。

■ 利用上の注意事項

〇同居室内に設置されているプリンターの用紙とトナー交換はセルフでお願いしておりますが、交換方法が不明な場合や交換用の用紙やトナーが不足している場合は情報システムまで連絡してください。
〇学生証を携行してください。入室の際（大学院生室は除く）及びプリンターの出力に必要です。
〇他の人に迷惑をかけないよう、静かに利用してください。
〇パソコンを終了する際には、必ず画面左下にある「スタート」から「シャットダウン」を選んで終了してください。パソコン本体の電源スイッチを手動で切ると、故障の原因になります。
〇情報処理室、視聴覚教室には防犯カメラが設置されています。
〇『飲食』、『ゴミの放置』は禁止です。この禁止行為が発見された場合、学籍番号・違反行為が情報システム担当に報告されます。１回目の違反の場合は、警告を受け学籍番号が掲示されます。２回目の違反の場合、１学期間の学内 LAN 利用の停止処分を受けることとなります。

飲食……ペットボトル・缶・コップ等の飲み物および食べ物(未開封を含む)を持ち込むと違反とみなします。ただし、カバン等の中に入れてあるものは違反としません。

○学内パソコン内におけるデータ及び学内プリンターの出力データの取り扱い（不要な印刷物はシュレッターに掛ける）や、私用パソコン（スマートフォン・タブレット等を含む）のデータ管理については、認証管理等個人でもセキュリティ意識を高く持って使用してください。

4．自宅におけるパソコン及びインターネット環境の整備について

授業は原則対面形式となりますが、状況に応じてオンライン形式で授業を実施することもありますので、受講するために適した通信環境やパソコンなどの機器は、自身で整えるようにお願いします。

推奨環境は大学のホームページに掲載していいますので、参考にしてください。

・https://www.redcross.ac.jp/campus-life/pc/

【機器の一時貸し出しについて】

自宅のパソコンが故障で修理に出している、もしくは不具合等で新規に購入するまで使用できない期間については、大学所有のノートパソコンを、在庫の許す限り一時的に貸し出すことができますので、事務局窓口まで問い合わせしてください。（※貸出期間は最大2ヶ月）その際、学生証の呈示が必要です。

また、学内で当日使用する際にも随時貸し出しをしています。

5．大学メールについて

入学時に個人メールアドレス（学籍番号@redcross.ac.jp）が付与されます。使用するアプリのOutlookは自身のPC、スマートフォン等に設定することを推奨します。

なお、卒業後もメールアドレスは継続され（返信は不可となる)、大学からの通知が届くことがあります。卒業後の利用詳細については、別途卒業年度に案内します。

6．学内無線LAN（Wi-Fi）・インターネット接続について

キャンパス内では無線LAN（Wi-Fi）環境を整備しています。

※更衣室やトイレなど一部範囲外の場所があります。

SSID名	パスワード
redcross.local	uZ9V2KGk2wD8

※接続方法は情報システム関係ガイドブックを参照。

※パスワード変更の際は別途お知らせします。パスワードは外部に漏らさないでください。

※メンテナンス時は利用できなくなる場合があります。

※在籍期間中のみの利用となります。卒業後の利用は控えてください。

【インターネットアクセスの制限及びログの取得について】

学内パソコン及び学内無線LAN（Wi-Fi）を介したインターネット接続については、悪質・危険サイトへの閲覧制限及びアクセスログを大学で取得しています。

【注意事項】
　JRCCNnetの利用にあたっては、次の行為を禁止しています。これらの行為を発覚した場合、利用を停止することがあります。
（１）公序良俗に反する行為
（２）誹謗・中傷など人権を侵害する行為
（３）著作権及び特許権等の知的財産権を侵害する行為
（４）ウィルスなどで情報資源を破壊、又はこれへの侵入を目的としたプログラムを作成、配布する行為
（５）許可されていない情報資源を見たり、入手したり、破壊する行為
（６）損害又 は不利益を与える行為
（７）その他ネットワークの正常な維持及び運用を妨げる行為

７．外部記録媒体の取り扱いについて

　セキュリティ上の観点から学内のパソコンでは、外部記録媒体（USBメモリ・SDカード・スマートフォン等）を使用することができません（接続しても認識されません）。データの保存や受け渡しには、大学が契約しているMicrosoft 365のクラウドサービス「OneDrive（10GB/ユーザー）」を活用してください。

８．Microsoft 365の提供について

　本学の学生は、在籍期間中に限り、個人が所有する PC 等に個人の費用負担なく、Office アプリ（Microsoft 365 Apps for enterprise）をインストールすることができます。

１．インストールできるソフト、利用できるサービス
　Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Access、OneNote、Publisher、OneDrive、Copilot
　※機種によって一部対応していないアプリケーションもあります。
　※卒業後はメール受信のみとなります。

２．インストールできる機器
　一人につき端末の種類（PC(Windows・MacOS)、タブレット、スマートフォン）ごとに5台まで（最大15台）。※インストールした Office を同時に使用することは禁止されています。

９．印刷管理システムについて

　本学では、パソコンからの印刷について印刷管理システムを導入し、プリンター設置場所（３．学内共有パソコンについて を参照）で出力が可能です。（印刷の際は学生証のタッチが必要です。必ず携帯するようにしてください。）入学時に無料で印刷できる枚数を設定しており、上限に達した場合は有料で印刷枚数を追加できます。印刷枚数を追加する際は、事務局窓口で申請が必要です（状況によっては追加の反映が翌日の午後３時以降（土日祝日を除く）になる場合がありますので、余裕を持って、申請してください）。
　なお、最短修業年限を超える学生に対しては、翌年度以降は年度始めに印刷枚数を1年分無償で付与します。
　また、専用のソフトをインストールすることで、個人が所有する PC から大学のプリンターで印刷をできるようにすることも可能です。
　詳細については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。

課程	付与枚数（枚）*モノクロ換算
学部	700
編入	500

※カラー印刷した場合は、カラー1枚当たりモノクロ5枚分引かれますのでご注意ください。
※カラープリンターを使用する際は、モノクロ原稿でもカラー印刷の場合はカラーでカウントされますので印刷時に必ず「モノクロ印刷」であることを確認してください。

１０．ホームページの学内専用ページについて

大学ホームページに在学生専用ページがあり、実習記録用紙のダウンロードや定期試験結果などの在学生情報及びシステム関連のマニュアルが確認できます。ログイン用の ID・PW は4月初旬にポータルシステムで配信します。学内向けコンテンツとなりますので、ID・PW は外部に漏らさないよう気を付けてください。※セキュリティ上の観点から ID・PW は毎年変更します。

学内専用＜広尾キャンパス（在学生）＞

１１．システムの ID、パスワードについて

セキュリティ上の観点から、パスワードは初回ログイン時に必ず変更してください。なお、以下のシステムはあくまでも一部となります。その他のシステムについては各担当者からの案内を参照してください。

システム	ID	パスワード（初期）	問い合わせ先
学内共有パソコン＊	学籍番号	JRCCNnet 利用通知書	情報システム担当
大学メール＊（Microsoft 365）	メールアドレス	JRCCNnet 利用通知書	情報システム担当
Zoom＊	メールアドレス	JRCCNnet 利用通知書	情報システム担当
在学生専用ページ	全学生共通（4月初旬にポータルで配信）		情報システム担当
Glexa	学籍番号	誕生日西暦8桁	広尾キャンパス：教務一係
ポータルシステム	学籍番号	誕生日西暦8桁	広尾キャンパス：教務一係

※学内共有パソコン、大学メール、Zoom のパスワードは、初回は共通ですが、いずれかを変更した場合、それぞれ変更したパスワードとなりますので、忘れないよう気を付けてください。
※大学メール（Microsoft 365）のパスワードは、事前に個人情報（電話番号か電子メールアドレス）を登録することで、忘れた場合にご自身で再発行することができます。詳細については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。

１２．学生メーリングリスト

本学には、学生（大学メール）のみが登録されているメーリングリストがあります。入力の際はアドレスを間違いないように気を付けてください。メーリングリストのアドレスは『学生向け情報システム関係ガイドブック』を確認してください。

なお、私的利用を禁止とし、「自治会」「大学祭」などの学内行事やサークル活動（必ず顧問の先生に確認）、「卒業研究」に限り必要に応じて利用してください。私的利用が発覚した場合、利用を停止することがあります。

１３．その他

■法定電気設備点検（令和8年度実施日：7月4日（土）※予定）

広尾キャンパスでは年に1度、キャンパス全体を停電し、電気設備やIT 機器の点検作業を行います。点検日は原則学内立ち入り禁止となりますが、一部学外からも利用できなくなるサービスがありますので、注意してください。

〔点検日に学内外で利用できなくなるサービス〕
・Glexa　→　ログインができません。
・ポータルサイト　→　ログインができません。
・図書館蔵書検索システム（My Library 含む）　→　ログイン、検索ができません。

なお、Microsoft365サービス（Teams、OneDrive、Outlook 等）や大学ホームページの閲覧に影響はありません。今年度の実施日が確定しましたらポータル配信する予定となります。

■問い合わせ先
【担当】事務局 情報システム担当
【取扱時間】平日開館日の8:50～17:20
【連絡先】内線101、121、145、711、外線03-3409-0804 ／ system@redcross.ac.jp

Ⅴ. 図 書 館

（広尾館）

日本赤十字看護大学図書館は、広尾館と大宮館の２館で構成されています。
本学学生はどちらの図書館も利用できます。
探している本が見つからない等、不明な点は遠慮なくメールまたはカウンターにお問合せください。
※最新の開館時間・休館日、利用案内については、ホームページをご確認ください。
図書館ホームページ：https://www.redcross.ac.jp/research/library/
E-mail：h-lib@redcross.ac.jp　　TEL.：03-3409-0633

1．開館時間・休館日

授業・試験・実習期間	月-金	8:50-21:00
	土	10:00-17:30
	日	休館
上記以外	月-金	8:50-17:00 入学者選抜試験前日　8:50-14:00
	土	休館
	日	

参考）大宮館の開館時間・休館日

授業・試験・実習期間	月-金	8:50-20:00
	土	月2回程度　10:00-17:00
	日	休館
上記以外	月-金	8:50-17:00 入学者選抜試験前日　8:50-12:30
	土	休館
	日	

＊祝日（授業日除く）、年末年始、日本赤十字社創立記念日(５月１日)は休館です。
＊入学者選抜試験、大学行事、図書の点検・整理等のため臨時に休館することがあります。
事前に広尾館カレンダー（図書館ホームページからアクセスできます）をご確認ください。

2．図書館利用の際の注意事項

○　学生証は入退館や貸出手続き等に必要ですので常に携帯してください。
○　館内では静粛に、携帯電話やスマートフォンは電源を切るか、マナーモードに設定してください。
○　館内の清潔保持のため、濡れた傘や飲食物を持ち込まないでください。
ただし、水筒やペットボトル等ふたで密閉できる飲み物は持込可です。
○　図書館資料は大学の財産です。書き込みや飲食物等で汚損しないようにしてください。
また、紛失の場合は、原則として同一の資料を弁償していただきます。
○　貸出手続きをしていない資料を持ち出しますと、図書館出口のブザーが鳴ります。

その場合、職員が荷物の確認をさせていただきますのでご了承ください。

○　図書館入口のロッカーは開館日のみ利用可能です。利用日当日にカウンターでお申し込みください。当日の閉館時間まで利用できます。

○　又貸し及び代理返却の禁止：自分が借りた資料を友人に貸したり、友人の代わりに借りたりしないでください。また、自分が借りた資料の返却を友人に依頼したり、友人の代わりに返却したりしないでください。
善意でしたことでもトラブルの原因になります。

○　学生証の貸し借り禁止：学生証の貸し借りは厳禁です。万一発覚した場合には、厳重に処罰します。

○　撮影禁止：検索結果の画面や所蔵資料を含む館内におけるすべての撮影を禁じます。

○　盗難注意：荷物を置いたまま、席を離れないでください。貴重品・所持品は各自責任を持って管理してください。

3．閲覧

閲覧室内及び書庫内の蔵書は、一部を除いて直接手にとって閲覧することができます。閲覧後は自分で元の配架位置に戻してください。次に利用する方へのご配慮をお願いします。

［1］ 図書

目的の資料を探す前に、目印となる請求記号と並び方を知っておくと便利です。請求記号とは、図書の住所のようなもので、通常は図書の背に貼られたラベルに記載されています。
まずは蔵書検索（OPAC）で資料の配架場所と請求記号を確認し、フロアガイド等を参考に探してください。蔵書検索（OPAC）は学外からも利用できます。
資料は棚の左から右へ、上から下へと並んでおり、請求記号1段目の数字もしくはアルファベットの順に書架に並んでいます。棚の右下に来たら、右隣の棚の左上へ、右隣に棚がない場合はその裏側または向かい側の棚の左上へと進みます。

［2］ 雑誌

発行年により配架場所が異なります。原則として雑誌の貸出はできません。製本雑誌（バーコード貼付のもの）のみ一時貸出ができます。
①新着雑誌架：今年度分　　②閲覧室内の開架書架：今年度を除く過去5年分
③書庫内の電動書架：②以前の過去分

［3］ 紀要

大学や研究機関が研究論文を発表するために発行する定期刊行物を紀要といいます。紀要は、すべて書庫に配架しています。貸出はできません。

［4］ 視聴覚資料

当館が所蔵するDVDやビデオテープは、館内の機器を用いて視聴することができます。
カウンターで利用手続きをしてください。貸出可のラベルが貼ってある資料は著作権処理済ですので貸出も可能です。

［5］ 学位論文

本学に提出された学位論文（修士・博士）を所蔵しています。
貸出はできません。複写は著者が許諾した範囲に限り可能です。複写不可の論文もあります。

4．貸出・返却・予約

［1］ 貸出

⑴ 借りられる図書・資料の数と期間

	学部生	大学院生 認定研修生	教職員
貸 出 数	10点まで	20点まで	無制限
貸出期間	２週間　１回のみ延長可 〇長期休暇中は長期貸出を実施。延長不可		
貸出資料	閲覧室内及び書庫内の図書（雑誌・指定図書を除く） 視聴覚資料の一部（貸出可のラベルが貼ってあるもののみ）		

〇大宮館から取り寄せもできます。
〇大宮館から取り寄せた図書、または大宮館で借りた図書・資料も貸出数に含まれますので、ご注意ください。
〇辞書や製本雑誌等通常の貸出ができない資料でも、５点まで一時貸出が可能です。
（当日中に返却。ただし、閉館1時間前以降の貸出は翌開館日正午までに返却。）
〇未製本雑誌・紀要等バーコードの貼られていない資料は館内利用のみとなります。

⑵ 貸出手続
貸出を希望する資料と学生証をカウンターで提示してください。

⑶ 貸出期間の延長
返却日までにカウンターへ資料を持参して延長手続きをしてください。
My Library（図書館ホームページからアクセスできます）からも延長可能です。
予約が入っていなければ延長できます。なお、延滞資料がある場合は延長できません。
貸出延長は１回のみです。長期休暇中の長期貸出資料は延長できません。

⑷ 再貸出し
返却後の同一図書の同一利用者による貸出は1週間後以降可能となります。

［2］ 返却

⑴ 手続き
資料をカウンターにお持ちください。開館時間外は図書館入口前右手にある返却ポストに投函してください。
ただし、視聴覚資料は破損の恐れがありますので、返却ポストには投函せず必ずカウンターにお返しください。
また、学内に立ち入れない場合、図書の返却は図書館南側入口（日赤医療センター附属乳児院の道向かいにあります）の外に設置してある時間外専用の返却ポストをご利用ください。

⑵ 返却期限に遅れた場合
１冊でも返却期限に遅れている資料がある場合、その資料が返却されるまで貸出・予約・延長・取り寄せ不可となります。

⑶ 資料を紛失または汚損した場合
原則として同一の資料を弁償していただきます。

［3］ 予約

探している資料が貸出中の場合は、My Library から、もしくはカウンターで予約することができます。冊数の上限は5冊です。

資料の確保ができましたらメールで連絡しますので、1週間以内にカウンターで貸出手続きをしてください。なお、延滞資料がある場合、予約はできません。

［4］ 大宮館からの図書の取り寄せ

探している図書が大宮館にある場合は、My Library から、もしくはカウンターで用紙に記入して、取り寄せを依頼することができます。冊数の上限は5冊です。広尾館の図書と同様に貸出ができます。

運搬の都合でお申込みから1～2週間かかる場合がありますので、ご承知おきください。

図書が届きましたらメールで連絡しますので、1週間以内にカウンターで貸出手続きをしてください。

なお、延滞資料がある場合や貸出数を超過する場合は、取り寄せの依頼はできません。

大宮館の資料は広尾館でも返却できます。

［5］ 図書のロッカー受け取りサービス

広尾館の所蔵図書について、大学院生・TBC メンバー（※）を対象に、週末限定でロッカー受け取りサービスを実施しています。（※9. 図書館ビューティークラブ（TBC）を参照）

毎週木曜日（閉館の場合はその前日の開館日）12時（正午）までに所定の申し込みを行った場合、その週末の閉館時間帯に図書館ラウンジのロッカーで図書を受け取ることができます。

5．複写

図書館資料の複写は、著作権法第31条に基づき、著作権者の権利を不当に害しない範囲で可能です。図書館内で複写する際はコピー機に備付の「図書館資料複写申込書」に必要事項を記入し、コピー終了後に複写枚数を記録してコピー機手前にある「図書館資料複写申込書専用 BOX」へ入れてください。

範囲については以下のとおりです。

1. 調査研究を目的とすること
2. 公表された著作物の一部分のみであること
3. 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は、刊行後相当の期間を経たものに限ること
   （相当の期間とは、次号が既刊となったもの、または刊行後３ヵ月を経たもの等）
4. 複写部数は一人につき一部のみであること
5. 再複写は許されないこと

著作権法を遵守して複写をしてください。なお、図書館所蔵資料以外の資料を図書館のコピー機で複写することはできません。コピー機はセルフサービスです。プリペイドカードまたはコインで使用できます。プリペイドカードは、図書館内の自動販売機で購入できます。

6．その他の図書館サービス

［1］ My Library 利用状況照会

図書館ホームページからアクセスできる利用者向けサービスです。学外からも①現在のご自分の利用状況（貸出中の資料と返却期限、予約状況）の確認、②貸出期限の延長、③別のキャンパスからの図書の取り寄せ依頼、④貸出中の図書の予約、⑤文献取り寄せの依頼、⑥CINAHL（看護・コメディカル分野の洋雑誌記事データベース）の利用が可能です。

学籍番号、パスワードでログインしてください。初期パスワードは図書館からメールでお知らせします。パスワードをお忘れの場合は再設定しますので、メールまたはカウンターにお申し出ください。

［2］ 利用相談

資料の探し方、図書館の利用方法、知りたい事柄について調べ方がわからない、データベースがうまく検索できない等の相談がありましたら、メールまたはカウンターにお問合せください。内容によっては回答に時間がかかることもあります。

必要な資料が本学図書館で見つからない場合は、他機関の図書館で所蔵しているか調べることができます。所蔵している図書館が確認できたときには、直接閲覧に行くための図書館利用依頼状を発行します（所蔵館の方針で、資料によっては貸出・複写ができない場合があります）。

［3］ 文献依頼

当館で所蔵していない資料の利用を希望する場合は、必要な部分の複写の取り寄せや資料の借用（いずれも有料）ができます。My Library または図書館カウンターでお申込みください。

学部生は無料で複写の取り寄せができます。

［4］ 図書の購入希望（リクエスト）

当館に必要と思われる資料が所蔵されていない場合は、リクエストが可能です。1人年間3冊までリクエストできます。なお、国家試験関係問題集、各検定試験問題集等はリクエストの対象外です。購入の可否は図書館運営委員会で決定します。

［5］ AV ブース

5席あります。個人で視聴覚資料を利用できるブースです。利用のお申込みはカウンターで受け付けます。

［6］ AV ルーム（予約優先：定員4名）

２室あります。原則として２名以上で利用してください。予約優先ですが、空いている場合は予約なしで利用できます。グループで視聴覚資料を利用することもできます。

予約は90分単位で１日2コマまで、カウンターまたは予約フォームで受け付けます。

［7］ グループ学習室（予約優先：定員6名）

３室あります。原則として２名以上で利用してください。予約優先ですが、空いている場合は予約なしで利用できます。

予約は90分単位で１日2コマまで、カウンターまたは予約フォームで受け付けます。

※1名での利用は、大学院生はリモート実習・研究・学修など Web 画面を通して会話を必要とする場合に限り、学部４年生はリモートによる就職試験・面接の目的に限り受け付けます。定員1名1室で予約優先でご利用いただけます。

※AV ルーム、グループ学習室で睡眠、ゲーム等、学習以外のことを行っている場合には退出していただくことがありますのでご注意ください。

［8］ 図書館ラウンジ

入口前の図書館ラウンジには、学習机とソファーが整備されています。グループワークや学習等にご利用ください。寒さ対策としてひざ掛けも用意しています。利用を希望する場合はカウンターにお申し出ください。

図書館ラウンジのみ食事が可能です。図書館利用中に食事をとるスペースとしても利用可能です。

自販機も設置されています。

［9］ パソコン、プリンターの利用

検索専用のパソコン6台と、文書の作成が可能なパソコン（印刷可）が2台あります。

［１０］ 無線 LAN

無線 LAN スポットが設置されています。ご持参のノートパソコンをインターネットに接続できます。

［１１］ タブレット端末等の貸出

iPad 及び Surface を貸出しています（台数には限りがあります）。館内及び学内で利用可能で貸出時間は９０分以内です。学生証を提示してカウンターにお申し出ください。

［１２］ マイクロフィルムリーダー

図書、雑誌等の資料を写真撮影して、縮小化し、フィルムにしたものをマイクロ資料といいます。当館ではマイクロフィルムを所蔵しています。閲覧は専用のリーダーで行いますので、ご希望の場合はカウンターにお申し出ください。

［１３］ 学術情報リテラシー習得のためのガイダンス

図書館の豊富な情報源を使いこなして効果的に学習をすすめ、入手した情報を授業や研究で活用するスキルを身につけられるように、データベース講習会等を開催しています。

☆ 図書館ホームページから利用できる主なデータベース

※学外からの利用に必要な ID・パスワード等の情報はポータルをご確認ください。

- 系統別看護師国家試験問題・保健師国家試験問題 WEB： 過去問題・模擬問題、解答・解説、参考資料を収録した国試の総合データベース
- 医中誌 Web： 看護学を含む基礎・臨床医学等広範囲の国内の雑誌記事データベース
- CINAHL Ultimate： 看護・コメディカル分野の洋雑誌記事データベース（一部全文閲覧可）
- Cochrane Library： コクラン共同計画が提供する EBM に役立つデータベースの集合体
- ProQuest（Nursing & Allied Health）： 看護・コメディカル分野の洋雑誌全文・抄録データベース
- ナーシングチャンネル： 看護・医療系教育映像を視聴できる動画データベース
- 最新看護索引 Web： 日本看護協会図書館編集・提供の国内の看護文献情報データベース
- メディカルオンライン： 国内の医学関連学術文献検索、全文閲覧のほか、医薬品や医療機器の情報も含んだデータベース
- メディカルオンラインイーブックスライブラリー（電子書籍）： 国内の医学関連書籍を配信するデータベース

※KinoDen、EBSCO eBOOKs、Maruzen eBook Library は蔵書検索（OPAC）から利用できます。

- MEDLINE with Full Text： 医学情報データベース MEDLINE のフルテキスト版（CINAHL Ultimate から利用可能）
- NII-REO(OJA)： 国立情報学研究所提供の洋雑誌の電子ジャーナルアーカイブ
- RefWorks： 文献情報の管理や参考文献リストの作成、文献情報の公開・共有などの機能を有する文献管理ツール

［14］ 図書館向けデジタル化資料送信サービス（国立国会図書館）

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を国立国会図書館の承認を受けた図書館内で利用できるサービスで、次の条件があります。

・図書館内限定
・ダウンロード不可
・複写制限（図書館職員が有料で複写）
利用を希望する場合は、事前にメールまたはカウンターにお問合せください。

7．史料室

日本赤十字社で看護婦養成が開始された明治23年からの史料や看護に関する貴重書を保管しています。閲覧のみ可。利用方法については史料室ホームページをご覧ください。
史料室ホームページ　　https://redcross-nursing-history.jp/

8．大学学術情報リポジトリ

大学学術情報リポジトリ（愛称 RECCORE：リッコリー）は、本学の学術研究の発展と社会への貢献を目的として、本学で生まれた研究成果や教育資源等を収集・蓄積・保存し、学内外にインターネットを通じて無償で発信・提供するものです。教員の研究成果だけでなく、博士学位論文の要約等も閲覧することができます。

9．図書館ビューティークラブ（TBC）

図書館ビューティークラブ（TBC）は、本や図書館が好きな学部生・大学院生による有志の会です。学生ならではの目線で、より利用しやすく楽しい図書館を目指し、さまざまなアイデアや要望から企画・運営を行っています。随時メンバーを募集していますので、是非ご参加ください。入会特典もありますので、興味のある方はメールまたはカウンターにお問合せください。

10．広尾館だより

図書館からのお知らせとして年４回「広尾館だより」を発行し、図書館ホームページで PDF 版を公開しています。最新号の印刷版は図書館入口にも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

11．古本募金

「古本募金」は書籍（2010年以降発行で ISBN のあるもの、ＣＤ・ＤＶＤ等を含む）の買い取り金額が寄付金となり、本学図書館の蔵書の充実に活かされる仕組みです。本やＣＤ・ＤＶＤをご提供いただける方は、図書館入口、1階学生ラウンジ、事務局前の回収ボックスに投函してください。

12．ご意見箱

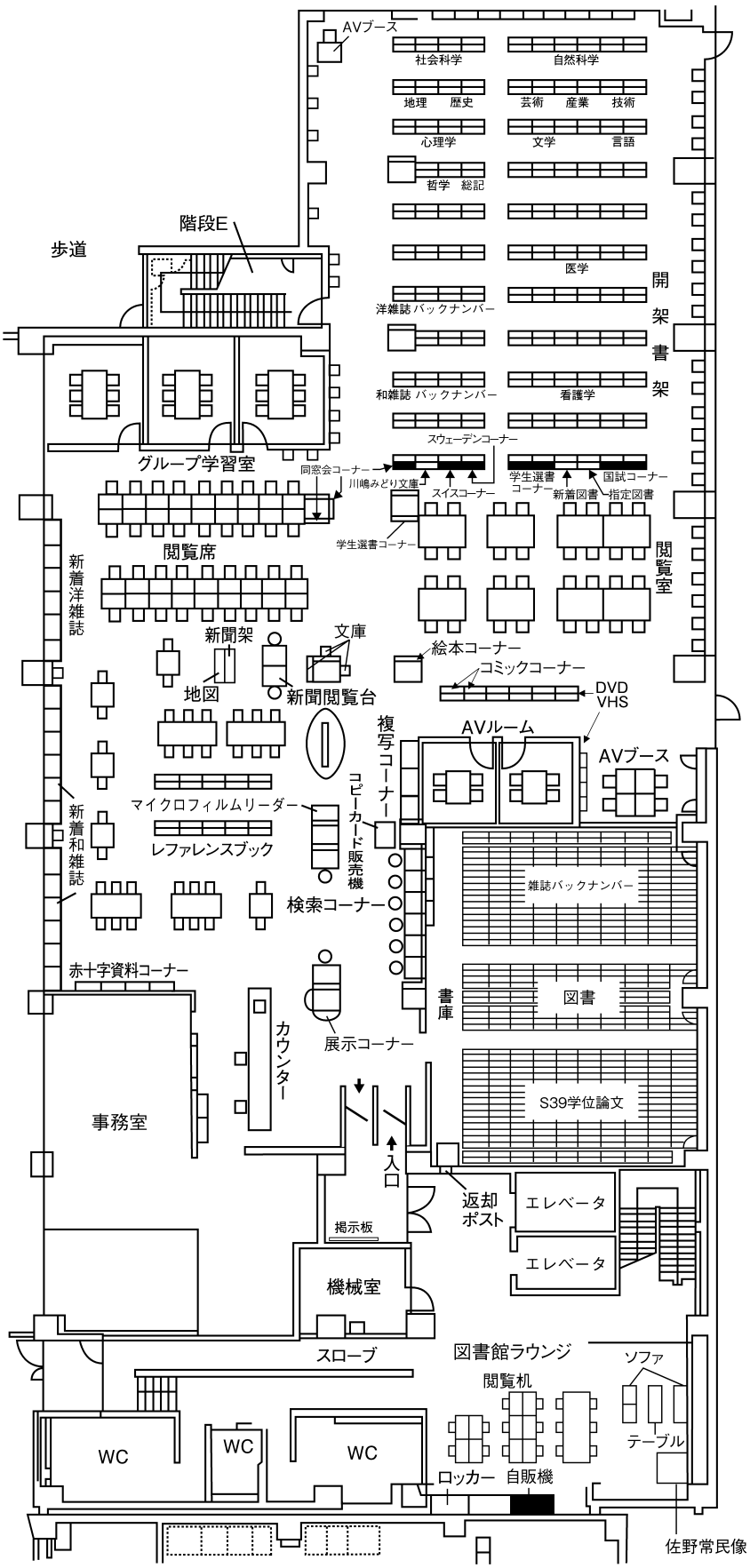
利用者の声を少しでも図書館運営に反映できるように、図書館入口にご意見箱を設置しています。些細な事でも結構ですので、ぜひご意見をお寄せください。

13. 他大学図書館との提携

◎当館は、下記の大学図書館と相互利用提携をしています。
学生証の提示により各図書館内での閲覧・複写が可能です。（図書館利用依頼状は不要です）
一時的に相互利用を休止している場合がありますので、ご利用の前にメールまたはカウンターにお問合せください。

- 青山学院大学図書館（青山キャンパス本館）
- 杏林大学医学図書館
- 国際連合大学図書館
- 実践女子大学・短期大学図書館（渋谷キャンパス）
- 聖心女子大学図書館
- 帝京短期大学図書館
- 東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館

14. フロアガイド


AVブース
社会科学
自然科学
地理
歴史
芸術
産業
技術
心理学
文学
言語
哲学
総記
医学
洋雑誌 バックナンバー
和雑誌 バックナンバー
看護学
開架書架
サンクンガーデン
階段E
歩道
スウェーデンコーナー
グループ学習室
同窓会コーナー
川嶋みどり文庫
スイスコーナー
学生選書コーナー
新着図書
国試コーナー
指定図書
学生選書コーナー
閲覧席
閲覧室
新着洋雑誌
新聞架
文庫
絵本コーナー
コミックコーナー
DVD
VHS
地図
新聞閲覧台
AVルーム
AVブース
複写コーナー
コピーカード販売機
マイクロフィルムリーダー
レファレンスブック
新着和雑誌
検索コーナー
雑誌バックナンバー
赤十字資料コーナー
書庫
図書
展示コーナー
カウンター
事務室
S39学位論文
入口
返却ポスト
エレベータ
エレベータ
掲示板
機械室
スロープ
図書館ラウンジ
ソファ
閲覧机
テーブル
WC
WC
WC
ロッカー
自販機
佐野常民像

Ⅵ. 学則・学位規程等

日本赤十字看護大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検評価等）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、第１条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について学校教育法第109条第１項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表する。

２　自己点検評価の実施体制並びに方法については、学長が別に定める。

３　本学の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

４　本学は、自己点検評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

（情報の積極的な提供）

第３条　本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第２章　組織

（学部、学科）

第４条　本学に次の学部、学科を置く。

看護学部　　看護学科

さいたま看護学部　看護学科

２　前項の学部における収容定員は、次のとおりとする。

看護学部　　入学定員　130名

３年次編入学定員　10名

さいたま看護学部　入学定員　80名

収容定員　860名

（学部の教育研究上の目的）

第４条の２　看護学部は、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目的とする。

２　さいたま看護学部は、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。とりわけ、現代の保健医療福祉の特性から、高度医療の担い手はもとより、「コミュニティケア＝地域に根ざした看護」を担える看護職の育成を目的とする。

（大学院）

第５条　本学に大学院を置く。

看護学研究科　看護学専攻

国際保健助産学専攻

共同災害看護学専攻

２　大学院に関する学則は別に定める。

第３章　教職員

（教職員）

第６条　本学に学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、事務局次長、教授、准教授、講師、助教、助手、課長、係長、主事、司書その他必要な教職員を置く。

２　本学に前項のほか、副学長、参事、主査を置くことができる。

第４章　教授会

（教授会）

第７条　本学に教授会を置く。

２　教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第８条　教授会は、学長、教授をもって構成する。

２　教授会構成員に准教授、講師を加えることができる。ただし、教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の教育研究業績の審査等に関する事項は除く。

第５章　学年、学期、休業日及び授業期間

（学年）

第９条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第 10 条　学年を分けて２学期とする。

前学期　４月１日から９月 30 日まで

後学期　10 月１日から翌年３月 31 日まで

（休業日）

第 11 条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（３）日本赤十字社創立記念日（５月１日）

（４）春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日（学年暦により定める。）

ただし、必要がある場合は、学長は休業日に授業を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、学長は第４号の休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第６章　修業年限及び在学期間

（修業年限及び在学期間）

第 12 条　本学の修業年限は、４年とする。

２　在学期間は、８年を超えることができない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

３　前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第７章　入学、再入学、編入学、転入学及び転学部

（入学の時期）

第 13 条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学ができる者）
第14条　本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
（2）通常の課程により12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
（3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（6）文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
（7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（8）学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
（9）学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
（10）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の志願）
第15条　入学者の選抜は、本学の入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。
第15条の2　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別に定める検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、学長が別に定める。
（入学者の選考）
第16条　入学志願者については、選考試験を行う。
2　出願の手続及び選考の方法については、その都度公示する。
（入学手続及び入学の許可）
第17条　前条の選考試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（保証人）
第18条　身元保証書には、保証人を定めなければならない。
2　保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
3　保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
4　学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
（再入学）
第19条　退学した者又は除籍とされた者で、退学した日、又は除籍された日から2年以内の者が再入学を願い出た時は、学長は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に再入学を許可することができる。
2　再入学を許可された者の既修単位の取扱いについては、別に定める。
（編入学）
第20条　本学に編入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長が相当する学年に編入学を許可することができる。
2　前項の規定によるもののほか、第4条第2項において3年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願することができる者は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、学長が編入学を許可する。
3　編入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。
4　編入学を許可された者が他の大学等において在学した年数及び修得した単位は、学長の認定するところによりその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に通算することができる。
5　編入学に関して必要な事項は、別に定める。
（転入学）
第21条　他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転入学を許可することができる。
2　転入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。
（転学部）
第21条の2　本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することができる。

第8章　退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学又は転学）
第22条　学生が病気その他やむを得ない事由により退学又は本学から他の大学に転学しようとするときは、保証人署名の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。
（休学）
第23条　学生が病気その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、保証人署名の休学願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。
2　学生が病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる場合は、学長は1年以内の休学を命ずることができる。
3　休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続きさらに1年の範囲内の休学を許可することができる。休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
（復学）

第24条　前条の規定により休学した者が復学を願い出た時は、学長は、原則として原学年に復学を許可することができる。
（留学）
第25条　外国の大学又はこれに相当する教育機関への留学を希望する者があるときは、学長は、留学を許可することができる。
２　留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。
３　留学の取扱いについては、別に定める。
（除籍）
第26条　次の各号の一に該当する者は、学長は、教授会等の意見を聴いて、これを除籍する。
（１）授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（２）第12条に規定する在学期間を超えた者
（３）第23条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
（４）病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
（５）長期間にわたり行方不明の者

第９章　教育課程及び授業科目

（教育課程）
第27条　本学の教育課程は、別表第１のとおりとする。
２　本学は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設して体系的に教育課程を編成するものとし、その編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。
（授業科目の区分）
第28条　授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。
２　授業科目としての看護実習計画は、別に定める。
（１年間の授業期間）
第29条　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
２　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
（履修方法）
第29条の２　学生は、看護学部又はさいたま看護学部において、各学部所定の授業科目を履修しなければならない。
２　前項の履修方法については、別に定めるところによる。
（授業の方法）
第29条の３　授業若しくは授業の一部は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
（組織的な研修等）
第29条の４　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
２　本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
３　本学は、授業科目を補助させる学生及び本学が定める者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。
（単位の計算方法）
第30条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（単位の認定）
第31条　本学は、各授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。
２　授業科目の単位は、第27条別表第１に定めるところによる。
３　学部により教育上必要があるときは、学部が指定した範囲内における単位を、他学部で開講される授業科目の単位で代えることができる。
４　各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。
５　成績の評価は、Ｓ．Ａ．Ｂ．Ｃ．ＤとしてＣ以上を合格とし、Ｄを不合格とする。
６　急病、その他の正当な事由があって、試験に欠席した学生に対して追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。
７　不合格の学科目については、事情により再試験を許可することができる。
（成績評価基準等の明示等）
第31条の２　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第32条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。
（大学以外の教育施設等における学修）
第33条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び

第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第34条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この規定は学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第１０章　卒業及び学位等

（卒業の要件）

第35条　卒業の要件は、次項に定める単位を修得することのほか、本学が定める卒業の要件を満たすこととする。

２　卒業認定に必要な単位は、次のとおりとする。

看護学部	124単位以上
さいたま看護学部	128単位以上

３　第１項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第29条の３で定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

（卒業証書及び学位の授与）

第36条　学長は、第35条に定める卒業の要件を満たした者には、教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

３　前項の卒業証書を授与された者には、学長は学士（看護学）の学位を授与する。

（資格の取得）

第37条　本学において取得することができる資格は、保健師・看護師国家試験受験資格とする。

２　前項の保健師国家試験受験資格取得を希望する者は、第35条の規定によるほか、公衆衛生看護学に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第１１章　授業料等

（授業料等の納付）

第38条　学生は第39条に規定する授業料等を納付しなければならない。

（授業料等の徴収方法等）

第38条の２　授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

（退学、転学、復学、停学又は除籍の者の授業料等）

第38条の３　退学、転学、復学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

（休学者、留学者の授業料等）

第38条の４　前期又は後期の中途で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

２　休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに５万円を納付しなければならない。

３　前期又は後期の中途で復学した者は、復学した当学期の授業料等から納入された在籍料を差し引いた額を納付しなければならない。

（授業料等納付金の不還付）

第38条の５　既納の検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、その特例については別に定める。

（授業料等の種類、納付金額及び期限）

第39条　授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第２のとおりとする。

第１２章　図書館等附属施設

（図書館）

第40条　本学に図書館を置く。

２　図書館に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（保健施設）

第40条の２　学生の健康維持を図るために、毎年定期に健康診断を行う。

２　本学に保健室等を設け、学生の健康相談に応じる。

（センター）

第40条の３　本学にセンターを置く。

２　センターに関して必要な事項は、学長が別に定める。

（研究所）

第40条の４　本学に研究所を置く。

２　研究所に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第１３章　研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

（研究生）

第41条　本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、学長は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、研究生としてこれを許可することができる。

２　前項のほか研究生に関する事項は、学長が別に定める。

（科目等履修生）

第42条　本学学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は、教授会の意見を聴いて、科目等履修生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

２　前項のほか科目等履修生に関する事項は、学長が別に定める。また、単位の授与については、第31条の規定を準用する。

（聴講生）

第42条の２　本学において特定の科目について聴講することを

志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、聴講生としてこれを許可することができる。
２　前項のほか聴講生に関する事項は、学長が別に定める。
（外国人学生）
第42条の３　第14条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第１４章　賞罰

（表彰）
第43条　学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長は、教授会等の意見を聴いて、褒賞することができる。
（罰則）
第44条　本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反した者は、学長は、教育上必要と認めたときは、教授会等の意見を聴いて、懲戒することがある。
２　懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
３　前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な事由がなく出席が常でない者
（４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

第１５章　大学開放等

（公開講座等）
第45条　学長は、地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

第１６章　学則の改正等

（学則の改正）
第46条　この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び教授会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。
２　この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。
（施行細則）
第47条　この学則実施に必要な細則は、学長が、経営会議及び教授会の意見を聴いて、これを定める。

附　則
この学則は、昭和61年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成元年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成２年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成２年度以降に入学する者について適用し、平成２年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成３年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成４年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成４年５月25日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成５年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成７年４月１日から施行する。
２　改正後の第24条、第31条及び第33条並びに別表第１の規定は、平成７年度以降に入学する者について適用し、平成７年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成８年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第３の規定は、平成８年度以降に入学する者について適用し、平成８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成９年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成10年４月１日から施行する。
２　改正後の第３条第２項の規定は、平成10年３月31日に３年次に在学する者については、なお、従前の例による。
３　改正後の別表第２の規定は、平成10年度以降に入学する者について適用し、平成10年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則は、平成11年４月１日から施行する。
２　改正後の第73条の規定は、平成11年10月１日から適用する。
附　則
この学則の改正は、平成13年４月１日から施行する。
ただし、平成13年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則は、平成14年３月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成15年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第２、別表第５、別表第６の規定は、平成15年度以降に入学する者について適用し、平成15年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成16年４月１日から施行する。
２　第10条第２項の規定、第60条第１項教育課程別表第３の規定は、在学する者についても適用する。
附　則

１　この学則の改正は、平成17年４月１日から施行する。
２　改正後の第22条別表第１の規定は、平成17年度以降に入学する者について適用する。
附　則
この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成20年４月１日から施行する。
２　改正後の第35条の４の第２項の規定は、在学する者についても適用する。
附　則
１　この学則の改正は、平成21年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成23年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成23年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成24年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成24年度以降に入学するものについて適用し、平成24年３月31日に在
学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成30年12月　日赤学第377号）
１　この学則の改正は、平成32（令和２）年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、平成32（令和２）年度以降に入学する者について適用し、平成32（令和２）年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和３年４月　日赤学第679号）
この学則の改正は、令和３年６月１日から施行する。
附　則（令和３年８月　日赤学第187号）
１　この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、令和４年度以降に入学する者について適用し、令和４年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和３年８月　日赤学第195号）
１　この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、令和４年度以降に入学する者について適用し、令和４年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和４年10月　日赤学第244号）
この学則の改正は、令和４年10月３日から施行する。
附　則（令和５年3月　日赤学第459号）
この学則の改正は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和５年10月　日赤学第240号）
１　この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１看護学部の規定は、令和６年度以降に入学する者について適用し、令和６年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和６年２月　日赤学第469号）
１　この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第２の看護学部編入生の実験実習料については、令和６年度以降に編入学する者について適用し、令和６年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
３　改正後の別表第２の看護学部における公衆衛生看護学に関する履修料については、看護学部生においては令和６年度以降に入学する者について適用し、令和６年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。看護学部編入生においては、令和８年度以降に編入学する者について適用し、令和８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和７年３月　日赤学第468号）
１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第２のさいたま看護学部における公衆衛生看護学に関する履修料については、令和７年度以降に入学する者について適用し、令和７年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和８年３月　日赤学第480号）
１　この学則の改正は、令和８年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、令和８年度以降に入学する者について適用し、令和８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第1　教育課程（第27条関係）

看護学部

	授業科目の名称	単位 必修	選択	自由	備考
赤十字	赤十字概論	1			
	赤十字国際活動論		2		
	赤十字国際活動論演習		1		
人間	哲学と医療		1		人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から10単位以上選択 人間2科目以上、社会2科目以上、自然と科学および情報2科目以上とする。
	医療人文学		2		
	生命倫理	1			
	心理学概論		2		
	臨床心理学		2		
	教育学概論		2		
	現代教育論		2		
	身体運動論Ⅰ（理論）		1		
	身体運動論Ⅱ（実技）		1		
	人間工学		1		
社会	社会学概論		2		
	現代社会論		2		
	社会保障論	1			
	家族社会学		2		
	異文化論		2		
	国際関係論		2		
	日本国憲法		2		
	地域健康社会学	1			
	医療と文化		2		
自然と科学	基礎数学		1		
	基礎統計学		1		
	生物学		2		
	地球科学		1		
	化学		2		
情報	情報リテラシー	1			
	情報科学		2		
	保健統計学	2			
言葉	日本語の表現		1		選択科目から4単位以上選択
	英語R1-1	1			
	英語R1-2	1			
	英語W1-1		1		
	英語W1-2		1		
	英語LS1-1		1		
	英語LS1-2		1		
	英語R2-1	1			
	英語R2-2	1			
	英語W2-1		1		
	英語W2-2		1		
	英語LS2		1		
	語学研修		1		
	英語文献を読むⅠ		1		
	英語文献を読むⅡ		1		
	中国語		1		
	フランス語		1		
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2			看護師教育課程履修者は※印の選択科目5単位と、※※印の選択科目から1単位以上選択
	人体の構造と機能Ⅱ	2			
	人体の構造と機能Ⅲ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ　※		1		
	薬理学	1			
	リハビリテーション医学	1			
	遺伝と遺伝カウンセリング　※		1		
	栄養学	1			
	ラボラトリー・プラクティス		1		
研究	研究基礎Ⅰ	1			
	研究基礎Ⅱ	1			
	研究方法論Ⅰ	1			
	研究方法論Ⅱ	1			
	卒業研究	1			

【注】卒業要件は、必修科目104単位、選択科目20単位、計124単位とする。
保健師国家試験受験資格を得て卒業する場合の選択科目は32単位となり、計136単位とする。

	授業科目の名称	単位 必修	選択	自由	備考
看護論	看護学概論Ⅰ	1			看護師教育課程履修者は※印の選択科目5単位と、※※印の選択科目から1単位以上選択 保健師教育課程履修者は◎印の選択科目7単位選択
	看護学概論Ⅱ	1			
	セクシャリティと看護	1			
	こころの看護	1			
	看護関係法規	1			
	看護の歴史		1		
基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1			
	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1			
	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1			
	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1			
	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1			
	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1			
	基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1			
	基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	1			
精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2			
	精神保健看護学・方法論	1			
	精神病態学	1			
	精神保健看護学演習	1			
生涯発達看護学	成育期看護学概論	1			
	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護①）	1			
	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護②）	2			
	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護③）	1			
	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1			
	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2			
	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	1			
	成熟期看護学概論	1			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	1			
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1			
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2			
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	1			
地域・在宅看護学	地域看護学	2			
	公衆衛生看護活動論　◎		2		
	保健医療福祉行政論　◎		2		
	疫学　◎		2		
	プライマリーヘルスケア	1			
	在宅看護学概論Ⅰ	1			
	在宅看護学概論Ⅱ	1			
	在宅看護学演習Ⅰ	1			
	在宅看護学演習Ⅱ	1			
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1			
	看護管理学Ⅱ		1		
	看護教育学Ⅰ	1			
	看護教育学Ⅱ		1		
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ　※		1		
	応用看護学特論Ⅱ　※※		1		
	応用看護学特論Ⅲ　※※		1		
	交換留学看護研修			3	
国際・災害看護学	国際看護学	1			
	国際看護協働論		1		
	国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）		1		
	災害看護学Ⅰ	1			
	災害看護学Ⅱ　※		1		
	災害看護活動論Ⅰ（災害急性期）		1		
	災害看護活動論Ⅱ（災害中長期）		1		
	災害看護活動論Ⅲ（こころのケア）		1		
看護学実習	看護学導入実習Ⅰ	2			看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）は看護師教育課程履修者のみ履修し、保健師教育課程履修者は履修できない。 看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）は保健師教育課程履修者のみ履修し、看護師教育課程履修者は選択できない。
	看護学導入実習Ⅱ	1			
	基盤臨床看護論実習Ⅰ	1			
	基盤臨床看護論実習Ⅱ	3			
	成育期看護学実習Ⅰ	2			
	成育期看護学実習Ⅱ	2			
	成熟期看護学実習Ⅰ	3			
	成熟期看護学実習Ⅱ	2			
	精神保健看護学実習	2			
	地域・在宅看護学実習	2			
	看護学総合実習Ⅰ（チーム医療）	2			
	看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）　※		1		
	看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）　◎		1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1		
	公衆衛生看護管理論		1		
	公衆衛生看護方法論		2		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		2		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1		
	公衆衛生看護学実習		4		

別表第1　教育課程（第27条関係）

さいたま看護学部

授業科目の名称		単位 必修	選択	自由	備考	
赤十字	赤十字概論	1				
	赤十字国際活動論		2			
	赤十字国際活動論演習		1			
人間	生命倫理	2			選択から2科目以上	人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から9単位以上選択 選択の内訳は、左記のとおり
	哲学と倫理		1			
	心理学概論		2			
	臨床心理学		1			
	教育学概論		2			
	現代教育論		1			
	身体運動論理論		1			
	身体運動論実技		1			
社会	社会学概論	2			選択から1科目以上	
	臨床社会学		1			
	社会保障論	2				
	日本国憲法		2			
	生活環境論	1				
	障がい論	1				
	保健医療福祉行政論		2			
自然と科学	数学		2		選択から1科目以上	
	生物学		2			
	化学		2			
情報	情報学概論		1		選択から1科目以上	
	情報科学		2			
	保健統計学	2				
言葉	日本語の表現		1		選択科目から4単位以上取得	
	英語RWⅠ	1				
	英語RWⅡ	1				
	英語RWⅢ		1			
	英語LS	1				
	英語文献を読む		1			
	中国語Ⅰ		1			
	中国語Ⅱ		1			
	韓国語Ⅰ		1			
	韓国語Ⅱ		1			
基礎ゼミ	基礎ゼミⅠ	1				
	基礎ゼミⅡ	1				
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2				
	人体の構造と機能Ⅱ	2				
	人体の構造と機能Ⅲ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	1				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ	1				
	薬理学	1				
	疫学		2			
	リハビリテーション医学	1				
	遺伝と遺伝カウンセリング	1				
	栄養学	1				
	ラボラトリー・プラクティス		1			
看護論	看護学概論Ⅰ	1				
	看護学概論Ⅱ	1				
	看護関係法規	1				
看護技術論	看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1				
	看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1				
	看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1				
	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1				
	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1				
	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1				

授業科目の名称		単位 必修	選択	自由	備考
看護援助論	看護援助論Ⅰ	2			
	看護援助論Ⅱ	1			
	看護援助論Ⅲ	1			
	看護援助論Ⅳ	1			
	看護援助論Ⅴ	1			
	看護援助論Ⅵ	1			
	看護援助論Ⅶ	1			
コミュニティケア	ｺﾐｭﾆﾃｨ論Ⅰ	1			
	ｺﾐｭﾆﾃｨ論Ⅱ	1			
	ｺﾐｭﾆﾃｨ演習	1			
	ｺﾐｭﾆﾃｨｹｱⅠ	2			
	ｺﾐｭﾆﾃｨｹｱⅡ	1			
	ｺﾐｭﾆﾃｨｹｱⅢ	2			
	ｺﾐｭﾆﾃｨｹｱⅣ	2			
健康レベル別看護学	慢性期ケア	2			
	急性期ケア	2			
	緩和・終末期ケア	1			
	健康レベル別看護学演習Ⅰ	1			
	健康レベル別看護学演習Ⅱ	1			
発達看護学	発達看護学概論	2			
	発達看護学（成人期の看護）	1			
	発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護①）	2			
	発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護②）	1			
	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2			
	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1			
	発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2			
	発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1			
精神保健看護学	精神保健看護学Ⅰ	2			
	精神保健看護学Ⅱ	1			
多様な状況における看護学	国際看護学	1			
	国際看護学演習		1		
	災害看護論	1			
	災害看護活動論Ⅰ		1		
	災害看護活動論Ⅱ		1		
応用看護学	看護管理学	1			
	看護教育学	1			
	応用看護学特論Ⅰ		1		
	応用看護学特論Ⅱ		1		
	交換留学看護研修			3	
看護学実習	看護援助論実習〔ﾚﾍﾞﾙⅠ〕	2			
	看護援助論実習〔ﾚﾍﾞﾙⅡ〕	4			
	精神保健看護学実習〔ﾚﾍﾞﾙⅢ〕	2			
	発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽと看護）実習〔ﾚﾍﾞﾙⅢ〕	2			
	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔ﾚﾍﾞﾙⅢ〕	2			
	発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔ﾚﾍﾞﾙⅢ〕	2			
	健康レベル別看護学実習〔ﾚﾍﾞﾙⅢ〕	3			
	ｺﾐｭﾆﾃｨｹｱ実習Ⅰ〔ﾚﾍﾞﾙⅣ〕	2			
	ｺﾐｭﾆﾃｨｹｱ実習Ⅱ〔ﾚﾍﾞﾙⅣ〕	1			
	看護学総合実習	3			
研究	研究方法論Ⅰ	1			
	研究方法論Ⅱ	1			
	研究Ⅰ	1			
	研究Ⅱ		1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1		
	公衆衛生看護管理論Ⅰ		1		
	公衆衛生看護管理論Ⅱ		1		
	公衆衛生看護方法論Ⅰ		1		
	公衆衛生看護方法論Ⅱ		1		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		1		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1		
	公衆衛生看護学実習		5		

【注】卒業要件は必修科目115単位、選択単位13単位、計128単位とする。

別表第２　授業料等の種類、納付金額及び期限（第39条関係）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">種類</td><td>看護学部</td><td>さいたま看護学部</td><td rowspan="2">期限等</td></tr>
<tr><td colspan="2">金額（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学金</td><td colspan="2">300,000</td><td>入学者選抜合格時</td></tr>
<tr><td colspan="2">授業料</td><td colspan="2">1,200,000</td><td>年額 前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実験実習料</td><td>1年次</td><td colspan="2">100,000</td><td rowspan="3">年額 前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
<tr><td>2年次</td><td colspan="2">200,000</td></tr>
<tr><td>３・4年次</td><td colspan="2">220,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">維持運営費</td><td>240,000</td><td>180,000</td><td>年額 前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">入学検定料</td><td colspan="2">35,000</td><td>入学願書提出時</td></tr>
<tr><td colspan="2">17,000</td><td>１　大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ・Ⅱ）
２　入学願書提出時</td></tr>
<tr><td colspan="2">20,000</td><td>１　大学入学共通テスト利用選抜（赤十字６看護大学連携併願）
２　入学願書提出時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆衛生看護学に関する履修料</td><td colspan="2">200,000</td><td>第４年次の４月</td></tr>
<tr><td colspan="2">在籍料</td><td colspan="2">前期・後期　各50,000</td><td>前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
</table>

備考
　複数の受験を併願する場合、入学検定料を減額することができる。減額について必要な事項は、別に定める。

日本赤十字看護大学大学院学則

第１章　総則

（目的）

第１条　日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識及び卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第２条　本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

３　本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

（情報の積極的な提供）

第３条　本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第２章　課程及び組織

（課程の種類及び研究科の名称等）

第４条　本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

看護学研究科　看護学専攻

国際保健助産学専攻

２　本大学院に、博士課程を置く。

３　看護学専攻の博士課程は、前期２年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、国際保健助産学専攻は、修士課程に区分する。

４　看護学研究科における入学定員等は、次のとおりとする。

修士課程看護学専攻	入学定員	32名
国際保健助産学専攻	入学定員	15名
	収容定員	94名
博士後期課程看護学専攻	入学定員	10名
	収容定員	30名

（課程の目的）

第５条　修士課程において、看護学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。国際保健助産学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに助産学における研究能力又は高度な専門性を必要とする国際的に活躍できる助産師としての高い能力を培うことを目的とする。

第６条　博士後期課程は、人びとの尊厳と権利を尊重することを基盤とし、自立した看護研究者として、又はその他の専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を世界的な視野から養うことを目的とする。

第６条の２　博士課程共同災害看護学専攻は、看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とする。

第３章　教員

（教員）

第７条　本大学院に、教育研究上必要な教員を置くものとする。

第４章　研究科委員会

（看護学研究科委員会）

第８条　本大学院に看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

２　研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第８条の２　研究科委員会は、学長、研究科教授をもって構成する。

２　研究科委員会構成員に研究科准教授・講師を加えることができる。

（研究科長）

第９条　研究科に研究科長を置く。

（事務）

第10条　本大学院に関する事務は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれに当たる。

第５章　学年、学期、休業日及び授業期間

（学年、学期、休業日及び授業期間）

第11条　本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、本学学則の規定を準用する。

第６章　修業年限及び在学期間

（修業年限及び在学期間）

第12条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　修士課程の在学期間は、４年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

３　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行

う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、別に定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ 、標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

４　博士後期課程の標準修業年限は、３年とする。

５　博士後期課程の在学期間は、６年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

６　第２項及び第５項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

７　学生が職業を有している等の事情により、第１項及び第４項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第7章　入学、再入学、転入学及び転専攻

（入学の時期）

第13条　本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

（入学ができる者）

第14条　修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

（１）大学を卒業した者

（２）学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

（３）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

（５）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（６）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

（７）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（８）文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

（９）学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（10）大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定する当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（11）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

２　博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

（１）修士の学位を有する者

（２）専門職学位を有する者

（３）外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（５）我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（６）国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（７）外国の学校、第５号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（８）文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

（９）本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学者受入れの方針）

第14条の２　前条に規定した入学者の選抜は、本大学院の入学者受入 れ の方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可）

第15条　本大学院の入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

（転専攻）

第15条の２　本大学院の学生で、他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、学長は、審査のうえ、研究科委員会の意見を聴いて、相当年次に転専攻を許可することができる。

第８章　退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学、転学、休学、復学及び留学）

第16条　本大学院の退学、転学、休学、復学及び留学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

２　休学の期間は、修士課程では通算して２年、博士後期課程では通算して３年を超えることができない。また、休学した期間は、在学期間に算入しない。

（除籍）

第17条　次の各号の一に該当する者は、学長は、研究科委員会等の意見を聴いて、これを除籍する。

（１）　授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

（２）　第12条に規定する修業年限及び在学期間を超えた者

（３）　第12条第７項に規定する履修計画を達成できない者

（４）　休学期間を超えてなお復学できない者

（５）　病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

（６）　長期間にわたり行方不明の者

第９章　教育課程及び授業科目

（授業の方法、授業科目及び履修方法）

第18条　本大学院の授業は、授業科目の講義、演習及び実習、研究指導のいずれか、又はこれらの併用によって行うものとする。

２　本大学院は、前項に規定する授業を、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　研究指導に関する細則は、別に定める。

（教育課程）

第19条　修士課程の教育課程は、別表第１のとおりとする。

２　博士後期課程の教育課程は、別表第２のとおりとする。

３　本大学院は、修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。この教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（組織的な研修等）

第19条の２　組織的な研修等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第29条の４第２項中「授業の内容及び方法」とあるのは「授業及び研究指導の内容及び方法」と読み替えるものとする。

（単位の計算基準、試験、成績評価、成績評価基準の明示等）

第20条　履修単位の計算基準、試験、成績評価、及び成績評価基準の明示等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第31条の２第１項中「授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画」と読み替えるものとする。また、同第２項中「学修の成果に係る評価及び卒業の認定」とあるのは「学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定」と読み替えるものとする。

（研究指導）

第21条　本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

２　学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、担当教員の指導を受けなければならない。

（学科開設科目の履修）

第22条　担当教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

（履修科目届）

第23条　学生は各学期始めに履修する科目を選定し、所定の期間内に研究科長に届け出るものとする。

（他の大学院における研究指導）

第24条　学長は、教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、当該大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第25条　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院（外国の大学院又

はそれに準ずる高等教育機関を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が行う他の大学院における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第25条の２　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第２項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

４　前条第３項及び前項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第26条　学長は本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（教育内容の改善のための組織的な研修等）

第26条の２　本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第１０章　課程修了及び学位

（単位修得の認定）

第27条　本大学院は、各授業科目を履修した者（所定の出席時間数に達した学生に限る。）に対しては、試験又は論文審査その他の本大学院が定める適切な方法により担当教員が学修成果を評価し、その内容に基づき、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、単位を認定する。なお、急病、その他の正当な事由があって、試験に欠席した学生に対しては追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

２　各授業科目の成績の評価は、Ｓ．Ａ．Ｂ．Ｃ．ＤとしてＣ以上を合格とし、Ｄを不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

（課程の修了）

第28条　修士課程の修了要件は、当該課程に２年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　博士後期課程の修了要件は、当該課程に３年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に２年以上在学すれば足りるものとする。

３　本大学院は、本大学院に入学前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、１年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとし、修士課程を修了した者の博士課程における在学期間については適用しない。

（資格の取得）

第28条の２　修士課程国際保健助産学専攻において取得することができる資格は、助産師国家試験受験資格とする。

２　前項の助産師国家試験受験資格取得を希望する者は、第28条第1項の規定によるほか、助産学分野に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

（論文等の審査及び最終試験）

第29条　学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

（合否の決定及び課程修了の認定）

第30条　学位論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の合否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が行う。

第31条　学長は、前条の研究科委員会の意見を聴いて、課程修了を決定する。

（学位の授与）

第32条　修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

２　博士後期課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。

第１１章　学生納付金

（入学検定料）

第33条　本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として第34条に定める金額を納めなければならない。

（入学金）

第33条の２　本大学院に入学を許可された者は、入学金として第34条に定める金額を納めなければならない。

２　次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学金の全額又は半額等を免除することがある。

（１）本学及び本大学院を卒業又は修了した者

（２）その他学長が必要と認める者

３　入学金の取扱いは、別に定める。

（授業料等の納付）

第33条の３　学生は第34条に規定する授業料等を納付しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料等の納付金額及び期限は別に定める。

（授業料等の徴収方法等）

第33条の４　授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

（退学、転学、停学又は除籍の者の授業料等）

第33条の５　退学、転学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

（休学者、留学者の授業料等）

第33条の６　前期又は後期の中途で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

２　休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに５万円を納付しなければならない。

３　前期又は後期の中途で復学した者は、復学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

（授業料等納付金の不還付）

第33条の７　既納の検定料、入学金は返還しない。ただし、特例については別に定める。

（授業料等の種類、納付金額及び期限）

第34条　修士課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第３のとおりとする。

２　博士後期課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第４のとおりとする。

第１２章　図書館・保健施設等

（図書館・保健施設等）

第35条　本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館・保健施設等の使用等について、本学学則の規定を準用する。

２　本大学院に学生研究室（以下「院生研究室」という。）を設ける。

３　院生研究室に関する細則は別に定める。

第１３章　特別聴講学生、科目等履修生、特別の課程履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第36条　他の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て 、学長は特別聴講学生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

２　協定に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第37条　本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

２　科目等履修生の入学資格は、第14条に定める入学資格を有する者又は本大学院において当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。

３　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別の課程履修生）

第37条の２　本大学院は、学校教育法第105条に規定する本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、研究科委員会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

２　学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

３　特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第38条　本大学院が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第39条　本大学院において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第40条　外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第１４章　賞罰

（表彰等）
第41条　本大学院における学生の表彰及び罰則については、本学学則の規定を準用する。

第１５章　大学開放等

（公開講座等）
第42条　本大学院における公開講座等については、本学学則の規定を準用する。

第１６章　学則の準用及び改正等

（学則等の準用）
第43条　本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則の規定を準用し、かつ本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。
（学則の改正）
第44条　この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。
（施行細則）
第45条　この学則実施に必要な細則は、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて定める。

附　則
この学則は、平成18年4月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成20年４月１日から施行する。
２　改正後の第38条の４の第２項の規定は、在学する者についても適用する。
附　則
１　この学則の改正は、平成21年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成22年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成22年度以降に入学する者について適用し、平成22年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成24年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成26年４月１日から施行する。
２　改正後の第33条第3項、別表第１、別表第２の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成27年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成29年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成29年３月31日に
在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（平成28年９月　日赤学第277号）
この学則の改正は、平成29年４月１日から施行する。
附　則（平成29年11月　日赤学第352号）
この学則の改正は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（平成31年２月　日赤学第535号）
１　この学則の改正は、平成31年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第３の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和２年10月　日赤学第333号）
１　この学則の改正は、令和３年４月１日から施行する。
２　看護学研究科の共同災害看護学専攻については、令和３年４月より学生募集を停止し、在学生の修了をもって廃止する。令和２年度以前に入学した学生に係る教育課程及び修了要件等については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。ただし、学生が連続して休学できる期間は、令和３年４月１日時点での Preliminary Examination 審査の状況に応じ、次のとおりとする。
（１）通過している者　３年
（２）通過していない者　２年
３　改正後の第４条の規定にかかわらず、令和３年度から令和６年度における看護学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

年　度	課 程 名	収容定員
令和３年度	修士課程	92名
	博士後期課程	24名
	博士課程	8名
	合　計	124名
令和４年度	修士課程	94名
	博士後期課程	24名
	博士課程	6名
	合　計	124名
令和５年度	修士課程	94名
	博士後期課程	26名

	博士課程	4名
	合　計	124名
令和６年度	修士課程	94名
	博士後期課程	28名
	博士課程	2名
	合　計	124名

附　則（令和３年８月　日赤学第188号）

１　この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和４年度以降に入学する者について適用し、令和４年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（令和４年８月　日赤学第186号）

１　この学則の改正は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第４の規定は、令和５年度以降に入学する者について適用し、令和５年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（令和４年10月　日赤学第245号）

１　この学則の改正は、令和４年10月３日から施行する。

附　則（令和６年２月　日赤学第470号）

１　この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月　日赤学第19号）

１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び第２の規定は、令和７年度以降に入学する者について適用し、令和７年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和７年３月　日赤学第469号）

１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　教育課程（第19条第1項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	基礎看護学	基礎看護学特講Ⅰ	2	
		基礎看護学特講Ⅱ	2	
		基礎看護学特講Ⅲ	2	
		基礎看護学特講Ⅳ	2	
		基礎看護学実習Ⅰ	3	
		基礎看護学実習Ⅱ	3	
	がん看護学	がん看護学特講Ⅰ	2	
		がん看護学特講Ⅱ	2	
		がん看護学特講Ⅲ	2	
		がん看護学特講Ⅳ	2	
		がん看護学特講Ⅴ	2	
		がん看護学演習Ⅰ	2	
		がん看護学演習Ⅱ	2	
		がん看護学実習Ⅰ	4	
		がん看護学実習Ⅱ	2	
		がん看護学実習Ⅲ	4	
	小児看護学	小児看護学特講Ⅰ	2	
		小児看護学特講Ⅱ	2	
		小児看護学特講Ⅲ	2	
		小児看護学特講Ⅳ	2	
		小児看護学演習Ⅰ	2	
		小児看護学演習Ⅱ	2	
		小児看護学演習Ⅲ	2	
		小児看護学実習Ⅰ	2	
		小児看護学実習Ⅱ	4	
		小児看護学実習Ⅲ	4	
	成人看護学	成人看護学特講Ⅰ	2	
		成人看護学特講Ⅱ	2	
		成人看護学演習Ⅰ	2	
		成人看護学演習Ⅱ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2	
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2	
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2	
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2	
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2	
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ	5	
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3	
		慢性看護学特講Ⅰ	2	
		慢性看護学特講Ⅱ	2	
		慢性看護学特講Ⅲ	2	
		慢性看護学特講Ⅳ	2	
		慢性看護学特講Ⅴ	2	
		慢性看護学演習Ⅰ	2	
		慢性看護学演習Ⅱ	2	
		慢性看護学実習Ⅰ	2	
		慢性看護学実習Ⅱ	4	
		慢性看護学実習Ⅲ	4	
	老年看護学	老年看護学特講Ⅰ	2	
		老年看護学特講Ⅱ	2	
		老年看護学特講Ⅲ	2	
		老年看護学特講Ⅳ	2	
		老年看護学演習Ⅰ	2	
		老年看護学演習Ⅱ	2	
		老年看護学演習Ⅲ	2	
		老年看護学実習Ⅰ	5	
		老年看護学実習Ⅱ	5	
	精神保健看護学	精神保健看護学特講Ⅰ	2	
		精神保健看護学特講Ⅱ	2	
		精神保健看護学特講Ⅲ	2	
		精神保健看護学特講Ⅳ	2	
		精神保健看護学演習Ⅰ	2	
		精神保健看護学演習Ⅱ	2	
		精神保健看護学演習Ⅲ	1	
		精神保健看護学演習Ⅳ	1	
		精神保健看護学演習Ⅴ	1	
		精神保健看護学演習Ⅵ	1	
		精神保健看護学実習Ⅰ	1	
		精神保健看護学実習Ⅱ	2	
		精神保健看護学実習Ⅲ	4	
		精神保健看護学実習Ⅳ	2	
		精神保健看護学実習Ⅴ	2	
		精神保健看護学実習Ⅵ	1	

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅱ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅲ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅳ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅴ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅰ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅱ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅲ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅳ	2	
		地域・在宅看護学実習Ⅰ	3	
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	3	
		地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2	
		地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2	
	看護教育学	看護教育学特講Ⅰ	2	
		看護教育学特講Ⅱ	2	
		看護教育学特講Ⅲ	2	
		看護教育学特講Ⅳ	2	
		看護教育学特講Ⅴ	2	
		看護教育学特講Ⅵ	2	
		看護教育学演習	2	
		看護教育学実習Ⅰ	3	
		看護教育学実習Ⅱ	3	
	看護管理学	看護管理学特講Ⅰ	2	
		看護管理学特講Ⅱ	2	
		看護管理学特講Ⅲ	2	
		看護管理学特講Ⅳ	2	
		看護管理学特講Ⅴ	2	
		看護管理学特講Ⅵ	2	
		看護管理学実習Ⅰ	2	
		看護管理学実習Ⅱ	3	
		看護管理学実習Ⅲ	3	
	国際・災害看護学	国際看護学特講Ⅰ	2	
		国際看護学特講Ⅱ	2	
		国際看護学特講Ⅲ	2	
		国際看護学特講Ⅳ	2	
		災害看護学特講Ⅰ	2	
		災害看護学特講Ⅱ	2	
		災害看護学特講Ⅲ	2	
		災害看護学特講Ⅳ	2	
		災害看護学特講Ⅴ	2	
		国際・災害看護学演習Ⅰ	2	
		国際・災害看護学演習Ⅱ	2	
		国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1	
		国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2	
		国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2	
		国際・災害看護学実習Ⅱ-2	2	
		国際・災害看護学実習Ⅲ	3	
		国際・災害看護学実習Ⅳ	2	
	ヘルスケア科学とヒューマニティ	ＨＳＨ特講Ⅰ-1	1	
		ＨＳＨ特講Ⅰ-2	1	
		ＨＳＨ特講Ⅱ-1	2	
		ＨＳＨ特講Ⅱ-2	2	
		ＨＳＨ特講Ⅲ-1	2	
		ＨＳＨ特講Ⅲ-2	2	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-1	1	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-2	2	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-3	1	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-4	1	
	研究	看護研究	2	
		看護科学特講	2	
		エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	
		特別研究Ⅰ	2	
		特別研究Ⅱ	2	
		特別研究Ⅲ	2	
	共通A	看護教育論	2	
		看護管理論	2	
		看護理論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護倫理	2	
		看護政策論	2	
	共通B	フィジカルアセスメント	2	
		病態生理学	2	
		臨床薬理学	2	

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
国際保健助産学	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション分野	ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾍﾙｽ・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ特講Ⅰ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾍﾙｽ・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ特講Ⅱ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾍﾙｽ・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ特講Ⅲ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾍﾙｽ・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究Ⅰ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾍﾙｽ・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究Ⅱ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾍﾙｽ・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究Ⅲ	2	
	国際保健助産分野	国際保健助産論Ⅰ	2	
		国際保健助産論Ⅱ	2	
		国際保健助産論Ⅲ	2	
		国際保健助産演習Ⅰ	1	
		国際保健助産演習Ⅱ	1	
		国際保健助産実習	3	
		ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽｹｱ研究Ⅰ	2	
		ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽｹｱ研究Ⅱ	2	
		ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ﾍﾙｽｹｱ研究Ⅲ	2	
	ヘルスケア科学とヒューマニティ	HSH特講Ⅰ-1	1	
		HSH特講Ⅰ-2	1	
		HSH特講Ⅲ-1	2	
		HSH特講Ⅳ-1	1	
		HSH特講Ⅳ-2	2	
		HSH特講Ⅳ-3	1	
		HSH特講Ⅳ-4	1	
	共通	発達と家族の理論	2	
		看護研究特講	2	
		看護理論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護政策論	2	
		エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	
		助産フィジカルアセスメント	1	
		助産病態生理学	1	
	助産学分野	基礎助産学特講Ⅰ	2	
		基礎助産学特講Ⅱ	2	
		基礎助産学特講Ⅲ	2	
		実践助産学演習Ⅰ	2	
		実践助産学演習Ⅱ	2	
		実践助産学演習Ⅲ	2	
		実践助産学演習Ⅳ	2	
		実践助産学演習Ⅴ	2	
		地域母子保健Ⅰ	1	
		地域母子保健Ⅱ	1	
		助産管理	2	
		助産学実習Ⅰ	3	
		助産学実習Ⅱ	2	
		助産学実習Ⅲ	3	
		助産学実習Ⅳ	2	
		助産学実習Ⅴ	2	
		助産学実習Ⅵ	1	

別表第２　教育課程（第19条第2項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	基盤	ケアサイエンス特論Ⅰ	2	
		ケアサイエンス特論Ⅱ	1	
		ケアサイエンス特論Ⅲ	1	
		アドバンス量的研究特論	2	
		アドバンス質的研究特論	2	
		看護教育学特論	1	
		看護教育学演習	1	
		リーダーシップ特論	1	
		アカデミック・プレゼンテーション	1	
	研究	看護学特別研究演習Ⅰ	2	
		看護学特別研究演習Ⅱ	2	
		看護学特別研究Ⅰ	2	
		看護学特別研究Ⅱ	2	
		看護学特別研究Ⅲ	2	

別表第３　授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第1項関係）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	1,200,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
実験実習料	150,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	150,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	830,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
実験実習料	100,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	100,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

別表第４　授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第2項関係）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	1,200,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	300,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	920,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	235,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

日本赤十字看護大学学位規程

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）、日本赤十字看護大学学則及び日本赤十字看護大学大学院学則に基づき、日本赤十字看護大学（以下、「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査、試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

（博士）

第３条　博士（看護学）の学位は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を有する者に授与する。

（修士）

第４条　修士（看護学）の学位は、広い視野に立って深い学識を修め、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者として高い能力を有する者に授与する。

（学位授与の要件）

第５条　学士の学位は、本学学則第３６条により本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、本学大学院学則第３２条第１項により本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、本学大学院学則第３２条第２項により本学大学院の博士後期課程、又は、本学大学院学則第３２条第３項により、博士課程共同災害看護学専攻を修了した者に授与する。

４　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

（学位授与の申請）

第６条　第５条第２項及び第３項により学位の授与を申請できる者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日（３月３１日又は９月３０日）に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者とする。

２　博士後期課程に在籍する者が学位の授与を申請する場合は、研究科委員会が行う研究計画書の審査に合格していなければならない。これについては別に定める。

３　博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者が学位の授与を申請する場合については、別に定める。

４　第５条第４項により学位の授与を申請する者は、所定の学歴及び研究歴を有し、学力を確認するための試験に合格したのち、予備審査会による審査を受けなければならない。これについては別に定める。

（申請方法及び申請書類）

第７条　修士課程に在籍する者が修士（看護学）の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに、所定の修士（看護学）学位論文審査申請書に論文及び論文概要を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

第８条　博士後期課程に在籍する者が博士の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに博士（看護学）学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録、参考論文別刷及び履歴書各６部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。なお、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の博士の学位の申請については別に定める。

２　第５条第４項により学位論文の審査の申請をするときは、学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録及び論文別刷、履歴書及び最終学歴証明書各６部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

（審査の付託）

第９条　学位審査の申請があった場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託するものとする。

（論文審査会）

第１０条　研究科委員会は、修士の学位論文の審査及び最終試験を行うために、研究科に所属する教員３名により構成する修士学位論文審査会（以下、「修士論文審査会」という。）を設置し、これに当たらせる。修士論文審査会の構成については、別に定める。

２　修士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

３　研究科委員会は、博士後期課程に在籍する者の学位論文の審査及び最終試験を行うために、博士審査委員会を設置し、これに当たらせる。これについては別に定める。

４　博士審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行うため、研究科に所属する教員のうちから選出された５名により構成する博士学位論文審査会（以下、「博士論文審査会」という。）を設置し、これに当たらせる。博士審査委員会及び博士論文審査会の構成については、別に定める。

５　博士論文審査会は、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨を添えて、審査結果を博士審査委員会に報告しなければならない。

６　博士審査委員会は、博士論文審査会の報告に基づき、論文及び最終試験について総合審査を行い、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

７　研究科委員会は、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の学位論文を受理したときは、共同災害看護学専攻共同教育課程運営委員会（以下、「運営委員会」という。）にその審査を付託するものとする。学位論文審査の構成員については、別に定める。

８　運営委員会は、学位授与の可否について審議し、議決したときは、論文審査の要旨及び最終試験の結果並びに議決の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

（審査の協力）

第１１条　研究科委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に当たって必要があるときは、他の大学院又は研

究所等の協力を得ることができる。

（学力の確認の特例）

第１２条　大学院博士後期課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に、再入学した上で論文による博士の学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学力の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

（審査期間）

第１３条　博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから１年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を１年以内に限り延長することができる。

（研究科委員会の判定）

第１４条　研究科委員会は、第５条第２項から第４項までに規定する当該学位授与の可否について判定する。

（研究科長の報告）

第１５条　研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、文書で、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第１６条　学長は、本学学則第３６条第３項の定めるところにより、本学を卒業した者に学士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

２　学長は、本学大学院学則第３２条の定めるところにより、研究科委員会の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

３　第５条で定める学位の授与日は、別に定める。

（学位論文の要旨等の公表）

第１７条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第１８条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内に、論文の全文を公表するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定により、学位論文を公表する場合には「日本赤十字看護大学審査学位論文」又は「日本赤十字看護大学審査学位論文（要約）」である旨を明記しなければならない。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位論文の公表については、当該共同教育課程を構成するすべての大学において審査を受けた学位論文又は要約である旨を明記しなければならない。

（学位名称の使用）

第１９条　学位記を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に（日本赤十字看護大学）を付記するものとする。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

２　学位の様式は、別表第１から別表第５までのとおりとする。

（学位授与の取消）

第２０条　学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位に関しては教授会、修士の学位及び博士の学位に関しては研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させることがある。

２　教授会又は研究科委員会において、前項の議決をするには、構成員の３分の２の出席と、出席者３分の２以上の賛成を必要とする。

３　学位の授与の取消しについては、公表しなければならない。

（登録）

第２１条　本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、３か月以内に、学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（学位記の再交付）

第２２条　学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

（細則）

第２３条　この規程で定めるもののほか、必要な細則は、別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成２０年１２月１１日から施行する。

附　則

１　この規程の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の第１７条の規定は、平成２５年４月１日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

３　改正後の第１８条の規定は、平成２５年４月１日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

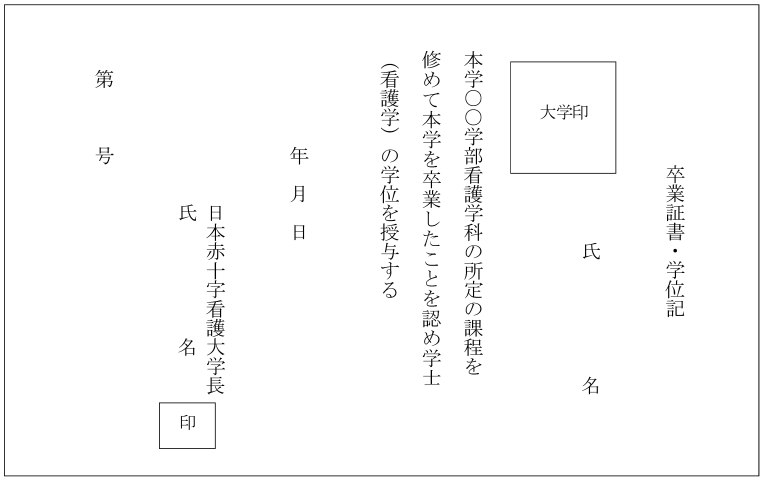
附　則

この規程の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

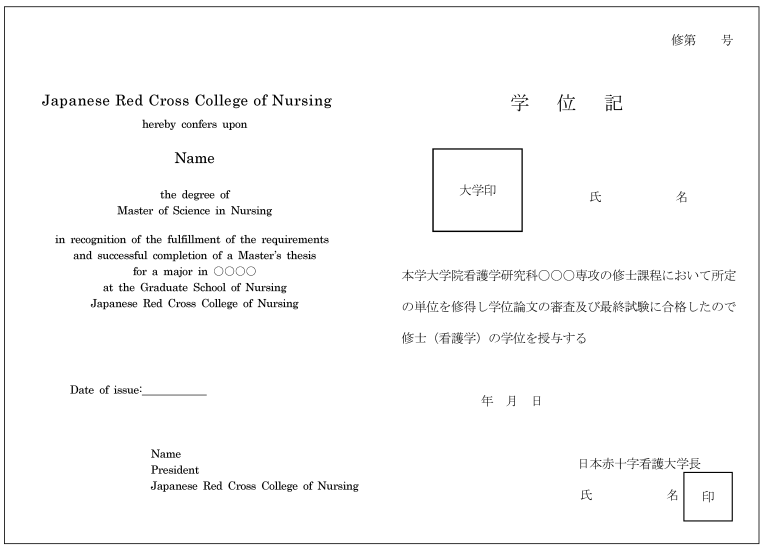
この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成30年７月　日赤看大第351号）
この規程の改正は、平成30年７月１日から施行する。
附　則（令和　２年４月　日赤看大第958号）
この規程の改正は、令和　２年４月１日から施行する。
附　則（令和　６年４月　日赤看大第1310号）
この規程の改正は、令和　６年４月１日から施行する。
附　則（令和　７年１月　日赤看大第906号）
この規程の改正は、令和　７年１月１日から施行する。
附　則（令和　７年４月　日赤看大第1183号）
この規程の改正は、令和　７年４月１日から施行する。

別表第１（第５条第１項の規定により授与する学位記の様式）



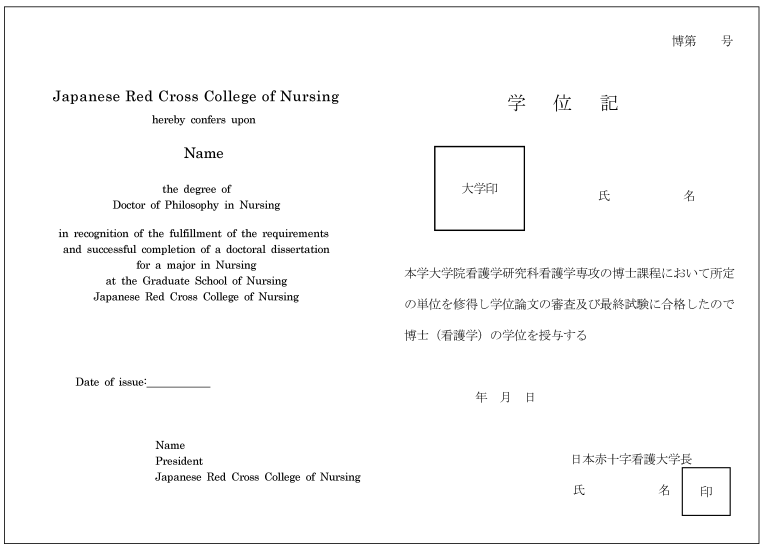
備考　　○印には、学部の名称を記入する。

別表第２（第５条第２項の規定により授与する学位記の様式）



備考　　○印には、専攻の名称を記入する。

別表第３
（第５条第３項の規定により授与する学位記の様式―博士後期課程の場合―）



別表第４
（第５条第３項の規定により授与する学位記の様式　―博士課程共同災害看護学専攻の場合―）

共博第　　号

Japanese Red Cross College of Nursing

hereby confers upon

Name

the degree of
Doctor of Philosophy in Nursing

in recognition of the fulfillment of the requirements
and successful completion of a doctoral dissertation
for a major in the Cooperative Doctoral Program for Disaster Nursing

at

the Graduate School of Nursing, Japanese Red Cross College of Nursing
the Graduate School of Nursing Art and Science, University of Kochi
the Graduate School of Nursing, University of Hyogo
the Graduate School of Health Care Sciences, Institute of Science Tokyo and
the Graduate School of Nursing, Chiba University

and in addition recognizes the completion of
the Disaster Nursing Global Leader Degree Program

Date of issue:

Japanese Red Cross College of Nursing

University of Kochi

University of Hyogo

Institute of Science Tokyo

Chiba University

学　位　記

大学印

氏　　名
学籍：日本赤十字看護大学

日本赤十字看護大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学研究科、兵庫県立大学大学院看護学研究科、東京科学大学大学院保健衛生学研究科及び千葉大学大学院看護学研究科の共同災害看護学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを証する

年　月　日

日本赤十字看護大学　大学印　　高知県立大学　大学印

兵庫県立大学　大学印　　東京科学大学　大学印

千葉大学　大学印

別表第５（第５条第４項の規定により授与する学位記の様式）

論博第　　号

日本赤十字看護大学長
氏　名
印

年　月　日

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

大学印

学　位　記

氏　名

日本赤十字看護大学看護学部履修規程

（趣旨）

第１条　日本赤十字看護大学学則（以下「学則」という。）の定めによるもののほか、授業科目の履修方法等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（授業科目等）

第２条　授業科目の区分、配当年次、単位数及び必修・選択科目の別、時間数、履修方法及び卒業要件（以下「授業科目等」という。）は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、編入学した者の授業科目等は別に定める。

（履修科目の登録）

第３条　履修登録は、年度始めに、当該年度の前期及び後期に履修しようとするすべての授業科目について行うものとする。

２　１年間に履修できる科目の単位数の上限は、原則として 50 単位未満とする。なお、履修登録単位数の制度厳格化措置として、前年度の単年度 GPA 値が 2.0 未満の者は、2 単位減の 48 単位未満とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

（１）１・２年次の看護学実習科目

（２）集中講義として開講する科目

（３）既修得単位認定を受けた科目

（４）２年次以降の再履修科目

３　前期開講の授業科目は、前期の所定の期間に履修登録の取消申請をすることができる。この場合において、履修登録の追加を許可する科目を除き、当該科目の代わりに他の授業科目を新たに登録することはできない。追加を許可する科目は、別に定める。

４　前期に履修登録した後期開講の授業科目は、後期の所定の期間に履修登録の追加又は取消を行うことができる。

５　履修登録後の授業科目の変更は、第３項及び第４項の場合を除き、原則として認めない。なお、実習科目については、第３項及び第４項に係わらず、原則として履修登録の取消を認めない。

６　履修登録していない授業科目は、単位の修得を認めない。

７　クラス指定のある授業科目は、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。

８　指定した授業科目に限り、教育効果等を考慮し履修者数を制限することがある。同科目の履修手続きについては、別に定める。

（履修の制限）

第４条　次に該当する場合、その授業科目の履修を原則として認めない。

（１）既に単位を修得した授業科目

（２）授業時間が重複する授業科目

（３）在籍する学年より上級年次に配当されている授業科目

（４）休学中の場合

（実習科目の履修）

第５条　実習科目を履修するためには、別に定める実習科目履修に必要とされる要件を満たしていなければならない。

（公衆衛生看護学関係科目の履修）

第６条　保健師国家試験受験資格取得に必要な公衆衛生看護学に関する科目の履修者数は 20 名とし、履修志願申請者を選考し教授会において決定する。

２　選考時期は２年次とする。ただし、３年次編入学生の選考時期は３年次とする。

３　前項のほか、履修者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（成績評価）

第７条　授業科目の成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験の成績及び当該授業に対する日常の取組みと成果を総合的に評価して行う。

２　授業科目の成績評価は、100～90 点をＳ、89～80 点をＡ、79～70 点をＢ、69～60 点をＣとして合格とし、59 点以下をＤとして不合格とする。

３　既修得単位認定を受けた科目の成績評価は、認定とする。

４　第９条第５項に規定する追試験による成績は、別に定める場合を除き、定期試験の８割を上限とし、成績評価は、第１項に基づき総合的に評価して行う。

５　第９条第６項に規定する再試験による合格者は全て、成績評価はＣ、評点は 60 点とする。

（ＧＰＡ）

第７条の２　前条の成績評価（単位認定科目は除く）に対して次項によるグレードポイント（以下「ＧＰ」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、下記の計算式によりＧＰの平均値であるグレードポイントアベレージ（以下「ＧＰＡ」という。）を算出する。

ＧＰＡ＝（授業科目で得たＧＰ×その授業科目の単位数）の総和／（履修登録した授業科目の単位数の総和）

２　成績評価に対するＧＰは、Ｓが４点、Ａが３点、Ｂが２点、Ｃが１点、Ｄが０点とする。

（進級要件）

第８条　２年次への進級には、１年次配当必修授業科目の単位の８割以上を修得していることを要件とする。

２　３年次への進級には、１年次及び２年次配当必修授業科目の単位の９割以上を修得していることを要件とする。

３　第１項又は第２項の進級要件を満たすことができない場合は、原級学年に留年となる。

４　進級及び留年に関する取扱いについては、別に定める。

（試験）

第９条　試験は、履修登録を行った授業科目について行う。

２　試験には、定期試験、定期試験期間外に行う試験、追試験及び再試験がある。

３　定期試験とは、学年暦に示される期間に行うものをいう。ただし、授業科目の履修期間が学期に一致しない場合は、授業実施期間中に行なうことがある。

４　試験の方法は、筆記試験、レポート、実技試験ならびにその他の方法によるものとする。試験の方法は、授業科目担当教員が定める。

５　追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。この取扱いについては、別に定める。

6　再試験は、成績評価により60点未満の評価を得た授業科目において行う試験をいう。必修科目及び選択必修科目は対象となる学生がいる場合実施するが、選択科目にあっては当該授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り実施する。この取扱いについては、別に定める。

（試験の受験資格）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として試験を受けることができない。

（１）　履修登録をしてない者

（２）　授業の出席時間数が、講義及び演習科目においては、実質総時間数の３分の２に満たない者、また、実習においては５分の４に満たない者

（３）　当該期の授業料等が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。

（４）　試験時に休学または停学中の者

２　前項第２号の規定にかかわらず、当該授業科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

（補習実習）

第１１条　病気その他やむを得ない理由により、前条第１項第２号に規定する所定の実習時間に満たない者に対し、実習担当教員及び実習責任者が認めた場合に限り補習実習を行うことがある。この取扱いについては、別に定める。

（成績の通知）

第１２条　学生への成績通知は、前期及び後期の年２回行う。

（再履修等）

第１３条　単位の修得が認められなかった授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

（不正行為）

第１４条　試験において不正行為をしたと認定された者は、当該科目並びに当該学期の全ての履修科目を不合格とし、学則第44条を適用する。

２　前項のほか、授業（講義、演習、実習）において、不正行為をしたと認定された者は、学則第44条を適用する。

３　不正行為の取扱いについては別に定める。

（改正）

第１５条　この規程の改正は、教務委員会の議を経て、学長が合同教授会の意見を聴いて行う。

附　則

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

２　日本赤十字看護大学履修内規（平成13年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この規程の改正は、平成26年９月１日から施行する。

附　則

１　この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。

２　改正後の第７条の２の規定は、平成27年度以降の入学生及び平成29年度以降に３年次へ編入する者について適用する。

附　則

１　この規程の改正は、平成28年４月１日から施行する。

２　改正後の第６条の規定は、平成27年度以降の入学生及び平成28年度以降に３年次へ編入する者について適用する。

附　則

１　この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。

２　改正後の第８条の規定は、平成29年度以降の入学生について適用する。

附　則

１　この規程の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程の改正は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条の２の規定による履修登録単位数の制度厳格化措置は、令和５年度以降入学生について適用する。

日本赤十字看護大学看護学部進級及び留年に関する取扱要領

平成28年11月17日　制定
令和４年４月１日　一部改正
令和５年４月１日　一部改正
令和６年３月１日　一部改正
令和６年４月１日　一部改正
令和７年３月31日　一部改正
令和７年７月１日　一部改正

１　進級要件は、次のとおりとする。

＜令和６年度以降入学生＞

（１）１年次から２年次への進級

１年次に配当された必修科目の中から、２４単位以上を修得していること。

（２）２年次から３年次への進級

１年次及び２年次に配当された必修科目の中から、６３単位以上を修得していること。

なお、上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度GPA値1.50未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。

＜令和４年度・令和５年度入学生＞

（１）１年次から２年次への進級

１年次に配当された必修科目の中から、２４単位以上を修得していること。

（２）２年次から３年次への進級

１年次及び２年次に配当された必修科目の中から、６２単位以上を修得していること。

なお、上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度GPA値1.50未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。

＜平成２９年度～令和３年度入学生＞

（１）１年次から２年次への進級

１年次に配当された必修科目の中から、２３単位以上を修得していること。

（２）２年次から３年次への進級

１年次及び２年次に配当された必修科目の中から、５８単位以上

を修得していること。

２　前項に定める進級要件に基づき、当該年度の年度末の教授会において進級の可否を判定する。年度途中での進級判定は行わない。ただし、休学や原級留置措置によりカリキュラム改正を理由に配当年次必修科目履修に影響が及ぶ場合はこの限りではない。
３　留年の取扱いは、次のとおりとする。
（１）２年次または３年次への進級要件を満たすことができず、原級学年に留年となった者については、学年配当科目（必修科目及び選択科目）の履修を取り消す。ただし、Ｓ評価・Ａ評価・Ｂ評価の授業科目は、履修を取り消さない。実習科目及び海外研修を伴う科目については、成績にかかわらず、履修を取り消さない。
（２）前項にかかわらず、次の留年者については、授業科目の履修を取り消さない。
①当該年度内の休学者
②前年度までに単位認定されている科目
②試験における不正行為により当該学期の全ての履修科目が不合格になった者
③その他、学長が認めた者
（３）留年者へは、進級不可について紙面で通知する。

附　則
１　この要領は、平成２９年度以降入学生を対象として、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
１　令和４年４月１日付け看護学部教育課程の改正に伴い、進級に要する単位数を改正する。
附　則
１　この取扱要領の改正は、令和５年４月１日から施行する。
２　改正後の第１項におけるGPA値を進級要件に課する対象は、令和５年度以降入学生について適用する。
附　則
１　この取扱要領の改正は、令和６年３月１日から施行する。
２　第３項（１）における海外研修を伴う科目の追加については、令和４年度入学生から適用とする。
附　則
１　令和６年４月１日付け看護学部教育課程の改正に伴い、進級に要する単位数を改正する。
２　第３項（１）における科目の評価対象については、令和６年度在学生から適用とする。
附　則
１　第３項（２）における対象については、令和６年度在学生から適用とする。
附　則
１　第２項における休学や原級留置措置によりカリキュラム改正を理由に配当年次必修科目履修に影響が及ぶ場合の対象については、令和７年度在学生から適用とする。

Ⅶ. その他

沿　　革

1877年（明治10年）　5月 佐野常民、大給恒らが博愛社を設立する。
1886年（明治19年）11月 ジュネーブ条約加入の勅令が公布される。
　　11月 東京府麹町区飯田町に博愛社病院を設立する（初代院長橋本綱常）。
1887年（明治20年）　5月 博愛社を日本赤十字社、博愛社病院を日本赤十字社病院と改称（初代社長佐野常民）。
　　6月 日本赤十字社篤志看護婦人会が発足する（皇族・貴族の婦人が幹事となり、看護事業に対する社会の認識を高めようとした）。
1889年（明治22年）　6月 日本赤十字社看護婦養成規則を制定する。
　　12月 看護婦養成委員を任命する。
1890年（明治23年）　4月 第１回生入学、日本赤十字社病院において日本赤十字看護婦の養成が始まる（修学年限１年半と実務１年）。
　　10月 第２回生入学（日本赤十字社支部生養成の最初）。
1891年（明治24年）　5月 日本赤十字社病院が東京府豊島区渋谷村に移転、看護婦養成施設も移る。
　　8月 教場兼寄宿舎が落成、全寮制となる。
　　10月 濃尾大地震の災害救護に第１回生が初めて出動する。
1892年（明治25年）　5月 第１回卒業式を挙行する（第１回・第２回生）。
1893年（明治26年）　9月 日本赤十字社看護婦養成規則を改正し、修学年限を３年半とする。看護婦生徒候補者制度を設ける。
1894年（明治27年）　8月 日清戦争開戦、戦時救護に生徒が初めて加わる。
1896年（明治29年）　4月 日本赤十字社支部模範生徒の養成を開始、生徒数が増加する。
　　6月 教科書「看護学教程」を刊行する。
　　10月 日本赤十字社看護婦養成規則を改正し、修学年限を３年に改める。
1898年（明治31年）　8月 佐野常民社長が日本赤十字社看護婦訓誡を発布する。
1904年（明治37年）　2月 日露戦争開戦、日本赤十字社病院内で生徒が戦時救護に従事する。
1905年（明治38年）　4月 生徒の入学期を年１回（４月）とする。
1909年（明治42年）　1月 日本赤十字社救護員養成規則を制定、生徒を救護看護婦生徒とよぶこととなる。
1910年（明治43年）　4月 教科書「甲種看護教程」上下２巻を刊行する。
1920年（大正９年）　5月 卒業生萩原タケ、山本ヤヲらが第１回ナイチンゲール記章を受ける。
1923年（大正12年）　4月 日本赤十字社教護員教育要領を発布する。
　　9月 関東大震災の災害救護に生徒も出動する。
1925年（大正14年）　5月 皇后陛下（貞明皇后　大正天皇の皇后）から「四方の国」の御歌を賜わる。
1929年（昭和４年）　3月 日本赤十字社病院に救護員養成部を新設、救護看護婦生徒･救護看護婦長候補生･社会看護婦生徒･救護看護人生徒･看護婦外国語学生の養成教育にあたる。
1933年（昭和８年）　12月 日本赤十字社救護看護婦生徒、救護看護婦長候補生養成規則を制定、入学資格を高等女学校卒業者と定める。
1935年（昭和10年）　4月 看護婦教養所（教習館・養心寮）を新築する。
1937年（昭和12年）　4月 教科書「甲種看護教程草案」第１巻から第３巻が刊行される。
　　7月 日華事変がおこり、病院内での生徒の戦時救護活動が始まる。
1941年（昭和16年）　1月 日本赤十字社病院を日本赤十字社中央病院と改称する。
　　4月 戦時下の看護婦養成事情の変化に伴い、救護看護婦生徒の他に乙種救護看護婦生徒の養成を開始する（修学年限２年、従来の生徒を甲種救護看護婦生徒とよぶこととなる）。
　　12月 太平洋戦争開戦、戦時救護活動が増大する。
1942年（昭和17年）　4月 日本赤十字社養護訓導・保健婦教育規定による教育を開始する。
1943年（昭和18年）10月 国民学校養護訓導養成所の指定を受ける。
1945年（昭和20年）　8月 戦争終結。乙種救護看護婦生徒の養成中止を決定する。
1946年（昭和21年）　3月 乙種救護看護婦生徒最後の卒業式を挙行する(第４回生までの卒業者数318名)。
　　6月 財団法人　日本赤十字女子専門学校を設立する（修業年限３年）。占領軍の命により聖路加女子専門学校と統合し、看護教育模範学院として合同教育

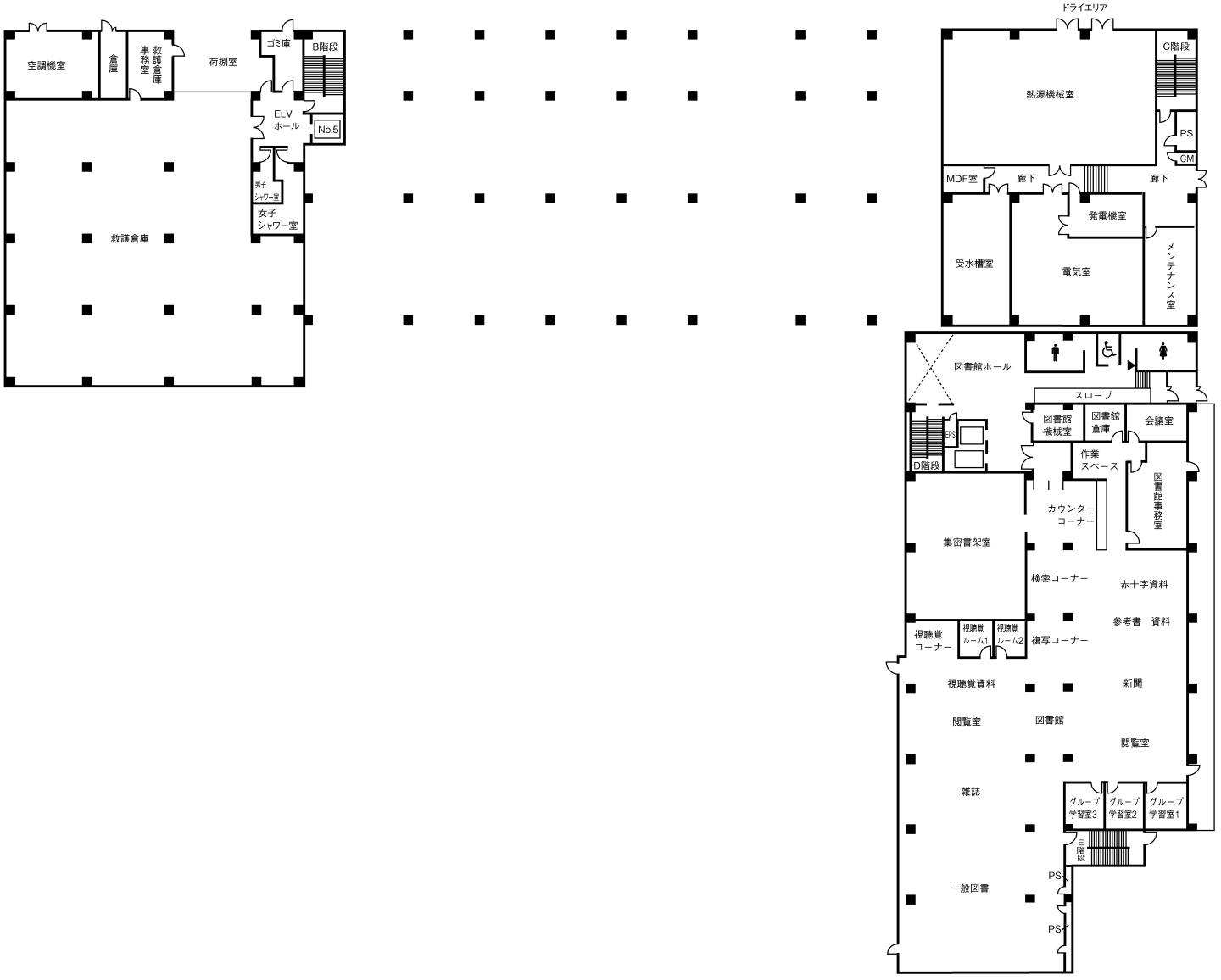
を行なう。甲種救護看護婦生徒第71回生は３学年に編入となる。
1947年（昭和22年）　３月　甲種救護看護婦生徒最後の卒業式を挙行する（ただし、第71回生卒業生の内68名は進級し、専門学校第１回生となる）。救護員養成部を廃止する（第71回までの卒業者4,475名、乙種318名）。
　　10月　第１回戴帽式を挙行する。
1949年（昭和24年）　５月　初のナイチンゲール生誕記念行事を行なう。
1950年（昭和25年）　３月　甲種看護婦学校指定校として認可される（昭和23年７月公布の保健婦・助産婦・看護婦法に基づく）。
　　10月　卒業生が第１回甲種看護婦試験を受験する。
1953年（昭和28年）　７月　看護教育模範学院を解散する(共同教育と看護教育模範学院の名称の終了)。
1954年（昭和29年）　４月　学校法人日本赤十字女子短期大学を設立する。
1955年（昭和30年）　３月　専門学校最後の卒業式を挙行する（第９回生までの卒業者数351名）。
　　財団法人日本赤十字女子専門学校を閉校する。
1959年（昭和34年）　３月　校歌を制定する。
　　８月　学生寮を新築する。
1962年（昭和37年）11月　文化祭をかんな祭と命名する。
1964年（昭和39年）　４月　初めて専任臨床指導者を任命する。
1966年（昭和41年）　１月　学校法人日本赤十字学園が認可される。
　　４月　日本赤十字中央女子短期大学と改称する。
1972年（昭和47年）11月　日本赤十字社中央病院と日本赤十字社本部産院が合併し、日本赤十字社医療センターが発足する。
1974年（昭和49年）12月　新校舎と新学生寮（養心寮）が完成する。
1975年（昭和50年）　７月　日本赤十字社医療センターの新築が完成する。
1980年（昭和55年）　４月　日本赤十字中央女子短期大学開学90周年を迎える（昭和55年３月までの卒業者総数6,159名）。
　　５月　短期大学90年史を発行する。
1986年（昭和61年）　４月　日本赤十字看護大学が開学する。
1988年（昭和63年）　３月　短期大学最後の卒業式を挙行する（第32回生までの卒業者数1,351名）。
　　日本赤十字中央女子短期大学を閉学する。
　　５月　大学祭をクロア・ルージュ祭と命名する。
1990年（平成２年）　３月　大学第１回卒業式を挙行する。
1993年（平成５年）　４月　大学院看護学研究科修士課程看護学専攻を設置する。
1995年（平成７年）　３月　大学院修士課程第１回修了式を挙行する。
　　４月　看護学部の全寮制度を廃止する。
　　４月　大学院看護学研究科博士課程看護学専攻を設置する。
1996年（平成８年）　４月　看護学部を男女共学制とする。
1998年（平成10年）　３月　大学院博士課程第１回修了式を挙行する。
　　４月　３年次編入学制度を開始する。
1999年（平成11年）　３月　学生寮（養心寮）を閉鎖する。
2000年（平成12年）　３月　米国コロラド大学保健科学センター看護学部と学術協力促進に関する協定を結ぶ。
　　４月　日本赤十字看護大学開学15周年を迎える（平成12年３月までの看護学部卒業者総数652名、大学院修了者総数修士課程93名、博士後期課程11名）。
　　５月　15周年記念誌を発行する。
2003年（平成15年）　４月　入学定員を50名から65名に増員する。
2005年（平成17年）　４月　日本赤十字武蔵野短期大学と統合し、入学定員を65名から130名に増員する。学部１年生のみ、武蔵野キャンパスがメインキャンパスとなる。
　　４月　校舎（2号棟）が完成する。
　　７月　樋口康子学長が第40回ナイチンゲール記章を受章する。
　　８月　看護実践・教育・研究フロンティアセンターを設置する。
　　10月　旧校舎（南館：元学生寮）の解体が終了する。
2006年（平成18年）　９月　校舎（1号棟）が完成する。

2007年（平成19年）　3月 旧校舎（本館）の解体が終了する。
4月 大学院看護学研究科修士課程国際保健助産学専攻を設置する。
7月 川嶋みどり学部長が第41回ナイチンゲール記章を受章する。
2008年（平成20年）　5月 スウェーデン赤十字大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2010年（平成22年）　4月 大学院看護学研究科修士課程看護学専攻の入学定員を15名から30名に増員する。
4月 学部1年生も広尾キャンパスがメインキャンパスとなる。
8月 多目的運動場が整備される。
2011年（平成23年）　4月 学校法人日本赤十字学園が運営する日本赤十字国際人道研究センターが本学に設置される。
2012年（平成24年）　3月 武蔵野キャンパスのC・D館の解体が終了する。
2013年（平成25年）　4月 タイ赤十字看護大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2014年（平成26年）　4月 大学院看護学研究科博士課程共同災害看護学専攻を設置する。
4月 チュラロンコン大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
5月 ラ・ソース大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2015年（平成27年）　2月 フィリピン大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
3月 武蔵野キャンパスのさつき寮を閉寮する。
4月 国際交流センター、研究推進センター、入試・広報センター、地域連携・フロンティアセンター（旧　看護実践・教育・研究フロンティアセンター）を設置する。
2016年（平成28年）　4月 日本赤十字看護大学開学30周年を迎える。（平成28年3月までの看護学部卒業者総数2569名、大学院修了者総数修士課程559名、博士後期課程67名）
4月 大学基準協会から大学基準適合認定（期間：平成28年4月から平成35年3月まで）
4月 武蔵野赤十字病院施設整備事業（改築・改修）に伴い、武蔵野キャンパスのA・B館の土地・建物及び旧C・D館の跡地を病院に返還する。
4月 武蔵野キャンパスのさつき寮を実習等の教育・研究の拠点として利用を開始する。
7月 武蔵野キャンパスのA・B館の解体が終了する。
9月 カンボジア健康科学大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2017年（平成29年）　4月 大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の入学定員を5名から8名に増員する。
2018年（平成30年）　5月 和歌山県湯浅町及び早稲田大学人間科学学術院と教育・研究・学生交流に関する協定を結ぶ。
6月 セントアンソニー看護大学と教育・看護研究における相互協力促進に関する協定を結ぶ。
7月 グランバレー州立大学カーフホフ看護学部と国際化・文化交流推進に関する協定を結ぶ。
2019年（令和元年）　11月 聖心女子大学と連携・協力に関する基本協定を結ぶ。
2020年（令和２年）　4月 埼玉県さいたま市中央区にさいたま看護学部（大宮キャンパス）を設置。
2021年（令和３年）　4月 大学院看護学研究科博士課程共同災害看護学専攻の学生募集を停止。（後継プログラムとして5大学災害看護コンソーシアムとして発展的に継承）
4月 大学院看護学研究科修士課程看護学専攻の入学定員を30名から32名に増員する。
6月 日本赤十字看護大学附属災害救護研究所を設置する。
9月 さいたま看護学部の別館が完成する。

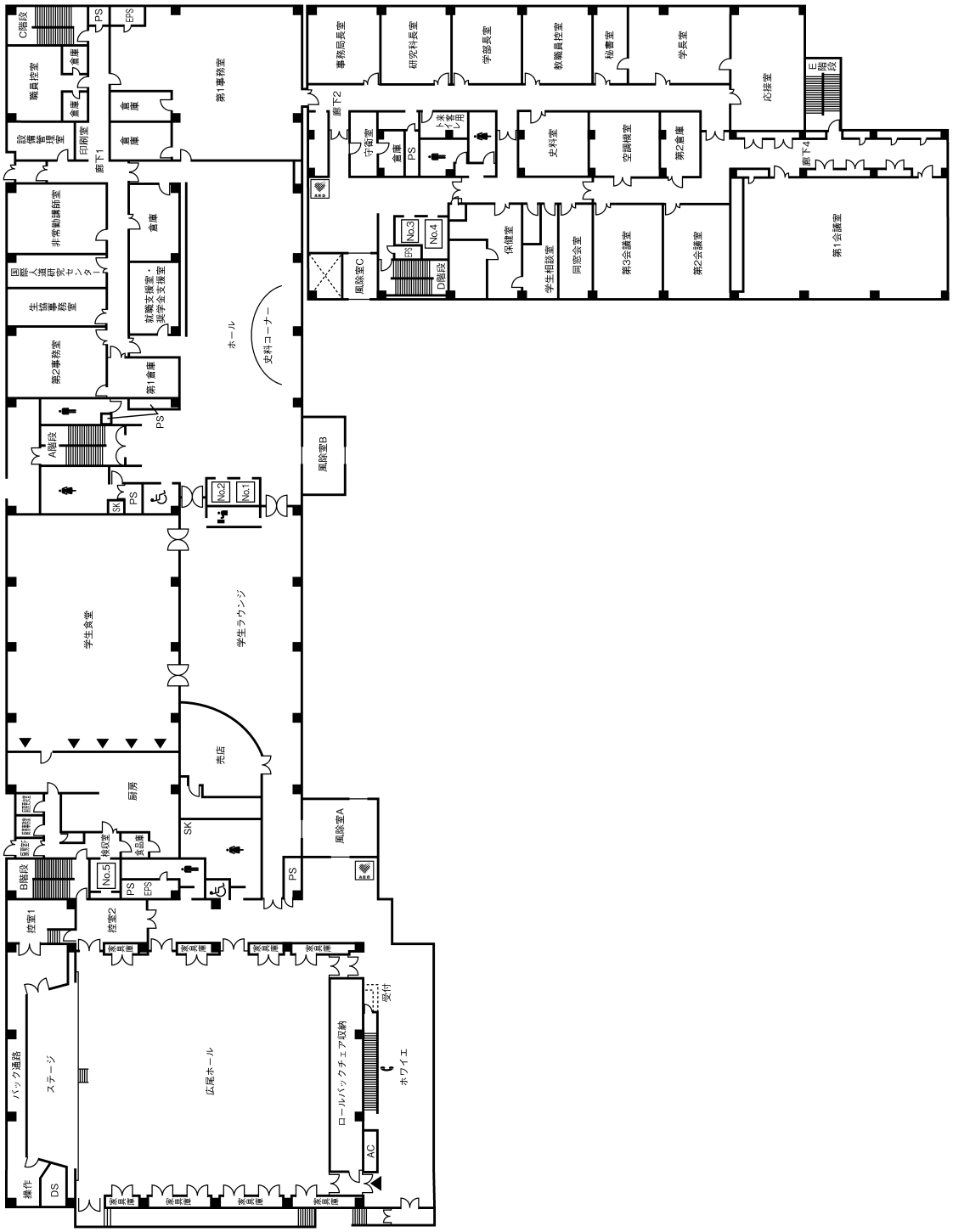
	９月	大学コンソーシアムさいたま（埼玉大学、埼玉県立大学、浦和大学、慶応義塾大学、芝浦工業大学、聖学院大学、日本大学、人間総合科学大学放送大学、目白大学、国際学院埼玉短期大学）にさいたま看護学部が加盟する。
2023年（令和５年）	４月	大学院開設30周年を迎える。
2024年（令和６年）	３月	さいたま看護学部完成年度記念式典を挙行する。
2026年（令和８年）	４月	日本赤十字看護大学開学40周年を迎える。

日本赤十字看護大学（広尾キャンパス）キャンパス・マップ

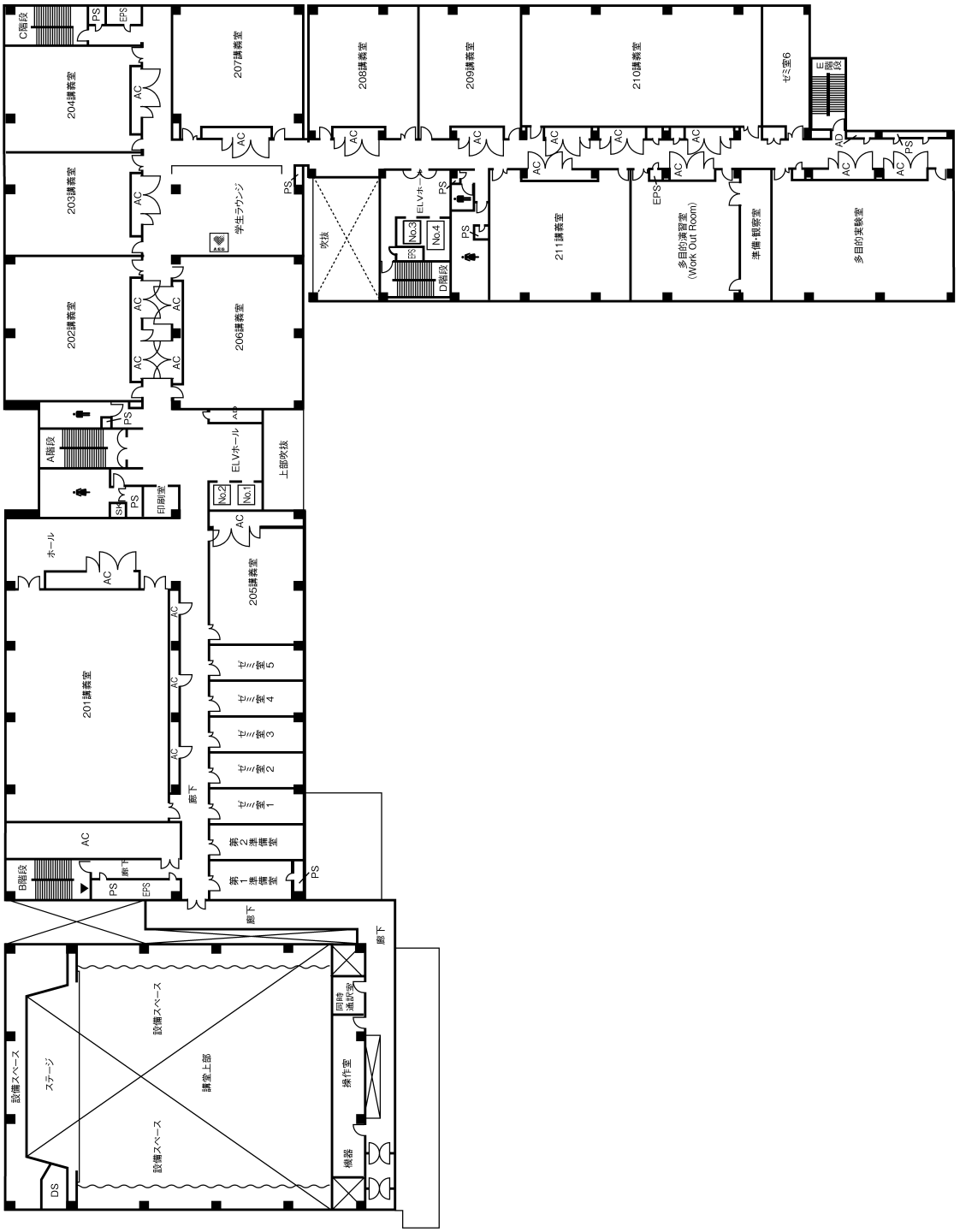
B1



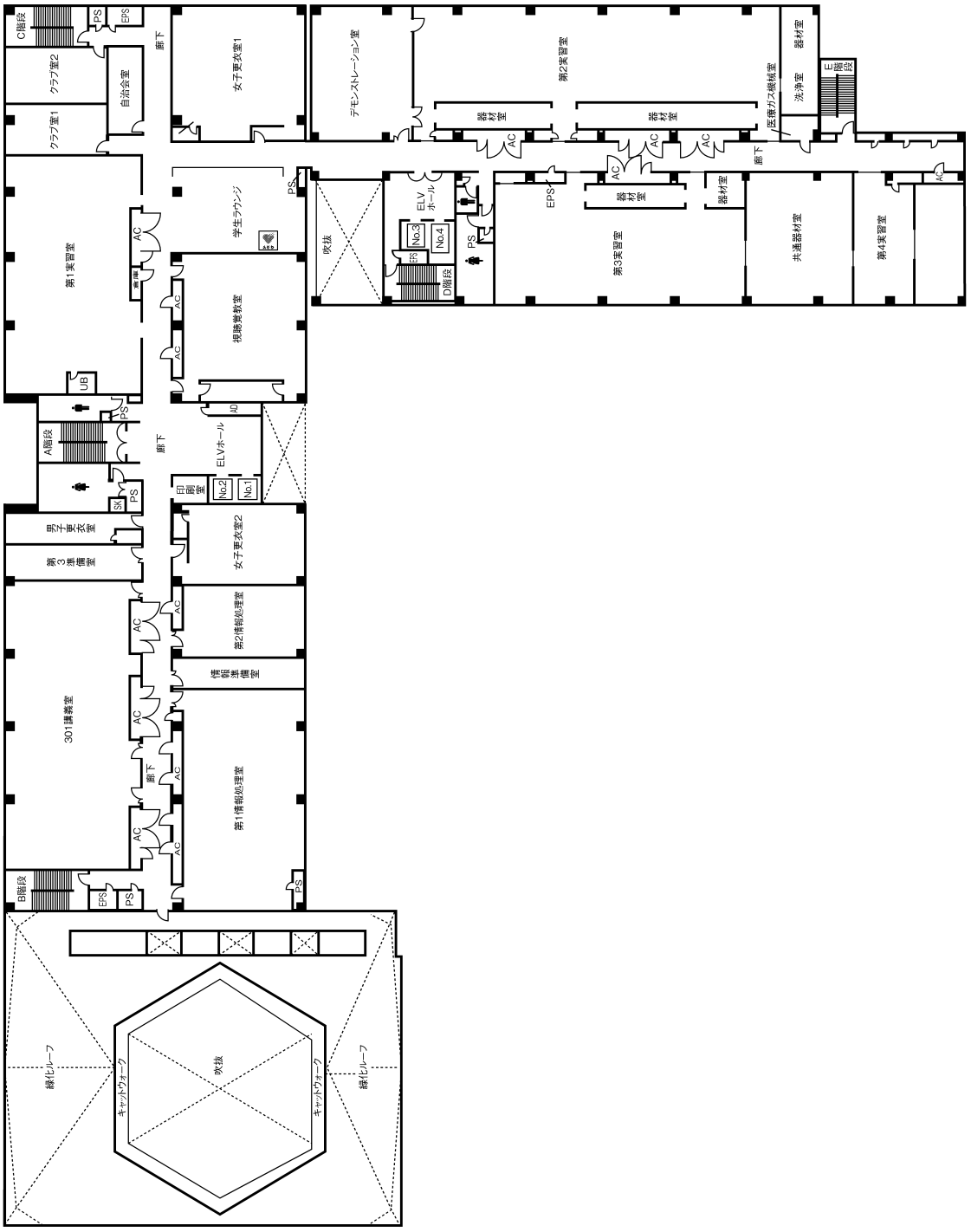
1階


事務局長室
研究科長室
学部長室
教職員控室
秘書室
学長室
応接室
E階段
廊下2
守衛室
倉庫
PS
来客用トイレ
史料室
空調機室
第2倉庫
廊下4
No.3
No.4
EPS
D階段
風除室C
保管室
学生相談室
同窓会室
第3会議室
第2会議室
第1会議室
C階段
職員控室
倉庫
設備管理室
印刷室
廊下1
第1事務室
非常勤講師室
国際人流研究センター
生協事務室
第2事務室
第1倉庫
就職支援室・奨学金支援室
ホール
史料コーナー
A階段
SK
No.2
No.1
風除室B
学生食堂
学生ラウンジ
売店
厨房
検収室
食品庫
風除室A
B階段
No.5
控室1
控室2
倉庫
バック通路
ステージ
操作
DS
広尾ホール
ロールバックチェア収納
A/C
受付
ホワイエ

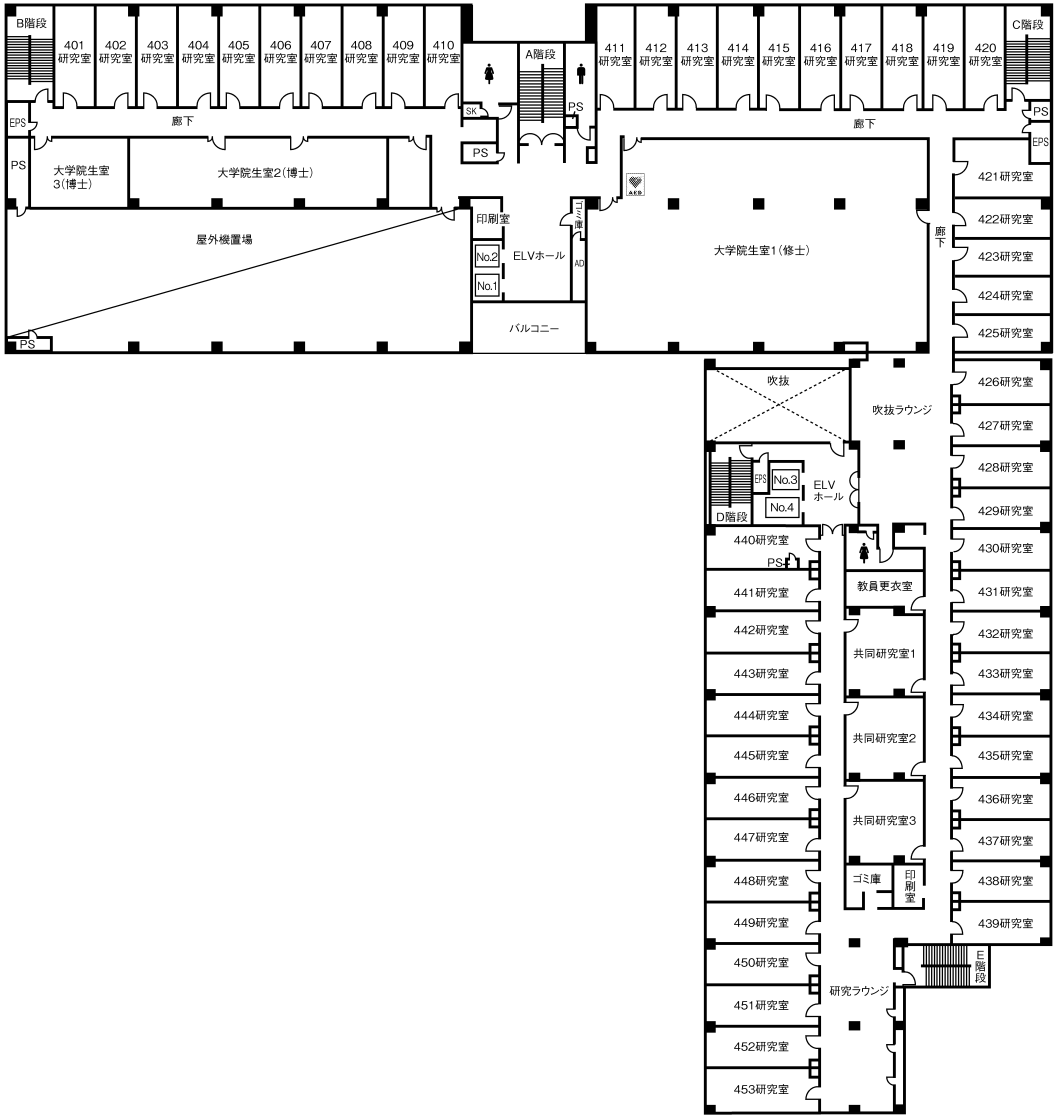
2階


C階段
PS
EPS
204講義室
AC
207講義室
208講義室
209講義室
210講義室
ゼミ室6
E階段
AD
203講義室
学生ラウンジ
吹抜
ELVホール
No.3
No.4
D階段
211講義室
多目的演習室
(Work Out Room)
準備・観察室
多目的実験室
202講義室
206講義室
A階段
印刷室
No.2
No.1
上部吹抜
ホール
201講義室
205講義室
ゼミ室5
ゼミ室4
ゼミ室3
ゼミ室2
ゼミ室1
廊下
第2準備室
第1準備室
B階段
設備スペース
ステージ
講堂上部
同時通訳室
操作室
機器
DS

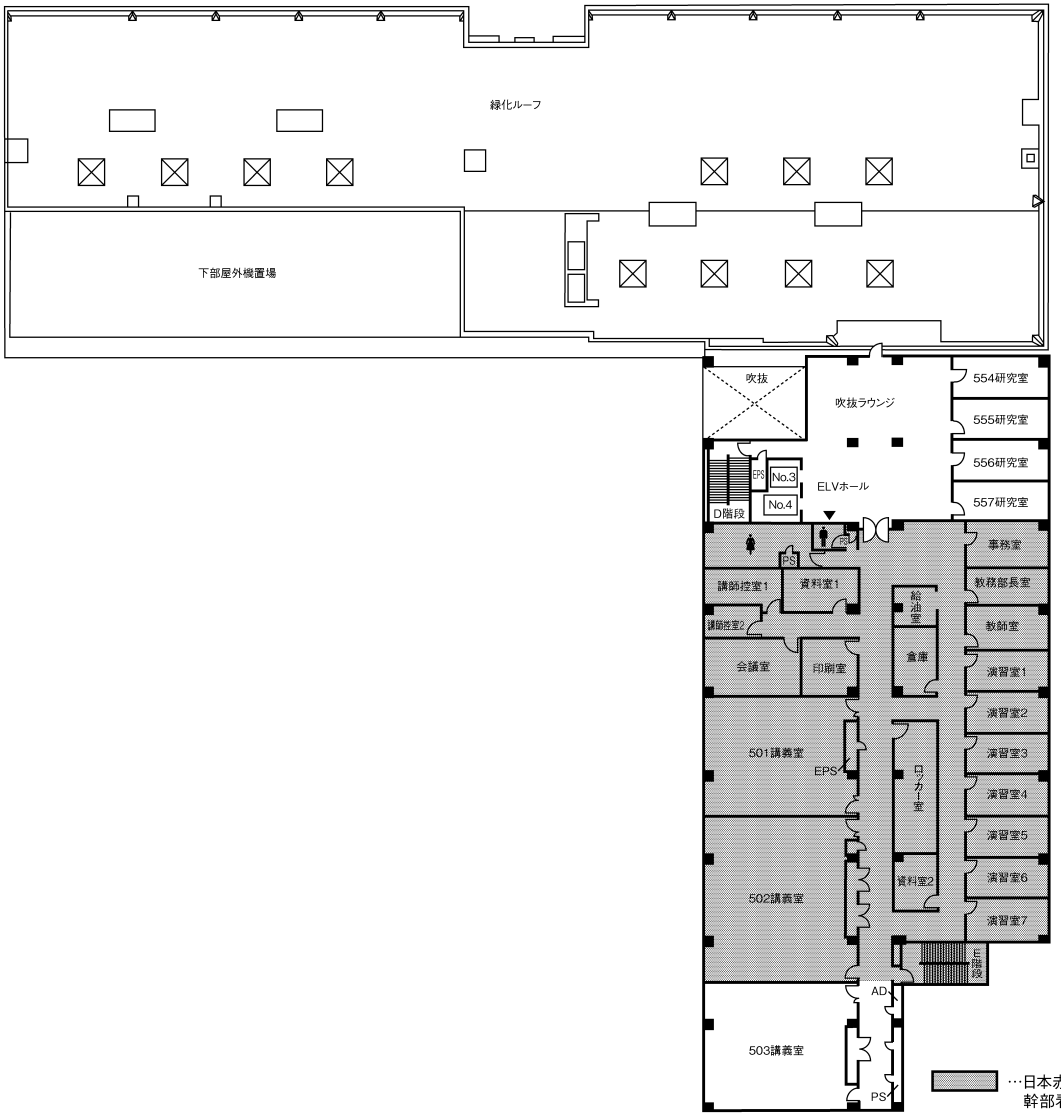
3階


C階段
PS
EPS
クラブ室2
クラブ室1
自治会室
廊下
女子更衣室1
デモンストレーション室
第2実習室
器材室
洗浄室
医療ガス機械室
E階段
AC
学生ラウンジ
第1実習室
視聴覚教室
UB
A階段
ELVホール
印刷室
No.2
No.1
男子更衣室
第3実習室
女子更衣室2
第2情報処理室
情報準備室
301講義室
第1情報処理室
B階段
吹抜
ELV
ホール
No.3
No.4
D階段
EPS-1
第3実習室
共通器材室
第4実習室
緑化ルーフ
キャットウォーク

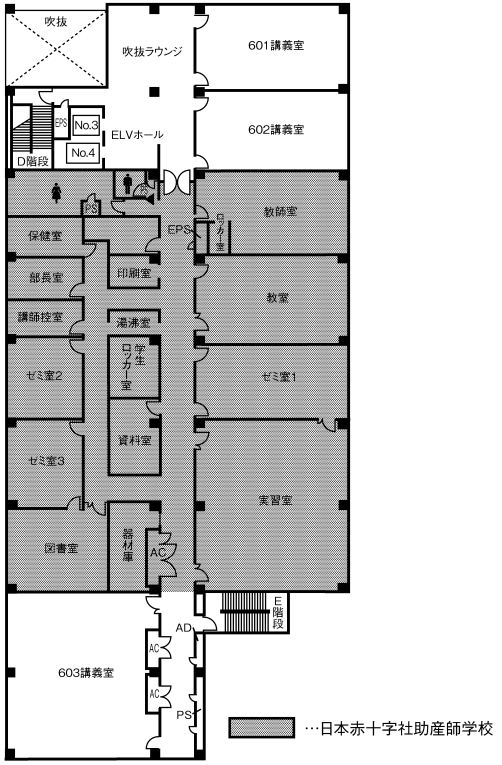
4階


B階段
401研究室
402研究室
403研究室
404研究室
405研究室
406研究室
407研究室
408研究室
409研究室
410研究室
A階段
411研究室
412研究室
413研究室
414研究室
415研究室
416研究室
417研究室
418研究室
419研究室
420研究室
C階段
EPS
SK
PS
廊下
大学院生室3(博士)
大学院生室2(博士)
屋外機置場
印刷室
ゴミ庫
No.2
No.1
ELVホール
AED
バルコニー
大学院生室1(修士)
421研究室
422研究室
423研究室
424研究室
425研究室
426研究室
427研究室
428研究室
429研究室
430研究室
431研究室
432研究室
433研究室
434研究室
435研究室
436研究室
437研究室
438研究室
439研究室
吹抜
吹抜ラウンジ
No.3
No.4
ELV
ホール
D階段
440研究室
441研究室
442研究室
443研究室
444研究室
445研究室
446研究室
447研究室
448研究室
449研究室
450研究室
451研究室
452研究室
453研究室
教員更衣室
共同研究室1
共同研究室2
共同研究室3
ゴミ庫
印刷室
E階段
研究ラウンジ

5階

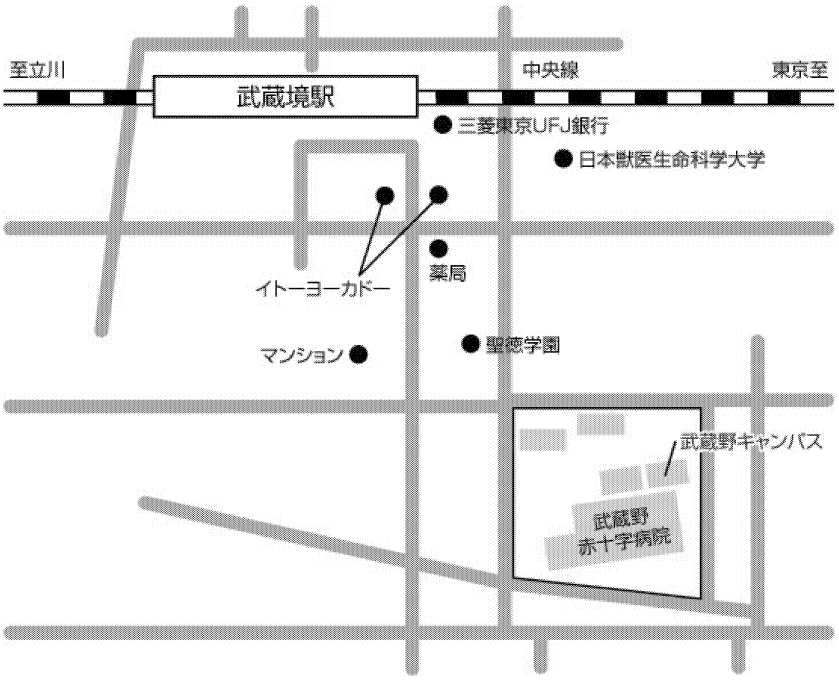

緑化ルーフ
下部屋外機置場
吹抜
吹抜ラウンジ
554研究室
555研究室
556研究室
557研究室
EPS
No.3
No.4
ELVホール
D階段
PS
事務室
講師控室1
資料室1
給油室
教務部長室
講師控室2
教師室
会議室
印刷室
倉庫
演習室1
演習室2
501講義室
EPS
ロッカー室
演習室3
演習室4
演習室5
502講義室
資料室2
演習室6
演習室7
E階段
AD
503講義室
PS
…日本赤十字社
幹部看護師研修センター

6階


吹抜
吹抜ラウンジ
601講義室
602講義室
No.3
No.4
ELVホール
D階段
PS
教師室
保健室
EPS
ロッカー室
部長室
印刷室
教室
講師控室
湯沸室
学生ロッカー室
ゼミ室2
ゼミ室1
資料室
ゼミ室3
実習室
図書室
器材庫
AC
E階段
AD
603講義室
…日本赤十字社助産師学校

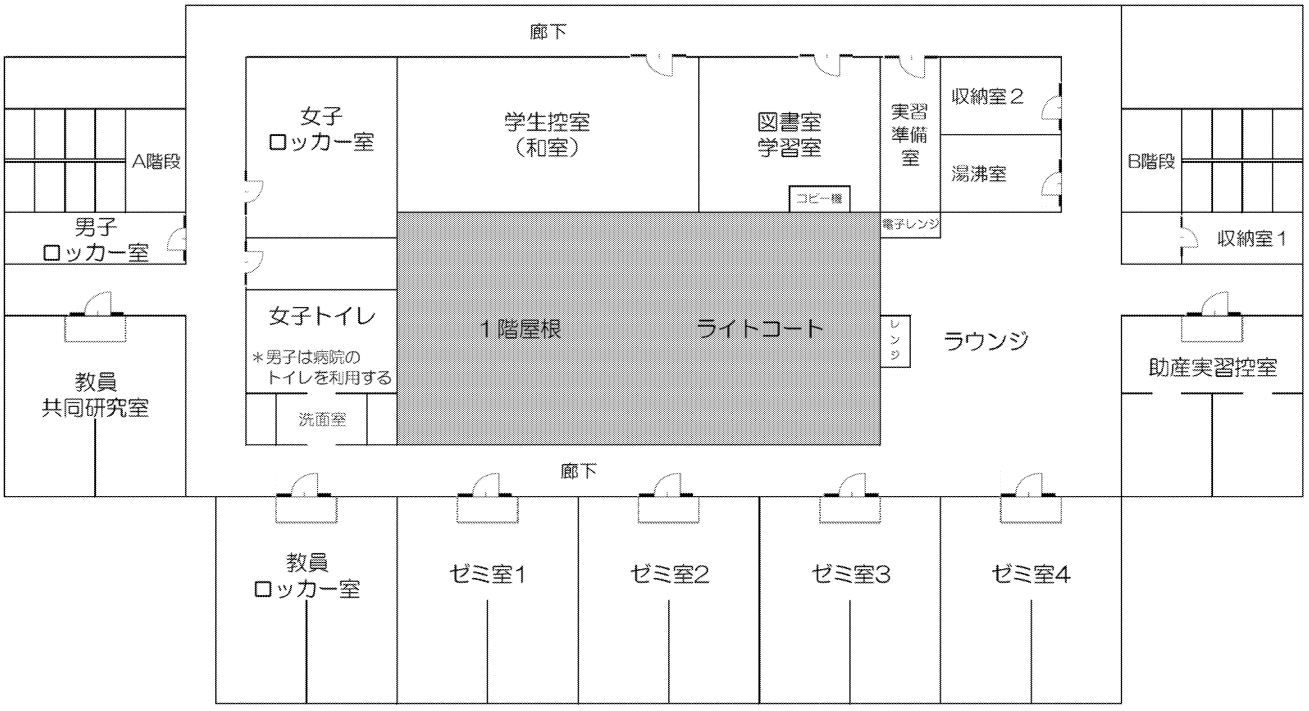
日本赤十字看護大学（武蔵野キャンパス）

武蔵野赤十字病院で実習等を行うための教育・研究施設です。



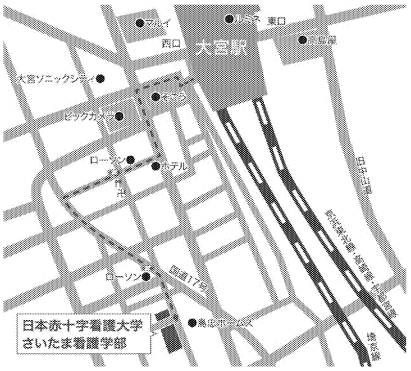
〒180-8610　東京都武蔵野市境南町 1-26-1

2 階



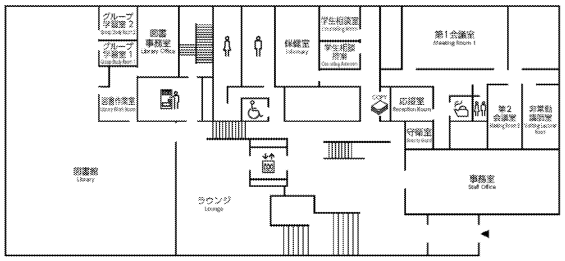
※　1階は、武蔵野赤十字病院の院内保育施設「若葉園」です。

日本赤十字看護大学　さいたま看護学部（大宮キャンパス）

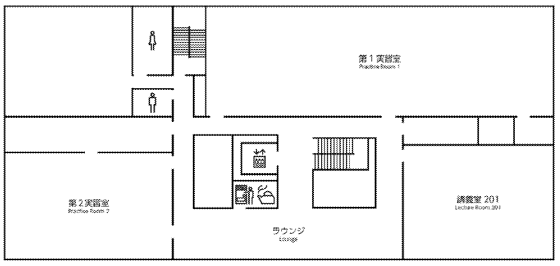


〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合 8-7-19

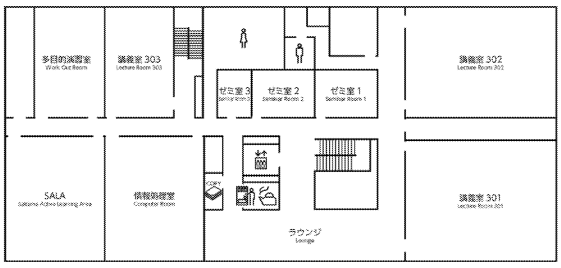
１ 階



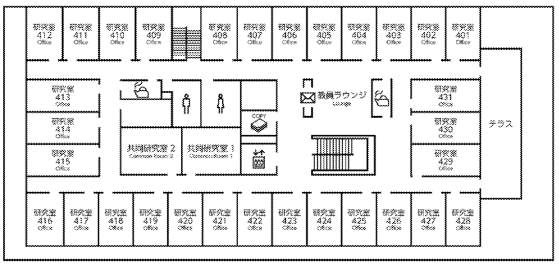
２ 階



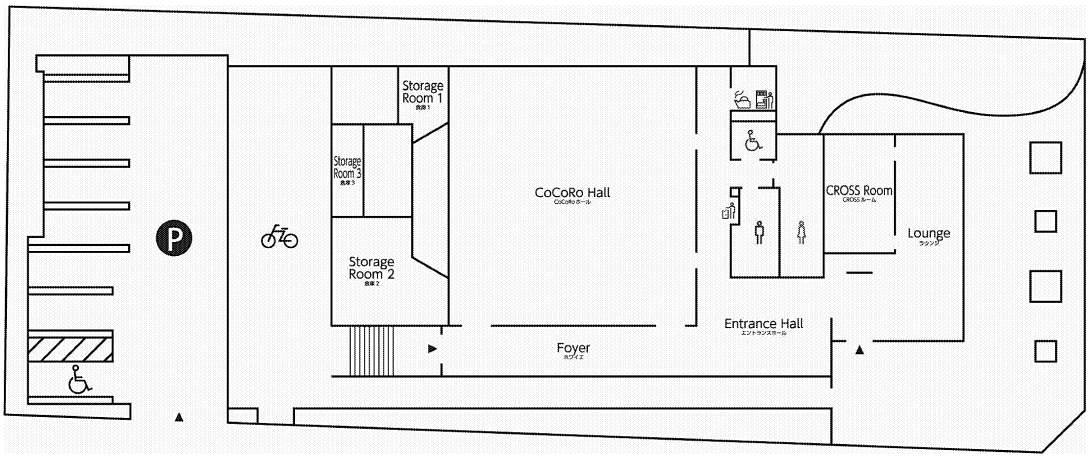
３ 階



４ 階



別 館



校歌「愛のともし火」

校歌は、日本赤十字社医療センターの前身である日本赤十字社中央病院の当時、看護婦副監督杉山里つが師事していた恩師で、著名な歌人、佐々木信綱氏に作詞を依頼し、昭和31年（1956年）５月に「愛のともし火」と題する歌詞ができた。

作曲は佐々木氏の紹介により、信時潔氏に依頼し、昭和34年（1959年）３月24日に完成したものである。

ささげもつ　　愛のともし火
いただける　　真白きキャップ（帽子）
尊く長き　　歴史のもとに
社会の福祉に　　奉仕すべく
ああ赤十字　　吾らは誓う

仰ぎ見る　　富士は久遠に
春秋の　　ながめも清し
学びの窓に　　日に日に学び
希望の花々　　かざし持たむ
ああ赤十字　　吾らは勉む

人類の　　平和願いて
博愛の　　精神を胸に
炎の中も　　ほほえみ住かむ
救助を求むる　　声を聞かば
ああ赤十字　　吾らは進む

貞明皇后御歌「四方の国」

大正14年（1925）に皇后陛下（貞明皇后）から日本赤十字社に賜った和歌で、当時の東京音楽学校に作曲を依頼した。

日本赤十字社でも式典などの際には斉唱している。

四方のくに　　むつみはかりて　　すくはなむ　　さちなき人の　　さちをえつへく

日本赤十字看護大学校歌

愛のともし火

佐々木信綱作詞
信時　潔作曲

♩＝約 100
さわやかに




mf
しゃかいのふくしにほうしすべく
きぼうのはなばなかざしもたむ
mf
すくいをもとむるこえをきかば
mf
f
あああせきじゅうじわれらはちかーう
あああせきじゅうじわれらはつとーむ
f
あああせきじゅうじわれらはすすーむ
f
ff
あああせきーじゅうじわれらはちかう
あああせきーじゅうじわれらはつとむ
ff
あああせきーじゅうじわれらはすすむ
ff

貞明皇后御歌

四方の国



四方のくにむつみはかりてすくはなむ
さちなき人のさちをえつつ



校章

校章は楕円形の燻銀台で、その中央に赤十字の標章を掲げ、看護の象徴としてランプを配置してある。このランプはクリミアの病院でナイチンゲールがともした“明り”を意味するものである。

この校章は日本赤十字女子短期大学となった折りに、当時の学生からデザインを募り看護教員が手を加えて新しくつくられたものである。なお、現在も本学の校章として使用している。

赤十字について

赤十字はスイスのジュネーブで誕生し、正式な名称は「国際赤十字・赤新月運動」（以下、赤十字）といいます。

赤十字誕生のきっかけとなった出来事は1859年、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノにおけるスイス人、アンリー・デュナンの活動にあります。負傷兵の悲惨な状況を目撃したデュナンは「傷ついた兵士はもはや兵士ではない。一人の人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない」との信念にしたがい、村の人々とともに不眠不休の救護活動に当たりました。

やがてジュネーブに戻ったデュナンは、この激戦の模様を『ソルフェリーノの思い出』という一冊の本に著し、平和な時から各国に負傷兵を敵味方の区別なく救護するボランティアの団体を創設すること、そしてその活動を国際条約で保護することを訴えました。この主張はヨーロッパ各国に大きな反響を呼び、デュナンとその仲間たちの努力により 1863 年 2 月に赤十字が誕生し、翌 1864 年には最初のジュネーブ条約が調印されました。これが今日の赤十字と国際人道法のはじまりです。

今日、赤十字は国家や宗教の違いを超えて世界の 191 カ国（2026 年 1 月現在）に組織されるようになり、当初 12 カ国であったジュネーブ条約の締約国も 196 カ国に及び、世界で最も著名な人道機関の一つとして知られるようになりました。その活動は、紛争犠牲者の保護救済のみならず、平時の自然災害や疾病治療と予防、災害対策など広範にわたり、人のいのちと健康、そして尊厳を守るために世界の人々とともに活動しています。

すべての赤十字社、赤新月社（イスラム教国に多い赤十字組織の名称）は、共通の行動規範ともいえる「国際赤十字・赤新月運動の基本原則」に従って活動しています。この基本原則の多くは、現在、国際社会における人道支援の重要な規範と見なされています。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

■人道　（Humanity）
国際赤十字・赤新月運動は、戦場において差別なく負傷者に救いの手を差し伸べたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。生命と健康を守り、人間を尊重することを目的とし、すべての人の相互理解、友情、協力及び恒久の平和を促進する。

■公平　（Impartiality）
国際赤十字・赤新月運動は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する苦痛をまっさきに取り扱う。

■中立　（Neutrality）
すべての人からいつも信頼を受けるために、国際赤十字・赤新月運動は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の論争には参加しない。

■独立　（Independence）
国際赤十字・赤新月運動は独立した存在である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助機関であり、その国の法律にしたがうが、つねに国際赤十字・赤新月運動の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。

■奉仕　（Voluntary Service）
国際赤十字・赤新月運動は、利益を求めない自発的な救護を行う運動体である。

■単一　（Unity）
いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しかありえない。赤十字社、赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行なわなければならない。

■世界性　（Universality）
国際赤十字・赤新月運動は世界に広がる運動体であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の地位を有するとともに、相互援助を行う同等の責任と義務を共有する。

2026年４月１日発行

発行　日本赤十字看護大学
〒150-0012　東京都渋谷区広尾４丁目１番３号
TEL　03（3409）0875

印刷　株式会社　ワコー
〒102-0072　東京都千代田区飯田橋３丁目11番７号
TEL　03（3295）8011

学籍番号	
氏　　名	